動物の愛護及び管理をめぐる
現状と課題

平成 24 年 8 月

衆議院調査局環境調査室

「衆議院ホームページ」の「調査局作成資料」にて本資料の電子ファイル（ＰＤＦファイル）を閲覧することができます。

＜電子ファイルへのアクセス方法＞

「衆議院ホームページ（http://www.shugiin.go.jp/）」→「調査局作成資料（http://www.shugiin.go.jp/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Shiryo/index.htm）」をクリック→「各調査室作成資料」をクリック→資料名を選択してクリック→電子ファイルが開きます。

※ 本資料は、平成 24 年8月 10 日時点の各種資料等に基づき、作成いたしました。

本資料に関するお問合せは、衆議院調査局環境調査室（下記）へお願いいたします。

Tel　03-3581-5111（代）
〔内線〕 68606、68611、68607
03-3581-6733（直通）
Fax　03-3581-7700

担 当：那 須、大 友、後 藤

発刊に当たって

人間は有史以来、イヌ・ネコ・ウマ・ウシ・ブタなど、多くの動物たちと生活を共にしてきました。ある時は狩猟の友となり、またある時は家庭の中でペットとしてかわいがられ、さらには肉や乳製品など食料として活用され、近年では科学技術のために使われるなど、人間は、動物を様々な用途に利用することで、現代に至る文明を築いてきたと言っても過言ではありません。

現在、我が国の法体系では動物は「モノ」とされていますが、動物も人間と同様に生命をもち苦痛を感じる存在であり、尊厳を持って取り扱われるべきことは言うまでもありません。他方、動物が人の生命・身体や財産に対して影響を及ぼし得ることから、動物の適切な管理もまた求められています。

このような動物の適切な取扱いについて規定したのが、「動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）」です。同法の第2条（基本原則）では、「動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物との共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない」と規定されており、まさに動物の愛護と適正な管理との両立が謳われているところです。

動物愛護管理法は、昭和48年に議員立法により成立し、平成11年及び同17年に、同じく議員立法により改正されて現在に至っています。過去2回の改正で、ペットショップなど動物取扱業の届出制から登録制への引上げや罰則の強化など、規制が強化されてきました。しかしながら、その後も不適正な飼養や販売の事案が後を絶たず、痛ましい動物虐待も各地で発生しているため、動物愛護団体等から同法の更なる改正を求める意見も上がっています。

このため、平成22年8月より、環境省の中央環境審議会動物愛護部会動物愛護管理のあり方検討小委員会において、動物愛護管理法の見直しに向け、動物取扱業の適正化や虐待の防止等の多岐にわたる議論がなされ、昨年12月に報告書が取りまとめられました。今国会では、議員立法による同法改正案の提出が見込まれており、今後の議論の行方が注目されます。

本資料は、委員会における立法調査等に資するよう、①動物愛護管理法のあらまし、②動物の愛護及び管理をめぐる課題について、できる限り簡明に取りまとめたものです。

本資料が、議員の立法調査活動に少しでも御活用いただければ、誠に幸いでございます。

平成24年8月

衆議院調査局環境調査室長
専門員　髙梨金也

調　査　担　当　者

衆議院調査局環境調査室

専門員（室長）　髙　梨　金　也

首席調査員　　関　　武　志

調査員　　那　須　　茂

調査員　　大　友　裕　之

調査員　　後　藤　一　平

目　　次

Ⅰ　動物愛護管理法のあらまし

1　現行の動物愛護管理法に係る経緯 …… 1

(1) 動物保護管理法の制定……1
(2) 平成 11 年の動物保護管理法改正……1
(3) 平成 17 年の動物愛護管理法改正……2

2　現行の動物愛護管理法の概要及び同法を取り巻く状況…… 3

(1) 目的……6
(2) 基本原則……6
(3) 動物愛護週間……7
(4) 基本指針と推進計画 ……7
(5) 動物の飼い主等の責任……8
(6) 動物の飼養及び保管等に関するガイドライン ……14
(7) 動物取扱業者の規制 ……15
(8) 周辺生活環境の保全措置 ……22
(9) 危険な動物の飼養規制……24
(10) 犬猫の引取り等……27
(11) 動物愛護担当職員等……31
(12) 動物を科学上の利用に供する場合の方法……35
(13) 罰則 ……42

Ⅱ　動物の愛護及び管理をめぐる課題

1　現行制度をめぐる状況の変化 …… 45

(1) 動物愛護管理法の見直しに向けた背景……45
(2) 今回の改正に向けた動き……45
2　動物愛護管理法見直しに向けての論点整理…… 51
論点１：動物取扱業の適正化……51
論点２：虐待の防止……85
論点３：多頭飼育の適正化……89
論点４：自治体等の収容施設……91
論点５：特定動物の取扱い……93
論点６：実験動物の取扱い……95
論点７：産業動物の取扱い……98
論点８：罰則の強化…… 100
論点９：その他…… 102

III　参考資料

1　動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）……109
2　動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 107 号）‥ 121
3　動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第１号） 122
4　直近の動物愛護管理法関係の政省令の改正内容…… 132
5　狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）……135
6　動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針 141
7　家庭動物等の飼養及び保管に関する基準…… 154
8　展示動物の飼養及び保管に関する基準…… 159
9　実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準・170
10　産業動物の飼養及び保管に関する基準…… 176
11　動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置 … 177

12　犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置 ……181
13　動物の殺処分方法に関する指針 ……187
14　飼育改善指導が必要な例（虐待に該当する可能性、あるいは放置すれば虐待に該当する可能性があると考えられる例）について‥ 188
15　「犬又はねこの引取り業務に当たっての参考事項」の送付について ……191
16　動物愛護管理に係る平成 20 年度地方交付税措置の創設について‥195
17　「狂犬病予防法に基づく抑留業務等について」に係る留意事項について‥196
18　犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について …… 197
19　動物愛護管理のあり方検討報告書 …… 198
20　動物愛護管理法改正に係る請願・意見書・陳情（第 180 回国会）（衆議院環境委員会付託・送付分） …… 212
21　過去の委員会決議・附帯決議 …… 215
22　動物愛護管理関係予算（平成 24 年度） …… 218

Ⅰ　動物愛護管理法のあらまし

１　現行の動物愛護管理法に係る経緯

（１）動物保護管理法の制定

現行の動物愛護管理法の前身である「動物の保護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号)」(以下「動物保護管理法」という。）が昭和 48 年９月に制定される以前は、動物の保護（愛護）と管理を目的とした総合的な法律はなく、動物愛護団体等の間でその制定を求める運動があったものの社会的関心も低かったことから法律の制定には至らなかった。このため、軽犯罪法等の個別法令や地方自治体の条例において、動物に対する虐待の防止や動物による危害の発生防止に関する措置が定められるのみとなっていた。しかしながら、犬による咬傷事故が多発し社会問題化するとともに、昭和 46 年の天皇の訪英を前にした、英国の新聞等における「日本には動物愛護に関する法律がなく、犬が虐待されている」と非難する記事が掲載され、我が国の動物愛護施策の遅れに外国の批判が相次いだことを発端として、動物愛護管理に関する法律の制定の機運が醸成されていった。

こうした状況を踏まえ、昭和 48 年９月に動物保護管理法が、我が国初の動物の保護（愛護）と管理のための総合的な法制度として議員立法によって制定され、昭和 49 年４月１日から施行された。

（２）平成 11 年の動物保護管理法改正

平成 11 年には、人々の生活において愛玩だけでなく伴侶としての動物の重要性の高まり、動物等の虐待事件の社会問題化、動物をめぐる迷惑問題の顕在化等の状況を踏まえ、動物の飼養をより適正化することによって、人と動物とのより良い関係づくりを進めること及びそれにより生命尊重や友愛等の情操面の豊かさを実現していくため、動物保護管理法の改正が議員立法で行われた。同改正は、昭和 48 年に同法が制定されて以来、初の実質的な改正であった。動物を命あるものとして位置付け、動物取扱業の届出制や周辺環境の保全勧告等の措置を導入するとともに、法律の名称を「動物の愛護及び管理に関する法律」(以下「動物愛護管理法」という。）に改めるなどの抜本的改正であり、平成 12 年 12 月１日から施行された。主な改正内容は、以下の通りである。

①法律の名称の改正（「動物の保護及び管理に関する法律」⇒「動物の愛護及び管理に関する法律」）及び目的、基本原則の改正
②動物の所有者又は占有者の責務等の強化
③動物販売業者の責務を規定
④動物取扱業への届出制の導入
⑤周辺の生活環境の保全に係る勧告措置の導入
⑥地方公共団体における動物愛護担当職員の配置及び動物愛護推進員の委嘱等を規定
⑦犬及び猫の繁殖制限に係る努力義務等を規定
⑧虐待及び遺棄に対する罰則の強化

（３）平成 17 年の動物愛護管理法改正

平成 11 年の法改正後も依然として動物の不適切な飼養や近隣への迷惑問題があり、動物取扱業のより一層の適正化、個体登録措置の推進などの必要性が指摘されていた。また、平成 11 年改正法の附則に、「改正法の施行後５年（平成 17 年 12 月）を目途として、改正法の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じる」旨の検討条項が設けられるとともに、その検討に当たっては、動物取扱業の登録制などの措置についての実施可能性や規制対象となる動物取扱業の範囲等に関しても検討を行うこと等を内容とする決議が衆議院内閣委員会（平成 11 年 12 月 7 日)、参議院国土環境委員会（平成 11 年 12 月 14 日）において付されていた（参考資料 21 参照)。

こうしたことから、動物取扱業の適正化、識別措置の推進、危険な動物の適正管理の確保等により動物の愛護管理のより一層の推進を図るため、動物愛護管理法の改正が議員立法で行われた。同改正法は、平成 18 年６月１日から施行された。主な改正内容は、以下の通りである。

①基本指針及び動物愛護管理推進計画の策定
②動物取扱業の適正化（届出制⇒登録制）
③個体識別措置の推進
④特定動物の飼養等規制の全国一律化
⑤動物を科学上の利用に供する場合の配慮
⑥学校等における動物愛護の普及啓発
⑦動物由来感染症の予防
⑧犬猫引取り業務の委託先の明記
⑨虐待及び遺棄に対する罰則の強化

2　現行の動物愛護管理法の概要及び同法を取り巻く状況

動物愛護管理法は、動物への虐待の防止及び適正な飼養など、動物を大切に取り扱う（＝動物の愛護）ことと、動物が人や物に対して危害を加えたり迷惑をかけたりしないよう適切に管理する（＝動物の管理）ことを目的とする法律である（図Ⅰ－２－１参照)。

図Ⅰ-２-１：動物愛護管理法の概要

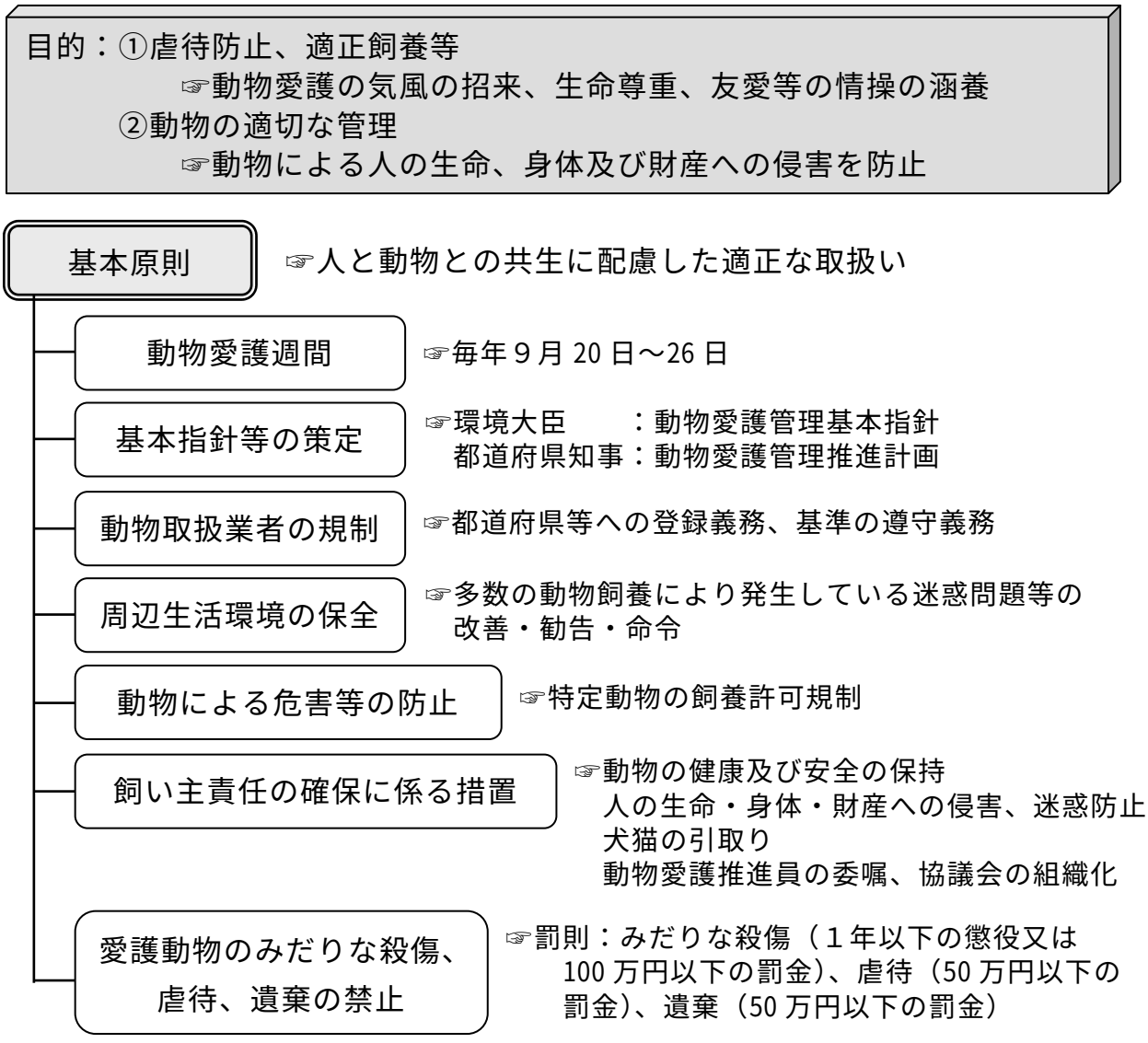

（環境省資料を基に当室作成）

ア　「動物の愛護」と「動物の福祉」

動物愛護管理法の目的の一つに、「動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資する」ことが掲げられている。

ここでいう「動物の愛護」（protection of animals）とは、主に犬や猫

に代表される家庭動物（ペット）を対象として、愛情や優しさを持って対象である動物の習性等に配慮して取り扱うこと、すなわち、人間の側からの動物に対するその習性等に十分配慮した適正な飼養をその中核としたアプローチであり、動物とのより良い関係づくりを目指す行為の総体であることとされている[1]。

これに対し、動物関係法令が 19 世紀前半より段階的に整備されてきた欧州においては、主に牛や馬に代表される産業動物とマウスやラットに代表される実験動物を対象として、「個体としての動物を不必要な苦痛から保護する[2]」との発想に基づき、動物の立場に立ってその生活の質を高めることを通じて動物自身の利益を保護する、という「動物の福祉」（welfare of animals）の考え方が主流となっている。

両者の考え方には、人間が主体となるか、動物が主体となるかといった違いがあり、我が国においては基本的には前者の考え方に立った法制度である。しかし近年では、動物の福祉の理念も動物愛護管理法に盛り込むべきとする要望を踏まえて、中央環境審議会においても、いわゆる「５つの自由」（①飢えと渇きからの自由、②不快からの自由、③痛み・傷害・病気からの自由、④恐怖や抑圧からの自由、⑤正常な行動を表現する自由）の概念に関しては、産業動物に限定せずに動物全体に対する理念として本法に明記することが望ましいと結論付けられるなどの動きがある。

イ　動物愛護管理法の対象となる動物の範囲

動物愛護管理法の対象動物は、犬や猫等の家庭動物（ペット）に限らず、動物園等で展示されている展示動物、科学上の利用に供される実験動物、畜産に供される産業動物（畜産動物）なども含まれており、一義的には飼養動物全般が本法の対象である。

ただし、個々の条文が対象とする動物の範囲はその目的や措置内容等によって異なっており、動物一般であったり犬猫限定であったりするなど、条文により適用される動物とされない動物が混在する（表Ⅰ－２－１参照）。この点に対しては、複雑であるため見直すべきとの指摘がなされている[3]。

---

1 動物愛護管理法令研究会編『改正動物愛護管理法　解説と法令・資料』（青林書院、平成 13 年）（以下「平成 11 年改正解説」という。）36-37 頁

2 青木人志『日本の動物法』（東京大学出版会、平成 21 年）７頁

3 ＮＰＯ法人地球生物会議（ＡＬＩＶＥ）「動物愛護管理法改正案の提言（要旨）」項目１

表Ⅰ-2-1：各規定によって異なる対象動物の範囲

番号	措置の種類	対象動物	目的、措置内容等
2条	基本原則等	動物一般	虐待防止及び適正な取扱い 動物による人への危害の防止
5条 6条	基本指針 動物愛護管理推進計画	動物一般	施策の総合的・体系的な推進等
10条～ 24条	動物取扱業の規制	哺乳類、鳥類、爬虫類 （畜産・実験用を除く）	動物取扱業者の実態把握 動物の適正な飼養保管の確保等
25条	周辺の生活環境保全のための勧告措置	哺乳類、鳥類、爬虫類 （畜産・実験用を除く）	動物の多頭飼養による生活環境被害の防止
26条～ 33条	特定動物の飼養規制等	動物一般 （政令により哺乳類、鳥類、爬虫類を規定）	動物による人への危害防止等
35条	都道府県による犬及び猫の引取り	犬、猫	犬、猫の保護等（遺棄の防止等）
36条	負傷動物等を発見した者による通報の努力義務 都道府県等による負傷動物等の収容	犬、猫等	犬、猫等の保護 動物の死体等の適正処理等
37条	犬及び猫の所有者に対する繁殖制限の努力義務	犬、猫	犬、猫の適正な飼養保管等
40条	動物を殺す場合の苦痛軽減の努力義務	動物一般	動物の苦痛の軽減等
41条	動物を科学上の利用に供する場合の方法及び事後措置等	動物一般	動物の苦痛の軽減等
44条	殺傷・虐待・遺棄の禁止	愛護動物 ○牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる ○上記のほか、人が占有している哺乳類、鳥類又は爬虫類	動物の保護等

（出所：環境省資料（一部加工））

これらの規定が置かれた理由としては、対象となる動物の利用目的によって、動物愛護管理法の適用される範囲が大きく異なる点が挙げられる。家庭動物と展示動物については「終生飼養」が基本となっているのに対し、実験動物と産業動物については動物を終生飼養せず最終的に殺して何らかの苦痛を与えることとなるために、「苦痛の軽減等」に重点が置かれている。後者の場合、現状では動物の利用に係る法規制は別法で定められており、動物愛護管理法は理念法としての位置付けにとどまっている（図Ⅰ－２－２参照）。これに対しては、同法の中に一定の規定を設けるべきとの指摘が

なされている[4]一方、従前どおり別法で定めるべきとの指摘もある。

図Ⅰ-2-2：動物愛護管理法の位置付け

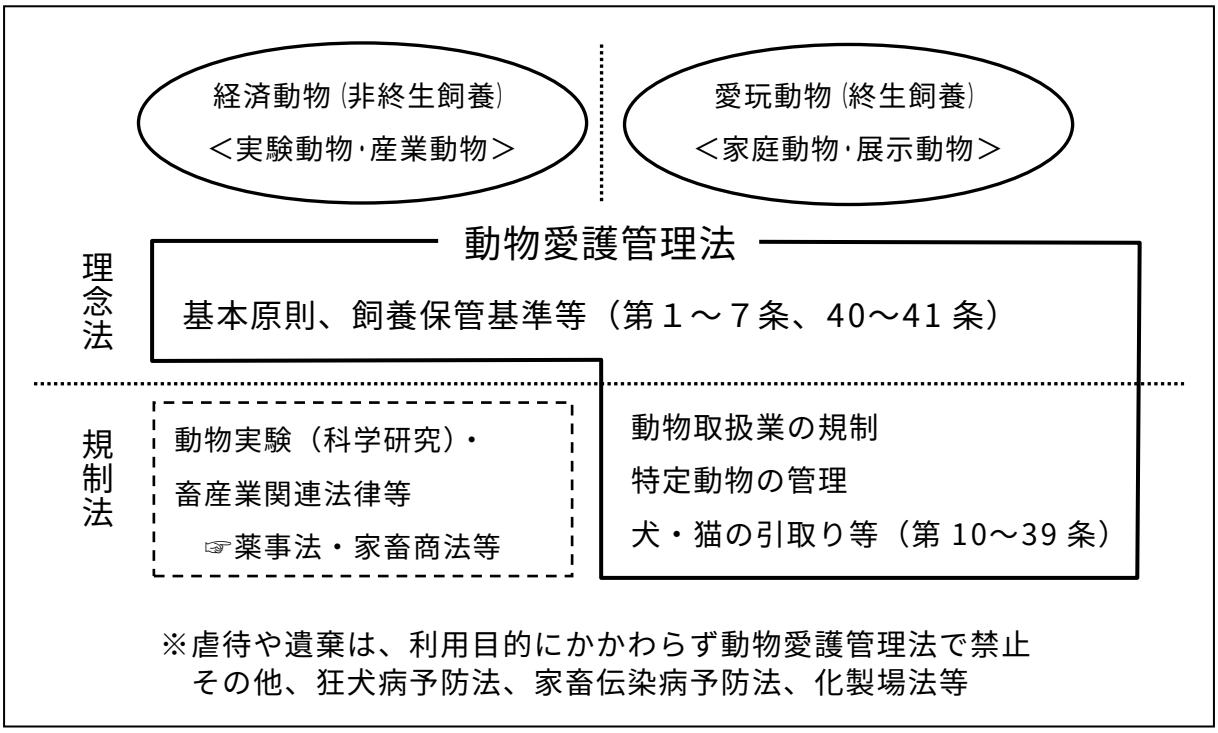

（出所：環境省資料（一部加工））

（１）目的　〔第１条〕

動物愛護管理法の目的は、動物の虐待の防止、動物の適正な取扱い及び飼養・保管の確保により、国民の生命尊重、友愛等の情操の涵養を図り、また、動物による人の生命、身体等に対する侵害の防止や近隣住民等への迷惑防止を確保するための制度的な体制構築を図ることである。

ここでいう「動物」とは、条文上は明らかにされていないが、人とのかかわりがあるものが想定されていることから、純粋な野生状態の下にある動物は含まれないものとされている。

（２）基本原則　〔第２条〕

我が国を含む多くの国の法体系では、動物は法的には「物」であり[5]、人間がその管理下にある飼養動物を所有権に基づき原則として自由に使用し

[4] 地球生物会議・前掲注・項目５

[5] 例外として、ドイツにおいては、基本法（憲法に相当）第 20a 条は「国は…（中略）…自然的生存基盤及び動物を保護する」とし、動物の保護を憲法上の要請としているほか、民法第 90a 条は「動物は物ではない」としており、動物が人でも物でもないことを明文で規定している。また、青木・前掲書・218～225 頁では、フランスにおいて動物に法人格を認め、その権利の行使の主体として動物愛護団体を想定するという法解釈が試みられていることが紹介されている。

処分することができることとなっている。

しかし、動物は生命を有するものという特殊な物であるので、所有者といえども、みだりに殺したり傷つけたりすることは許されないのみならず、実験動物や産業動物であっても合理的な目的に応じて適正に取り扱うことが求められている。このように、動物に対しては、通常の物とは異なって実質的には所有権の制限が課せられている。

こうした流れを受けて、動物愛護管理法においては、動物は単なる「物」ではなく「命あるもの」であることを認識した上で、全ての人がみだりに動物を虐待しないようにするだけでなく、人間と動物が共に生きていける社会を目指し、動物の習性をよく知ったうえで適正に取り扱わなければならないこととされている。

（３）動物愛護週間　〔第４条〕

広く国民の間に動物愛護と適正飼養についての関心と理解を深めるため、毎年９月 20 日から 26 日までを動物愛護週間としており、国や地方公共団体はその趣旨に合った行事を動物愛護団体等と共同して実施している。

（４）基本指針と推進計画　〔第５・６条〕

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するため、環境大臣が動物愛護管理基本指針（以下「基本指針」という。）を、都道府県は動物愛護管理推進計画（以下「推進計画」という。）を定めることとされている。

基本指針は、平成 17 年の法改正で導入されたのを受けて翌 18 年 10 月に環境省が策定したもので、動物の愛護及び管理に関する行政の基本的方向性及び中長期的な目標を明確化し、計画的かつ統一的な施策の遂行等を目的とするものである（図Ⅰ－２－３参照）（参考資料６参照）。基本指針は平成 29 年度までの 10 ヵ年計画とし、策定後５ヵ年目に見直しを検討することとされており、動物愛護管理法の改正内容を踏まえて見直しが行われる予定である。

図Ⅰ-2-3：動物愛護管理基本指針の主なポイント

① 動物の愛護管理の基本的考え方
- 命に対する感謝と畏敬の念を、動物の取扱いに反映
- 危害や迷惑をかけないように、飼い主は、社会的責任を十分に自覚
- 共感と参加を呼び起こすことのできる国民的総意に基づく理念を形成

②今後の施策展開の方向
- 譲渡等の推進により、犬及び猫の引取数を半減（42 万頭→21 万頭）
- 普及啓発、個体識別等の推進により、動物の遺棄防止等を徹底
- ガイドラインの策定等により、所有者のいない猫等の適正管理を推進
- 登録制度の着実な運用により、動物取扱業の一層の適正化を推進
- 動物愛護管理推進員の委嘱を推進（21 自治体→98 自治体）

③動物愛護管理推進計画の策定に関する事項
- 10 ヵ年計画として、平成 19 年度末までに一斉に策定
- 策定に当たっては、地域の事情に応じて、計画事項等を創意工夫するとともに、多様な意見の集約及び合意形成の確保に努める。

（出所：環境省資料）

推進計画は、基本方針と同じく平成 17 年の法改正で導入されたもので、基本指針に基づいて各都道府県の実情に応じて定めなければならないこととされている。東京都や茨城県ではこの法改正に先行して推進計画を定めており、また、平成 21 年までに全ての都道府県で推進計画の策定が完了している。

（５）動物の飼い主等の責任　〔第７条第１～３項、第 37 条〕

動物の飼い主は、動物の種類や習性等に応じて、動物の健康と安全を確保するように努め、動物が人の生命等に害を加えたり、迷惑を及ぼしたりすることのないように努めなければならないこととされている。

また、動物による感染症について正しい知識を持ち感染症の予防のために必要な注意を払うこと、動物が自分の所有であることを明らかにするための措置を講ずること等に努めなければならないこととされている。

ア　所有明示措置

動物愛護管理法第７条第３項においては、「動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるように努めなければならない。」とされ、所有明示の努力義務が規定されており、さらに平成 18 年の環境省告示である「動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置」（平成 18 年環境省告示第 23 号）（参考資料 11 参照）においては、家庭動

物等及び展示動物に装着・施術する識別器具等として、マイクロチップ（ＭＣ）、入れ墨、脚環等が示されている。

このうち、マイクロチップは、外形寸法はメーカーにより異なるが、直径約 2㎜、長さ約 11㎜の円筒形のガラス製カプセルで包まれた小さな電子標識器具であり、チップの中には国・メーカーコード・動物種コード・個体番号等が組み合わされた個体識別番号（ＩＤ番号）が書き込まれた機械や、アンテナの役割を果たす電磁コイル等が入っており、専用のリーダーを使って番号を読み取ることで、個体識別が可能となるものである。なお、ＩＤ番号をリーダーから送られた電波によって読み取るため、電池不要で半永久的（耐用年数：30 年程度）に使用できる（図Ｉ－２－４、５参照）。

図Ⅰ-２-４：マイクロチップ

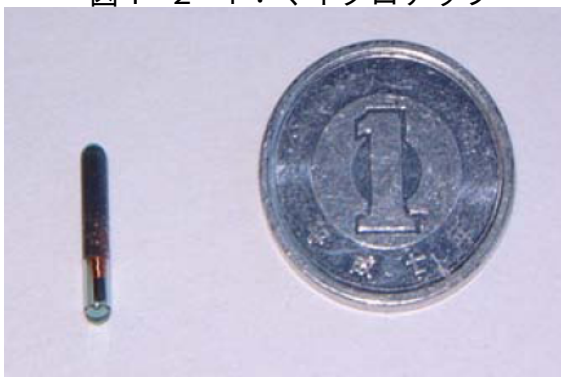

（出所：環境省資料）

図Ⅰ-２-５：マイクロチップの埋込み

（出所：環境省資料）

また、基本指針においては、所有明示（個体識別）措置を、動物の盗難及び迷子の発生の防止に資するとともに、迷子になった動物の所有者の発見を容易にし、所有者責任の所在の明確化による所有者の意識の向上等を通じて、動物の遺棄及び逸走の未然防止に寄与するものとしている。また、所有明示措置として講ずべき施策として、①その必要性に関する意識啓発の実施、②関係省庁及び団体の協力の下での公的機関によるデータの一元的管理体制の整備、個体識別技術の普及、マイクロチップリーダーの配備等、個体識別手段の普及のための基盤整備が掲げられている。

一方、特定動物（トラ、タカ、ワニ、マムシ等の人に危害を加える恐れのある危険な動物）については、動物愛護管理法第 31 条において、「特定動物飼養者は、その許可に係る飼養又は保管をするには、当該特定動物に係る特定飼養施設の点検を定期的に行うこと、当該特定動物についてその許可を受けていることを明らかにすることその他の環境省令で定める方法によらなければならない。」とされ、同法施行規則第 20 条第３号及び環境

省告示「動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置」において、その許可明示の方法として、厳格な個体管理が必要であるため、脱落・破損・摩耗等の可能性が低く確実なトレーサビリティを確保できる点から、原則としてマイクロチップの装着が義務付けられているところである。

犬及び猫の所有明示措置の実施率は概ね増加傾向にあるが、環境省のインターネット調査によれば、平成 24 年現在、犬で約 55.1%、猫で約 38.0%となっており、近年は横ばいとなっている（図Ⅰ－２－６参照）。

図Ⅰ-２-６：犬・猫の所有明示措置の実施率

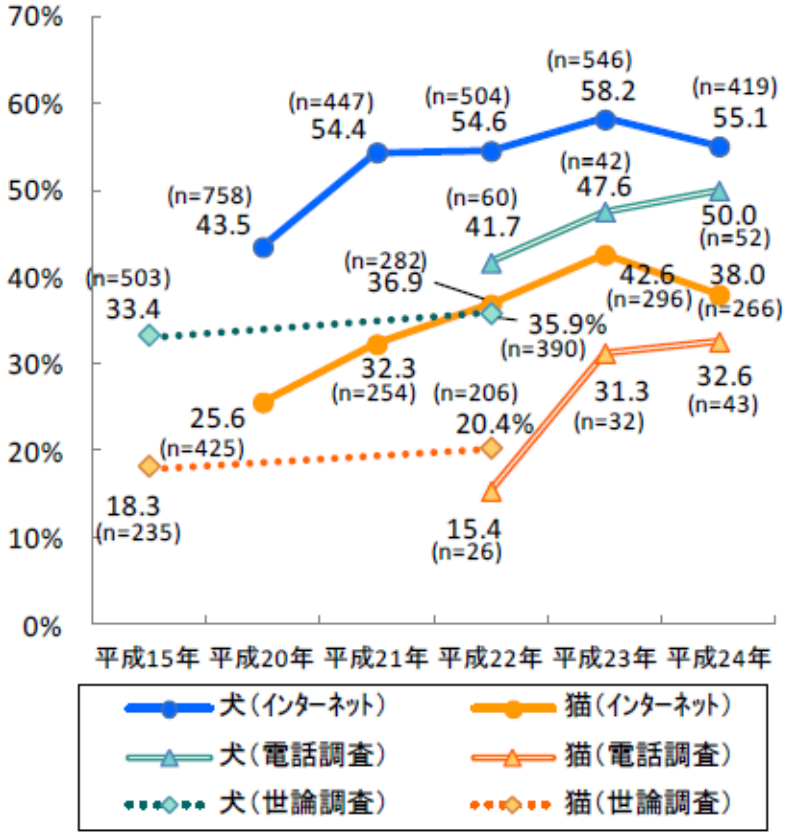

※平成 15 年・22 年における世論調査は内閣府調べ
　平成 20～24 年における電話・インターネット調査は環境省調べ

（出所：中央環境審議会動物愛護部会（第 30 回）（平成 24 年８月 10 日）資料２）

なお、その所有明示方法としては、連絡先等を記入した首輪・名札の装着、狂犬病予防法に基づく犬鑑札や注射済票が中心となっており、マイクロチップの装着は 6.8%となっている（図Ⅰ－２－７参照）。

図Ⅰ-２-７：犬・猫の所有明示措置の方法

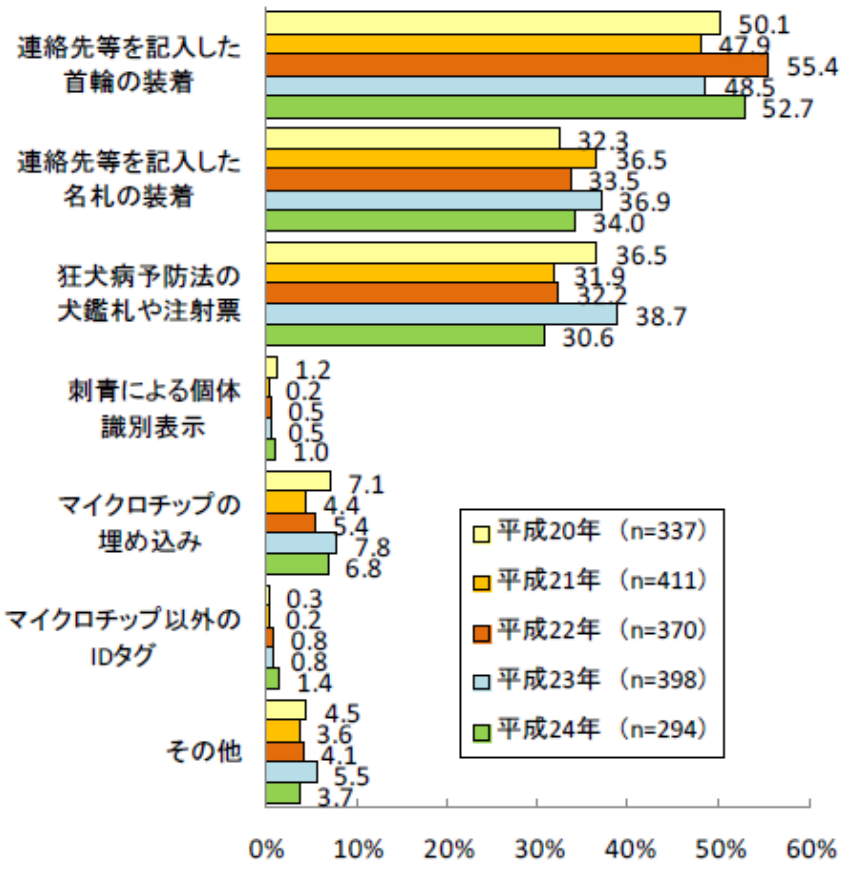

（出所：中央環境審議会動物愛護部会（第 30 回）（平成 24 年 8 月 10 日）資料２）

なお、ＡＩＰＯ（動物ＩＤ普及推進会議：Animal ID Promotion Organization）[6]のマイクロチップデータベースへの登録数の推移をみると、登録数は増加傾向にあり、平成 23 年度末時点で 60 万 2,405 頭となっている（図Ⅰ－２－８参照）。この増加の背景には、輸出入に係る犬等・特定外来生物（アライグマ等の海外起源の外来種であって、生態系等へ被害を及ぼすもの又は及ぼすおそれがある外来生物）・特定動物の個体識別にマイクロチップを導入する法改正、所有明示措置としてのマイクロチップの例示、災害における動物救護活動実施による飼育者の意識の変化、ペットショップにおける動物販売段階でのマイクロチップの犬猫への装着及びＡＩＰＯとのデータ登録に関する契約締結の動きがあるとされる。

6 動物の飼い主の責任と義務を明確にするため、また、動物 ID の普及推進により、遺棄されたり迷子になった動物や自然災害時に飼い主不明となった動物と飼い主の特定を容易にし、動物の処分等を未然に防止するなど、動物福祉の増進に寄与することを目的として、（財）日本動物愛護協会、（社）日本動物福祉協会、（社）日本愛玩動物協会、（社）日本動物保護管理協会、（社）日本獣医師会の 5 団体（団体名はいずれも当時）によって平成 14 年 12 月に設立され、マイクロチップを利用した犬猫等の家庭動物の個体識別の普及推進とデータ管理を行っている組織。

図Ⅰ-２-８：動物ＩＤ普及推進会議へのマイクロチップの登録数（累計）

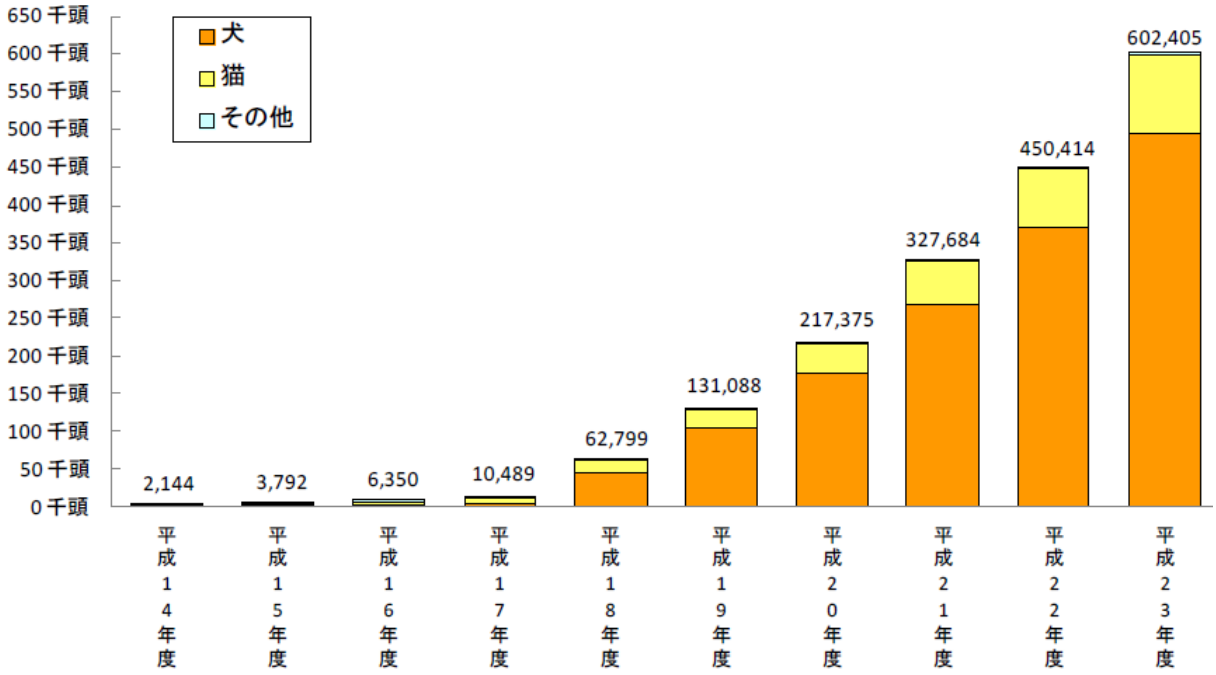

（出所：中央環境審議会動物愛護部会（第 30 回）（平成 24 年８月 10 日）資料２）

他方、犬のマイクロチップ装着については、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）（参考資料５参照）における犬の登録等との整合性を十分検討する必要がある。狂犬病予防法第４条及び第５条においては、飼い犬の取得後の一生に１回の登録と毎年１回の狂犬病予防注射の実施が義務付けられており、さらに飼い主がその犬を登録して毎年予防注射を受けさせていることを公に証明するため、犬の鑑札と注射済票の装着を義務付けている。加えて、登録・予防注射の実効性を確保するため、都道府県知事又は政令市長（以下「都道府県知事等」という。）に対し、未登録・未注射犬の捕獲・抑留権限を与えている。こうしたことから、犬の登録制度を所管する地方自治体における狂犬病予防法に係る登録、鑑札・注射済票の交付事務への影響を考慮する必要がある。

また、個体識別には専用のリーダーによるデータの読取りが必要であること、チップ自体や埋込器具のサイズについて飼い主の中には抵抗感もあることからも、マイクロチップリーダーの更なる普及開発やマイクロチップ自体の小型化等の技術開発の促進と併せて、動物取扱業者や飼い主への普及啓発等により、社会的意識を醸成し、一層の普及率向上のための取組も重要となっている。

イ　不妊去勢手術の実施

犬猫の飼い主は、みだりに繁殖することを防止するために不妊去勢手術等を行うように努めなければならないこととされている。

犬猫の繁殖力は旺盛であり、１回の出産で２～５頭を産み、年２回以上出産できることから、不妊去勢手術を怠ると飼い主が管理しきれない多頭飼育状態に陥りやすく、周辺の生活環境の悪化（悪臭・騒音等）や犬猫の飼養環境の悪化をもたらし、結果として飼育放棄（ネグレクト）等の動物虐待や都道府県及び政令市（以下「都道府県等」という。）への引取りの増加につながることが懸念されている。

そのため、以前より犬猫の不妊去勢手術の実施が呼びかけられているところである。環境省の調査によると、不妊去勢手術の実施率は昭和 54 年には犬猫ともに１割程度に過ぎなかったが、現在では犬では約 48%、猫では約 93%にまで増加した（図Ⅰ－２－９参照）。さらに、犬猫の不妊去勢手術費用の一部に対して助成金を支給している市区町村も少なくない[7]。

図Ⅰ-２-９：犬猫の不妊去勢措置の実施率の推移

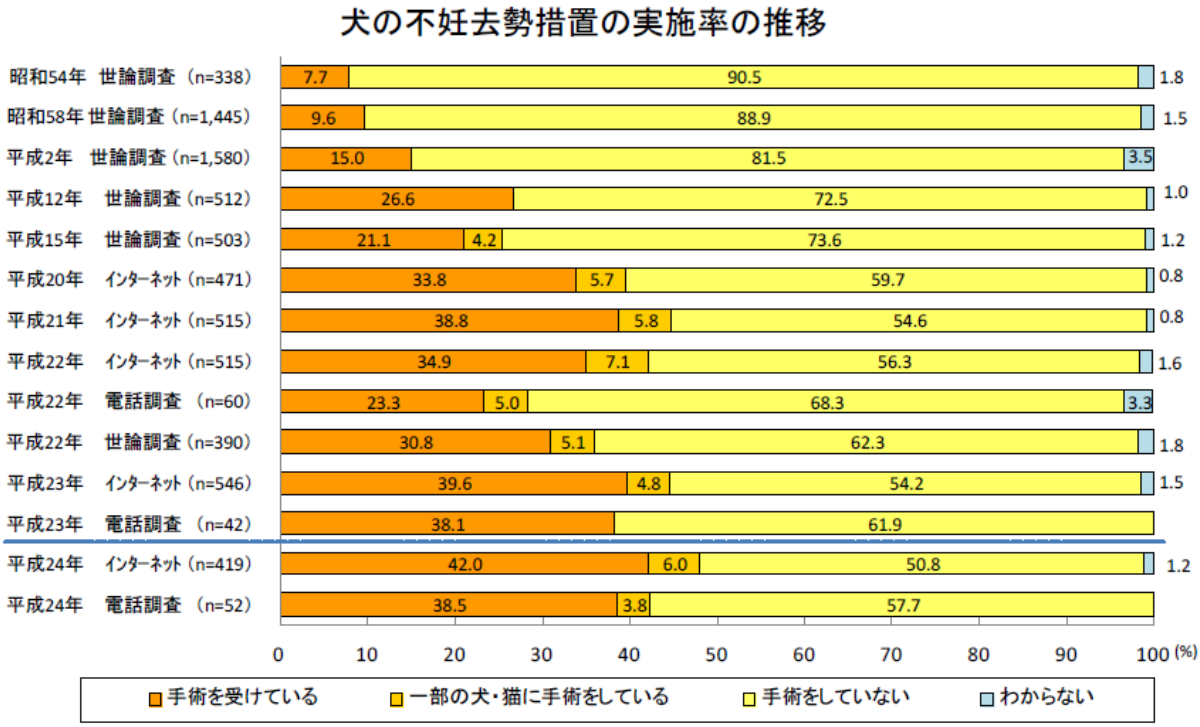

（出所：中央環境審議会動物愛護部会（第 30 回）（平成 24 年８月 10 日）資料２）

[7] 市区町村によっては、飼い主のいない猫（野良猫）の不妊去勢手術費用に限定して支給しているところも多い。金額には地域差が大きいが、東京都内では雄猫 5,000 円、雌猫 10,000 円程度である。

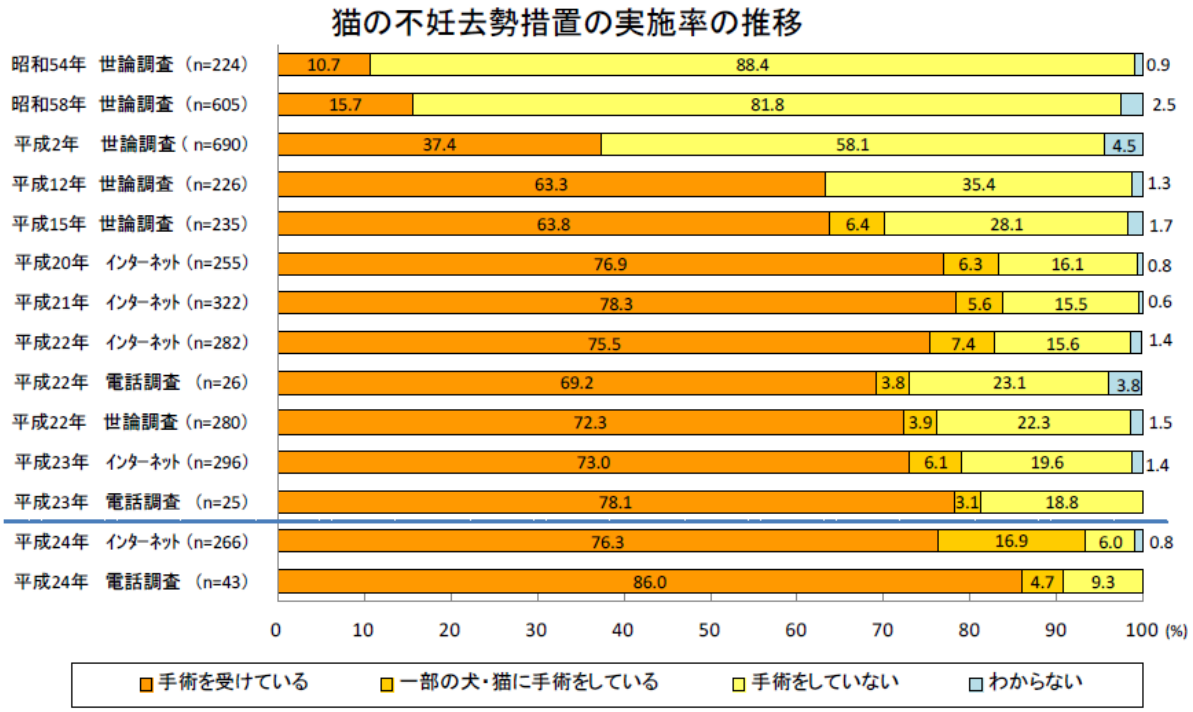

（出所：中央環境審議会動物愛護部会（第 30 回）（平成 24 年 8 月 10 日）資料２）

（６）動物の飼養及び保管等に関するガイドライン　〔第７条第４項〕

家庭動物、展示動物、産業動物、実験動物のそれぞれについて、動物の健康と安全を確保するとともに動物による人への危害や迷惑を防止するため、飼養及び保管等に関する基準が定められている。また、動物取扱業者が遵守すべき事項、特定動物の飼養の方法、動物の殺処分の方法、動物の所有権の明示方法、犬猫の引取りの方法など、動物の取扱い方法に関して各種ガイドラインが定められている（表Ⅰ－２－２参照）。

表Ⅰ-２-２：動物の飼養及び保管に関する基準等

①動物の飼養及び保管に関する基準		
分類	対象動物	基準
家庭動物	家庭や学校などで飼われている動物	家庭動物等の飼養及び保管に関する基準 （平成 19 年 11 月 12 日環境省告示第 104 号)
展示動物	展示やふれあいのために飼われている動物（動物園、ふれあい施設、ペットショップ、ブリーダー、動物プロダクションなど）	展示動物の飼養及び保管に関する基準 （平成 16 年４月 30 日環境省告示第 33 号）
産業動物	牛や鶏など産業利用のために飼われている動物	産業動物の飼養及び保管に関する基準 （昭和 62 年 10 月９日総理府告示第 22 号）
実験動物	科学的目的のために研究施設などで飼われている動物	実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準 （平成 18 年４月 28 日環境省告示第 88 号）
②その他の基準		
内容	対象動物	基準
動物取扱業者	家庭動物、展示動物	動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成 18 年１月 20 日環境省告示第 20 号)
特定動物の飼養	特定動物	特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目（平成 18 年１月 20 日環境省告示第 21 号）
		特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成 18 年１月 20 日環境省告示第 22 号）
殺処分の方法	愛護動物	動物の殺処分方法に関する指針（平成 19 年 11 月 12 日環境省告示第 105 号)
所有者の明示方法	家庭動物、展示動物、特定動物	動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置（平成 18 年１月 20 日環境省告示第 23 号)
犬猫の引取り	犬、猫	犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置（平成 18 年１月 20 日環境省告示第 26 号）

（環境省資料を基に当室作成）

（７）動物取扱業者の規制 〔第 10～24 条〕

ア 動物取扱業者

ペットショップや動物園のように、動物の販売や展示等を業として行おうとする者は、動物の適正な取扱いを確保するための基準等を満たした上で、動物取扱業者として都道府県知事等の登録を受けなければならないこととされている。動物取扱業に対する規制は、平成 17 年の法改正によって届出制から登録制に強化されたものである。

動物取扱業の規制の対象となる動物は、分類群としては哺乳類・鳥類・爬虫類に限られており、両生類・魚類・昆虫類等は対象となっていない。また、利用目的別では、家庭動物・展示動物に限られており、産業動物・実験動物は対象となっていない。

なお、何をもって動物取扱「業」とするかについては、従来は、①社会性をもって、②反復継続的に又は多数の動物を（年２回又は２頭以上）、③営利の目的等をもって動物を取り扱うことと解釈されている[8]。

イ　動物取扱業の業種

動物取扱業には、法律に定めのある販売・保管・貸出・訓練・展示の５業種（表Ⅰ－２－３参照）のほか、本年６月１日施行の動物愛護管理法施行令の改正によって追加された競りあっせん業者（オークション市場[9]）及び動物を譲り受けて飼養する者（いわゆる老犬・老猫ホーム[10]）がある。なお、通信販売業者、出張訓練施設及びペットシッターのように飼養施設を持たない業者も登録の対象となる。

表Ⅰ-２-３：動物取扱業者の分類（政令改正前の５業種）

業種	業の内容	該当する業者の例
販売	動物の小売り及び卸売り並びにそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行う業（その取次ぎまたは代理を含む）	◇小売業者 ◇卸売業者 ◇販売目的の繁殖又は輸入を行う者 ◇露天等における販売のための動物の飼養業者 ◇飼養施設を持たないインターネット等による通信販売業者
保管	保管を目的に顧客の動物を預かる業	◇ペットホテル業者 ◇美容業者（動物を預かる場合） ◇ペットのシッター
貸出し	愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業	◇ペットレンタル業者 ◇映画等のタレント・撮影モデル・繁殖用等の動物派遣業者
訓練	顧客の動物を預かり訓練を行う業	◇動物の訓練・調教業者 ◇出張訓練業者
展示	動物を見せる業（動物とのふれあいの提供を含む）	◇動物園 ◇水族館 ◇移動動物園

8 動物愛護論研究会編著『改正動物愛護管理法Ｑ＆Ａ』（大成出版社、平成 18 年）（以下「平成 17 年改正解説」という。）37 頁

9 主にブリーダーが幼齢動物を一度に出品・陳列して、ペットショップ等の動物取扱業者が入札・落札を行う施設。国内に全 16 箇所あり、１箇所につき週１回又は隔週１回の間隔で競り市が開催されており、国内で販売される動物の流通の約４割を占めると推計される。なお、インターネット上で動物の競りを行う「インターネットオークション」は含まれないが、当該業者は我が国では平成 23 年末でいなくなったとされる。

10 飼い主の高齢による病気・入院・死亡等の理由や、ペットの高齢化・要介護状態等の理由で飼えなくなった犬や猫を、一定期間又は終生にわたり有償で飼養する施設。

		◇動物サーカス ◇動物ふれあいパーク ◇乗馬施設 ◇アニマルセラピー業者（「ふれあい」を目的とする場合）

（出所：環境省資料）

動物取扱業の登録数は、平成 17 年の法改正によって届出制が登録制に強化されて以降、全ての業種で増加傾向にあり、また、動物取扱業の総施設数はここ５年間で約２倍に増加している（表Ⅰ－２－４参照）。

表Ⅰ-２-４：動物取扱業の登録数及び総施設数

	動物取扱業種別内訳						動物取扱業総施設数
	販売	保管	貸出し	訓練	展示	計（延べ数）	
平成 18 年３月 31 日現在	15,071	10,631	877	1,620	1,267	29,466	19,893
平成 19 年９月１日現在	20,195	14,986	677	2,460	1,652	39,970	31,292
平成 20 年９月１日現在	21,872	16,490	765	2,820	1,900	43,847	34,224
平成 21 年４月１日現在	22,875	17,493	853	3,058	2,001	46,280	36,101
平成 22 年４月１日現在	23,866	18,868	856	3,325	2,150	49,065	38,460
平成 23 年４月１日現在	24,299	20,162	975	3,544	2,281	51,261	39,897

※平成 18 年分は改正法施行前の「届出」状況に関する統計である。

（環境省資料を基に当室作成）

ウ　動物取扱業者が遵守すべき基準

登録を受けた動物取扱業者に対しては、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生じることを防止するため、飼養施設の構造・規模・管理の方法、動物の飼養及び保管方法等について、遵守しなければならない基準等が定められている。

具体的な基準については、登録時の基準としては動物愛護管理法施行規則第３条、業活動を行う際に遵守すべき基準としては同第８条に定められているほか、「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」（平成 18 年環境省告示第 20 号）に詳細な規定がある（図Ⅰ－２－10 参照）。また、都道府県等が地域の実情に応じて独自の規制を設けている場合もある。

図Ⅰ-２-10：動物取扱業者が遵守すべき基準の概要

①飼養施設等の構造や規模等に関する事項
・個々の動物に適切な広さや空間の確保
・給水・給餌器具や遊具など必要な設備の配備
②飼養施設等の維持管理等に関する事項
・１日１回以上の清掃の実施
・動物の逸走防止
③動物の管理方法等に関する事項
・幼齢動物の販売等の制限（離乳を終えること）
・動物の状態の事前確認（２日間以上）
・犬猫の展示時間の制限（午後８時から午前８時まで展示禁止）
・購入者に対する事前説明
・適切な飼養又は保管
・広告の表示規制
・関係法令に違反した取引の制限
④全般的事項
・標識や名札（識別票）の掲示
・動物取扱責任者の配置

（出所：環境省資料（一部加工））

なお、本年６月１日施行の動物愛護管理法施行規則の改正によって、動物取扱業のうち販売業者、展示業者及び貸出業者が犬猫の展示を行う場合には午前８時から午後８時までの間に限ることとされた。ただし、１歳以上の猫を休息ができる設備に自由に移動できる状態で展示する、いわゆる猫カフェ[11]においては、暫定的に午後 10 時までの展示が認められた[12]。

【犬猫幼齢動物の流通・販売時の週齢規制】

現行法制度においては、動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならないこととし（動物愛護管理法第 21 条第１項)、動物取扱業者の動物管理等の方法に関し、動物販売業者は、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物（哺乳類に限る。）を販売に供する（動物愛護管理法施行

11 成猫を屋内に放し飼いにして、客が猫とふれ合うことができる飲食店。全国で約 150 軒ある。
12 これに対するパブリックコメントでは、猫カフェを例外とすることに賛成 462 件に対し、反対が 1,218 件と多数を占めている。

規則第８条第１号）とされ、幼齢な犬・猫等の社会化を必要とする動物については、その健全な育成及び社会化を推進するために、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養・保管し（動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目第５条第１号)、疾病の予防等のために必要に応じてワクチン接種を行う（同条第２号）とされている。

犬猫としての社会化、人に慣れるための社会化が適切になされていない幼齢の犬猫が販売されると成長後に噛み癖や吠え癖等の問題行動を引き起こす可能性が高まり、また、適切な時期にワクチン接種がなされていない幼齢の犬猫が販売されると感染症にかかる恐れがあり、その犬猫に起因する感染症が蔓延するリスクが高まると考えられている。

しかしながら、現行法上、この細目の「適切な期間」について具体的な数値（週齢、日齢）の規制はなく、平成 17 年改正の際も販売に関する日齢制限について議論がなされたものの、45 日齢未満の販売自粛を目指す業界における自主規制に任せている状況にある。こうした中、業界による自主規制が進んでいない、規則や細目を守らないで安易な繁殖販売を行う悪質業者の存在も否定できず業界の自主規制の充実は困難であるとの指摘もなされている。

なお、平成 20 年及び 21 年に環境省が行ったアンケート調査によると、⑤のオークション市場における犬の日齢で最も多いのは 40～44 日齢の 59%であった一方、④の卸売業者から小売業者に渡った段階では 50～55 日齢が 97%を占めていたほか、②小売業者から一般消費者に販売された段階では 50～55 日齢が 46%（それ以上を含めると約 62%）を占めていた（図Ⅰ－２－11 参照)。

図Ⅰ-２-11：犬猫の流通・販売日齢におけるアンケート結果

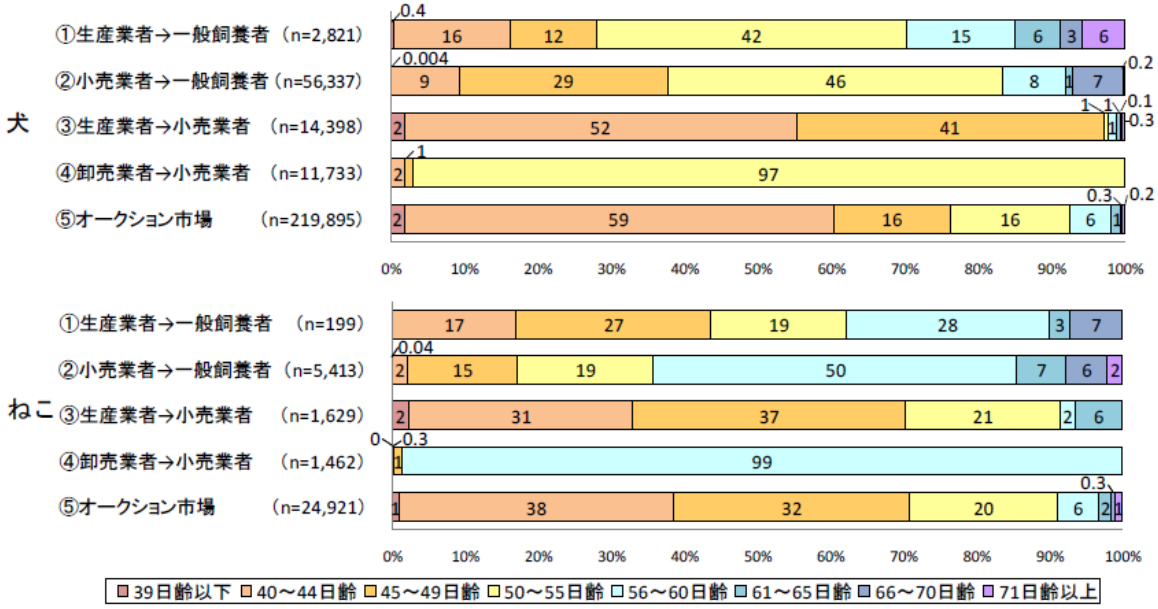

（出所：中央環境審議会動物愛護部会動物愛護管理のあり方検討小委員会（第５回）（平成 22 年 10 月 20 日）資料３）

エ　動物取扱責任者

登録を受けた動物取扱業者は、命あるものである動物を扱うプロとして、より適正な取扱いが求められることから、事業所ごとに、動物取扱責任者を選任しなければならないこととされており、動物取扱責任者には都道府県知事等が行う動物取扱責任者研修を受講することが義務付けられている。

動物取扱責任者となるためには、当該業種に関して、①半年間の実務経験、②学校等での１年間以上の教育、③団体が認定する資格の取得、のいずれかが求められる。このうち、③については、環境省が表Ⅰ－２－５に掲げる資格を認めているが、この資格の中には短時間の研修と試験のみで取得できるものもあり、それでは動物取扱業を営むために最低限必要な知識を習得できないとして、抜本的に見直すべきとの指摘もなされている。

表Ⅰ-２-５：動物取扱責任者等の要件を満たしている資格の一覧

資格名	獣医師	愛玩動物飼養管理士（1・2級）	家庭動物販売士	JAHA認定家庭犬しつけインストラクター	動物看護士（3級）	公認訓練士	公認訓練士	愛犬飼育管理士	GCT（Good Citizen Test）	実験動物技術者（2級）	乗馬指導者資格（初級）	乗馬指導者資格（中級）	地方競馬教養センター騎手過程修了者	愛護動物取扱管理士
団体名	農林水産省	公益社団法人 日本愛玩動物協会	一般社団法人 全国ペット協会	公益社団法人 日本動物病院福祉協会	公益社団法人 日本動物病院福祉協会	社団法人 日本警察犬協会	社団法人 ジャパンケネルクラブ	社団法人 ジャパンケネルクラブ	優良家庭犬普及協会	社団法人 日本実験動物協会	社団法人 全国乗馬倶楽部振興協会	社団法人 全国乗馬倶楽部振興協会	地方共同法人 地方競馬全国協会	社団法人 新潟県動物愛護協会
業の種別	販売 保管 貸出し 訓練 展示	販売 保管 貸出し 訓練 展示	販売 保管 貸出し 展示	販売 保管 貸出し 訓練 展示	販売 保管 貸出し 訓練 展示	保管 訓練	保管 訓練	販売 保管 貸出し 訓練 展示	保管 訓練	販売 保管 貸出し 展示	販売 保管 貸出し 展示	販売 保管 貸出し 訓練 展示	販売 保管 貸出し 訓練 展示	販売 保管 貸出し 訓練 展示

資格名	公認馬術指導者資格 コーチ	公認馬術指導者資格 指導者	競技別指導者資格 馬術上級コーチ	競技別指導者資格 馬術コーチ	競技別指導者資格 馬術指導員	トリマー（初級、中級、上級、教師）	動物看護師（初級、中級、上級、教師）	家庭犬訓練士（初級、中級、上級、教師）	動物介在福祉士（初級、中級、上級、教師）	ペットシッター士（平成21年4月1日以降の取得者に限る）	認定ペットシッター	調教師	動物取扱士（3級）	小動物飼養販売管理士
団体名	財団法人 日本体育協会	財団法人 日本体育協会	財団法人 日本体育協会	財団法人 日本体育協会	財団法人 日本体育協会	一般社団法人 全日本動物専門教育協会	一般社団法人 全日本動物専門教育協会	一般社団法人 全日本動物専門教育協会	一般社団法人 全日本動物専門教育協会	NPO法人 日本ペットシッター協会	ペットシッタースクール	地方共同法人 地方競馬全国協会	NPO法人 九州鳥獣保護協会	協同組合 ペット・サービスグループ（PSG）
業の種別	販売 保管 貸出し 訓練 展示	販売 保管 貸出し 訓練 展示	販売 保管 貸出し 訓練 展示	販売 保管 貸出し 訓練 展示	販売 保管 貸出し 訓練 展示	販売 保管 貸出し 訓練 展示	販売 保管 貸出し 訓練 展示	販売 保管 貸出し 訓練 展示	販売 保管 貸出し 訓練 展示	保管 訓練	保管 訓練	販売 保管 貸出し 訓練 展示	販売 保管 貸出し 訓練 展示	販売 保管 貸出し 訓練 展示

（出所：環境省資料）

オ　立入検査・命令・取消し等

都道府県知事等は、必要に応じて動物取扱業者の飼養施設等に対して立入検査を行い、遵守すべき基準が守られていない場合や動物の管理や施設が不適切と認められる場合などには、改善勧告や改善命令を行うことができる。さらに、改善命令に従わず、あるいは飼養施設が登録時に満たすべき基準を遵守していない等の悪質な業者に対しては、登録の取消しや６ヵ月以内の業務停止命令が行われることがある。

なお、無登録で営業した場合や、改善命令・業務停止命令に従わなかった場合には、30 万円以下の罰金に処せられるほか、登録内容の変更の無届けや虚偽の報告をした場合には、20 万円以下の罰金に処せられる。

しかし、現在までに動物取扱業の登録取消しに至った事案は以下の２事案にとどまっている（図Ⅰ－２－12 参照）。その背景としては、法令違反を引き起こす動物取扱業者では狭い飼養施設で多頭飼育が行われている場合が多く、仮に登録の取消しや廃業の届出がなされると、残された多数の動物の取扱いが問題となること、登録取消しによって登録業者ではなくなってしまうため立入検査・指導・勧告等ができなくなること等が挙げられる。しかし、都道府県等が登録の取消しや廃業を恐れて行政指導等を繰り返すうちに、飼養施設の環境を悪化させているとの指摘もなされており、

解決すべき課題となっている[13]。

図Ⅰ-２-12：動物取扱業の登録取消処分事案

①徳島県の犬繁殖業者（平成 22 年７月８日取消し）
- 平成 22 年３月中旬、県の立入検査で劣悪な環境下で飼育されていた小型犬約 90 頭を確認
- 同年６月 17 日、業務停止命令（同月末現在で 67 頭）
- 同年７月８日、動物取扱業の取消処分

②栃木県の猫販売業者（平成 23 年２月 22 日取消し）
- 平成 20 年頃から、猫のインターネット販売による苦情が県に寄せられる。
- 平成 22 年８月、劣悪な環境下で猫が飼育されているとの苦情が県に寄せられる。
- 同年以降、県による立入検査、行政指導（20 回以上）
- 平成 23 年２月 22 日、動物取扱業の取消処分

（新聞報道等を基に当室作成）

（８）周辺生活環境の保全措置　〔第 25 条〕

動物愛護管理法の目的の一つに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止する「動物の管理」が明記されている。具体的には、犬による噛付き（咬傷事故）や逸走といった人間に対する危険や、動物の鳴き声や糞尿・悪臭等による人間の生活環境の保全上の支障等が挙げられるが、これら動物により起因する諸問題も解決する必要がある。

実際に、関係行政機関に対して寄せられる動物に関する苦情・相談は近年では減少傾向にあるものの、全国で年間約 30 万件に上っており[14]、年間１万件を超える都道府県等も珍しくない（図Ⅰ－２－13 参照）。しかし、苦情への対処方法としては、これまでは行政が動物の飼い主と近隣住民間との間に入って話合いの仲立ちをするにとどまっており、飼い主が従わない場合に法的強制力をもって解決を図るのは困難であった。

13 中央環境審議会動物愛護部会動物愛護管理のあり方検討小委員会（第９回）（平成 22 年 12 月６日）
14 地球生物会議「全国動物行政アンケート結果報告書 平成 22 年度版」では、平成 22 年度に行政に寄せられた苦情・相談件数は 290,533 件（前年度 308,971 件）で 18,438 件減少したとされている。

図Ⅰ-２-13：東京都区における動物に関する苦情件数

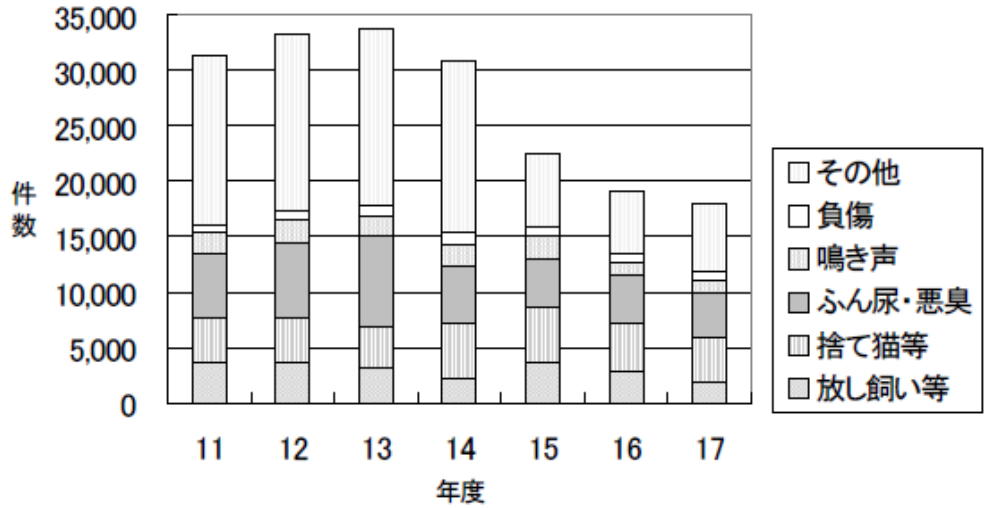

（出所：東京都動物愛護管理審議会「東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について（答申）」（平成 18 年 12 月））

そこで、平成 11 年の動物愛護管理法改正により、特に多数の動物を飼うこと（多頭飼育）によって周辺の生活環境が損なわれている場合、都道府県知事等はその飼い主に対して必要な措置をとるように勧告や命令を行うことができることとなった。

具体的にどのような場合に勧告や命令を行うことができるかについては、同法施行規則第 12 条に以下の規定がある（図Ⅰ－２－14 参照）。

図Ⅰ-２-14：勧告措置の対象となる事態（動物愛護管理法施行規則第 12 条）

法第 25 条第１項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当するものが周辺地域の住民（以下「周辺住民」という。）の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であって、かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの都道府県知事に対する苦情の申出等により、周辺住民の間で共通の認識となっていると認められる事態とする。

一　動物の飼養又は保管に伴い頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音

二　動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気

三　動物の飼養施設の敷地外に飛散する動物の毛又は羽毛

四　動物の飼養又は保管により発生する多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物

この勧告措置の対象となる者は、動物取扱業者だけではなく、一般の個人や特定動物の飼養者も含まれている。ただし、動物取扱業者とは異なり、都道府県知事等による報告徴収や立入検査等は認められていない。

周辺環境に影響を及ぼすほどの多頭飼育が起きる原因としては、不妊去勢手術の不徹底による意図しない繁殖や、動物を継続して引き取るだけで適切な飼養管理を怠る等をきっかけに、動物の数が飼育者の動物管理能力の限界を超えてしまうことが挙げられる。

また、多頭飼育に陥る背景として、近年では「アニマルホーダー（Animal Hoarder）」と呼ばれる一種の精神疾患の症状を呈する動物収集癖があると考えられている[15]。そのため、多頭飼育の問題を根本的に解決するためには、単に行政や動物愛護団体等が支援したり動物愛護管理法に基づく勧告や命令を発出したりするだけでは不十分であり、いわゆる「ゴミ屋敷」への対処法と同様に、社会福祉分野で活動するケースワーカー等も関与させる必要性についても指摘されている[16]。

（９）危険な動物の飼養規制　〔第 26～33 条〕

クマ、トラ、ワニ、毒ヘビ等の危険な動物は、飼われていた個体が逃げ出したり飼養方法が不十分であったりすると、人の生命、身体又は財産に害を及ぼす場合がある。実際に、飼育されていたクマが収容されていた施設から逃げ出して人間を死亡させる[17]、飼育されていた毒ヘビに咬まれて重傷を負う[18]といった死傷事故は、近年でも数多く発生している。

そこで、動物愛護管理法は、専門的知識を有する者以外には飼うことが難しい危険な動物を「特定動物」に指定し、特定動物を飼う場合には都道府県知事等の許可を受けなければならないとされている。また、特定動物にはマイクロチップ等の個体識別措置が義務付けられている。

現在、特定動物には表Ⅰ－２－６に掲げる約 150 属 650 種が指定されている。これら特定動物の種の選定は、国内で飼養実態があり、かつ、毒性・殺傷力・重量や運動能力・攻撃性向といった動物の特性を踏まえて、動物が逃げ出した際の危険性を総合的に判断して行われている。

なお、タイワンザルやカミツキガメなど、当初は特定動物に指定されていた５種については、平成 17 年施行の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」に基づく特定外来生物に指定されたことから、動物愛護管理法施行令の特定動物一覧から除外されている。

---

15 環境省「平成 21 年度 動物の遺棄・虐待事例等調査報告書」42 頁

16 中央環境審議会動物愛護部会動物愛護管理のあり方検討小委員会（第 17 回）（平成 23 年８月３日）

17 平成 24 年４月 20 日に、「秋田八幡平クマ牧場」（廃業）で飼育中のヒグマ６頭が施設から逃げ出し、従業員２名が襲われて死亡した事故が典型である。

18 平成 20 年７月 15 日に、毒ヘビの「ヒガシグリーンマンバ」に咬まれた飼い主が一時意識不明の重体に陥った事故（退院後、特定動物の無許可飼養容疑で逮捕）が典型である。

表Ⅰ-２-６：特定動物の一覧

① 哺乳綱

霊長目	
おまきざる科	ホエザル属全種　クモザル属全種　ウーリークモザル属全種　ウーリーモンキー属全種
おながざる科	マカク属全種（タイワンザル、カニクイザル及びアカゲザルを除く。）　マンガベイ属全種　ヒヒ属全種　マンドリル属全種　ゲラダヒヒ属全種　オナガザル属全種　パタスモンキー属全種　コロブス属全種　プロコロブス属全種　ドゥクモンキー属全種　コバナテングザル属全種　テングザル属全種　リーフモンキー属全種
てながざる科	てながざる科全種
ひと科	オランウータン属全種　チンパンジー属全種　ゴリラ属全種
食肉目	
いぬ科	イヌ属のうちヨコスジジャッカル、キンイロジャッカル、コヨーテ、タイリクオオカミ、セグロジャッカル、アメリカアカオオカミ及びアビシニアジャッカル　タテガミオオカミ属全種　ドール属全種　リカオン属全種
くま科	くま科全種
ハイエナ科	ハイエナ科全種
ねこ科	ネコ属のうちアフリカゴールデンキャット、カラカル、ジャングルキャット、ピューマ、オセロット、サーバル、アジアゴールデンキャット、スナドリネコ及びジャガランディ　オオヤマネコ属全種　ヒョウ属全種　ウンピョウ属全種　チーター属全種
長鼻目	
ぞう科	ぞう科全種
奇蹄目	
さい科	さい科全種
偶蹄目	
かば科	かば科全種
きりん科	キリン属全種
うし科	アフリカスイギュウ属全種　バイソン属全種

② 鳥綱

だちょう目	
ひくいどり科	ひくいどり科全種
たか目	
コンドル科	カリフォルニアコンドル　コンドル　トキイロコンドル
たか科	オジロワシ　ハクトウワシ　オオワシ　ヒゲワシ　コシジロハゲワシ　マダラハゲワシ　クロハゲワシ　ミミヒダハゲワシ　ヒメオウギワシ　オウギワシ　パプアオウギワシ　フィリピンワシ　イヌワシ　オナガイヌワシ　コシジロイヌワシ　カンムリクマタカ　ゴマバラワシ

③ 爬虫綱

かめ目	
かみつきがめ科	かみつきがめ科全種（カミツキガメを除く。）
とかげ目	
どくとかげ科	どくとかげ科全種
おおとかげ科	ハナブトオオトカゲ　コモドオオトカゲ
ボア科	ボアコンストリクター　アナコンダ　アメジストニシキヘビ　インドニシキヘビ　アミメニシキヘビ　アフリカニシキヘビ

なみへび科	ブームスラング属全種　アフリカツルヘビ属全種　ヤマカガシ属全種　タチメニス属全種
コブラ科	コブラ科全種
くさりへび科	くさりへび科全種（タイワンハブを除く。）
わに目	
アリゲーター科	アリゲーター科全種
クロコダイル科	クロコダイル科全種
ガビアル科	ガビアル科全種

（出所：環境省資料）

特定動物の飼養施設（特定飼養施設）については、「特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目」（平成 18 年１月 20 日環境省告示第 21 号）に基づき、原則として第三者が容易に特定動物に接触するおそれのない構造及び規模にしなければならない。また、動物園やサーカス等で特定動物を展示する場合には、「展示動物の飼養及び保管に関する基準」（平成 16 年４月 30 日環境省告示第 33 号）（参考資料８参照）とともに、上記基準の遵守も求められている。

しかし、動物園における特定飼養施設に対しては、施設の狭さ、多頭飼育、行動の不自由さなど、動物の生態に即した施設となっていない等の指摘が国内外の動物愛護団体からなされている[19]。

とりわけ、クマの展示を主とする特定飼養施設である「クマ牧場」においては、本来なら単独生活を送るクマが高密度で飼育されているほか、一部施設では老朽化が著しいために檻の安全性が確保されていない等の問題点が指摘されており（図Ⅰ－２－15 参照）、事故も頻発していることから、行政が施設管理者に代わって特定動物の管理をせざるをえない事態も生じてきている[20]。

図Ⅰ-２-15：秋田八幡平クマ牧場の施設とヒグマの様子

（出所：地球生物会議ＨＰ）

19 一例として、地球生物会議資料集 No.3「動物園を問う：Zoo Inquiry」（平成 15 年）等。

20 前掲注 17 の秋田八幡平クマ牧場（廃業）では、特定飼養施設の許可者である秋田県が施設管理者に代わって残された 27 頭のヒグマ等の飼養の継続を行いつつ、新たな譲渡先を探している。

（10）犬猫の引取り等　〔第 35～36 条・40 条〕

ア　犬猫の引取り及び捕獲

都道府県等は、犬猫の引取りを所有者から求められた場合、所有者の判明しない犬猫の引取りを拾得者等から求められた場合、公共の場所で発見された負傷動物等については、これを例外なく引き取らなければならない。これらは例外のない義務規定であるため、たとえブリーダー等の動物取扱業者や、不妊去勢手術をせずに出産された子犬・子猫の引取りを何度も求める者（リピーター）であっても、法的には引取りを拒絶できない[21]。

動物愛護管理法で犬猫の引取りが義務付けられているのは、犬猫の安易な遺棄の横行及びそれによる野良犬や野良猫の増加と咬傷事故など人への危害の頻発という法制定当時の社会問題化していた状況に対処するため、犬猫の遺棄を未然に抑止する方策として導入されたものであって[22]、あくまでも緊急避難措置として位置付けられている。

これとは別に、狂犬病予防法においては、同法に基づく登録を受けていないか、予防注射を接種していない犬を捕獲し抑留することができることとされており、同法に基づいて飼い主のいない犬（野良犬）の捕獲が行われている。ただし、飼い主のいない猫（野良猫）については明文の規定がないことから、捕獲することや引取りを依頼することはできない[23]。

犬猫の引取り数等の推移については図Ⅰ－２－16 のとおりである。犬の引取り及び捕獲頭数については、法制定当初は合計 120 万頭に迫る数であったが、飼い主の責任に関する意識の向上、新たな飼い主への譲渡、定点収集の廃止、引取り手数料[24]の徴収等、官民挙げた努力によって年々減少しており、平成 22 年度は 8 万 8,559 頭となった。一方、猫の引取り数については、法制定以降増加して平成３年度に 34 万 3,642 頭でピークを迎えた後は緩やかに減少し、平成 22 年度には 17 万 3,279 頭となった。

猫の引取りが減らない背景としては、外飼いの猫や野良猫で不妊去勢手術が施されていない個体が多く、これら未手術の猫による繁殖の機会が依然として多いためである。実際に、引き取られた猫のうち、子猫の占める割合は８～９割を占めている。今後、引取り数を一層抑制していくためには、飼い猫・野良猫を問わず、不妊去勢手術の徹底が求められている。

---

21 東京都や横浜市など、犬猫の引取りに一定の条件を課す自治体もあるが、この規定が動物愛護管理法の規定に抵触する可能性があるとの指摘が中央環境審議会においてなされている。

22 平成 11 年改正解説・96 頁

23 例外として鳥獣保護法で猫の捕獲が認められているが、対象は「ノネコ」であり、野良猫ではない。

24 １頭当たり幼齢個体で数百円、成体で 2,000 円前後の手数料を徴収する都道府県が多い。

図Ⅰ-２-16：犬猫の引取り数等の推移

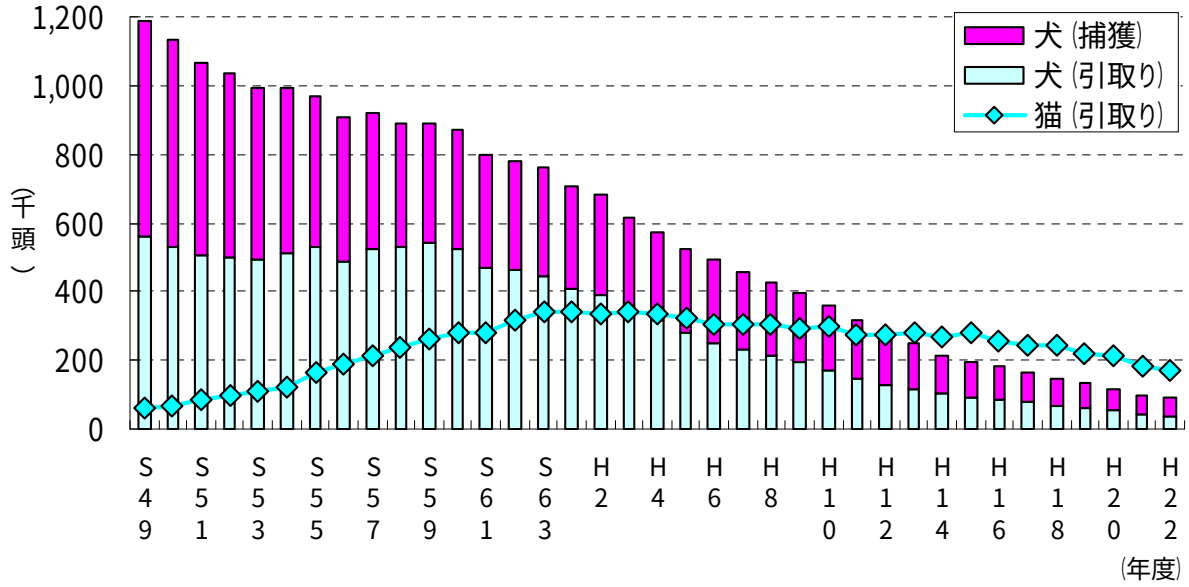

※平成 10 年度以前と平成 11 年度以降では統計の取り方が異なる（以下同様）。
※引取り数には、負傷動物及び咬傷犬（平成 17 年度まで）も含まれる。

（地球生物会議資料を基に当室作成）

イ　引取り後の返還・譲渡

都道府県等により引き取られた犬猫は、「犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置」（平成 18 年 1 月 20 日環境省告示第 26 号）（参考資料 12 参照）に基づき、都道府県等の施設[25]に収容される。なお、動物愛護管理法の制定以前に造られた施設では狂犬病予防法に基づく犬の抑留施設を流用しており、返還や譲渡を行うための設備が整っていない場合が多いことから、平成 20 年度より施設整備に対する環境省の助成措置が設けられている（平成 24 年度予算では 3,400 万円）。

収容された犬猫のうち、所有者がいると推測されるものについてはインターネット等を用いて所有者への返還に努めるとともに、所有者が不明の犬猫や飼い主から引取りを求められた犬猫については新たな所有者への譲渡を行うよう努めることとされている。これを受けて、各施設では職員が動物愛護団体や獣医師会等と連携して譲渡会を開催するなど、できるだけ生存の機会を与えるための官民挙げた取組が行われている。

犬猫の譲渡頭数の推移は図Ⅰ－２－17 のとおりである。平成 17 年の法改正で、都道府県知事等が行う犬猫の引取り業務の一部を動物愛護団体に委託することができるようになってからは、特に猫の譲渡頭数（平成 22 年度は 1 万 2,314 頭）の増加が顕著であり、犬の譲渡頭数（同 1 万 7,675

25 「動物愛護センター」「畜犬管理センター」「犬抑留所」「保健所」など、施設の名称は様々である。

頭）との差が縮まりつつある。一方、過去に多く行われてきた動物実験施設に対する譲渡（払下げ）は、平成 17 年度末をもって全自治体で廃止された[26]。

図Ⅰ-２-17：犬猫の譲渡頭数の推移

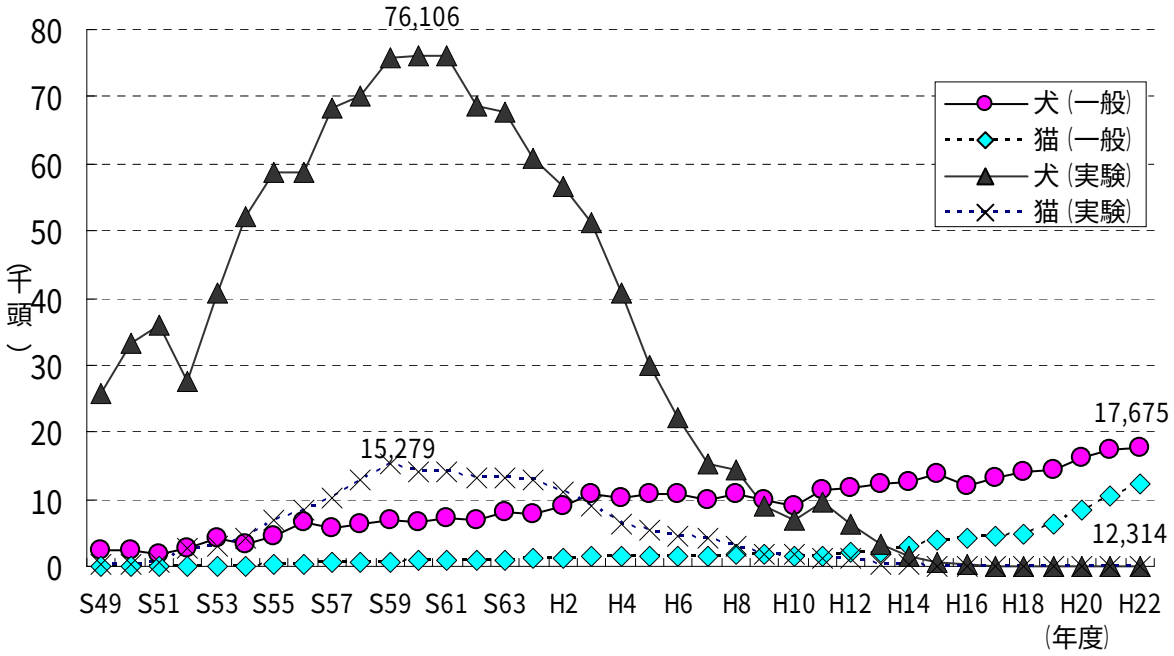

（地球生物会議資料を基に当室作成）

ウ　殺処分までの期間

都道府県等の施設に収容された犬猫のうち、負傷して回復の見込みがない場合や、元の飼い主への返還や新たな飼い主への譲渡が成功しなかった場合など、やむを得ない場合においては、殺処分が行われる。

狂犬病予防法第６条では、捕獲されて施設に抑留された犬は２日間公示され、飼い主が引取りに来なければ３日目には「処分」される。この「処分」について、従来は「殺処分」と解釈されていたが、近年では適性があると認められるものについてはできるだけ生存の機会を与えるように努めることとされ、返還・譲渡の促進が求められている[27]。

動物愛護管理法では、引取りや拾得等により収容された犬猫の「処分」の方法として、「犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置」では返還・一般譲渡・実験譲渡以外に殺処分が明記されている。同法には殺処分までの期間は明記されていないが、飼い主不明等により収容さ

26 地球生物会議「全国動物行政アンケート結果報告書 平成 17 年度版」

27 衆議院環境委員会における議論を契機に発出された「犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について」（平成 19 年 2 月 22 日付事務連絡）（参考資料 18 参照）に基づく。なお、狂犬病予防法の対象は生後 90 日以上の犬に限られており、90 日未満の犬については同法に基づく殺処分ができないとされている。

れた犬猫の場合は概ね１週間程度である一方、飼い主からの引取りにより収容された犬猫では即日若しくは翌日に殺処分される場合が多いとされている。

一方、基本指針では殺処分頭数の減少が謳われており、適性があると認められる個体については、できるだけ生存の機会を与えるように努めることとされている。これを受けて、殺処分までの期間を可能な限り延ばして返還・譲渡の機会を得る努力を行っている施設もある一方で、期間を延長せず殺処分を行っている施設もあるなど、施設間での差が大きい。

エ　殺処分の方法

動物愛護管理法第 40 条に基づき、殺処分はできる限り苦痛を与えない方法により行われることとされ、具体的には「動物の殺処分方法に関する指針」（平成 19 年 11 月 12 日環境省告示第 105 号）（参考資料 13 参照）に基づいて行われている。動物愛護管理法の制定以前は薬殺や撲殺が主流であったが、収容された多数の犬猫を確実かつ安全に殺処分できるようにするため、法制定以降は二酸化炭素（CO_2）を用いたガス室[28]による殺処分が普及し、現在も多数を占めている。ただし、近年、殺処分頭数が減少している中核市を中心に、ガス室の使用を取り止めて薬剤注射[29]による殺処分に切り替えているところも増えている。（表Ⅰ－２－７参照）。

表Ⅰ-２-７：殺処分の方法

殺処分の方法	自治体数	内訳・備考
（都道府県に委託）	（16）	うち５市は収容施設も県に委託
ガス室のみ	38	うち 10 自治体：事前麻酔と併用 下関市：CO_2ではなく吸入麻酔剤による殺処分
ガス室・注射併用	39	子犬・子猫・負傷動物・老齢動物には注射を使用
注射のみ	14	北海道、旭川市、盛岡市、秋田市、船橋市、横浜市、川崎市、新潟県、福井県、長野市、京都府、大阪府、福山市、熊本市
その他	1	長崎市：餌への麻酔薬混入による
合計	108	47 都道府県、19 政令指定都市、40 中核市、 ２保健所設置市（八王子市、大牟田市）

（地球生物会議「全国動物行政アンケート結果報告書 平成 22 年度版」を基に当室作成）

犬猫の殺処分頭数の推移は、図Ⅰ－２－18 のとおりである。犬の殺処分

[28] 「ドリームボックス」と呼ばれる、動物の追込み・ガス室の殺処分・死体の運搬・焼却までを一貫して行える処分機が普及している。

[29] 麻酔薬であるバルビツール系や塩酸ケタミンが一般的である。なお、筋弛緩剤のみを使用することは動物に強い苦痛を与えるとされることから、殺処分の方法としては勧められていない。

頭数については、旧動物保護管理法制定当初の昭和 49 年度は約 113 万頭であったが、引取り等の減少及び譲渡頭数の増加に従って一貫して減少しており、平成 22 年度は 5 万 3,473 頭と過去最少となった。一方、猫の殺処分頭数については、同法制定以降増加して平成 3 年度に 33 万 3,457 頭とピークを迎えた後は緩やかに減少し、平成 22 年度には 16 万 134 頭となった。

図Ⅰ-2-18：犬猫の殺処分頭数の推移

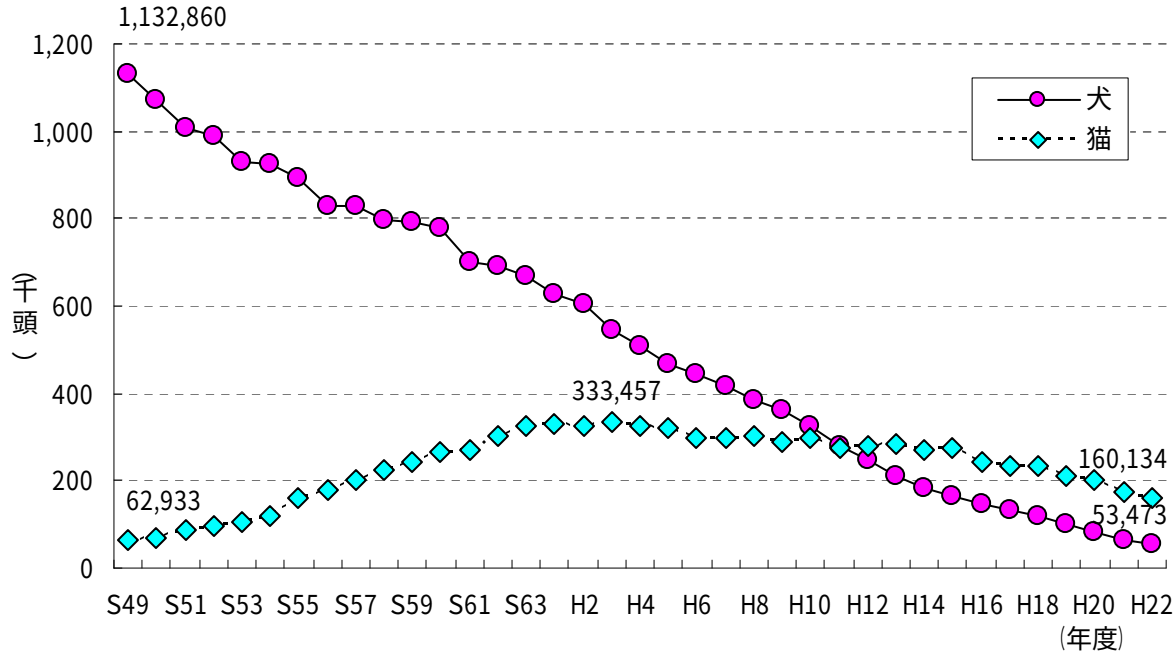

（地球生物会議資料を基に当室作成）

(11) 動物愛護担当職員等　〔第 34 条・38～39 条〕

ア　動物愛護担当職員

動物愛護管理行政を推進するためには、動物の適正な飼養及び保管に関する専門的な知識や経験が必要とされることが多い。そこで、獣医師等の専門的な知識や経験を有する者の配置を推進する観点から、平成 11 年の動物愛護管理法の改正により、地方公共団体は、条例で定めるところにより、動物愛護管理行政を担当する職員のうち、動物愛護管理員等の職名を有する職員（以下「動物愛護担当職員」という。）である動物愛護担当職員を置くことができることとされた。

しかし、特に保健所で勤務する獣医師の場合、動物愛護担当職員が食品衛生監視員や環境衛生監視員等と兼務している場合が多く、動物愛護管理行政のみに専念できない状況にある。また、同職員は数年おきに人事異動となるため、現場での経験が十分に引き継がれない場合も多い。そのため、動物愛護担当職員の異動を抑制させることにより、職務に即した専門的知

識を持たせる必要性が指摘されている[30]。

さらに、現在では動物愛護管理行政を所轄する全 108 自治体において動物愛護担当職員が配置されたものの、それ以外の市町村においてはほとんど配置されていない。そのため、動物に関する苦情・相談への対応や災害発生時の対応等が遅れる場合も多いことから、動物愛護担当職員の設置を義務付けるべきであるとの指摘が以前よりなされている[31]。

イ　動物愛護推進員

地域の動物愛護管理を推進するためには、行政機関のみならず、動物愛護団体や獣医師等による日頃の活動や行政との連携が重要である。そこで、平成 11 年の法改正により動物愛護推進員（以下「推進員」という。）の制度が導入され、都道府県知事等は、地域における犬猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから推進員を委嘱[32]できることとされた。

推進員の活動は、自主的な活動と行政機関に対する協力活動に大別できる。前者としては、①動物愛護管理の重要性について住民への理解を深める活動、②犬猫の不妊去勢手術等についての住民に対する必要な助言、③動物の譲渡のあっせん等の必要な支援が挙げられ、また、後者としては、国又は都道府県等が行う施策への協力が挙げられる。具体的な活動例として、東京都では図Ⅰ－２－19 に掲げた多岐にわたる活動が想定されている。

30 中央環境審議会動物愛護部会動物愛護管理のあり方検討小委員会（第 13 回）（平成 23 年３月２日）

31 動物との共生を考える連絡会「動物愛護管理法の５年後の見直し案」項目４

32 推進員の委嘱は、市区町村、獣医師会、動物取扱業団体、動物愛護関係公益法人からの推薦のほか、公募（自己推薦）を行っている都道府県等もある。任期はいずれも概ね３年である。

図Ⅰ-２-19：動物愛護推進員の具体的な活動事例

○普及啓発
- ・動物愛護関連のイベント参加
- ・普及啓発資材の作成・配布・掲示
- ・動物の適正な取扱・飼育方法の相談・助言（個別相談対応、学校等における飼い方教室）
- ・新たに動物を飼う方に対して、動物の選び方の助言
- ・人と動物の共通感染症に関する相談

○動物の保護等
- ・飼い主のいない猫の管理、不妊去勢手術
- ・譲渡あっせん
- ・放棄・遺棄された動物の保護・管理
- ・災害時の動物救護、災害訓練

○福祉・環境衛生
- ・CAPP 活動（人と動物とのふれあい活動）
- ・糞拾い、清掃
- ・ワンワンパトロールの運営・実施
- ・ドッグランの運営・管理

○行政の開催する協議会等への協力
- ・審議会・懇話会・協議会への参加
- ・自治体が開催する講習会・イベント等への協力・参加

（出所：東京都資料）

平成 23 年度末現在、推進員の委嘱数は、全国で計 2,915 人で、着実に増加傾向にある（図Ⅰ－２－20 参照）。しかし、委嘱状況には地域差があり、同年度末現在で、東京都、長野県、埼玉県、岐阜県、神戸市、大阪府、愛媛県では 100 名以上の推進員が委嘱されているが、県全体で１名も委嘱されていない自治体[33]もある。

[33] 青森県、山形県、福島県、福井県、愛知県、奈良県、鳥取県、島根県、長崎県、沖縄県の 10 県。

図Ⅰ-２-20：動物愛護推進員の委嘱状況

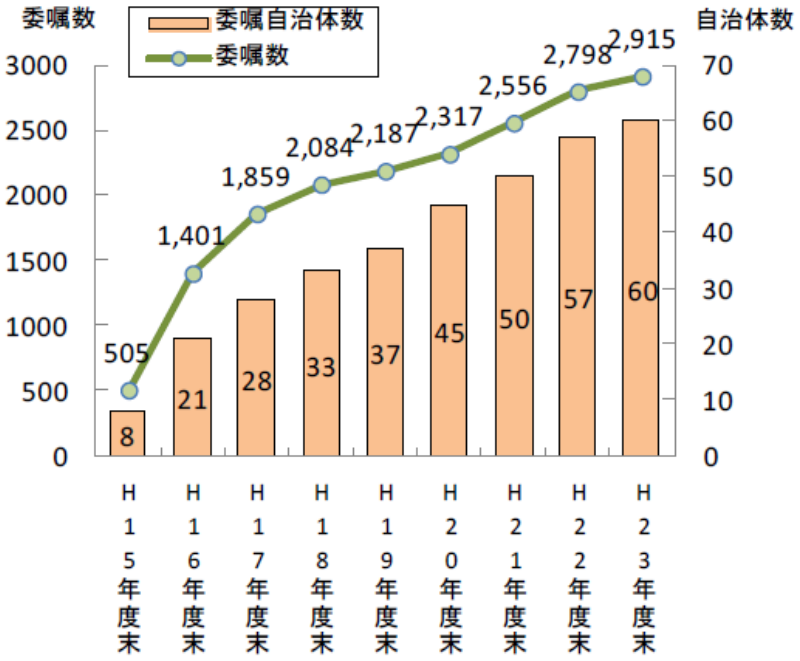

（出所：中央環境審議会動物愛護部会（第 30 回）（平成 24 年８月 10 日）資料２）

また、推進員制度に関しては、行政と推進員との役割分担の不明確さ、推進員のレベルの個人差、推進員制度の広報不足、推進員同士の交流・連携不足等の問題点が指摘されている。こうしたことが、東日本大震災の被災地において被災動物の救護が後手に回った一因であるとの指摘がなされており[34]、今後の大規模災害発生時に被災動物への対応が迅速できるようにするためにも、日頃から行政と推進員との連携の確保が重要であるとされる。

ウ　動物愛護推進協議会

動物愛護推進員の活動をより実効あるものとしていくためには、行政と民間団体等の連携協力体制が必要である。そこで、平成 11 年の法改正により動物愛護推進協議会（以下「協議会」という。）の制度が導入され、都道府県等、動物の愛護を目的とする公益法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行っている団体等は、当該都道府県等における推進員の委嘱の推進、推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができることとされた。

[34] 中央環境審議会動物愛護部会動物愛護管理のあり方検討小委員会（第 14 回）（平成 23 年５月 23 日）

協議会の構成員の内訳や活動内容は、協議会によって異なる。著名なものとして、犬猫の殺処分数ゼロを目標に掲げる熊本市で平成 13 年度に設置された「熊本市動物愛護推進協議会」が挙げられる。同協議会には動物取扱業者もメンバーとして参画しており、独自の活動を行っている[35]。

平成 23 年度末現在、協議会の設置数は全国で計 49、参画自治体の数は計 80 であり、推進員と同様に増加傾向にある（図Ⅰ－２－21 参照）。しかし、協議会の活動実態には地域差があり、上記の熊本市のように積極的に活動を行っている協議会もある一方で、年１回の会合の開催程度の活動のみの協議会もある。

図Ⅰ-２-21：動物愛護推進協議会の設置状況

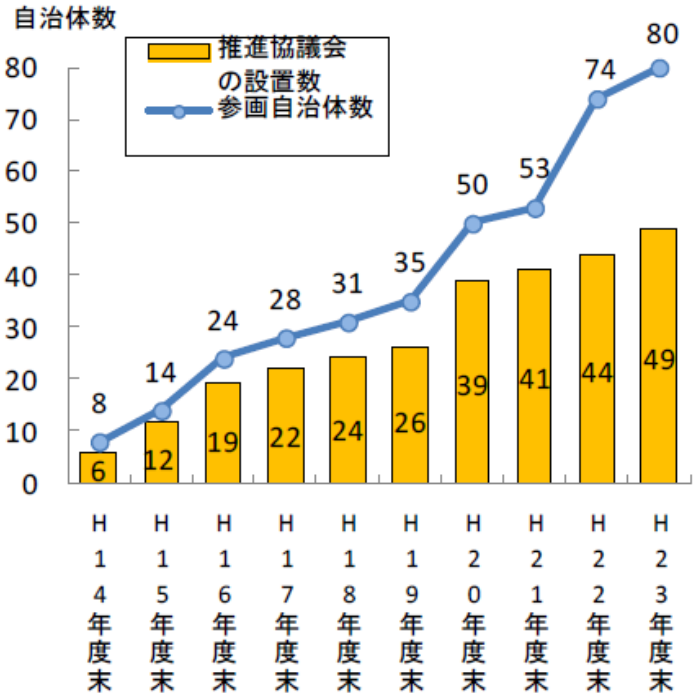

（出所：中央環境審議会動物愛護部会（第 30 回）（平成 24 年８月 10 日）資料２）

（12）動物を科学上の利用に供する場合の方法　〔第 41 条〕

動物愛護管理法が対象とする動物の範囲は、犬猫等の家庭動物に限られず、マウスやラット等の科学上の利用に供される実験動物も含まれている。本法においても、実験動物の適正な取扱いに係る基準の策定や科学上の利用に供する場合の配慮事項等に関する規定が置かれている（表Ⅰ－２－１、５頁参照）。

35 協議会内に「熊本動物取扱業専門委員会（ＰＩＡＣＫ）」（略称：ピアックの会）を設置し、参加するペットショップの店頭に譲渡対象動物の情報を掲示したり、動物取扱業者に対する講習会を開催したり、普及啓発のイベントに参加したり等の活動を精力的に行っている。

ア　「実験動物」と「動物実験」の違い

ここで、実験動物を使って動物実験を行う機関内においてその実施が求められている「実験動物の福祉向上」と「動物実験の適正化」の両者については、基本的に異なる事項であり、一義的には分けて考える必要があるとの見解がある[36]。

その上で、まず、「実験動物の福祉向上」は、次のイで述べる「３Ｒの原則」の遵守という観念的な部分と、実験動物の飼養保管、実験中の苦痛の軽減、実験終了後の処置等の適切な実施という実態的な行為部分を主な内容としている。これに対して、「動物実験の適正化」は、科学研究の一要素であって、科学的妥当性・再現性の確保やコストパフォーマンス等がその条件として求められるものになっている[37]。このように、何をもって適正化と考えるのかについて、両者の観点は異なっている（図Ⅰ－２－22 参照）。

図Ⅰ-２-22：実験動物・動物実験行政の仕組み

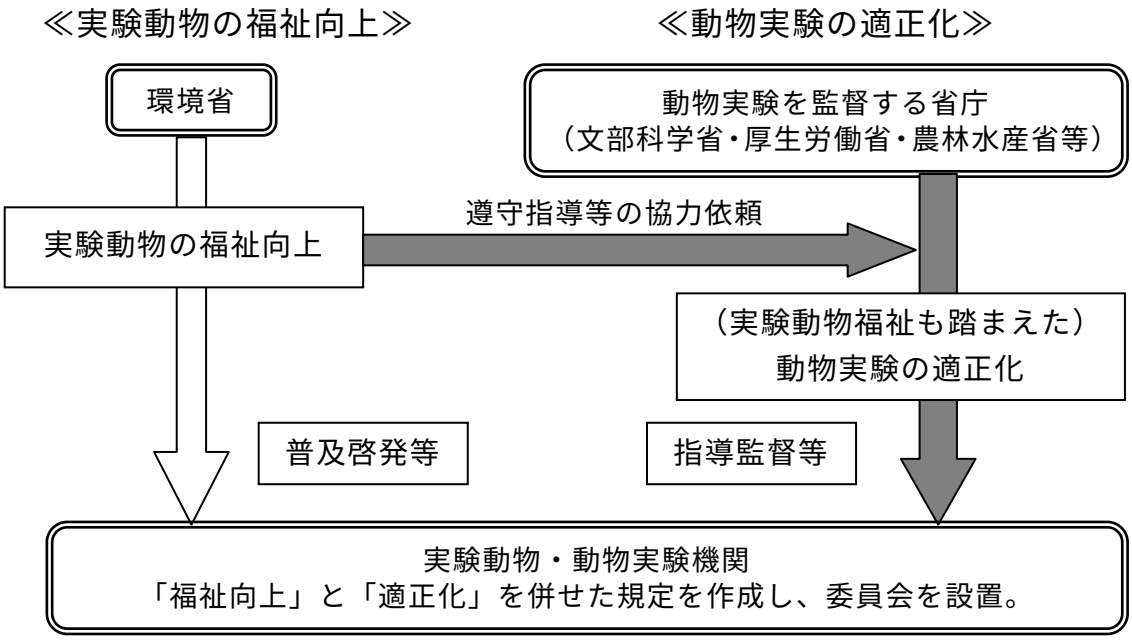

（出所：環境省資料）

環境省が所管する現行の動物愛護管理法は、動物愛護や管理の観点から実験動物の福祉の向上や管理の適正化に特化した法制度となっており、動物実験の必要性やその方法の科学的妥当性の評価等、動物実験の科学的な内容に係る規定は置かれていない。

---

36 この点について、動物実験関係者及び動物愛護団体の双方より、「実験動物」と「動物実験」は密接不可分であるとの見解もある。なお、本資料においては、実験動物に係る現行法制度の在り方を考える上で、両者を分けて説明している。

37 平成 17 年改正解説・160 頁

一方、動物実験の適正化のための措置については、主に動物実験を多く実施している機関を所管する省庁が動物実験に関係する各種法令等に基づいて実施している。特に文部科学省、厚生労働省及び農林水産省においては、動物実験がより適正に行われるために、動物実験等の実施に関する基本指針を策定しており、また、日本学術会議も動物実験の実施に関する詳細かつ統一的な内容のガイドラインを策定している（表Ⅰ－２－８参照)。

表Ⅰ-２-８：実験動物及び動物実験の実施に係る指針等

策 定 者	策定年月日	名　　称
環境省	平成 18 年４月 28 日	実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準
文部科学省	平成 18 年６月１日	研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針
厚生労働省	平成 18 年６月１日	厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針
農林水産省	平成 18 年６月１日	農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針
日本学術会議	平成 18 年６月１日	動物実験の適正な実施に向けたガイドライン

（環境省資料を基に当室作成）

また、薬事法や農薬取締法等の個別法や各省庁からの告示・通達類において「非臨床試験」「急性毒性試験」などと表現されている試験方法が、概ね動物実験に該当するものであり、これら動物実験の実施に係る基準は、「ＧＬＰ（Good Laboratory Practice)」と総称されている。

このように、我が国では、実験動物の福祉向上や動物実験の適正化については、関係省庁等が役割分担をしながら行われる仕組みとなっている。

イ　３Ｒの原則

動物を科学上の利用に供する場合の基本原則として、図Ⅰ－２－23 に掲げる「３Ｒの原則（３Ｒｓ)」が国際的な基準として普及・定着している。

図Ⅰ-２-23：３Ｒｓの具体的内容

○代替法の活用：Replacement
・細胞や組織を使用した実験への代替、コンピュータシミュレーションの活用
○使用数の削減：Reduction
・同程度の情報をより少ない動物を用いて得ることができる方法の選択
○苦痛の軽減　：Refinement
・痛み・苦痛・ストレス等の軽減、安楽死措置、飼育環境改善など

（出所：動物実験の法制度改善を求めるネットワーク資料）

この３Ｒｓのうち、平成 17 年の法改正以前には１Ｒ（苦痛の軽減）が規定されていただけであり、環境省が定める実験動物に係る基準についても１Ｒを対象とするのみであった。しかし、同年の改正によって、残りの２Ｒｓ（代替法の活用、使用数の削減）が配慮事項として条文に盛り込まれた。

２Ｒｓが配慮事項にとどまった理由としては、両者は実験動物ではなく動物実験の適正化に係る規定としての色彩が濃いことから、動物愛護管理法が動物実験の内容にまで踏み込まないようにしたとされている[38]。しかし、苦痛の軽減だけではなく使用数の削減も、科学的に可能な限りにおいて義務とし、代替の手段がある場合には、動物を科学上の利用に供することはできないものとするなど、３Ｒｓを強化すべきであるとの指摘が動物愛護団体からなされているところである[39]。

ウ　実験動物及び動物実験に係る現状

実験動物の取扱い及び動物実験の実施について、各施設においては、制度上は前述の環境省の基準及び動物実験を所管する各省庁による基本指針に基づき、機関内規定の策定、動物実験委員会の設置、従業員の教育訓練等に自主的に取り組む（自主管理）こととされている。

この自主管理の状況について、国が内容を個別的かつ一元的に把握する仕組みにはなっていないものの、動物実験を所管する各省庁においては一定程度の把握がなされているほか、自治体が条例や要綱等で独自に把握している例も少なくない。

①実験動物施設の現状把握

実験動物を取り扱う施設（実験動物施設）について、動物愛護管理法には国や自治体に対して届出や登録を義務付ける制度が設けられていない。一方、兵庫県では条例で実験動物施設の届出制が導入されているほか[40]、静岡県では年１回の立入検査を行っているなど、動物行政を所管する 108 自治体のうち何らかの形で実験動物施設を把握している自治体の数は 33

38 平成 17 年改正解説・162 頁

39 中央環境審議会動物愛護部会動物愛護管理のあり方検討小委員会（第 21 回）（平成 23 年９月 28 日）資料１

40 「動物の愛護及び管理に関する条例（平成５年条例第８号）」第 25 条において、実験動物の飼養及び保管の届出に係る規定が設けられており、①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名、②実験動物の種類及び数、③施設の所在地及び設置場所、④施設の構造及び規模、⑤その他規則で定める事項について、知事への提出が義務付けられている。なお、現在、届出施設は 65 施設ある。

自治体と全体の約 31%に上っている[41]。

②実験動物の使用数

実験動物の使用数について公益社団法人日本実験動物学会が平成 22 年に発表した調査結果によると、平成 21 年６月１日時点における実験動物飼育数は合計 1,133 万 7,334 頭（哺乳類・鳥類・爬虫類計）であった（表Ⅰ－２－９参照)。動物種別ではマウスとラットの頭数が圧倒的に多く、全体に占める割合は合計で約 96%となっている。なお、回答率が 67.4%にとどまっていること等を考慮すると、１年間に実際に使用されている実験動物の頭数はさらに多いものと推定されている。また、計算方法が異なるため、他国のデータと一概に比較することも困難である。

表Ⅰ-２-９：実験動物飼育数（平成 21 年６月１日現在）

分類	動物種	実験動物飼育数			
		大学等	研究所	企業	総計
哺乳類	マウス	6,729,403	407,579	2,396,799	9,533,781
	ラット	570,015	19,478	774,119	1,363,612
	ハムスター	29,737	277	18,988	49,002
	モルモット	6,455	365	191,255	198,075
	ウサギ	36,115	416	13,699	50,230
	イヌ	3,473	1,152	4,370	8,995
	ネコ	670	237	191	1,098
	ブタ	578	901	28	1,507
	霊長目	1,942	3,138	6,346	11,426
	その他のげっ歯目	81,355	618	18	81,991
	その他の哺乳類	2,765	1,100	381	4,246
哺乳類小計		7,462,508	435,261	3,406,194	11,303,963
鳥類		11,362	9,296	11,401	32,059
爬虫類		305	1,007	0	1,312
総合計		7,474,175	445,564	3,417,595	11,337,334

（日本実験動物学会「実験動物の使用状況に関する調査について」『実験動物ニュース Vol.59 No.2』（2010 年）を基に当室作成）

③自主管理に基づく実験動物の取扱い状況

基本指針（（４）参照）において「国は、実験動物の飼養保管等基準の遵守状況について定期的な実態把握を行うこと」とされていることを踏まえ、環境省等は実験動物施設に対して定期的なアンケート調査を実施している。

平成 24 年３月に環境省が実験動物施設を有する可能性がある団体を対象に実施したアンケート（回答 1,905 件、回答率約 54%）によると、環境

41 地球生物会議「全国動物行政アンケート結果報告書 平成 22 年度版」参照。ただし、サル等の特定動物のみを把握している自治体もあるため、全容を把握している自治体はさらに少なくなる。

省の実験動物に関する基準の認知度について、「全員（又はほぼ全員）が、本基準の内容の概要を知っている」と答えた者は計 80.4%に上ったが、業種により回答にばらつきが見られる結果となった（図Ⅰ－２－24 参照）。

図Ⅰ-２-24：「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」の認知度

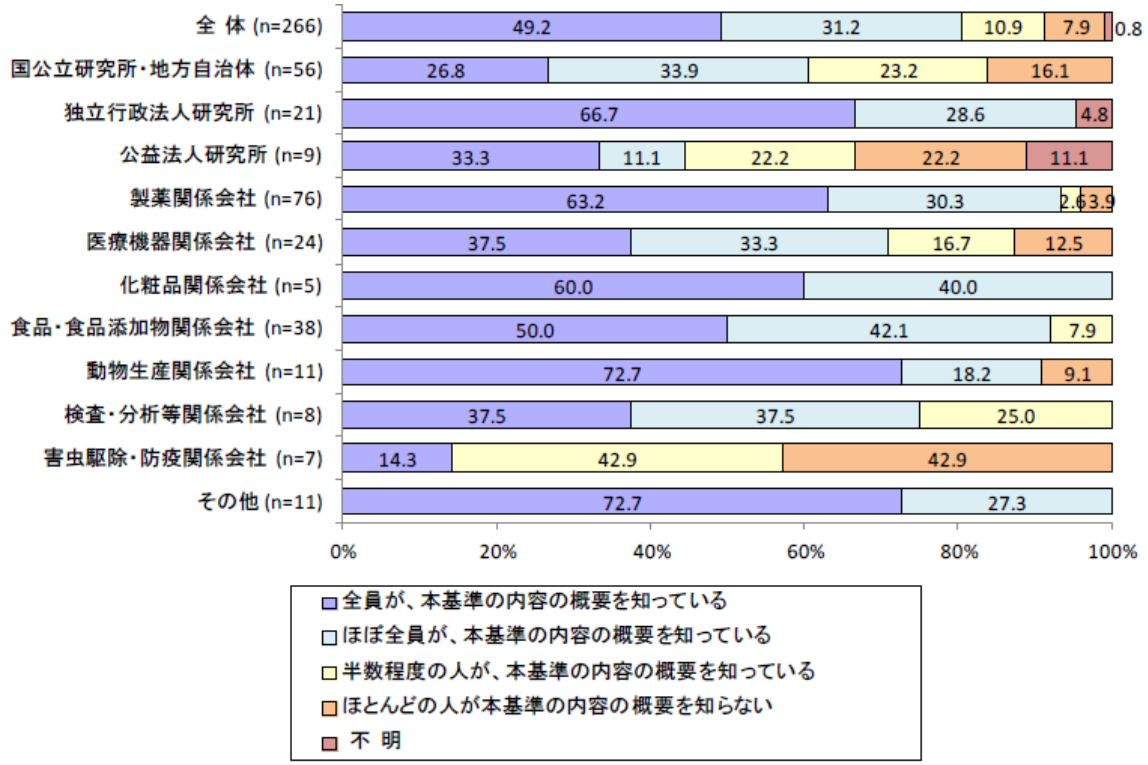

（出所：中央環境審議会動物愛護部会（第 30 回）（平成 24 年８月 10 日）資料２）

一方で、同基準に即した指針や要綱等の機関内規定の整備について、「策定している」と答えた者は 76.3%に上っている（図Ⅰ－２－25 参照）。

図Ⅰ-２-25：基準内容に即した指針や要綱等の策定について

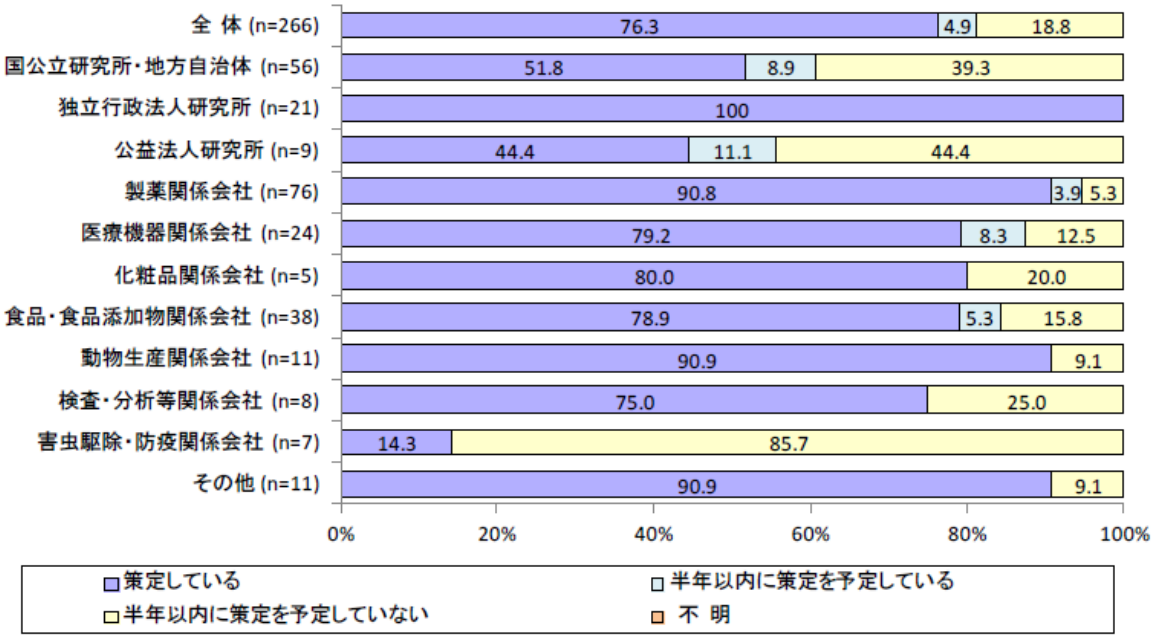

（出所：同上）

基準内容に即した指針や要綱等を策定している機関のうち、施設で策定した指針等の機関内規定遵守に関する指導を行う委員会等の設置の有無については91.6%が設置済みと答えるなど、前回の法改正以降、自主管理の体制は徐々に整いつつある。

ただし、同委員会のメンバー構成、情報公開の方法、査察制度等、自主管理の在り方については今後の課題となっているほか、実験動物施設における不適正な取扱いの事例が散見されるため、各機関における自主管理の取組を充実させていくことが求められている。

エ　海外における実験動物に係る法制度

海外における実験動物に係る法制度については、動物愛護に係る歴史的経緯や法体系の違い等もあり、我が国と一概に比較することは困難ではあるが、法定化されている項目が我が国と比べて多いことが特徴的である（表Ⅰ－２－10参照）。

その中でも、米国の動物福祉法においては研究者の裁量が比較的確保されている一方、英国を中心とするＥＵ各国においては、３Ｒｓの促進とその実効性の確保に重点が置かれている。動物愛護団体からは、これら海外の法制度を我が国の法制度に反映させるべきとの指摘が多い。

表Ⅰ-２-10：実験動物に係る海外の状況

国・地域名 法律名等	施設の登録等	遵守事項	施設の検査	委員会
米国 動物福祉法	施設登録（３年）（鳥類、マウス、ラットを除く）	研究施設内動物実験委員会の設置、施設職員の研修、獣医師の参加と適切な獣医療の提供、記録の保存、年次報告等	農務省担当官（年１回）	研究施設内動物実験委員会
英国 動物（科学的処置）法	・個人許可（５年） ・プロジェクト許可（５年） ・施設認証	実験動物の痛み・ストレス・不快を最低限にするための措置、健康や福祉等への最大限の配慮、記録の保存、痛み等を伴う実験への繰り返しの利用禁止等	内務省	動物処置委員会（国家の方針に関する委員会）
ＥＵ 科学上の目的で使用される動物の保護に関するＥＵ指令	・生産・供給・使用者は認可／登録 ・プロジェクト認可	施設の構造基準、環境基準、動物の飼養基準、職員の適性、獣医師の指定、動物福祉委員会、記録の保存等	動物の数や種類等を考慮しリスク評価に基づき頻度を決定	施設内の動物福祉委員会、国家レベルの委員会

（出所：中央環境審議会動物愛護部会動物愛護管理のあり方検討小委員会（第21回）（平成23年９月28日）資料１）

（13）罰則　〔第 44～50 条〕

ア　罰則の内容

動物愛護管理法では、動物虐待に対する罰則、特定動物の飼養に係る罰則、動物取扱業者に係る罰則、の３種類が規定されている。このうち、刑罰が最も重いものは愛護動物の殺傷を含む動物虐待に対する罰則であり、愛護動物をみだりに殺し又は傷つけた場合は、１年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処される。また、愛護動物に対しみだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った場合、あるいは遺棄した場合は、50 万円以下の罰金に処されることとなる（表Ⅰ－２－11 参照）。

表Ⅰ-２-11：動物愛護管理法における罰則の一覧

刑　　罰	構　成　要　件　の　内　容
１年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金（第 44 条第１項）	○愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者
50 万円以下の罰金（第 44 条第２、３項）	○愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った者 ○愛護動物を遺棄した者
６月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金（第 45 条）	○許可を受けないで特定動物を飼養し、又は保管した者 ○不正の手段によって特定動物の飼養又は保管の許可を受けた者 ○特定動物の種類及び数、特定飼養施設の所在地、構造及び規模、飼養又は保管の方法について、許可を受けずに変更した者
30 万円以下の罰金（第 46 条）	○登録を受けないで動物取扱業を営んだ者 ○不正の手段によって動物取扱業の登録、更新を受けた者 ○業務の停止の命令に違反した者 ○基準遵守義務違反に対する措置命令又は特定動物飼養者に対する措置命令に違反した者
20 万円以下の罰金（第 47 条）	○動物取扱業の変更の届出又は特定動物飼養の許可に係る軽微な変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者 ○動物取扱業者又は特定動物飼養者による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 ○周辺の生活環境の保全に係る措置命令に違反した者
20 万円以下の過料（第 49 条）	○動物取扱業の廃業等による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
10 万円以下の過料（第 50 条）	○動物取扱業者の標識を掲げない者
※第 48 条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 44 条から前条［注：第 47 条］までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。[両罰規定]	

（出所：中央環境審議会動物愛護部会動物愛護管理のあり方検討小委員会（第 18 回）（平成 23 年８月 30 日）資料３（一部当室において加工））

なお、ここでいう「愛護動物」とは、牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いえばと、あひる、その他人が飼っている哺乳類、鳥類及び爬虫類とされている。すなわち、実験動物や産業動物は対象となるが、野生動物については対象には含まれていない[42]。

罰則の程度について、刑法第 261 条の器物損壊罪は３年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金であるのに対し、動物愛護管理法が定める動物殺傷罪は１年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金であるため、これを３年以下の懲役に引き上げて器物損壊罪並みとすべきとの指摘がある[43]。

しかし､両者の法的な取扱いは表Ⅰ－２－12 のように全く異なっており、器物損壊罪の保護法益は他人の財産権であるのに対して、動物殺傷罪における保護法益は「動物を愛護する気風という良俗」であると説明される[44]。そのため、動物の殺傷事件が発生した場合にどの構成要件を適用すべきかについては事案ごとに異なることとなり、一般国民からは分かりにくい[45]。

表Ⅰ-２-12：動物殺傷罪と器物損壊罪との違い

罪名	根拠法	法定刑	対象物	保護法益
動物殺傷罪	動物愛護管理法第 44 条第１項	１年以下の懲役又は100 万円以下の罰金	愛護動物	動物を愛護する気風という良俗〔社会的法益〕
器物損壊罪	刑法第 261 条	３年以下の懲役又は30 万円以下の罰金	他人の物	損壊の対象となった物の財産権〔個人的法益〕

（当室作成）

動物愛護管理法違反の検挙状況は表Ⅰ－２－13 のとおりである。検挙事件数は、平成 20 年中を除いて概ね 40 件前後で推移しており、このうち、動物虐待に係る検挙事件数は約８割を占めている。

表Ⅰ-２-13：動物の愛護及び管理に関する法律違反の検挙状況

	平成19年中	平成20年中	平成21年中	平成22年中	平成23年中
検挙事件数(事件)	35	60	37	40（33）	38（29）
検挙人員(人)	39	71	52	49（40）	49（40）

※カッコ内は、第 44 条違反（動物虐待）の数である。　　（出所：警察庁資料）

42 したがって、平成５年に発見されて社会問題となった「矢ガモ」（ボーガンの矢が刺さったオナガガモ）については、野生動物であり家禽ではないので、本法の対象とはならない。

43 動物の法律を考える連絡会「『動物の保護及び管理に関する法律』改正の骨子（案）」（平成 10 年）

44 青木・前掲書・74 頁

45 例えば、同じ飼い猫であっても、飼い主が殺傷した場合には動物殺傷罪が適用されるが、他人が殺傷した場合には動物殺傷罪に加えて器物損壊罪も適用されうる。また、野良猫の場合には動物殺傷罪のみ適用される。

イ　虐待の定義

虐待の定義について、第 44 条第２項において「愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待」と掲げられている。しかし、給餌・給水をやめることにより衰弱させる行為はあくまでも例示であって、虐待に当てはまる行為は、これだけに限られない。

その場合、虐待になるか否かの判断基準は、給餌・給水をやめることにより衰弱させる行為と同視し得る行為であるかどうかである[46]。しかし、何が同視し得る行為であるのかについて、動物愛護管理法ではこれ以上の明確な規定が置かれていない。

そこで、環境省は、動物虐待を取り締まる自治体向けに、どのような行為が虐待とみなされるのかについての事例集を作成している。同事例集では、動物が苦痛（肉体的苦痛と精神的苦痛の両方）を感じる行為として、「５つの自由」に代表される動物の福祉（４頁参照）に反するような行為を虐待であるとしている（表Ⅰ－２－14 参照）。

表Ⅰ-２-14：動物虐待の判断基準

積極的（意図的）虐待	ネグレクト
やってはいけない行為を行う・行わせる	**やらなければならない行為をやらない**
・殴る、蹴る、熱湯をかける、動物を闘わせる等、身体に外傷が生じる又は生じる恐れのある行為 ・暴力を加える ・心理的抑圧、恐怖を与える ・酷使　など	・健康管理をしないで放置 ・病気を放置 ・世話をしないで放置　　など

※動物自身の心身の状態･置かれている環境の状態によって判断される。

（出所：環境省「平成 21 年度動物の遺棄・虐待事例等調査報告書」）

ただ、これらの判断基準も一例に過ぎず、最終的には、動物の被る肉体的・心理的「苦痛」の種類・程度、方法の相当性等の客観的要素と、人間の側の事情、特に目的・必要性等の主観的要素を十分考慮し、社会通念に従って総合的に判断すべきものであることとされている[47]。

そのため、伝統文化とされてきた行事においても、社会通念の変化に伴い、動物虐待であるとされるようになる可能性もある[48]。

---

46 青木・前掲書・75 頁

47 平成 17 年改正解説・167 頁

48 典型的な事例として、三重県桑名市の多度大社で毎年５月に開催される三重県無形民俗文化財「上げ馬神事」では、馬に急坂を上らせることや馬を興奮させる目的で馬の腹部を蹴ったり殴打したりする等の行為が、動物愛護団体から動物虐待であると指摘されたことが挙げられる。

Ⅱ　動物の愛護及び管理をめぐる課題

１　現行制度をめぐる状況の変化

（１）動物愛護管理法の見直しに向けた背景

動物愛護管理法の見直しについては、前回の平成 17 年改正法（平成 18 年６月１日施行）の附則第９条において、「政府は、この法律の施行後５年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされている。

しかしながら、動物の不適正飼養、殺傷、遺棄等の事例が後を絶たず、また、平成 22 年４月には埼玉県飯能市の山林に多数の犬猫の死体を遺棄したペット葬祭業者が廃棄物処理法違反（不法投棄罪）容疑で逮捕される事件が発生した。同事件に関しては、動物の死体は廃棄物処理法上の一般廃棄物に該当するが、供養されるペットの死体は廃棄物には該当しないとされている[1]ため、ペットの葬祭業や火葬場等の施設は、廃棄物処理法上の許可等規制の適用対象外であり、ペット葬祭業の取扱い等に係る新たな規制の在り方が問題となった。そのため、動物愛護管理法の見直しの議論を前倒しで早期に開始することが求められていた。

また、同法の見直しに当たって課題として取り上げられるべき事項が相当多岐にわたっていること、動物取扱業者・動物愛護団体・学識経験者等の間で意見の異なる事項があるとも推測されること、見直しの内容によっては政令・省令等の改正により対応できる事項もあり得ることなどから、より多様な観点から法の見直し作業を進める必要があった。

そこで、同年７月 15 日に、環境省の中央環境審議会動物愛護部会が開催され、同部会の下に「動物愛護管理のあり方検討小委員会」（以下「小委員会」という。）を設置し、具体的な議論を進めることとされた。

（２）今回の改正に向けた動き

ア　中央環境審議会動物愛護部会における検討

小委員会では、平成 22 年８月から平成 23 年 12 月まで計 25 回にわたっ

[1] 昭和 52 年７月 16 日に発出された旧厚生省通知「動物霊園事業に係る廃棄物の定義等について（環整第 125 号）」によれば、「動物霊園事業において取り扱われる動物の死体は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２条第１項の廃棄物には該当しない。」とされている。

て関係者からのヒアリングや各課題についての議論が行われた（表Ⅱ－１－１参照）。

今回の法の見直しにおける大きな論点の一つとなっていた動物取扱業に係る規制の強化については、上記のような緊急性の高い事案を含んでいることもあり、動物愛護団体やペット業界等の関係者からのヒアリングなどを踏まえ、平成 23 年７月をもって議論が総括された。その内容を取りまとめた「動物取扱業の適正化について（案）」に対するパブリックコメントが同年７月 28 日から８月 27 日にかけて実施され、総計約 12 万件に及ぶ意見が環境省に寄せられた。

小委員会では、引き続き、多頭飼育の適正化、実験動物や産業動物の福祉、自治体等の犬猫の引取り及び収容施設の在り方、動物虐待の防止、震災等災害時の動物救護対策等の様々な課題についての議論が行われ、同年 10 月末に、動物取扱業の適正化部分を除く諸課題についての中間報告を取りまとめ、11 月８日から 12 月７日にかけてパブリックコメントを実施したところ、５万件を超える意見が寄せられた。

その後、12 月 21 日に、それまでの議論全体が「動物愛護管理のあり方検討報告書」として取りまとめられた。なお、同報告書においては、実験動物の取扱い等、小委員会において議論が分かれ結論を得るに至らなかったいくつかの論点については、両論併記とされた。

また、「動物取扱業の適正化について（案）」に対するパブリックコメントへの意見等を基に検討した結果、規制強化の方向で意見が一致した、犬・猫の夜８時から翌朝８時までの夜間展示等の禁止、動物オークション市場及び老犬・老猫ホームに係る事業者の動物取扱業への追加等の事項は動物愛護管理法の改正ではなく、関連政省令の改正で措置できることから、政令案等の概要に対するパブリックコメント（３万件超の意見）を経て、これらの規制の強化を盛り込んだ改正動物愛護管理法施行令及び同施行規則が平成 24 年１月 20 日に公布され、同年６月１日より施行された。

なお、ねこの夜間展示規制については、展示業者等が、午後８時から午後 10 時まで、成猫（１歳以上の猫）を休息ができる設備に自由に移動できる状態で展示する場合（いわゆる猫カフェ等）、平成 26 年５月 31 日までは改正省令等のうち夜間展示規制に関する部分を適用しないとする経過措置が講じられている。

表Ⅱ-１-１：中央環境審議会における議論の経過等

年	開催日	会 議 名	議 題 等
平成 22 年	6月 16 日	中央環境審議会動物愛護部会	議題･検討方法･スケジュール案等
	7月 15 日	中央環境審議会動物愛護部会	小委員会設置、委員の選考等
	8月 10 日	同部会小委員会①	検討事項概要、検討スケジュール等
	9月 15 日	同部会小委員会②	関係者ヒアリング①（動物愛護団体関係者等）
	9月 16 日	同部会小委員会③	関係者ヒアリング②（ペット業界関係者等）
	10 月 19 日	同部会小委員会④	動物取扱業の適正化（その1） ・深夜販売（深夜販売禁止等の具体的数値規制の検討） ・販売時間（展示時間や休息時間等の具体的数値規制の検討） ・移動販売（特定の店舗を持たない販売形態規制の検討） ・インターネット販売（対面販売を行わない販売形態規制の検討） ・犬猫幼齢動物の販売日齢（販売日齢制限の具体的数値規制の検討） ・繁殖制限措置（繁殖年齢や回数の制限等の具体的数値規制の検討） ・飼養施設（犬猫のケージの大きさ等の具体的数値規制の検討）
	10 月 20 日	同部会小委員会⑤	動物取扱業の適正化（その2） 上記のその1（10/19）と同議題
	11 月8日	同部会小委員会⑥	関係者ヒアリング③（ペット葬祭業、観賞魚販売業関係者等）
	11 月9日	同部会小委員会⑦	関係者ヒアリング④（動物園水族館関係者等）
	11 月 29 日	同部会小委員会⑧	動物取扱業の適正化（その3） ・業種追加の検討（動物の死体火葬・埋葬業者、両生類・魚類販売業者、老犬・老猫ホーム、動物愛護団体の追加検討） ・業種緩和の検討（動物園・水族館の緩和検討） ・登録制の検討（登録制から許可制に強化する必要性の検討）
	12 月6日	同部会小委員会⑨	動物取扱業の適正化（その4） ・関連法令違反時の扱い（動物関連法令に違反した際の登録拒否等の検討） ・登録取消強化（登録取消を現状より容易にできる取消制度の強化の検討） ・業種緩和の検討（動物園・水族館の緩和検討） ・動物取扱責任者研修の緩和（回数や動物園水族館・動物病院の扱い検討） ・販売時説明義務の緩和（犬猫以外の小動物等での説明義務事項の緩和の検討）

平成 23 年	1月 24 日	同部会小委員会⑩	動物取扱業の適正化（その5） ・深夜販売（深夜販売禁止等の具体的数値規制の検討） ・販売時間（展示時間や休息時間等の具体的数値規制の検討） ・移動販売（特定の店舗を持たない販売形態規制の検討） ・インターネット販売（対面販売を行わない販売形態規制の検討） ・犬猫幼齢動物の販売日齢（販売日齢制限の具体的数値規制の検討） ・繁殖制限措置（繁殖年齢や回数の制限等の具体的数値規制の検討） ・飼養施設（犬猫のケージの大きさ等の具体的数値規制の検討）
	2月8日	同部会小委員会⑪	動物取扱業の適正化（その6） ・飼養施設（犬猫のケージの大きさ等の具体的数値規制の検討） ・業種追加の検討（動物の死体火葬・埋葬業者、両生類・魚類販売業者等の追加検討）
	2月 22 日	同部会小委員会⑫	動物取扱業の適正化（その7） ・業種追加の検討（老犬・老猫ホーム、動物愛護団体等の追加検討） ・関連法令違反時の扱い（動物関連法令に違反した際の登録拒否等の検討） ・登録取消強化（登録取消を現状より容易にできる取消制度の強化の検討） ・動物取扱責任者研修の緩和（回数や動物園水族館・動物病院の扱い検討） ・販売時説明義務の緩和（犬猫以外の小動物等での説明義務事項の緩和の検討）
	3月2日	同部会小委員会⑬	動物取扱業の適正化（その8） ・登録制の検討（登録制から許可制に強化する必要性の検討） ・関係者ヒアリング（地方自治体）
	5月 23 日	同部会小委員会⑭	今後の予定 東日本大震災への対応
	6月 24 日	同部会小委員会⑮	動物取扱業の適正化に係る議論の総括①
	7月 20 日	同部会小委員会⑯	動物取扱業の適正化に係る議論の総括②
	7月 28 日	「動物取扱業の適正化について（案）」に対するパブリックコメント（～8月 27 日）	
	8月3日	同部会小委員会⑰	関係者ヒアリング⑤（産業動物、多頭飼育、自治体飼養施設）
	8月 30 日	同部会小委員会⑱	多頭飼育の適正化 産業動物の福祉 罰則の引き上げ
	8月 31 日	同部会小委員会⑲	自治体等の収容施設 犬猫のマイクロチップの義務化 犬猫の不妊去勢の義務化 飼い主のいない猫の繁殖制限
	9月 27 日	同部会小委員会⑳	虐待の防止
	9月 28 日	同部会小委員会㉑	関係者ヒアリング⑥（実験動物関係者） 実験動物の福祉
	10 月 18 日	同部会小委員会㉒	特定動物 学校飼育動物、公園飼育動物等の適正飼養

			災害対応
	10 月 25 日	同部会小委員会㉓	「動物取扱業の適正化について（案）」に係るパブリックコメントの集計結果について これまでの主な意見（「動物取扱業の適正化」を除く）
	10 月 31 日	同部会小委員会㉔	動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令案等の概要について 「動物愛護管理のあり方について（案）（「動物取扱業の適正化」を除く）」について
	11 月 8 日	「動物愛護管理のあり方について（案）（「動物取扱業の適正化」を除く）に対するパブリックコメント（～12 月 7 日） 「動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令案等の概要」に対するパブリックコメント（～12 月 7 日） 動物愛護部会委員、自治体、関係省庁等から意見聴取	
	12 月 21 日	小委員会が「動物愛護管理のあり方検討報告書」を決定	
平成 24 年	1月 20 日	動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布	
	4月 23 日	「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案等の概要（いわゆる猫カフェ等における夜間展示に係る経過措置規定の創設）」に対するパブリックコメント（～5月 7 日）	
	5月 21 日	動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令等の公布・施行	
	6月 1 日	上記の改正動物愛護管理法施行令等の施行	

（環境省資料を基に当室作成）

イ　各党における検討

一方、各党においても、動物愛護管理法の見直しに向けて、平成 17 年改正法施行後の状況をフォローアップするとともに、前述の通り、中央環境審議会の下に設置された小委員会において意見が分かれている論点もあることから、法改正に当たっての課題について、動物愛護団体・ペット業界・学識経験者等の関係者からヒアリングを行うなど、検討が行われてきた。

例えば、民主党においては、環境部門動物愛護対策ワーキングチーム（座長：田島一成衆議院議員）を中心として[2]、また、自由民主党においては、どうぶつ愛護議員連盟（会長：小池百合子衆議院議員）、公明党においては、動物愛護管理推進委員会（委員長：高木美智代衆議院議員）で動物愛護管理制度の見直しに当たっての課題を整理し、議論が重ねられてきた。

ウ　動物愛護団体等からの要望等

平成 17 年の動物愛護管理法の改正後においても、不適正飼養などにより

[2] 同党においては、動物愛護管理法に関する議員連盟として、犬猫等の殺処分を禁止する議員連盟（会長：城島光力衆議院議員）、動物の福祉を推進する議員連盟（会長：谷博之参議院議員）、動物愛護管理法改正を検討する議員連盟（会長：松野頼久衆議院議員）があり、これらの議員連盟も環境部門動物愛護対策ワーキングチームと並行して、動物愛護管理法の見直しに向けた議論が行われてきた。

動物の心身の健康を害する事案が生じてきたことも踏まえ、動物愛護団体等の関係者から、動物の繁殖・販売業者に対する規制強化、動物虐待の定義の明確化等を求める要望書等が提出されてきた。

２　動物愛護管理法見直しに向けての論点整理

論点１：動物取扱業の適正化

論点１－１：深夜の生体展示規制

Q：動物を深夜まで展示したり長時間連続して展示したりすることは、動物の生態・生理に反しているのではないか？ 特に犬猫の幼齢動物については、睡眠不足・不適切な生活サイクルの強要等により、受けるストレスは重大であるので、展示時間に一定の規制をかけるべきではないか？

１．主な論点

（１）深夜販売を規制する必要性はあるか。
（２）規制の対象動物はペット全体とするのか、犬猫とするのか。
（３）規制時間は夜何時から朝何時までか。１日の総展示時間や休息時間を定めるべきか。
（４）法律による規制か、施行規則や細目等による規制か。

２．審議会における議論

（１）規制の必要性　【概ね合意】
・昼行性・夜行性問わず、明るい照明を点灯して長時間展示することは生体にストレスをかけるので、禁止すべき。〔愛護団体〕〔獣医師〕
・動物取扱業のイメージを下げており、禁止すべき。〔業界団体〕
・業界の自主規制に任せてほしいが、規制が導入されればそれに従う。〔一部業者〕

（２）対象動物　【論争あり】
・飼育実態とデータの蓄積がある犬猫に限定すべき。〔学識経験者〕〔獣医師〕
・犬猫を含む哺乳類全体とすべき。〔学識経験者〕〔業界団体〕
・犬猫に限定すべきではなく、痛みを感じる全ての脊椎動物を対象とすべき。〔愛護団体〕

（３）規制時間　【論争あり】
・夜８時から朝８時までの間で、展示時間が８時間を超えないようにすべき。〔愛護団体〕
・猫カフェのように成熟個体でも長時間展示する業態もあるので、12 時間連続の展示を認めるのではなく、途中に休息時間を設けるべき。〔愛護団体〕〔獣医師〕
・夜８時以降は既に自主規制をしており、夜８時以降とすべき。〔業界団体〕
・規制時間の設定に科学的根拠は不要であり、社会通念に基づけばよい。〔学識経験者〕

（４）規制のかけ方　【論争あり】
・「販売」時間の規制ではなく、「生体展示」時間の規制とすべき。〔学識経験者〕
・現行の施行規則の中に展示時間や休憩時間を明記すれば一応解決できる。〔愛護団体〕
・自治体の指導や訴訟等で悪質な業者を取り締まれるよう、施行規則ではなく法律で規制すべき。〔愛護団体〕〔学識経験者〕

３．パブコメの実施結果

主　な　意　見	意見数
深夜の生体展示規制及び展示時間制限に賛成（注）	54,939 件
深夜の生体展示規制に反対	119 件
その他（時間を限定してふれあうことを可能とすべき）	102 件

（注）具体的な展示規制の手法としては、「20 時以降の生体展示は禁止すべき」「展示販売終了時間を 18 時（又は 19 時）までとすべき」「１日の展示時間、連続展示可能時間、休憩時間等の具体的数値を設定すべき」等の意見があった。

４．取組状況　【一部措置済み】

・パブコメの結果を踏まえ、環境省は施行規則及び取扱業者細目等の改正により、夜間（午後８時から午前８時までの間）の犬及び猫の展示禁止等以下の措置を講じた（平成 24 年６月１日施行)。

① 犬及び猫の夜間の展示を行わないこと。

※なお、猫の夜間展示規制については、販売業者・貸出業者・展示業者が、午後８時から午後 10 時まで、成猫（１歳以上の猫）を休息ができる設備に自由に移動できる状態で展示する場合（いわゆる猫カフェ等）は、平成 26 年５月 31 日までは、改正省令等のうち夜間展示規制に関する部分を適用しないとする経過措置が講じられている。

② 販売業者、貸出業者、展示業者は、夜間に営業する場合には、犬又は猫の休息が妨げられないよう、犬及び猫の飼養施設を他の場所と区分する等飼養施設内に顧客又は見学者等が立ち入らないようにすること。

③ 販売業者、貸出業者、展示業者は、夜間に犬又は猫を顧客と接触させ、又は譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。

④ 犬又は猫を長時間連続して展示を行う場合には、その途中において展示を行わない時間を設けること。

⑤ 夜間に犬及び猫以外の動物を展示する場合であっても、明るさの抑制等の飼養環境の管理に配慮すること。

・あわせて、動物取扱業の登録等の申請事項については、同改正により、以下の項目を追加した（平成 24 年６月１日施行)。

① 登録（登録の更新を含む。）に当たっては、営業時間を明記すること。

② 営業時間の変更をする場合（その変更に係る部分の営業時間が夜間に含まれる場合に限る。)、変更の届出を提出すること。

※　上記施行規則等の改正案に対して、審議会では「犬猫以外の動物にも犬猫と同様の規制をかけるべき」との異論が出ている。

５．海外の規制

（１）ドイツ

・自然採光がほとんど出来ない室内の場合は、自然の昼夜の長さに合わせて照明を施さねばならない。（動物保護法 犬に関する政令第５条１項）

（２）米国

・室内の飼養施設では、動物へ規則的な日周性の自然光または人工照明を与えなければならない。（連邦規則集９巻３条３項）

（３）韓国

・所有者等は動物に適正な飼料と水を供給し、運動、休息及び睡眠が確保されるよう努めなければならない。（動物保護法第７条１項）

論点１－２：移動販売

Q：動物の移動販売については、トレーサビリティの確保や動物の販売後におけるアフターケアが十分になされないのではないか？ 販売される動物にとってもストレスを受けやすく、不十分な管理体制下で動物の健康と安全に支障をきたすおそれが高いことから、何らかの規制をかけるべきではないか？

１．主な論点

（１）移動販売を規制する必要性はあるか。
（２）何を規制するのか。輸送や保管の方法の規制の強化か。一律禁止とすべきか。
（３）法律による規制か、施行規則や細目等による規制か。

２．審議会における議論

（１）規制の必要性　【概ね合意】
- 移動によるストレスに加え、給餌・給水・医療等の日常的なケアが困難であり、行政がトレーサビリティや衛生面を監視することも困難なので、一律禁止とすべき。〔愛護団体〕
- 売れ残った動物の在庫処分の場となっているのが現状。大きくなった動物では購入後のしつけも困難なので、愛護団体と連名で移動販売の禁止を呼びかけている。〔業界団体〕

（２）規制内容　【論争あり】
- 動物の輸送や保管など、動物取扱業が遵守すべき基準が遵守できない業態であるので、一律禁止とすべき。〔愛護団体〕
- 前回の法改正では「実質禁止に近い規制とする」と合意されたはずが、実際には守られていない。世論調査でも９割近くの国民が賛成している。一律禁止とすべき。〔業界団体〕
- 対面販売や輸送・保管等の基準等が遵守できていれば、一律禁止は困難。愛護団体が実施している譲渡会との線引きが難しくなる。〔獣医師〕〔自治体〕〔学識経験者〕

（３）規制のかけ方　【論争あり】
- 細目等で動物の移送や保管の際に守るべき基準を示すべき。細かく規定すれば移動販売のメリットがなくなるので、自然と衰退するはず。〔自治体〕〔学識経験者〕〔愛護団体〕
- 基準を作ったとしても、感染症対策やトレーサビリティの担保等ができず、基準を守らせることが物理的にできない業態だから、一律禁止とすべき。〔愛護団体〕

３．パブコメの実施結果

主　な　意　見	意見数
移動販売の規制強化に賛成（移動販売を禁止すべきとの意見を含む）（注）	43,992 件
現行基準のままとすべき（基準強化に反対）	105 件
その他（爬虫類はガイドラインの作成が望ましい等）	151 件

（注）移動販売を禁止すべき主な理由としては、「基準を決めたところで監視が難しいため」「常に移動を前提とした動物のストレスを考慮していない業態のため」等、多岐にわたっている。なお、「移動販売は禁止」以外の規制賛成意見としては、「場所、時間、回数を限った許可制とすべき」「動物の移送や保管にかかる基準を定めるべき」等の意見があった。

４．海外の規制

（１）英国

・道路上や公の場所、市場の露店や手押し車でペットの販売をした者は有罪となる。（ペット動物法 1951 第２条）

（２）フランス

・動物用に開催されたのではない行事において動物を有償・無償で譲渡することは禁止される。県知事は非定住の動物商に対して特定の場所で予め決められた期間行われる売買については例外的な許可を与えることが出来る。（農事法典第 214-７条）

論点１－３：インターネット販売

Q：インターネット等により対面や現物確認をしないまま取引を行う販売方法は、事前説明や確認が不十分なので問題ではないか？ インターネットオークションでの動物取引では、出品者が動物取扱業の登録者かどうかの確認が困難ではないか？

１．主な論点

（１）インターネット販売を規制する必要性はあるか。
（２）何を規制するのか。禁止すべきか。対面販売の義務付けで担保するのか。
（３）法律による規制か、施行規則や細目等による規制か。

２．審議会における議論

（１）規制の必要性　【概ね合意】
- 登録業者である旨の表示がない、文書による事前説明が十分に行われないなど、現行法の下で合法性が疑われる取引を規制できないので、禁止すべき。〔愛護団体〕〔業界団体〕
- 特にインターネットオークションでは、命あるものに対して法外に安い値段がつけられる場合もあり、倫理的に問題がある。規制が必要。〔獣医師〕

（２）規制内容　【概ね合意】
- 前回の法改正でも現物確認の実施体制が問題となった。現物確認による対面販売を義務付け、対面販売ができない取引は禁止すべき。〔業界団体〕
- 問題のある動物が出品されても事前に確認できない。対面販売が必要。〔愛護団体〕

（３）規制のかけ方　【論争あり】
- 動物の福祉という観点で深夜販売や移動販売を法律で禁止するならば、同じ論理で施行規則ではなく法律で規制すべき。〔愛護団体〕〔学識経験者〕
- インターネット販売そのものを法律で禁止することは、憲法の営業の自由に抵触するので困難。〔学識経験者〕
- 法律で禁止するのが困難ならば、生体の輸送について細目の中で規制すべき。〔獣医師〕

３．パブコメの実施結果

主　な　意　見	意見数
対面販売・対面説明・現物確認の義務化に賛成（インターネット販売を禁止すべきとの意見を含む）（注）	59,786 件
対面販売・対面説明・現物確認の義務化に反対	136 件
その他	30 件

（注）インターネット販売を禁止すべきとの意見を挙げた理由としては、「買い主に対して、動物の特性や疾病等に関する事前説明や確認が不十分なため」「運送にかかる幼齢犬猫の負担が大きいため」等、多岐にわたっている。なお、規制の対象動物として、「爬虫類は除外すべき」「犬猫に限るべき」等の意見があった。

４．海外の規制

英国

・道路上や公の場所、市場の露店や手押し車でペットの販売をした者は有罪となる。（ペット動物法 1951 第２条）（インターネットを介した販売は地方自治体の許可が必要。）

論点１－４：オークション市場（せり市）

Q：オークション市場（せり市）による動物の取引方法では、トレーサビリティの確保や感染症対策が不十分となるのではないか？ オークション市場を動物取扱業に加えるべきではないか？

１．主な論点

（１）オークション市場を規制する必要性はあるか。
（２）何を規制するのか。禁止すべきか。トレーサビリティ確保や感染症対策をどう図るか。
（３）法律による規制か、施行規則や細目等による規制か。

２．審議会における議論

（１）規制の必要性　【概ね合意】
- 多くのペットショップが動物の仕入れをオークション市場に頼っている。子犬の死亡率は減少しており、関係者の自助努力も進んでいるが、更なる努力が必要。〔業界団体〕
- オークション市場の参加者が登録業者であり、動物取扱業の基準を遵守している施設か否かの確認が困難であるので、合法性を確認する仕組み作りが必要。〔愛護団体〕
- オークション市場が現行法の規制対象となっていないことが問題である。業として法律の体系の中に入れて監視する仕組み作りが必要。〔学識経験者〕

（２）規制内容　【論争あり】
- 幼齢動物を競りにかけること自体に違和感や嫌悪感がある。オークション市場による取引から、欧米のようにブリーダーから直接購入する仕組みに変えていきたい。〔愛護団体〕
- オークション市場の出品伝票には、動物の繁殖者名を記入する欄がある。これを公表するなど、トレーサビリティを確保する取組が必要。〔業界団体〕

（３）規制のかけ方　【概ね合意】
- 現状では動物取扱業に入っていないためブラックボックスとなっている。動物取扱業に入れた上で、少なくとも細目等において、立入検査、公開、感染症対策、遺伝的疾患等のトレーサビリティを確保する仕組み作りが必要。〔愛護団体〕〔獣医師〕

３．パブコメの実施結果

主　な　意　見	意見数
犬猫オークション市場の動物取扱業への追加に賛成（「犬猫オークションの禁止」を含む）（注１）	58,101 件
犬猫オークション市場の動物取扱業への追加に反対（注２）	15,124 件
その他	359 件

（注１）具体的な規制の主な内容としては、「動物取扱業に含むべき」「トレーサビリティの確認が出来る体制整備や義務付けをすべき」「ワクチン未接種の出品は禁止すべき」「オークションによる売買は廃止」等の意見があった。

（注２）反対の主な理由としては、「オークション市場は業者間の取引の場であり、法規制の必要はない」「行政の任意の立入りで十分」「全国のオークション市場は登録を受けた動物取扱業者以外は入会できない」等の意見があった。

４．取組状況　【措置済み】

・パブコメの結果を踏まえ、環境省は施行令の改正により、動物取扱業に動物のオークションを行う事業者を追加した（平成 24 年６月１日施行）。

・さらに、施行規則及び細目の改正により、特に当該事業者が遵守すべき基準として、以下の事項を定めた。

① 競りをするまでの間の動物の取扱いを、現行の施行規則及び取扱業者細目に掲げられた飼養基準等に従って行うこと。

② 競りの参加事業者について、動物取扱業の登録を受けていることを確認するなど、動物の取引に関する関係法令に違反していないこと等を聴取し、違反が確認された場合には競りに参加させないこと。

③ 競りによる売買が行われる際に、販売業者により販売に係る契約時の説明（生年月日、病歴等）が行われていることを確認すること。

④ 競りにおける取引状況を台帳により調製し、また、実施した競りにおいて売買された動物について顧客に対して交付された契約時の動物の特性及び状態に関する文書の写しを販売業者から受け取り、これらを５年間保存すること。

５．海外の規制

フランス

・動物用に開催されたのではない行事において動物を有償・無償で譲渡することは禁止される。県知事は非定住の動物商に対して特定の場所で予め決められた期間行われる売買については例外的な許可を与えることが出来る。（農事法典第 214-７条）

論点１－５：犬猫の幼齢動物の流通・販売規制

Q：犬猫の幼齢個体を親兄弟から引き離すと適切な社会化がなされず、感染症を引き起こしたり、問題行動を引き起こしたりするのではないか？ 欧米での取組を参考として、一定の日齢に満たない幼齢個体の流通・販売を規制すべきではないか？

１．主な論点

（１）取引の規制に係る具体的な数値規制を設ける必要性はあるか。
（２）具体的な数値をどうするか。８週齢（56 日齢）とすべきか。起算点はどこか。
（３）法律による規制か、施行規則や細目等による規制か。自主規制とすべきか。

２．審議会における議論

（１）数値規制の必要性　【論争あり】

・前回の法改正の際の宿題事項として、販売に関する日齢制限の在り方が残っている。細目にも具体的数値が入っていないので、明確化する必要がある。〔学識経験者〕
・劣悪な繁殖を行っている悪質業者がいまだに横行している。安易な繁殖販売と安易な購入をなくしていくためには、具体的な数値の入った規制が必要。〔愛護団体〕
・数値規制の実効性を担保するためにも、全ての繁殖犬や産まれた個体に対する登録等によるトレーサビリティの仕組み作りも合わせて行う必要がある。〔愛護団体〕
・具体的な数値の入った規制が導入されても遵守できるか疑問。〔学識経験者〕

（２）具体的な数値　【論争あり】

・数値の起算点として、販売時の日齢ではなくブリーダーの施設で親兄弟から引き離す日齢とすべき。〔愛護団体〕〔獣医師〕
・高い数値規制を導入すると、ペットショップでは売れ残りのリスクが高まり、業態として成り立たなくなるおそれがある。業者が遵守可能な目標を定めるべき。〔学識経験者〕
・海外の規制事例として、欧米では一律８週齢（56 日齢）という数値目標が法制度として導入され、定着している。８週齢と明記することで自治体も取締りが容易となり、幼齢動物が売れる現状の改善にもなる。母体から離すのは８週齢規制とすべき。〔愛護団体〕
・問題行動が増えるのは７週齢（49 日齢）未満という実験結果が出ているし、８週齢では母体に負担がかかる。母体から離すのは科学的根拠のある７週齢規制とすべき。〔獣医師〕
・業界では自主目標（45 日齢）を設けて目標達成に向けて努力しているところ。〔業界団体〕

（３）規制のかけ方　【論争あり】

・現行法で定める基準や細目を守っていない業者が極めて多い。業者に守らせるためには、自主規制ではなく法的な担保が必要。施行規則に規定を追加すべき。〔愛護団体〕
・法律ではなく政省令で規制すべき。〔学識経験者〕
・一律の数値規制には反対。犬種により生育の度合いが異なるので、可能であれば犬種ごとに数値を定めて規制をかけるのはどうか。〔業界団体〕
・流通の現状と実行可能性を考慮して、現時点で絶対に遵守すべき日齢（例えば 45 日齢）

を定め、徐々に目標となる数値を上げていくべき。〔学識経験者〕
・今回は自主規制のままにとどめ、次回の改正まで待ってほしい。数値目標が高すぎると、生年月日が偽造されてザル法となる懸念がある。〔業界団体〕

３．パブコメの実施結果

主　な　意　見	意見数
幼齢の犬猫の販売等について何らかの規制措置を講じるべき（※８週齢以上とすべき）（注１）	19,099 件
８週齢未満の犬猫の販売（親等からの引き離し）は禁止すべき（注２）	43,295 件
45 日齢未満の犬猫を規制対象とすべき（注３）	31,408 件
業界の自主規制に任せるべき（注４）	2,464 件
現行基準のままとすべき（注５）	12,500 件
その他	2,778 件

（注１）具体的な日齢としては、生後 56 日以降、60 日以降、70 日以降、３ヶ月以上、120 日等の意見があった。

（注２）８週齢とすべき主な理由としては、「欧米では８週齢が主流であるから（日本の犬猫のみが特別丈夫なわけではない）」「噛み癖や吠え癖等の問題行動や健康上の問題や飼い主の飼育放棄等のおそれがあるため」「日本人は小さければ小さいほど可愛いと思うことから、法規制でないと問題は解決しない」「８週齢が適切なことは科学的データにより明らか（ドイツ、キール大学のフェダーセン・ペーターセン博士の観察結果など）」等の意見があった。

（注３）45 日齢未満とすべき主な理由としては、「８週齢になるとワクチン接種、フード等経費が増える」「犬の社会化期は 90 日前後で終了することから、購入者の手元には 60 日頃に迎えるのが最適。ペットショップにいる期間を１～２週間とすれば、45 日頃が適切」「長く親元に置きすぎると、歯が生えてきて、親犬が子犬に攻撃するようになる」等の意見があった。

（注４）自主規制に任せるべき主な理由としては、「８週齢規制は科学的根拠に乏しい、動物の生態を無視したもの」「まだ幼いうちからのしつけが重要という考えが根強く、無理な法的規制ではなく自主規制を進めるべき」等の意見があった。

（注５）現行基準のままとすべき主な理由としては、「多種多様な種類が存在し、一律の数値規制は乱暴」「出生日や、親と切り離した時期を確認することが困難」「親の側にいることにより、人に対してなつかない原因になる」等の意見があった。

４．海外の規制

米国	連邦法	最低生後８週間以上および離乳済みの犬猫でない限り商業目的のために輸送または仲介業者に渡されてはならず、または何者によっても商業目的のために輸送されてはならない。	動物福祉法第 13 条
	州法	22 州が８週齢未満の、２州が７週齢未満での販売禁止規制を設けている。カリフォルニア州では犬の社会化について言及している。（販売者は犬を十分に運動、社会化させることとする。社会化とは他の犬または人間との十分な身体的接触を意味する。）	カリフォルニア州健康・安全法第 122065 項
英国	国	犬の飼養業の許可を受けている者は許可を受けている愛玩動物店もしくは飼養業者に対して以外は生後８週間に達していない犬を販売してはならない。	犬の飼養及び販売に関する 1999 年法
	自治体	８週齢未満の子犬・子猫は母親から引き離しては飼養してはならず、販売してはならない。	販売免許のための標準要件（セブンオーク市）
ドイツ		８週齢未満の子犬は、母犬から引き離してはならない。但し、犬の生命を救うためにやむを得ない場合を除く、その場合であっても引き離された子犬は８週齢までは一緒に育てなければならない。	動物保護法 犬に関する政令
フランス		犬・猫については８週齢を超えた動物のみが有償譲渡できる。	農事法典 L214-8 条
豪州	ニューサウスウェールズ州	生後８週間以下の子犬及び子猫は売りに出してはならない。	動物福祉基準・愛玩動物店の動物 犬猫に関する特別要件

（出所：第４回中央環境審議会動物愛護部会動物愛護管理のあり方検討小委員会資料３）

論点１－６：犬猫の繁殖制限措置

Q：パピーミル（犬の大量繁殖施設）のように高い頻度で繁殖させることは、母体への負担や健康面への悪影響があるので問題ではないか？ 欧州での取組を参考として、繁殖回数や繁殖間隔について規制を導入すべきではないか？

１．主な論点

（１）繁殖制限措置に係る具体的な数値規制を設ける必要性はあるか。
（２）規制の対象動物はペット全体とするのか、犬猫とするのか。
（３）具体的な数値として何を取り上げるか。（年齢の下限・上限、休止期間、繁殖回数等）
（４）法律による規制か、施行規則や細目等による規制か。自主規制とすべきか。

２．審議会における議論

（１）数値規制の必要性　【論争あり】
・繁殖場の崩壊や繁殖犬と思われる犬の遺棄が問題となっているので、どこの場所にどういう繁殖犬が何頭いるのか把握できるような仕組みが必要である。〔獣医師〕
・母体を守るという観点から、数値は入れていただきたい。〔愛護団体〕
・多産・連産をさせると母体に悪影響があるというのは飼育管理の方法に問題があると考える。系統選抜（品種改良）の可能性を摘み取ることになりかねない。〔業界団体〕

（２）対象動物　【論争あり】
・犬猫に限らず、飼養動物全体とすべき。〔愛護団体〕

（３）具体的な数値　【論争あり】
・英国やドイツでは最初の繁殖可能年齢や一生に最大５～６回の繁殖と規制されており、これらを参考にすべき。少なくとも回数と最初・最後の繁殖年齢を定めるべき。〔愛護団体〕
・発情ごとに生ませるのは母体に影響を与えるので、繁殖の間隔も入れるべき。〔愛護団体〕
・繁殖可能な最高年齢には科学的な根拠がないので、制限するのは難しい。〔獣医師〕

（４）規制のかけ方　【論争あり】
・良質な犬を作出する観点から、一種の自主規制として、ジャパンケネルクラブ（ＪＫＣ）等に協力を依頼する方法もある。〔愛護団体〕
・全てのブリーダーがＪＫＣに系統登録されているわけではない。それ以外の部分を拾う必要がある。〔獣医師〕
・繁殖現場を把握するためには、５年に１回の登録更新時だけでは問題が大きくなっている可能性がある。多頭飼育を行う業者に対しては毎年フォローできるのが理想的。〔獣医師〕
・いずれは動物種ごとに細かいガイドラインを作って、適正飼養のあり方を示していくことが必要である。〔愛護団体〕
・細目の中に具体的な数値を入れていくことによって、改善が期待できる。〔愛護団体〕

３．パブコメの実施結果

主　な　意　見	意見数
犬猫の繁殖制限措置に賛成（注１）	57,474 件
犬猫の繁殖制限措置に反対（注２）	34,753 件
その他	1,940 件

（注１）具体的な規制の主な内容としては、「年に１度まで、一生のうちに５回までとすべき」「繁殖は１歳からとすべき」「遺伝病の出る確立の高い交配は法で禁止すべき」「トレーサビリティを確保すべき」等の意見があった。

（注２）反対の主な理由としては、「業界の自主性で問題ない」「品種の違いや個体差、健康状態により、適切な繁殖の時期や頻度が異なり一律規制は困難」「正しい健康管理をされていれば問題はない」等の意見があった。

４．海外の規制

（１）英国（犬の飼養および販売に関する 1999 年法）

- 雌犬は１歳に達しない場合繁殖させてはならない。
- ６回を超えて出産させてはならない。
- 最後に子犬を出産した日から１年以内に出産させてはならない。

（２）ＥＵ

- 繁殖のためにペット動物を選択する者は子または雌親の健康及び福祉を危険にさらす可能性のある解剖学的生理学的及び行動的特徴を考慮する責任を負う。（ペット動物の保護に関する欧州協定第５条）

（３）米国

- 商業ブリーダーが所有できる犬の数の上限を 50 頭と定めた。18 ヶ月以上８歳以下の雌犬のみを繁殖に用いなければならない。（ヴァージニア州法 Va. Code Ann. § 3.2-6507）

論点１－７：飼養施設の適正化

Q：細目には飼養施設の構造等に関する具体的な数値規制がないので、不適正飼養を行っている事業者に対する自治体の指導・勧告・命令が困難ではないか？ ケージの大きさ等を具体的に数値化して規制すべきではないか？

１．主な論点

（１）飼養施設に係る具体的な数値規制を設ける必要性はあるか。
（２）規制の対象動物はペット全体とするのか、犬猫とするのか。
（３）具体的な数値として何を取り上げるか。（ケージの大きさ、職員数、温度・湿度等）
（４）法律による規制か、施行規則や細目等による規制か。

２．審議会における議論

（１）数値規制の必要性　【論争あり】
- 細目等の中で具体的数値がないと自治体職員も指導しにくいので、数値規制は必要。〔愛護団体〕〔自治体〕
- 科学的根拠として位置付けやすい「５つの自由」を基に、体高の何倍、体長の何倍というように、動物の暮らしぶりに合った書きぶりとすべき。〔愛護団体〕〔獣医師〕
- ケージを広くすることは、母体を健康にしたり感染症にかかりにくくする等によって、最終的には業者にとってもメリットがある。〔愛護団体〕
- 具体的な数値規制ではなく、明らかな動物虐待が行われている飼養環境か否かの方が重要である。一概に数値規制を行うのは反対。〔業界団体〕

（２）対象動物　【論争あり】
- 犬猫だけでも個体差が大きいので、主に犬猫について議論すべき。〔学識経験者〕
- 全ての動物について、行動上の自由と飼育環境の改善を図るべき。〔愛護団体〕

（３）数値規制の内容　【論争あり】
- 展示施設と繁殖施設を分けて考え、繁殖施設の規制を厳しくすべき。〔獣医師〕
- 動物の体に合わせた形でケージ等の大きさを決めるべき。〔愛護団体〕
- 他の法令で規制のある騒音・明るさ・湿度・悪臭等を対象とすべき。〔愛護団体〕
- １人当たりの飼育頭数の制限（１人当たり成犬 10 頭など）を設けるべき。〔愛護団体〕
- 運動させる時間も明記すべき。〔愛護団体〕
- 虐待や不衛生等を象徴的に示す指標として、悪臭（アンモニア濃度）を客観的な指標として用いるべき。〔学識経験者〕
- 一つの指標だけを用いるのは不適切。第 25 条（多頭飼育に係る一般的な規制）を参考に、複数の指標を総合的に判断すべき。〔愛護団体〕〔学識経験者〕

（４）規制のかけ方　【概ね合意】
- ケージの大きさや温度など、一律に法律で細かく規制することは難しいので、専門的知見を持つ委員で構成される委員会を作って、基準なり告示なりガイドラインなりで定めるべき。〔愛護団体〕〔学識経験者〕

３．パブコメの実施結果

主　な　意　見	意見数
飼養施設等の数値規制に賛成（注１）	39,983 件
飼養施設等の数値規制に反対（注２）	34,100 件
その他	2,016 件

（注１）具体的な規制の主な内容としては、「狭いケージに複数頭入れない」「それぞれの動物種、品種にあった適切な温度、湿度、照度、飼育面積、通気、騒音、アンモニア濃度、建築素材等の設定を設けるべき」「最低限、伸びをする、寝転ぶ、回転する、立つなどの基本動作ができる広さが必要」等の意見があった。

（注２）反対の主な理由としては、「動物種や品種により体の大きさや習性は大きく異なり、一律の数値基準設定は困難」「単純に広ければいいわけではない」「数値化は実際に実験や検証を行ってからが望ましい。法令化よりガイドラインから始めることが適切である。」等の意見があった。

４．海外の規制

米国（動物福祉法施行規則のうち、スペースに関する記述の例）

・猫では、スペースは、高さは少なくとも 24 インチ（60.96 ㎝）。8.8 ポンド（４kg）以下の猫では少なくとも 3.0ft/2（0.28 ㎡）、8.8 ポンド（４kg）を超える猫では 4.0ft/2（0.37 ㎡）

・犬のスペースの計算式（犬の長さ：犬の鼻の先から尾の根本まで）：
（犬の長さ(インチ)＋６）×（犬の長さ(インチ)＋６）＝必要な床面積（平方インチ）

論点１－８－１：動物取扱業の業種追加【ペット葬祭業者】

Q：ペット葬祭業を直接規制する法制度は存在せず、各地でトラブルを引き起こしているので、業種に追加して行政による指導監督を可能とすべきではないか？

（参考）現行法で規制を受ける業種

業種	業の内容	該当する業者の例
販売	動物の小売及び卸売り並びにそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行う業（その取次ぎ又は代理を含む）	○小売業者 ○卸売業者 ○販売目的の繁殖又は輸入を行う業者 ○露天等における販売のための動物の飼養業者 ○飼養施設を持たないインターネット等による通信販売業者
保管	保管を目的に顧客の動物を預かる業	○ペットホテル業者 ○美容業者（動物を預かる場合） ○ペットのシッター
貸出し	愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業	○ペットレンタル業者 ○映画等のタレント・撮影モデル・繁殖用等の動物派遣業者
訓練	顧客の動物を預かり、訓練を行う業	○動物の訓練・調教業者 ○出張訓練業者
展示	動物を見せる業（動物とのふれあいの提供を含む）	○動物園　○水族館 ○移動動物園　○動物サーカス ○動物ふれあいテーマパーク ○乗馬施設・アニマルセラピー業者（「ふれあい」を目的とする場合）

１．主な論点

（１）動愛法で動物の死体の取り扱いを含めることは可能か。
（２）現行の動物取扱業（登録制）に含めるのか、届出制等の新たなカテゴリーを設けるのか。
（３）具体的な規制内容として何を取り上げるか。
（４）法律による規制か、施行規則や細目等による規制か。条例に委ねるのか。

２．審議会における議論

（１）動愛法に含める必要性　【論争あり】
・動物が命あるものであることに鑑みて、その死体の取扱いを廃棄物とは異なる取扱いとすることには合理性を持っており、現行法でも動物の死体に関する規定（回収等）があるので、動物の死体を取り扱う業者を動愛法に含めてもよいと考える。〔学識経験者〕

・廃掃法や大防法等の既存の法律での規制もあるので、動愛法に入れるべきではない。必要があれば新法か条例で規制すべき。〔愛護団体〕〔自治体〕
・生命尊重という動愛法の観点や動物に対する慰霊の習慣を踏まえると、動物の死体に対する取り扱いを動愛法に記載することは妥当。〔愛護団体〕
・何らかの規制は必要だと考えるが、動物の福祉の向上を目指した法律である動愛法に、福祉を向上しようがない動物の死体の規定を入れることには違和感がある。〔愛護団体〕
・動物に対する慰霊という日本的な思想を動愛法に入れることはできると思う。〔獣医師〕
・ペットとの出会いから最期の別れまでの全てを動愛法に組み入れるべき。〔業界団体〕
・悪徳業者が淘汰され、善良な業者が生き残れるように、動物取扱業（登録制）に追加する等の法的な規制の措置を望む。〔業界団体〕

（２）業規制の形態　【論争あり】
・動物の適正飼養に関する基準は適用できないし、登録制のみで全ての業態に対応するのは無理なので、実態を把握するための手段として、届出制のように既存の動物取扱業者とは別枠の緩い基準を定めるべき。〔愛護団体〕

（３）具体的な規制の内容　【論争あり】
・条例の内容（立地、構造、住民同意等）に準拠して定めるべき。〔学識経験者〕
・動物の生死を取り扱う観点から、例えば獣医師の診断書を添付するのはどうか。〔獣医師〕

（４）規制のかけ方　【論争あり】
・法律の中で基本指針を定めて、その内容を自治体の条例で定めてもらうべき。〔愛護団体〕

３．パブコメの実施結果

主　な　意　見	意見数
動物取扱業とすべき（「登録業者と別の扱いで規制すべき」を含む。）（注１）	37,983 件
動物取扱業に加えるべきではない（注２）	81 件
その他（注３）	569 件

（注１）賛成の主な理由としては、「日本人独特の死生観や遺族の心情などを配慮し、動物の死体は尊厳を持って扱うべき」「動物の火葬・埋葬業を秩序ある業界とすべき」「なんの規制もないのは不安」等の意見があった。

（注２）反対の主な理由としては、「動物取扱業に含めるのは目的にそぐわない」「死んだ動物に対する葬送は個人の信条（宗教）にゆだねられる行為のため、法で規制すべきでない」等の意見があった。

（注３）その他の主な意見としては、「別法で規制すべき」「時期尚早である」等の意見があった。

論点１－８－２：動物取扱業の業種追加【両生類・魚類販売業者】

Q：両生類及び魚類の販売業者は動物取扱業に含まれていないが、遺棄による生態系への悪影響を考慮すると、業種に追加すべきではないか？

１．主な論点

（１）両生類及び魚類を規制の対象とする必要性はあるか。
（２）現行の動物取扱業（登録制）に含めるのか、届出制等の新たなカテゴリーを設けるのか。
（３）具体的な規制内容として何を取り上げるか。特に金魚すくいを今後どう取り扱うか。
（４）法律による規制か、施行規則や細目等による規制か。条例に委ねるのか。

２．審議会における議論

（１）規制の必要性　【論争あり】
- 両生類と魚類を入れることは、生物多様性保全の観点から極めて重要。生物多様性基本法にも関連法制度の見直しが明記されており、法の目的に生物多様性の保全を含めることと合わせて対象とすべき。〔愛護団体〕
- 現状の金魚の扱いがひどい。遺棄されたりゲームの景品にされたりといった苦情相談が多いので、業に含めていただきたい。〔愛護団体〕
- 生物多様性の保全まで含めると、外来種の昆虫の遺棄など他の問題も取り上げなければならなくなるが、これを動愛法で対応するかどうか検討すべき。〔愛護団体〕
- 両生類及び魚類の取扱いについて行政内で苦情を受けることは少ない。現時点では規制する必要はないと考える。〔自治体〕
- 遺棄自体は良くないが、飼い主側の問題であって業者の問題ではない。〔学識経験者〕
- 獣医学的にも魚がペットとして確立しつつあるので、検討すべき問題である。〔愛護団体〕
- 自治体の負担が増えるので、少なくとも魚類関係は時期尚早である。動物虐待の防止という重点分野に必要な人員を割けなくなるおそれがある。〔業界団体〕
- 魚の取扱業者が約 1,500 くらいであれば、動物愛護行政を所轄する自治体１つ当たり 20 くらいしかない。これでも過剰な負担と言えるのか疑問。〔愛護団体〕

（２）業規制の形態　【論争あり】
- 自治体の対応が大変だというならば、第一段階として届出制にして実態把握をするというやり方も可能である。〔愛護団体〕〔学識経験者〕
- 単に届出制にして実態把握をするだけでは、情報がそのまま死蔵されて意味がない。実質的な規範まで求められていく必要がないと、法制度としては説明がしづらい。〔環境省〕

（３）具体的な規制の内容　【論争あり】
- 少なくとも販売時に適正飼養や遺棄の防止について説明義務を課すべき。〔愛護団体〕

（４）規制のかけ方　【論争あり】
- 動愛法ではなく外来生物法で対応し、業界内で自主規制をする方が、実際の効果があると思う。〔業界団体〕

３．パブコメの実施結果

主　な　意　見	意見数
動物取扱業とすべき（両生類・魚類どちらかの場合も含む）（注１）	36,519 件
動物取扱業とすべきでない（どちらか一方の反対意見を含む）（注２）	27,134 件
その他（注３）	1,224 件

（注１）動物取扱業とすべき主な理由としては、「遺棄により生態系への影響が見られる事例があり、生物多様性保全の観点から規制」「爬虫類の取扱業者とほぼ重複しており、業追加による行政負担の増加はあまり見込まれない」「生命尊重の観点から金魚すくいであっても、使い捨てのおもちゃではなく、命ある存在であることを周知徹底させるべき」等の意見があった。

（注２）動物取扱業とすべきでない主な理由としては、「現状で問題ない」「両生類・魚類の放棄は飼い主の責任であり、販売業者の責任ではない」「金魚すくいができなくなる」等の意見があった。

（注３）その他の主な意見としては、「魚類等の遺棄を禁止すべき」等の意見があった。

論点１－８－３：動物取扱業の業種追加【老犬・老猫ホーム】

Q：対価を得て所有権を移して長期的に動物をケアする老犬・老猫ホームの中には、適切な飼育を行われないところもあるので、業種に追加すべきではないか？

１．主な論点

（１）老犬・老猫ホームを規制の対象とする必要性はあるか。
（２）現行の保管業に含めるのか、「譲渡業」等の新たなカテゴリーを設けるのか。
（３）具体的な規制内容として何を取り上げるか。

２．審議会における議論

（１）規制の必要性　【概ね合意】
- 今後も業者の数が増えると思われるので、現行の登録業に含めるかどうかはともかく、何らかの規制が必要。〔愛護団体〕〔学識経験者〕
- 引取り後に山に遺棄したり動物実験に売ったりする者もおり、社会問題化しているから、動物取扱業の中に入れて法律の周知徹底と基準の遵守を守ってもらうべき。〔愛護団体〕

（２）業規制の形態　【概ね合意】
- 単なる一時預かりの場合と所有権が移転する場合に分けて、前者は既存の保管業に含め、後者は新たな業を作って規制すべき。〔獣医師〕

（３）具体的な規制の内容　【概ね合意】
- 所有権が移された状態の下で、多頭飼育施設である等の内容によって規制をかけるべき。〔獣医師〕
- 老犬・老猫に限らず、動物の所有権の移転を業として行う者全てを含めるべき。〔愛護団体〕

３．パブコメの実施結果

主　な　意　見	意見数
動物取扱業とすべき（「登録業者と別の扱いで規制すべき」を含む。）（注１）	36,082 件
動物取扱業とすべきでない	22 件
その他（注２）	978 件

（注１）動物取扱業とすべき主な理由としては、「適切な飼育を行わず、病気の治療もせず放置しているホームが問題となっていることから、規制が必要」「犬猫を預けた後に追跡できなくなることが問題で、実験動物として売り払われたり、面会を断られることがある事例がある」等の意見があった。

（注２）その他の主な意見としては、「終生飼養が原則であり、それに反する老犬・老猫ホームを取扱業に入れるのはなじまない」等の意見があった。

４．取組状況　【措置済み】

・パブコメの結果を踏まえ、環境省は施行令の改正により、動物取扱業に動物を譲り受けて飼養する事業者を追加した（所有権が事業者側に移転しない場合については、従前の通り保管業として扱う。）（平成 24 年６月１日施行）。

・当該事業者は、現行の登録手続・飼養施設基準・遵守基準等に従う必要がある。

論点１－８－４：動物取扱業の業種追加【動物愛護団体】

Q：動物の愛護を目的とする団体の中には動物を実際に取り扱う団体も多く、適切な飼養管理がなされていないところもあるので、業種に追加すべきではないか？

１．主な論点

（１）動物愛護団体を規制の対象とする必要性はあるか。
（２）現行の保管業に含めるのか、「譲渡業」等の新たなカテゴリーを設けるのか。
（３）具体的な規制内容として何を取り上げるか。

２．審議会における議論

（１）規制の必要性　【論争あり】
- 愛護団体の体裁で有償での引取り事業を行い、飼育管理を適切にせず放置して死なせたり遺棄したり動物愛護センターに持ち込んだりしている事例があった。今後は適切な指導ができるよう、対象とすべき。〔愛護団体〕
- 動物を多頭飼育している施設として実態を把握し、適正飼養がなされるような位置付けが必要。〔愛護団体〕
- 所有者等の責務に係る規定を愛護団体にも適用して、不適正飼養に対する取締りを厳しくする方が実用的であり、動物取扱業に入れなくてもよい。〔愛護団体〕〔学識経験者〕
- 営利・非営利を問わず、広く動物を業として取り扱っている者については、等しく動物取扱業として一定の規制をかける必要がある。〔学識経験者〕

（２）業規制の形態　【論争あり】
- 愛護団体には一定の公益性があるので、届出制のように既存の動物取扱業者とは別枠の基準を定めるべき。〔愛護団体〕
- 愛護団体を保管業とした場合に、団体に所属する個人が順繰りに動物を受け入れているケースが多いので、どこまで保管場所として考えればよいのかが難しい。〔獣医師〕
- 愛護団体でも譲渡時に実費として１～２万円を徴収する場合が多く、販売業に近い形態となっている。〔獣医師〕

（３）具体的な規制の内容　【論争あり】
- 愛護団体に対しては、動物の多頭飼育を行っている施設として、実態把握、法律の周知徹底、普及啓発といった内容を盛り込むべき。〔愛護団体〕
- いい加減な任意団体でも動物愛護団体と名乗れば一定の取扱いを受けるのがよいのか検討すべき。特権的な地位とセットで高度な義務を課してもよいのではないか。〔学識経験者〕
- 愛護団体を業として登録した場合に、団体名や住所が公表されることによって無責任な飼い主が動物をその住所に遺棄する危険性が指摘されているので、公表する際には工夫する必要がある。〔学識経験者〕
- 愛護団体の団体名や住所を公表することは、飼えなくなったペットを引き取ってもらえる場所が分かるので、全体的な殺処分を減らすこととなるのではないか。〔獣医師〕

３．パブコメの実施結果

主　な　意　見	意見数
動物取扱業とすべき（「登録業者と別の扱いで規制すべき」を含む。）（注１）	31,393 件
動物取扱業とすべきでない（注２）	446 件
その他（注３）	1,647 件

（注１）動物取扱業とすべき主な理由としては、「悪質な飼養環境に置かれている事例が存在するため」「地域の動物行政に協力をして譲渡活動をしている動物愛護団体やグループ、個人は、登録制とし、社会的に認知されるべき」等の意見があった。

（注２）動物取扱業とすべきではない主な理由としては、「普及啓発、情報発信をしている団体は除外すべき」「営利目的でなく動物の命を救うための活動を行っているので、追加すべきでない」等の意見があった。

（注３）その他の主な意見としては、「ボランティアでの活動に支障が出るような規制はすべきでない」等の意見があった。

論点１－８－５：動物取扱業の業種追加
【教育・公益目的の団体】

Q：専門学校等の教育目的で飼われている動物の中には、適切な飼養管理がなされていないところもあるので、業種に追加すべきではないか？

１．主な論点

（１）教育・公益目的の団体を規制の対象とする必要性はあるか。

（２）現行の保管業に含めるのか、新たなカテゴリーを設けるのか。

２．審議会における議論

（１）規制の必要性　【概ね合意】

・専門学校では、ブリーダーと同程度かあるいはそれ以上の犬を少ない人間で保管し管理をしているところや、動物園にいるような野生動物を多く保管している学校も多い。専門学校等も、動物を飼育保管する業者として何らかの形で検討が必要。〔愛護団体〕

・身体障害者補助犬法における第二次社会福祉事業として届出をしている育成施設についても、登録の対象とすべき。〔愛護団体〕

・今後も様々な業種が出てくることが予想される。一般的な規定として、業として動物を飼育する者について何らかの規制を入れれば対応できるのではないか。〔学識経験者〕

（２）業規制の形態　【論争あり】

・愛護団体と専門学校については、教育・公益目的で動物を飼養・保管する施設というカテゴリーを設けてそこに入れるべき。その中で、動物を取り扱う施設があるところは登録制とし、施設がないところは届出制とすべき。〔愛護団体〕

・専門学校は現行の保管業に入れようと思えば入れられるのではないか。〔学識経験者〕

３．パブコメの実施結果

主　な　意　見	意見数
動物取扱業とすべき（「登録業者と別の扱いで規制すべき」を含む。）（注１）	21,273 件
動物取扱業とすべきでない（注２）	65 件
その他（注３）	1,690 件

（注１）動物取扱業とすべき主な理由としては、「飼育環境が劣悪であったり、適切な飼養管理がなされていない事例があるため」「先生への教育が重要。教育委員会との連携も必要」等の意見があったが、中には「学校での飼育は禁止すべき」との意見もみられた。

（注２）動物取扱業とすべきではない主な意見としては、「家庭での飼育と同じ扱いになるよう望む」等の意見があった。

（注３）その他の主な意見としては、「学校・福祉施設等における飼養基準を強化・具体化すべき」等の意見があった。

論点１－９：関連法令違反時の扱い

Q：現行法では動愛法以外の関連法令違反時における動物取扱業の登録取消等の要件は存在しないので、種の保存法等に違反した動物取扱業者の登録拒否や取消しを行える条項を追加すべきではないか？

１．主な論点

（１）関連法令違反時における登録取消等の条項を設ける必要性はあるか。

（２）新たに規定する場合、対象となる法令はどれか。

（※環境省からは、種の保存法、外来生物法、鳥獣保護法、狂犬病予防法、関税法、外為法が例として挙げられている。）

２．審議会における議論

（１）条項を設ける必要性　【概ね合意】

・前回の法改正時の積み残し課題である。関連法に違反した場合の登録取消等の規定を設けていくことが、悪質業者に対して現実的に対処するためには効果的である。〔愛護団体〕

・他法令に違反した場合の取消等の規定は必要ではあるが、登録審査時にそこまで事務的に確認できるか、非常に難しい部分もある。〔自治体〕

（２）対象法令　【論争あり】

・野生生物に関連する法律（種の保存法、鳥獣保護法等）、多頭飼育の規制に係る法律（化製場法、感染症予防法、狂犬病予防法、悪臭防止法、騒音規制法等）、通信販売に関連する法律（特定商取引法等）に違反した場合を含めるべき。〔愛護団体〕

・海外の法令で罰せられて海外で服役した業者が帰国して動物取扱業を行っている者もいるので、海外での法律に違反した者も含めるべき。〔愛護団体〕

３．パブコメの実施結果

主　な　意　見	意見数
関連法令違反時に登録拒否・取消を行えるよう法規制すべき（注）	41,872 件
関連時違反時の登録拒否・取消に反対	7 件
その他	12 件

（注）法規制すべき主な理由としては、「悪質な行為を繰り返す動物取扱業者を取り締まり、動物の安全を確保するため」「法律違反したら、登録を抹消されるのは当たり前」等の意見があった。また、具体的な関連法令としては、外国の法律、ワシントン条約、悪臭防止法、騒音規制法、狂犬病予防法、民法（瑕疵担保責任）等の意見があった。

論点１－１０：登録取消の運用の強化

Q：現行法でも動物取扱業の取消しが可能な条文となっているが、適用事例が極めて少ないので、より迅速に発動しやすくなるように改めるべきではないか？

１．主な論点

（１）現行法の登録取消又は業務停止命令の規定を改正する必要性はあるか。

（２）現行法の規定を今後どのように運用すべきか。

２．審議会における議論

（１）規定を改正する必要性　【論争あり】

・前回の法改正で、まじめな業者が残って問題のある業者の営業が取り消せるようになると期待していたが、実例は数件しかない。取消しを容易にする法改正を願う。〔業界団体〕

・登録取消又は動物取扱業の廃業届出がなされると、行政の立入りが困難となる上に、残された動物の取扱いが問題となるので、登録取消しをせず状況の改善をしている。〔自治体〕

・登録取消等を受けた者が他の自治体で営業を再開することのないよう、処分が行われた氏名及び事業者の公表も必要である。また、特に悪質な業者については、営業停止を無期限としたり飼育禁止を導入したりすることも検討すべき。〔愛護団体〕

・現行法でも登録取消や業務停止が可能な条文となっており、これ以上厳しくすることは困難。ただ、登録取消後に他の自治体での登録や別人名義で登録する脱法行為への対処は、別途検討する必要がある。また、欠格期間の延長や氏名の公表なら可能。〔学識経験者〕

（２）現行法の運用　【論争あり】

・悪質な業者に対しては、期間を区切って営業停止や罰則等の措置を講ずることで、自治体の負担軽減につながる。登録取消ではなく業務停止命令を旨とすべき。〔愛護団体〕

・業者の飼い方が虐待に該当するかを判断する際には、取締りを行う警察では判断できずに獣医師に判断を仰いだことがある。虐待の有無を判断できる体制作りが必要。〔獣医師〕

３．パブコメの実施結果

主　な　意　見	意見数
登録取消の運用を強化すべき（注）	45,493 件
現行のままとすべき	8,200 件
その他	527 件

（注）強化すべき主な方法としては、「２度の勧告で取り消しできるようにすべき」「法令違反した場合の再登録までの年数を５年に引き上げるべき」等の意見があった。

論点１－１１：業種の適用除外

Q：動物園や水族館は野生動物の展示や生息域外保全等を行う施設であり、内部規定に基づき適正飼養や管理等の自主規制を行っているので、動物取扱業（展示）にはなじまず、動物取扱業から外すべきではないか？

１．主な論点

（１）現行法の動物取扱業（展示）から動物園及び水族館を外す必要性はあるか。

（２）外す場合はどのような基準で外すか。外さない場合は登録制のままでよいか。

２．審議会における議論

（１）動物取扱業から外す必要性　【論争あり】

・基準や細目を遵守しない違法行為を行う動物園が多く存在する点と、他法令（博物館法）での規制では動物園に一律の規制をかけられない点を考慮すると、動物取扱業から外す必要はない。〔獣医師〕〔学識経験者〕〔愛護団体〕

・特定動物の許可を外してほしいという要望についても、危険な動物に対する安全性の確保や人身事故の発生頻度等を考慮すると、外すべきではない。〔愛護団体〕〔自治体〕

・動物園や水族館は動物のプロであり、自主的な管理も組織的にうまくやっているので、外してもよい。動物病院についても同じ理由で外すべき。〔学識経験者〕〔業界団体〕

（２）規定のあり方　【論争あり】

・博物館相当施設に該当する動物園・水族館は外してもよい。〔学識経験者〕

・教育・公益目的の業というカテゴリーを別途作り、そちらに移していくべき。〔愛護団体〕

３．パブコメの実施結果

主　な　意　見	意見数
適用除外に賛成（注１）	9,748 件
適用除外に反対（注２）	25,689 件
その他	51 件

（注１）賛成の主な理由としては、「（社）日本動物園水族館協会の加入にはそれなりの基準を満たすことが必要」「特殊性、公益性、教育性の観点から適用除外すべき」等の意見があった。

（注２）反対の主な理由としては、「動物が適切に取り扱われていないところが多く見られる」「規制から外すことの必要性、正当性が全くない」等の意見があった。

論点１－１２：研修の緩和

Q：動物取扱責任者には現在年１回の研修が義務付けられているが、動物園・水族館や動物病院の獣医師等については、動物のプロであるので、動物取扱責任者の選任又は研修の受講を行わなくてもよいのではないか？

１．主な論点

（１）動物園・水族館・動物病院については、動物取扱責任者の選任又は研修の受講の義務規定を外す必要性はあるか。

（２）年１回の研修を３年に１回などのように緩和する必要性はあるか。

２．審議会における議論

（１）義務規定を外す必要性　【論争あり】

・動物病院における動物取扱責任者の選任の義務規定を外してほしい。〔獣医師〕

・動物病院でもペットホテルだけではなくトリミングや販売を行っているところもあるので、一律に外すのではなく、個々に議論する必要がある。〔獣医師〕

・動物病院の獣医師が法令や動物福祉や動物行動学について詳しいとは限らないので、研修の受講義務を外すべきではない。〔愛護団体〕

・動物取扱責任者は動物の取扱いのプロを育成し広く社会に普及啓発を図ることを目的に規定されたものであり、かつ、受けてきた研修を職場の同僚に伝える役目を担っているので、規制緩和すべきではない。〔愛護団体〕

（２）研修緩和の必要性　【論争あり】

・自治体にとっては、研修を実施することの負担が大きい。研修の実施を獣医師会や業界団体等に任せ、自治体は研修を行う団体を監視すればよいのでは。〔学識経験者〕

・動物取扱業に対する規制強化の流れの中では年１回の講習会は必要であり、自治体の負担が大きいからといって３年に１回というのは本末転倒である。〔業界団体〕

・ペットショップでは動物取扱責任者の交代が頻繁なので、責任者が代わった年か法令の改正があった年には研修受講を義務付けて、他の年は２年に１回でもよい。〔愛護団体〕

・動物関係者の持っている情報のレベルは低い。獣医療等の情報は日進月歩で変化するので、研修を受講する義務がある。〔愛護団体〕

・ペットショップ・動物園・動物病院といった異なる業種の関係者が同内容の研修を受講することには不満の声がある。研修の工夫が必要。〔自治体〕〔獣医師〕〔業界団体〕

・現行法で義務付けられている研修すら受講しない業者がいるが、登録取消しができない。研修を受講しなかったら登録取消し等の規定も必要。〔獣医師〕

・動物取扱責任者の要件に半年以上の実務経験が必要とされるが、半年では短いのではないか。動物取扱責任者の質を高めるためにもハードルを上げる必要がある。〔獣医師〕

３．パブコメの実施結果

主　な　意　見	意見数
動物取扱責任者研修の緩和に賛成（注１）	2,458 件
動物取扱責任者研修の緩和に反対（注２）	28,403 件
その他（注３）	6,686 件

（注１）賛成の主な理由としては、「一般の動物取扱業者と同列に扱うべきではない」「研修内容が画一化しており、動物園や水族館の担当者にとって意味がない」等の意見があった。

（注２）反対の主な理由としては、「緩和された業種は、命を扱うことの責任・意識が薄れることが危惧される」「動物園・水族館の職員や動物病院の獣医師であっても動物愛護に関する知識を有しているとは限らない」等の意見があった。

（注３）その他の意見としては、「新規登録者及び登録更新時のみでよい」「時間を短縮するべき」等の意見があった。

論点１－１３：販売時説明義務の緩和

Q：施行規則で義務付けられている動物の販売時の 18 項目の説明義務について、犬猫以外の小動物（ハムスターや小鳥等）では一部を省略してもよいのではないか？

１．主な論点

（１）販売時説明義務のうち、動物種によっては一部を省略する必要性はあるか。

（２）説明義務の項目のうち、改めるべき項目はあるか。

２．審議会における議論

（１）説明義務を省略する必要性　【論争あり】

・安価なハムスター等が粗雑に扱われていることや安易な遺棄による生態系への悪影響が懸念される。どんな商品でも、商品について細かく顧客に説明をして同意を得るという方向に社会全体が変わりつつある。説明を省略するよりむしろ強化すべき。〔愛護団体〕

・説明義務を緩和すべき項目は非常に少ないと考える。〔獣医師〕

・ハムスター等の小動物では犬猫より情報量が少ないので、きちんと説明できない人が多いので説明義務を回避しようとしているのではないか。〔愛護団体〕

・前回の法改正の際にも、小鳥・小動物・爬虫類は緩和すべきとの意見もあったが、具体的な内容が決まらなかった。問題が多い種でなければ緩和すべき。〔業界団体〕

（２）改めるべき項目　【論争あり】

・野鳥や希少な動物の場合は、輸入元の原産国や国内繁殖の有無等の生産地に係る記述を明確化するなど、さらに厳格に明記すべき。〔獣医師〕〔愛護団体〕

・生産者名についても、購入後に遺伝的疾患や感染症を発見した場合に生産者に連絡したい場合もあるので、トレーサビリティの確立の観点から明記すべき。〔愛護団体〕

３．パブコメの実施結果

主　な　意　見	意見数
販売時説明義務の緩和に賛成（注１）	6,642 件
販売時説明義務の緩和に反対（注２）	27,949 件
その他（注３）	3,150 件

（注１）賛成の主な理由としては、「一律に義務を課すことは酷であり、特に小鳥の専門業者の内情は零細かつ店主が高齢である場合が多い」等の意見があった。

（注２）反対の主な理由としては、「業者の説明不足が原因で、動物を不適切な飼い方により死なせないよう努力すべき」「安易な販売を助長させないため」「小動物は子供が飼育する場合が多く、わかりやすい説明が必要」等の意見があった。

（注３）その他の意見としては、「店舗内や業者のホームページに購入者が注意すべき事項を掲示することを義務付けるべき」等の意見があった。

論点１－１４：許可制の検討

Q：現行法では動物取扱業は登録制となっているが、悪質な業者が後を絶たないので、許可制に引き上げるべきではないか？

１．主な論点

（１）現行の登録制を許可制に引き上げるべきか。

（２）登録制一本から許可制・登録制・届出制に分けるべきか。

２．審議会における議論

（１）許可制に引き上げる必要性　【論争あり】

・一つの法律の中に届出と登録と許可が並存している例はまずない。現行の登録制は、登録の拒否や取消しという概念があるなど、許可制と同等レベルの規制である。〔学識経験者〕

・許可制の導入を求める者は、劣悪な動物取扱業者を営業停止にできるよう規制の基準を強化して悪質業者を排除してほしいと願っている。許可か登録かという名称にかかわらず、実質的な規制の内容について判断すべき。〔学識経験者〕〔愛護団体〕

・悪質業者が動物取扱業を今後営めなくなるように規制の実効性を確保したいならば、常識的には許可制とした方が分かりやすい。〔学識経験者〕

（２）登録制を分ける必要性　【概ね合意】

・より緩い規制とより厳しいという両方の議論があってもよい。〔愛護団体〕

・今回の見直しで届出制を新たに導入するならば、登録という言葉を使わずに届出制と許可制の二つに分ければよい。〔学識経験者〕

３．パブコメの実施結果

主　な　意　見	意見数
許可制を導入すべき（注）	37,062 件
現行のままとすべき	16 件
その他	13 件

（注）許可制とすべき主な理由としては、「現行の登録制では規制が不十分」「現行制度では、事項を満たせば誰でも営業・繁殖が可能」「簡単に動物が手に入る現状が問題」等の意見があった。

論点２：虐待の防止

論点２－１：行政による保護等

Q：動物虐待であると疑われる動物に生命の危険がある場合には、単なる立入りや指導だけではなく、当該動物を緊急的に保護できるようにすべきではないか？ また、動物虐待を行った者に対しては、飼育禁止命令をかけられるようにすべきではないか？

１．主な論点

（１）虐待されている動物を行政が一時的に保護できるか。

（２）動物虐待を行った者に対して飼育禁止命令をかけられるか。

２．審議会における議論

（１）行政による一時保護　【概ね合意】

・最初から所有権放棄を法律に盛り込むのは難しくても、行政が飼い主から引き離せることを法律上明記して、引き離してから訴訟が終わるまでの飼養管理費用を飼い主に支払わせることは可能ではないか。〔愛護団体〕〔学識経験者〕

（２）飼育禁止命令の導入　【概ね合意】

・飼育禁止や動物の強制的な収容については、法制度が整えば可能と思われる。〔自治体〕

・特に多頭飼育者（ホーダー）については一度取り締まっても 100%同じ行為を繰り返す。動物を飼育する能力に欠ける者については、飼育禁止命令をかけてほしい。〔愛護団体〕

・刑罰として飼育禁止を導入することは困難であるが、周辺住民の迷惑の防止や動物の虐待の防止を保護法益として、行政上の即時強制として導入することは可能。〔学識経験者〕

３．パブコメの実施結果

主　な　意　見	意見数
行政による保護等の意見に賛成（規制を強化すべき）（注）	24,974 件
現行のままとすべき	2 件
その他	0 件

（注）強化すべき規制の主な内容としては、「動物行政担当職員、地域の関係者及び団体、そして警察が情報共有し協働連携し強化、具体的に動物虐待を未然防止する体制を運営すべき」「動物虐待の疑いがある場合は、法律で通報を義務付けるべき」「虐待と判断されたら対象動物の所有権を剥奪し保護し３年間は飼育禁止とすべき」等の意見があった。

論点２－２：取締りの強化、虐待の定義の明確化

Q：動物虐待が疑われる事案について、自治体職員に司法警察権（アニマルポリス）を与えることで取締りを強化すべきではないか？ 虐待の処罰の実効性を上げるためにも、動愛法第 44 条第２項の「虐待」の定義をより明確にすべきではないか？

１．主な論点

（１）自治体職員に司法警察権を付与すべきか。

（２）動物虐待の定義をどのようにすべきか。

２．審議会における議論

（１）司法警察権の付与　【論争あり】

・自治体職員に問題のある飼い主宅への強制的な立入権限の付与と所有権剥奪（押収）を検討すべきだが、飼い主への説得に関するノウハウも考慮する必要がある。〔学識経験者〕

・多頭飼育でなくてもネグレクトは起こり得るので、立入権限の付与は必要。〔獣医師〕

・動物愛護担当職員を専門職として設置して、警察と連携して活動できるようになれば、動物行政の力を強めることとなる。司法警察権の付与は賛成。〔愛護団体〕

・司法警察権を付与すると仕事の質と量が変わるので、まずは相手との対話や周辺住民との連携を優先して、５年後の改正で司法警察権を付与してはどうか。〔学識経験者〕

・虐待を予防するためには、動物愛護推進員、動物愛護担当職員、警察との連携が必要。特に警察が動愛法を知らないのが大きな足かせとなっている。〔愛護団体〕

・立入りの際に、獣医師である動物愛護担当職員に加えてソーシャルワーカー等の人間の精神面にも対応できるようにすることが、予防にもつながる。〔獣医師〕

・獣医師以外の専門家との連携についてまで法律で書くことは難しい。〔学識経験者〕

（２）動物虐待の定義　【概ね合意】

・虐待の定義に関する平成 22 年２月５日付環境省通知に記載の内容は具体的であり、警察が判断する基準にもなるので、政省令に格上げすべき。〔学識経験者〕〔愛護団体〕

・ネグレクトは殺傷にも劣らない虐待である。死に至る前に早期介入・早期改善が必要。法律で枠組みを作り、詳細をガイドライン等で作るべき。〔愛護団体〕

・現行法の虐待（44 条２項）の規定と殺傷（44 条１項）の規定は立法技術上分かりにくく、議論が錯綜してしまう原因となっている。「みだりに殺傷」の具体的な内容をなるべく細かく書く必要がある。〔学識経験者〕

・各国で採用されている「５つの自由」を総則に置き、その後ろに虐待の定義を書くべき。殺傷やネグレクト以外にも、動物の酷使や一時保管・輸送中で動物の心身に苦痛を与えることも現行法では適用されにくいので、こうした類型も含めるべき。〔愛護団体〕

・愛護動物の定義（44 条４項）の条文に違和感がある。少なくとも全ての哺乳類・鳥類・爬虫類を含めるべきであり、同項を削除してもよいのでは。〔学識経験者〕

３．パブコメの実施結果

主　な　意　見	意見数
規制を強化すべき（注）	43,160 件
現行のままとすべき	１件
その他	０件

（注）強化すべき規制の主な内容としては、以下の意見があった。

・取締りの強化及び罰則規定の見直しに賛成：

「平成 22 年２月５日付環境省通知の内容を法に明記すべき」「警察と連携して取締りを強化すべき」「愛護動物の範囲を全ての脊椎動物にまで広げるべき」等

・虐待の定義を明確化すべき・以下の定義を加えるべき：

「「みだりに」という表記を削除」「生命の危険がある状態にある愛護動物をみだりに放置すること」「ケージが狭く、動物の排泄物と食餌が混在した状態で放置されている」「曲芸、演芸、調教、使役等において酷使すること」「不必要に恐怖、恐れ、苦しみを与えること」「苦痛を伴う輸送をすること」「動物を景品（集客手段）とすること」等

論点２－３：闘犬及び闘牛等

Q：闘犬、闘鶏、闘牛等、動物同士を闘わせることは、動物を必要以上に傷つけて動物虐待に当たるといえるので、伝統行事だとしても今後は禁止も含めて何らかの規制が必要ではないか？

１．主な論点

闘犬等を禁止すべきか。禁止しないならどう規制すべきか。

２．審議会における議論

禁止する必要性　【論争あり】

・角やくちばしを必要以上に削ったり脚に刃物を付けたりする行為もみられるが、これらは伝統芸能というより動物の殺し合いを楽しむことである。負傷した後に適切な医療行為を施していない場合もある。〔愛護団体〕
・土佐犬は伝統文化なのか。仮に文化だとしても、外来のピットブル系の闘犬は文化といえるのか。これらの実態も調べていく必要がある。〔愛護団体〕
・飼えなくなった土佐犬が行政に引き取られているが、職員も対応に苦慮している。各地で闇で行われている闘犬や闘鶏が暴力団の資金源として利用されている。〔愛護団体〕
・伝統文化も時代により変化するので、禁止の方向で検討すべき。〔愛護団体〕
・闘犬の是非はともかく、闘犬の主催者を動物取扱業に入れて、適切な医療等の管理を義務付けることは、動愛法の枠組みの中で十分に可能。〔学識経験者〕〔愛護団体〕

３．パブコメの実施結果

主　な　意　見	意見数
闘犬等について何らかの規制強化をすべき（注）	23,951 件
現行のままとすべき	2 件
その他	3 件

（注）強化すべき規制の主な内容としては、「原則禁止すべき」「海外の状況を見ても「伝統」という言葉で本質的な問題がある行為を正当化するのは好ましくない」「動物取扱業の登録を義務化すべき」等の意見があった。

４．自治体の規制

東京都闘犬、闘鶏、闘牛等取締条例

第１条　犬、鶏、牛その他の動物を互に闘わせてはならない。
第２条　前条の闘いを見せる目的で公衆を集めてはならない。
第３条　前二条の行為を教唆し又はほう助してはならない。
第４条　前三条の行為をした者は、５万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

※　北海道、神奈川県、石川県、福井県にも同様の条例がある。

論点３：多頭飼育の適正化

Q：多頭飼育については、不適正飼養や悪臭・騒音・逸走等周辺の生活環境への悪化につながり、苦情の原因ともなっているので、勧告や措置命令を発動しやすくして行政の関与を増すべきではないか？ また、多頭飼育に対処するためには、問題を未然に防止する観点から、届出制を導入して行政が把握できるようにすべきではないか？

１．主な論点

（１）多頭飼育現場における適正飼養の確保のため、行政の権限をどこまで拡大すべきか。

（２）多頭飼育者の届出制（例えば 10 頭や 20 頭）等の新たな規制を導入すべきか。化製場法等の他法令との整合性をどう取るか。

２．審議会における議論

（１）行政の権限の拡大　【論争あり】

・一つの多頭飼育事案への対処で行政が大きな負担を被っており、その結果行政がやるべき他のことができなくなっている。多頭飼育規制は必要。〔愛護団体〕

・多頭飼育は精神病の一種で、自治体だけでは解決できないので、動物愛護推進員、医療・福祉関係者等との連携、警察の介入も必要なので、法の中で明示すべき。〔愛護団体〕

・現行法では近隣から苦情がないと行政が介入できないが、山中で多頭飼育している例が多いので、そうした事例にも介入できるように法の中で明確に示すべき。〔愛護団体〕

・現行法でも自治体が条例を制定して、その中できちんと処理しているので、他の自治体についても自治体の事情に応じて対応すべきであり、法を変える必要はない。〔自治体〕

・一定数以上の多頭飼育は、もはや単なる個人のペットの飼い方という問題を超えて、一種の客観的な危険状態を現出しているから、警察的な取り締まり対象として法的な仕組みを用意することは、法理論的には無理なくできる。全国一律の枠組みを法律に明記して、具体的な規制の度合いは条例で定めるという２つの方向性とすべき。〔学識経験者〕

（２）届出制等の導入　【論争あり】

・多頭飼育の届出制は抑止力になる。行政が把握し、その都度改善指導して一定頭数を超えないよう抑制したり飼育環境を改善したりできる仕組みが必要。〔愛護団体〕

・多頭飼育への立入検査の必要性を考慮すると、大都市圏で届出制を導入しても対応できるのか。全国一律で届出制を導入するのは難しい。〔獣医師〕

・狂犬病予防法、化製場法、騒音規制法等関連法の遵守についても基準（家庭動物等の飼養及び保管に関する基準）の中で明記すべき。〔愛護団体〕

・10 頭に満たない不適正飼養にも早期介入できるようにすべき。〔愛護団体〕

・条例で定める頭数（通常 10 頭）以上の犬の飼育を許可制としている化製場法との整合性を取る必要がある。〔学識経験者〕

・犬の大きさは２～３kg から 50～60kg まで多様であり、10 頭という数値だけ決めるのは疑問。なぜ化製場法で 10 頭と決まっているのかについても、根拠がない。〔業界団体〕

３．パブコメの実施結果

主　な　意　見	意見数
規制すべき（規制を強化すべき）（注１）	28,046 件
現行のままとすべき（注２）	12,109 件
その他	20 件

（注１）強化すべき規制の主な内容としては、「届出制の導入に賛成」「届出のある多頭飼育施設は、動物愛護推進員等が定期的に施設を訪れる等、適正化を図るべき」「飼養する環境及び人数、飼養者の収入などの基準を設けるべき」等の意見があった。

（注２）現行のままとすべき主な理由としては、「飼い主の自主性に任せればよい」「自治体の条例等に任せるべき」「何頭飼育するかは飼い主の権利である」等の意見があった。

４．自治体の規制

山梨県動物の愛護及び管理に関する条例

(多頭飼養の届出)

第 14 条 多頭飼養者は、飼養数が 10 に達した日から 30 日以内に、その飼養数が 10 に達した飼養施設の所在地ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

二 飼養施設の所在地

三 犬及びねこの数

四 飼養の方法

五 その他規則で定める事項

２　前項の規定による届出には、飼養施設の配置図を添付しなければならない。

※　茨城県、長野県、滋賀県、鳥取県、佐賀県にも同様の条例がある。

※　化製場法に基づき、都道府県知事が指定する区域内で犬の飼養又は収容の許可制（犬では 10 頭以上）を導入している自治体も多い。

論点４：自治体等の収容施設

Q：自治体の収容施設には全国共通の基準がないので、一般市民に対する施設の公開と合わせて何らかの基準を設定すべきではないか？

犬猫の殺処分方法は炭酸ガスにより行われているが、動物に苦痛を与えているのではないか？

自治体には犬猫の引取り義務が課せられているが、引取り義務を撤廃すべきではないか？

１．主な論点

（１）収容施設に関する共通の基準を設定すべきか。施設の公開基準は必要か。

（２）炭酸ガスや薬物による犬猫の殺処分方法を改めるべきか。

（３）犬猫の引取りのルールをどう改めるべきか。自治体の引取り義務を撤廃すべきか。

２．審議会における議論

（１）収容施設の基準　【論争あり】

・ほとんどが殺処分の施設であり、譲渡の施設ではない。保管の基準が必要。〔獣医師〕

・施設や管理に係る具体的基準を、指針のような形で示すべき。〔学識経験者〕

・収容施設には地域格差が非常に大きい。特に引取り業務が委託されている市町村では収容施設すら存在しないところも多い。全国一律の基準を法律で定めるべき。〔愛護団体〕

・施設整備の財源として、犬の登録料（3,000 円）や引取り・返還の手数料を充てている自治体もあるので、行政の工夫次第で何とかなる。〔愛護団体〕

・譲渡の推進に施設が追い付いていない現状があるので、環境省の施設補助を利用して改善を図る必要がある。基準は法律よりもガイドラインで定めるべき。「犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置」でより具体的な内容を示してほしい。〔自治体〕

・動物愛護センターは、譲渡・啓発普及の場所として市民のモデルとなる場所であり、公共施設であるので、施設の公開は殺処分も含めて必要。法律で明記すべき。〔愛護団体〕

・施設の公開については、各都道府県の情報公開制度の中で考えるべき。〔自治体〕

（２）殺処分の方法　【論争あり】

・麻酔ガスによる複数頭の殺処分は安楽死なのか疑問ではある。ただ、米国のように１頭ずつ静脈注射をするのは困難。〔獣医師〕

・麻酔薬の注射による殺処分が望ましいと考える。現に行っている県もある。〔愛護団体〕

・殺処分の方法については、学術的に検討した上で改善を図るべき。〔自治体〕

・安楽死に関するマニュアルや基準等の作成については、獣医師会等の専門家によって今後進めなければならない課題である。〔愛護団体〕〔獣医師〕

・安楽死については欧米とは違う宗教観や文化的背景があり、難しい問題である。〔獣医師〕

（３）引取りのルール　【論争あり】

・引取り義務を撤廃すると、咬傷犬や闘犬の引取りを自治体が断るおそれがある。法の運用で自治体が引き取らなければならない項目を減らしていくこともできる。〔愛護団体〕

・自治体が行っている引取り時の指導は条文と実態が合っていない。引取り義務は残した上

で、「正当な理由があると認められるような場合には」を追加すればよい。〔学識経験者〕
・「正当な理由」が何なのかを判断することは難しい。〔獣医師〕〔自治体〕
・飼えなくなった理由も聞かずに漫然と引取りを行っている自治体が大部分なので、「正当な理由」と条件を付けることで引取りのあり方を改善することができる。〔愛護団体〕
・引取りの後に自治体が行う返還や譲渡も重要である。所有者不明の犬猫の所有者確認を行った上で、民間団体等と連携して返還や譲渡を進めるべき。〔愛護団体〕

３．パブコメの実施結果

主　な　意　見	意見数
規制すべき（規制を強化すべき）（注）	25,441 件
現行のままとすべき	2 件
その他	13 件

（注）強化すべき規制の主な内容としては、以下の意見があった。

・収容施設の基準：「施設の構造や管理等にかかる具体的基準をガイドラインとして示すことで、適切な飼養管理を促すべき」「温度管理設備の設置を義務付けるべき」等
・施設の公開：「設備や業務等の一般国民への公開の範囲や方法は全国統一の基準を設け、誰もがいつでも見学できるようにすべき」等
・殺処分の方法：「麻酔薬を使用すべき」「筋肉弛緩剤のみや炭酸ガスのみの使用による方法は禁止すべき」「動物病院で安楽死させるよう促すべき」等
・引取り規定：「終生飼養が可能であるとみなされたり新たな飼い主を見つける努力をしていない場合には、拒否することができるようすべき」「飼い主不明の犬猫の処分目的の引取りは拒否すべき」「収容期間は最低でも４週間以上とすべき」等

論点５：特定動物の取扱い

Q：特定動物の取扱いの際には様々な手続きが必要であり、移送など一部を簡素化すべきではないか？ 特定動物として指定されている動物について、例えば大型犬やピットブル等の危険犬種を追加するなど見直しを行うべきではないか？

（参考）特定動物のリスト

哺乳綱	**霊長目**	
	おまきざる科	ホエザル属全種　クモザル属全種　ウーリークモザル属全種　ウーリーモンキー属全種
	おながざる科	マカク属全種（タイワンザル、カニクイザル及びアカゲザルを除く。）マンガベイ属全種 ヒヒ属全種　マンドリル属全種　ゲラダヒヒ属全種　オナガザル属全種 パタスモンキー属全種　コロブス属全種　プロコロブス属全種　ドゥクモンキー属全種 コバナテングザル属全種　テングザル属全種　リーフモンキー属全種
	てながざる科	てながざる科全種
	ひと科	オランウータン属全種　チンパンジー属全種　ゴリラ属全種
	食肉目	
	いぬ科	イヌ属のうちヨコスジジャッカル、キンイロジャッカル、コヨーテ、タイリクオオカミ、セグロジャッカル、アメリカアカオオカミ及びアビシニアジャッカル タテガミオオカミ属全種　ドール属全種　リカオン属全種
	くま科	くま科全種
	ハイエナ科	ハイエナ科全種
	ねこ科	ネコ属のうちアフリカゴールデンキャット、カラカル、ジャングルキャット、ピューマ、オセロット、サーバル、アジアゴールデンキャット、スナドリネコ及びジャガランディ オオヤマネコ属全種　ヒョウ属全種　ウンピョウ属全種　チーター属全種
	長鼻目	
	ぞう科	ぞう科全種
	奇蹄目	
	さい科	さい科全種
	偶蹄目	
	かば科	かば科全種
	きりん科	キリン属全種
	うし科	アフリカスイギュウ属全種　バイソン属全種
鳥綱	**だちょう目**	
	ひくいどり科	ひくいどり科全種
	たか目	
	コンドル科	カリフォルニアコンドル　コンドル　トキイロコンドル
	たか科	オジロワシ　ハクトウワシ　オオワシ　ヒゲワシ　コシジロハゲワシ　マダラハゲワシ クロハゲケワシ　ミミヒダハゲワシ　ヒメオウギワシ　オウギワシ　パプアオウギワシ フィリピンワシ　イヌワシ　オナガイヌワシ　コシジロイヌワシ　カンムリクマタカ ゴマバラワシ
爬虫綱	**かめ目**	
	かみつきがめ科	かみつきがめ科全種（カミツキガメを除く。）
	とかげ目	
	どくとかげ科	どくとかげ科全種
	おおとかげ科	ハナブトオオトカゲ　コモドオオトカゲ
	ボア科	ボアコンストリクター　アナコンダ　アメジストニシキヘビ　インドニシキヘビ アミメニシキヘビ　アフリカニシキヘビ
	なみへび科	ブームスラング属全種　アフリカツルヘビ属全種　ヤマカガシ属全種　タチメニス属全種
	コブラ科	コブラ科全種
	くさりへび科	くさりへび科全種（タイワンハブを除く。）
	わに目	
	アリゲーター科	アリゲーター科全種
	クロコダイル科	クロコダイル科全種
	ガビアル科	ガビアル科全種

（出所：環境省ＨＰ）

１．主な論点

（１）特定動物の移送など一部の手続きを簡素化すべきか。

（２）特定動物の見直しを行うべきか。

（３）大型犬やピットブル等の危険犬種を追加すべきか。

２．審議会における議論

（１）特定動物の手続きの簡素化　【論争あり】

・特定動物の移送手続きは、移動動物園の動物が移動先で脱走する事件があったために設けられた規定であり、緩和するためには事故件数等の検証が必要。〔愛護団体〕

・特定動物の飼養許可手続きは、登録さえしていない業者がある中で緩和すべきではない。違反への監視体制ができていない。〔愛護団体〕

（２）特定動物の見直し　【論争あり】

・現行法の特定動物の対象（爬虫類まで）を広げるべきである。特定動物は本来野生動物で、その生理・習性・生態等については分からない点が多いので、基本的には一般国民が安易に飼育すべきものではない。飼える許可の基準を引き上げるべき。〔愛護団体〕

・特定外来生物は特定動物から除外されているが、環境省が飼育者のところで適正飼養を指導することは不可能なので、自治体が実施する動愛法の枠組みに含めるべき。〔愛護団体〕

・犬種以外の動物については、専門家でないとできない作業なので、専門家に任せるべき。〔学識経験者〕

（３）危険犬種の追加　【論争あり】

・品種差より個体差の方が大きい。犬種によって危険かどうかを指定するのは不適切。〔業界団体〕

・闘犬や猟犬用の品種は人や他の犬に危害を及ぼす可能性があり、自治体の条例でも取締りの対象となっている。これら危険性のある犬の飼育は許可制とすべき。〔愛護団体〕

・犬種で規制すべきではない。危険犬種の側ではなく、人間側の責任を法律でどう規制するかを考える方が妥当。〔愛護団体〕

・犬種で規制できないなら、少なくとも畜犬登録や鑑札・注射済票の装着という狂犬病予防法で定められている義務を徹底することが重要。〔愛護団体〕

３．パブコメの実施結果

主　な　意　見	意見数
規制を強化すべき（注）	23,632 件
現行のままとすべき	2 件
その他	3 件

（注）規制を強化すべき主な内容としては、「安易に飼育しないよう啓発すべき」「特定動物の範囲には、逸走した場合の野生動物や生態系への影響を踏まえる、飼育の困難性、飼育自体が虐待などの広い視点でとらえるべき」「人間に対する危険性が高いとされる犬種は特定動物に含めるべき」等の意見があった。

論点６：実験動物の取扱い

Q：実験動物の取扱いについては、「実験動物の飼養及び保管に関する基準」に基づいて適正化が十分に果たされているのか？ 実験動物施設の情報公開が不足しているので、施設の届出制を導入すべきではないか？ 実験動物生産業者は動物取扱業から除外されているが、動物取扱業に含めるべきではないか？動物実験の３Ｒ（代替法、使用数の削減、苦痛の軽減）の実効性を一層高めるべきではないか？

１．主な論点

（１）「実験動物の飼養及び保管に関する基準」により適正化が図られているか。
（２）実験動物施設の情報公開はどうあるべきか。施設の届出制を導入すべきか。
（３）実験動物生産業者を動物取扱業に含めるべきか。
（４）動物実験の３Ｒの実効性をどのように高めるのか。

２．審議会における議論

（１）基準に基づく適正化　【論争あり】

・現在は動物実験を推進する様々な団体による自主管理という形で適正化が図られているが、自主管理の仕組みがうまくいっているので、問題点はないと考える。外部評価については実施の途上であり、検証が必要である。〔実験関係者〕
・研究者の世界は組織が閉鎖的かつ密室構造であるので、問題がある場合は内部告発等によって出てくる。問題とされる事例は氷山の一角に過ぎない。〔愛護団体〕
・ＥＵ各国では、国内法で実験動物の使用数や使途を把握している。国際獣疫事務局（ＯＩＥ）が定める実験動物に関する基準を日本でも遵守する必要がある。〔愛護団体〕
・外部の検証については、例えば苦痛の軽減が確保されているかどうかは、外部の人間には分からない。法律で規制する必要はない。〔実験関係者〕
・動物の飼養管理方法や殺処分方法の基本は、家庭動物でも実験動物でも産業動物でも変わらない。飼い方については施設によって差別すべきではない。適切な飼養管理の基準の設定を動愛法の中に書き込むことは可能である。〔愛護団体〕

（２）実験動物施設の届出制　【論争あり】

・実験動物施設については、日本学術会議のガイドラインを基に日本実験動物学会が指導している。外部検証を受けている施設も 104 施設・機関ある。〔文部科学省〕
・自主管理の枠組みから漏れている施設があるので、全国一律の法律が必要。〔愛護団体〕
・情報公開をすると立ち退き運動が発生するので、公開すべきではない。〔実験関係者〕
・届出制の導入は実態把握のためであり、きちんとされているなら何の問題もない。地域の住民に対しても、実験施設の実態を明らかにする社会的責任がある。〔愛護団体〕
・動物病院で、ペットショップで売れ残ったペットを手術の実験用に用いている例がある。動物実験を行っている施設は考えられている以上に多い。〔愛護団体〕

（３）実験動物生産業者の追加　【論争あり】

・実験動物生産業者は、日本実験動物協会の下で第三者検証を含めて適切に管理されており、

動物取扱業に含める必要はない。日本にはわずか 16 社しかない。〔実験関係者〕

・日本実験動物協会へ加盟しているのは大手業者に限られ、中小業者は含まれていない。ブラックボックス化している部分も多く、動物取扱業の登録制に入れるべき。〔愛護団体〕

（4）３Ｒの強化　【論争あり】

・３Ｒのうち、苦痛の軽減については義務になっているが、代替法と使用の削減については配慮事項にとどまる。苦痛の軽減と同等に強化して実効性を持たせる必要がある。使用数の削減や代替法を推進させるためのインセンティブも必要。〔愛護団体〕

・実験動物の使用数は関係者の自主管理で減少している。規制を強化することにより、科学技術、生命科学研究、先端医療が大幅に遅延することを懸念している。〔実験関係者〕

３．パブコメの実施結果

主　な　意　見	意見数
規制すべき（規制を強化すべき）（注１）	24,286 件
現行のままとすべき（注２）	834 件
その他	164 件

（注１）強化すべき規制の主な内容としては、以下の意見があった。

・情報公開：「公開されることでムダな実験の排除につながる」「義務化すべき」「実験動物の使用数の統計をとり、削減目標を設定すべき」等

・届出制等の導入：「届出制等を導入すべき」「国は実験施設の所在や数、実験動物の種類や用途、数等の情報を把握すべき」等

・実験動物生産業者：「動物取扱業の登録対象とすべき」「実験動物の入手先は登録された生産業者に限るべき」等

・３Ｒの強化：「代替法の活用と使用数削減は義務化すべき」「３Ｒを推進するための窓口を設ける」「同じ動物実験を繰り返さないためのデータベースを作成すべき」等

（注２）現行のままとすべき主な理由としては、以下の意見があった。

・情報公開：「大学等での情報公開は着実に進んでいる」「情報開示請求によって情報内容が流出すると研究施設にとって甚大な被害、損害を被る」等

・届出制を導入すべきではない：「自治体職員等の部外者が実験動物の施設に立ち入ることは、施設の衛生管理上、絶対に行うべきではない」「国内外からの妨害行為から動物実験を護ることを担保する措置が講じられていることが不可欠」等

・実験動物生産業者は動物取扱業に含めるべきではない：「同じ種であっても実験動物とペット等の間には大きな相違がある」「実験を目的とする飼育は、動物愛護管理法にて監督すべきではない」等

・３Ｒは義務化すべきでない：「研究者に過度の負担を強いる制度の導入は我が国の医学研究発展の障害となることを危惧する」「３Ｒの原則が守られていない実験は現状でも認められていない」「使用数のみで歪んだ評価がなされることを懸念」等

４．海外の規制との比較

国	イギリス	ドイツ	フランス	アメリカ	オーストラリア（ビクトリア州）	韓国	日本
実験者	免許	資格	免許	なし（研修）	登録	なし	なし
実験施設	免許	許可	許可	登録	許可	登録	なし
実験計画	免許	認可	許可	認可	許可	認可	なし
飼育施設	免許	免許	免許	免許	許可	登録	なし
査察制度	あり	あり	あり	あり（委員会、国）	あり	あり	なし
委員会	あり	あり	あり	あり	あり	あり	なし
記録	あり	あり	あり	あり	あり	あり	なし
罰則	あり	あり	あり	あり（資金停止）	あり	あり	なし

（出所：第 21 回中央環境審議会動物愛護部会動物愛護管理のあり方検討小委員会 野上委員提出資料）

論点７：産業動物の取扱い

Q：産業動物の取扱いについては現行法では特段の規定がなく、狭いスペースの中に入れられて動物の福祉に反した飼養が行われているのではないか？ 動愛法の中でも「５つの自由」など、産業動物の適切な取扱いについて規定すべきではないか？

１．主な論点

（１）産業動物の取扱いについて動愛法に規定を設けるべきか。
（２）現行の「産業動物の飼養及び保管に関する基準」を改めるべきか。
（３）家畜福祉の基準原則である「５つの自由」をどう位置付けるべきか。

【参考】５つの自由（1965 年、英国ブランベル委員会提唱）

① 飢えと渇きからの自由
② 苦痛、傷害又は疾病からの自由
③ 恐怖及び苦悩からの自由
④ 物理的、熱の不快さからの自由
⑤ 正常な行動ができる自由

２．審議会における議論

（１）規定を設ける必要性　【概ね合意】

・動物福祉を導入すると産業の阻害になるという意見は時代遅れな意見である。経済性のみ重視するのではなく、家畜をより自然な状態で、健康に配慮して、動物福祉にかなうように飼うことは、決して産業の利益に反するものではない。〔愛護団体〕
・動愛法の中には「産業動物」のみ定義がない。この法律の冒頭に動物の定義を置き、それから飼養目的ごとに基準を置くことを定めることが必要。〔愛護団体〕

（２）基準改正の必要性　【概ね合意】

・現行の基準は動物による危険防止の側面が強く出ており、動物のニーズを満たす部分があまり入っておらず、他の基準に比べると不足している。〔獣医師〕
・現行の基準は努力規定ばかりであるので、虐待の防止、適正飼養、汚損の防止等を義務付ける規定に変えてもよいのではないか。〔学識経験者〕

（３）「５つの自由」の位置付け　【論争あり】

・５つの自由は家畜の福祉に限定されず、人が飼う動物の全てに適用される原則である。５つの自由を条文に明記しても、産業が阻害されることは到底考えられない。〔愛護団体〕
・産業動物の項目ではなく、法律の基本原則の中に５つの自由を明記すべき。〔愛護団体〕
・大半の畜産関係者は５つの自由を尊重して飼った方が、生産の効率も上がるし、経済性はむしろ上がるという発想には立っているが、それには一定の限界がある。〔業界団体〕
・５つの自由を法律に明記することで、産業動物の関係者による自主的な活動が活発になることが期待される。動物のニーズを満たすという部分は、家畜に関する法律ではなかなか入ってこない部分なので、動愛法で明記すべき。〔獣医師〕
・５つの自由という表現に違和感がある。分かりやすい表現にすべき。〔学識経験者〕

３．パブコメの実施結果

主　な　意　見	意見数
規制すべき（規制を強化すべき）(注)	35,641 件
現行のままとすべき	６件
その他	23 件

（注）規制すべき主な内容としては、「「５つの自由」の概念は産業動物に限定せず動物全体に対する理念として動物愛護管理法に明記すべき」「国際的なガイドラインの動向も勘案していくべき」「畜産動物に関わる飼養、管理、移動や屠殺に関する基準を定めるべき（鶏のバタリーケージや豚のクレート飼育の禁止等)」等の意見があった。

４．海外の取組事例

(1) ＥＵではＥＵ指令としてアニマルウェルフェア（動物福祉）に基づく飼養管理の方法が規定され、各国はこれに基づき、法令・規則等を制定。

(2)アメリカ、カナダ、オーストラリアでは、生産者団体や関係者が独自にガイドラインを設定。

(3)国際獣疫事務局（ＯＩＥ）においては、アニマルウェルフェアに輸送や屠殺に関する規則が存在。ブロイラーや肉牛の飼養管理に関する規則については検討が進められている。

論点８：罰則の強化

Q：動物に対する虐待が後を絶たないので、罰則を引き上げるべきではないか？動物虐待に対して器物損壊罪が適用されるのは、命に対する犯罪としては不適切ではないか？

（参考）現行法の罰則規定

刑　　罰	構　成　要　件　の　内　容
１年以下の懲役又は100 万円以下の罰金（第 44 条第１項）	○愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者
50 万円以下の罰金（第 44 条第２、３項）	○愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った者 ○愛護動物を遺棄した者
６月以下の懲役又は50 万円以下の罰金（第 45 条）	○許可を受けないで特定動物を飼養し、又は保管した者 ○不正の手段によって特定動物の飼養又は保管の許可を受けた者 ○特定動物の種類及び数、特定飼養施設の所在地、構造及び規模、飼養又は保管の方法について、許可を受けずに変更した者
30 万円以下の罰金（第 46 条）	○登録を受けないで動物取扱業を営んだ者 ○不正の手段によって動物取扱業の登録、更新を受けた者 ○業務の停止の命令に違反した者 ○基準遵守義務違反に対する措置命令又は特定動物飼養者に対する措置命令に違反した者
20 万円以下の罰金（第 47 条）	○動物取扱業の変更の届出又は特定動物飼養の許可に係る軽微な変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者 ○動物取扱業者又は特定動物飼養者による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 ○周辺の生活環境の保全に係る措置命令に違反した者
20 万円以下の過料（第 49 条）	○動物取扱業の廃業等による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
10 万円以下の過料（第 50 条）	○動物取扱業者の標識を掲げない者
※第 48 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 44 条から前条［注：第 47 条］までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。	

●刑法の器物損壊罪：３年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金、もしくは科料
●ペットフード安全法の最高刑（例：基準に合わないペットフードの製造・販売・輸入）
：１年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金、法人重課１億円
●外来生物法の最高刑（例：特定外来生物の無許可飼養・無許可輸入・放獣）
：３年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金、法人重課１億円

１．主な論点

罰則を引き上げるべきか。引き上げるならばどこまで引き上げるか。

２．審議会における議論

罰則の引き上げの必要性と程度　【論争あり】

・殺傷罪に対する罰則については、現状でも先進的な外国法と比較しても遜色がないレベルである。ただ、法定刑が引き上げられた後で事件の受理件数が増えているので、引き上げの効果があるともいえる。〔学識経験者〕
・外来生物法と同等の３年以下の懲役・300 万円以下の罰金とすべき。業者に対しては、社会的責任も大きいので、法人重課として１億円以下の罰金とすべき。〔愛護団体〕
・罰則の引き上げより現行法での悪質業者の取締りをしっかり対応してほしい。〔業界団体〕
・処罰されたのが過去に少なかったのは、実際には処罰するべき人がいるのに警察や裁判所等の司法機関が動かなかったという現状があり、その理由として罰金が低い額であるためではないか。罰則を高めにすれば警察が動きやすくなる。〔学識経験者〕
・付加刑として、虐待の継続を防ぐためにも飼育禁止を入れていただきたい。〔愛護団体〕
・付加刑に飼育禁止を入れるのは困難。〔学識経験者〕

３．パブコメの実施結果

主　な　意　見	意見数
強化すべき（注）	24,293 件
現行のままとすべき	１件
その他	０件

（注）具体的な罰則としては、「殺害：個人は 3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金、法人は 1 億円以下の罰金」「罰則に下限（たとえば 10 万円以上など）を設けるべき」「動物の虐待を行った者には３年間飼育禁止などの命令を科すべき」等の意見があった。

論点９：その他

論点９－１：犬猫のマイクロチップの義務化

Q：現行法では努力義務となっているマイクロチップの装着について、特定動物以外の家庭動物等にもマイクロチップを義務化すべきではないか？

１．主な論点

（１）マイクロチップの義務化は必要か。義務化の方法や費用負担をどうすべきか。
（２）狂犬病予防法に基づく犬の登録制とどう整合性を取るか。

２．審議会における議論

（１）義務化の必要性　【論争あり】
- 犬猫等のマイクロチップを公権力により義務付けしなければならない保護法益は大きくないので、義務付けは反対。〔学識経験者〕
- 東日本大震災の際にマイクロチップの有用性が認識されたが、リーダー（読み取り機）が自治体や動物病院には十分には普及しきれていない。〔愛護団体〕
- 販売時にマイクロチップを義務付けるのはトレーサビリティの観点から賛成。〔獣医師〕
- 獣医師以外でもマイクロチップの施術ができれば、飛躍的に普及するのでは。〔業界団体〕
- マイクロチップは大きくて素人が装着するのは危険なので、獣医師に限るべき。〔獣医師〕
- 小型化できれば、オークション市場で流通する全頭に装着して普及できる。〔業界団体〕
- マイクロチップだけでは生産者情報や遺伝病等の情報まで得ることはできず、トレーサビリティにならない。未登録、譲渡等によりフォローできない場合がある。〔愛護団体〕

（２）狂犬病予防法との整合性　【論争あり】
- 厚生労働省が以前にマイクロチップを犬の鑑札と併用できないか検討したが、賛否が割れて意見がまとまらなかった経緯がある。世論調査でも反対が４割ある。〔学識経験者〕
- マイクロチップと鑑札の両方を義務付けると共倒れになることを危惧しており、整合性を取る必要がある。〔獣医師〕

３．パブコメの実施結果

主　な　意　見	意見数
規制を強化すべき（注１）	37,386 件
現行のままとすべき（注２）	6,775 件
その他	102 件

（注１）規制を強化すべき主な理由としては、「災害時における管理上、有効」「動物虐待捜査の現場で、捜査しやすくなる」「トレーサビリティの確保のため」等の意見があった。

（注２）現行のままとすべき主な理由としては、「異物を体に入れることに抵抗感がある」「鑑札や迷子札だけで十分」等の意見があった。

論点９－２：犬猫の不妊去勢の義務化

Q：現行法では努力義務となっている犬猫の不妊去勢手術について、家庭動物の場合は原則として義務化すべきではないか？

１．主な論点

不妊去勢手術の義務化は必要か。義務化の方法や費用負担をどうすべきか。

２．審議会における議論

義務化の必要性　【論争あり】

・犬猫の不妊去勢手術を公権力により義務付けしなければならない保護法益は大きくないので、義務付けは反対。飼い主の意識を高めていく方が大事。〔学識経験者〕
・不妊去勢手術を義務化する前に、販売時説明や動物愛護センターからの譲渡時に不妊去勢手術を呼びかける取組を進めるべき。〔獣医師〕
・犬種によっては手術の際の麻酔事故が懸念されるので、義務化には反対。〔獣医師〕
・飼い主には繁殖させる権利があり、その権利を奪う義務化には反対。〔学識経験者〕
・多くの犬猫が繁殖している状況では、一般の飼い主が繁殖させない取組も必要。〔獣医師〕
・動物愛護センターからの譲渡時に100%不妊去勢手術を行う運用もできる。〔愛護団体〕
・ロサンゼルス市では特定の疾患があるか繁殖に使う以外は不妊去勢手術を義務化した。義務化は難しくても、獣医師・飼い主・自治体が協力して啓発を進めるべき。〔愛護団体〕
・２千万匹という犬・猫全てに手術を義務付けるのは無理。犬・猫の殺処分を減らすという観点から、行政の引取りの際に親犬猫に手術を義務付けることが適切。〔愛護団体〕
・各市町村の補助制度の案内や愛護団体の紹介等により普及を図っている。〔自治体〕

３．パブコメの実施結果

主　な　意　見	意見数
規制すべき（規制を強化すべき）（注１）	18,230 件
現行のままとすべき（注２）	29,161 件
その他	11 件

（注１）規制すべき主な理由としては、「個人のマナーやモラルに委ねるだけでなく、飼い主の責務とすべき」「殺処分ゼロ達成への最も有効な手段である」「猫が屋外へ出ることができる環境で飼育している場合は義務化すべき」等の意見があった。

（注２）現行のままとすべき主な理由としては、「責任を持って飼養させることを意識させる普及啓発に力を入れるべき」「室内飼いの犬猫には義務化は必要ない」等の意見があった。

論点９－３：飼い主のいない猫の繁殖制限

Q：飼い主のいない猫（野良猫）による生活環境の被害や近隣トラブルが生じているので、野良猫に不妊去勢手術を実施して地域住民が合意の下に猫を管理する地域猫活動を普及すべきではないか？

１．主な論点

地域猫活動等の取組をどのように位置付けるべきか。

２．審議会における議論

地域猫活動等の位置付け　【論争あり】

・徹底した不妊手術以外に野良猫を減らすことはできないが、手術の根拠がないと餌やりの理解を得られない場合がある。義務化以外に方法がないか考えているところ。〔愛護団体〕
・ボランティアによる日常的な世話と地域住民の理解を得て進める地域猫活動は、問題解決の一つとして有効である。３年経てば猫の数も苦情の数も減る。〔自治体〕
・地域猫活動は行政と獣医師会とボランティアが協議会等の組織を作って連携するのが前提。地域猫という言葉だけ先行してしまっている。〔獣医師〕
・野良猫と外飼いの猫に対して不妊去勢手術を義務化するのはどうか。〔獣医師〕
・行政に持ち込まれる子猫の数を減らせば自治体の殺処分数は大幅に減っていくが、野良猫の法的位置付けが不明確であり、どう規定すべきか考える時期が来ている。〔愛護団体〕
・不妊去勢手術と合わせて猫エイズ・猫白血病等の感染症予防の観点も必要。〔愛護団体〕
・ノネコが希少種を食べるなど生物多様性に悪影響を及ぼしている場合もあるので、猫の登録に関する条例を制定する動きや積極的に譲渡を進める取組も増えつつある。〔環境省〕
・「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」では猫の飼養について詳細な規定があり、猫の室内飼育にも言及がある。ここに野良猫や地域猫の規定を入れるべき。〔学識経験者〕
・実際に地域猫活動が行われているので、地域猫の理念・目的・指針等を示す条文を置いて、それに対して行政が協力することができる等の条文があってもよい。〔学識経験者〕

３．パブコメの実施結果

主　な　意　見	意見数
規制すべき（取組を強化すべき）（注）	23,119 件
現行のままとすべき	640 件
その他	０件

（注）取組を強化すべき内容としては、「飼い主のいない猫の不妊去勢手術の負担は行政が行う」「殺処分を減らすにはＴＮＲ活動（注：不妊去勢手術）は不可欠。予算を組み民間に助成すべき」「不妊手術の麻酔中に耳先Ｖカットを施す事を義務付けるべき」等の意見があった。

論点９－４：学校飼育動物・公園飼育動物

Q：学校飼育動物については、不適切な管理による死亡や虐待の対象とされるなど、動物の福祉が確保されていない飼い方もみられるので、何らかの規制を設けるべきではないか？ 公園飼育動物については、動物取扱業に登録させるなど、何らかの規制を設けるべきではないか？

１．主な論点

（１）学校飼育動物の取扱いに対して何らかの規制を設けるべきか。

（２）公園飼育動物の取扱いに何らかの規制を設けるべきか。

２．審議会における議論

（１）学校飼育動物の取扱い　【論争あり】

・学校が飼育環境面でも予算・人員・医療面で適切に対処できておらず、動物虐待の対象ともなる。動愛法に基づく適正飼育を普及啓発させる意味でも、施設を届出制にしておくことが、地域や行政や獣医師会が関与できる根拠になるのではないか。〔愛護団体〕

・現状では子ども達に動物虐待を教えていることとなる。動愛法をきちんと適用して、適正飼養ができない場合には飼育を止めるよう指導すべき。〔愛護団体〕

・現行法でもやる気のある自治体は教育委員会と獣医師会が協力して適正飼養ができるはず。ただ現段階では届出制もやむを得ない。〔獣医師〕

・届出制より、学校の中でしっかり管理をし、その中で指導していく方が重要。〔自治体〕

（２）公園飼育動物の取扱い　【概ね合意】

・公園飼育動物は不特定多数の人に展示するものであり、感染症の問題もある。直ちに動物取扱業に入れるべき。〔愛護団体〕

３．パブコメの実施結果

主　な　意　見	意見数
規制すべき（規制を強化すべき）(注)	23,606 件
現行のままとすべき	0 件
その他	3 件

（注）強化すべき規制の主な内容としては、以下の意見があった。

・学校飼育動物：「適正飼養ができない場合は、飼育動物による教育プログラムを廃止すべき」「動物を飼育する学校は届出を義務付けるべき」「かかりつけの獣医師をもつことを推進すべき」等

・公園飼育動物：「料金徴収の有無に関わらず、展示に該当するものは動物取扱業の登録対象とすべき」等

論点９－５：災害対応

Q：大規模災害時の動物救護対策（被災ペット対策）については、東日本大震災等の教訓を踏まえて、動愛法に明記すべきではないか？ 大規模災害発生時に、行政と民間団体との連携をどのように図るべきか？

１．主な論点

（１）被災ペット対策を動愛法で明記すべきか。

（２）大規模災害発生時の行政は民間団体とどう連携すべきか。

２．審議会における議論

（１）動愛法で明記する必要性　【概ね合意】

・ペットが避難所に入れるなど同行避難の実効性を高めるためにも、市町村レベルの地域防災計画にも被災ペット対策を入れる等の整合性が必要。〔獣医師〕

・同行避難を行うためには、飼い主への教育も法律に入れる必要がある。〔愛護団体〕

・動愛法の中に全ての飼育動物に関する災害時の対応を明記し、自治体において具体的なマニュアルを作ることを進めるような条文を入れてほしい。〔愛護団体〕〔学識経験者〕

・動愛法に明記すべきだとしても、どのような内容をどこまで書くべきか判断が難しい。家畜のように同行避難が困難な動物もいる。〔業界団体〕

・同行避難ができない動物については、場合によっては安楽死という選択肢も含めて検討する必要がある。〔愛護団体〕〔業界団体〕

・実験動物や産業動物においては、これまで災害対策をあまり考えてこなかったので、より踏み込んだ内容として、動愛法の中で盛り込むべき。〔愛護団体〕〔獣医師〕

（２）行政と民間団体との連携　【概ね合意】

・日頃から愛護団体と連携して協力している自治体は、速やかに動物救護活動を進めている。災害時に限らず、常に民間団体と協力するという条文があってもよい。〔愛護団体〕

３．パブコメの実施結果

主　な　意　見	意見数
規制すべき（対策を推進すべき）（注）	24,298 件
現行のままとすべき	0 件
その他	0 件

（注）対策を推進すべき主な内容としては、「自治体が講じるべき事項として、緊急災害時の動物保護（避難所・仮設住宅における飼育体制の整備、動物の救護、シェルター設営や一時預かり先の確保、迷子動物の捜索）と同行避難の推進を条文に明記すべき」「行政と民間の協力体制を強化すべき」等の意見があった。

論点９－６：実施体制の強化

Q：動物愛護管理に係る規制や施策の強化を実効性あるものにするために、財政措置や情報提供など必要な支援措置を含め、動物行政の実施体制を強化・充実させるべきではないか？

１．主な論点

動物行政の実施体制をどのように強化・充実すべきか。

２．審議会における議論

実施体制の強化　【概ね合意】

・仮に規制を強化する場合、それを支えるだけの人員体制、予算なども考えるべき。同じく規制強化する場合は、人材育成、議論の場作りを充実する必要がある。〔学識経験者〕

・現行では環境省は施設整備に対して予算措置が講じられているが、ペットのトレーサビリティの強化が今後求められてくると費用がかかるので、何らかの助成措置をお願いしたい。新たな飼い主への譲渡の推進についても、ＮＰＯが一生懸命にやっているので、同様に何らかの財政措置が必要。〔業界団体〕

・犬猫の譲渡については、既に地方交付税により措置されている。動愛法の改正により今後も世論の声が高まれば、予算もついてくるはず。〔愛護団体〕

・自治体における人材育成については、担当者が定期的に異動してしまうと取組の実効性が低くなるので、動愛法の担当の専門職員を確保していく必要がある。動愛法を真に動物を守る法律とすることで、本来は動物を守るために獣医師になったのが殺処分ばかりしていて仕事に誇りをもてない職員のやりがいを大きくできる。〔愛護団体〕

３．パブコメの実施結果

主　な　意　見	意見数
体制を強化すべき（注）	26,752 件
現行のままとすべき	１件
その他	６件

（注）強化すべき体制の主な内容としては、「公益法人、NPO 等の民間団体やボランティアの活用も検討すべき」「当該業務の執行財源を確保すべき。たとえば寄付金や基金設立、動物愛護宝くじ、寄付金切手、犬の登録料、動物の引取りの有料化、法違反の罰金など」「動物愛護推進員をもっと増員すべき」等の意見があった。

III　参 考 資 料

参考資料１

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）

最終改正：平成23年8月30日法律第105号

第１章　総則（第１条～第４条）
第２章　基本指針等（第５条・第６条）
第３章　動物の適正な取扱い
　第１節　総則（第７条～第９条）
　第２節　動物取扱業の規制（第10条～第24条）
　第３節　周辺の生活環境の保全に係る措置（第25条）
　第４節　動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置（第26条～第33条）
　第５節　動物愛護担当職員（第34条）
第４章　都道府県等の措置等（第35条～第39条）
第５章　雑則（第40条～第43条）
第６章　罰則（第44条～第50条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この法律は、動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

（基本原則）

第２条　動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

（普及啓発）

第３条　国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、前条の趣旨にのっとり、相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るように努めなければならない。

（動物愛護週間）

第４条　ひろく国民の間に命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようにするため、動物愛護週間を設ける。

２　動物愛護週間は、９月20日から同月26日までとする。

３　国及び地方公共団体は、動物愛護週間には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めなければならない。

第２章　基本指針等

（基本指針）

第５条　環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2　基本指針には、次の事項を定めるものとする。

一　動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向

二　次条第１項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項

三　その他動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

3　環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4　環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（動物愛護管理推進計画）

第６条　都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画（以下「動物愛護管理推進計画」という。）を定めなければならない。

2　動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。

一　動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針

二　動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項

三　動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備（国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。）に関する事項

3　動物愛護管理推進計画には、前項各号に掲げる事項のほか、動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項を定めるように努めるものとする。

4　都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。

5　都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するように努めなければならない。

第３章　動物の適正な取扱い

第１節　総則

（動物の所有者又は占有者の責務等）

第７条　動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者としての責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2　動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3　動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるように努めなければならない。

4　環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

（動物販売業者の責務）

第８条　動物の販売を業として行う者は、当該販売に係る動物の購入者に対し、当該動物の適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明を行い、理解させるように努めなければならない。

（地方公共団体の措置）

第９条　地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管について、動物の所有者又は占有者に対する指導その他の必要な措置を講ずることができる。

第２節　動物取扱業の規制

（動物取扱業の登録）

第10条　動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節及び次節において同じ。）の取扱業（動物の販売（その取次ぎ又は代理を含む。次項において同じ。）、保管、貸出し、訓練、展示（動物との触れ合いの機会の提供を含む。次項において同じ。）その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下「動物取扱業」という。）を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項 の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、その長とする。以下この節、第25条第１項及び第２項並びに第４節において同じ。）の登録を受けなければならない。

２　前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

二　事業所の名称及び所在地

三　事業所ごとに置かれる動物取扱責任者（第22条第１項に規定する者をいう。）の氏名

四　その営もうとする動物取扱業の種別（販売、保管、貸出し、訓練、展示又は前項の政令で定める取扱いの別をいう。以下この号において同じ。）並びにその種別に応じた業務の内容及び実施の方法

五　主として取り扱う動物の種類及び数

六　動物の飼養又は保管のための施設（以下この節において「飼養施設」という。）を設置しているときは、次に掲げる事項

イ　飼養施設の所在地

ロ　飼養施設の構造及び規模

ハ　飼養施設の管理の方法

七　その他環境省令で定める事項

（登録の実施）

第11条　都道府県知事は、前条第２項の規定による登録の申請があつたときは、次条第１項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第２項第１号から第３号まで及び第５号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を動物取扱業者登録簿に登録しなければならない。

２　都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第12条　都道府県知事は、第10条第１項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第２項の規定による登録の申請に係る同項第４号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していな

いと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係る同項第６号ロ及びハに掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

二　この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から２年を経過しない者

三　第19条第１項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から２年を経過しない者

四　第10条第１項の登録を受けた者（以下「動物取扱業者」という。）で法人であるものが第19条第１項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその動物取扱業者の役員であつた者でその処分のあつた日から２年を経過しないもの

五　第19条第１項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

六　法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

２　都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の更新）

第13条　第10条第１項の登録は、５年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

２　第10条第２項及び前２条の規定は、前項の更新について準用する。

３　第１項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

４　前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（変更の届出）

第14条　動物取扱業者は、第10条第２項第４号に掲げる事項を変更し、又は飼養施設を設置しようとする場合には、あらかじめ、環境省令で定める書類を添えて、同項第４号又は第６号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

２　動物取扱業者は、第10条第２項各号（第４号を除く。）に掲げる事項に変更（環境省令で定める軽微なものを除く。）があつた場合には、前項の場合を除き、その日から30日以内に、環境省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

３　第11条及び第１２条の規定は、前２項の規定による届出があつた場合に準用する。

（動物取扱業者登録簿の閲覧）

第15条　都道府県知事は、動物取扱業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（廃業等の届出）

第16条　動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

一　死亡した場合　その相続人

二　法人が合併により消滅した場合　その法人を代表する役員であつた者

三　法人が破産手続開始の決定により解散した場合　その破産管財人

四　法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合　その清算人

五　その登録に係る動物取扱業を廃止した場合　動物取扱業者であつた個人又は動物取扱業者であつた法人を代表する役員

2　動物取扱業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、動物取扱業者の登録は、その効力を失う。

（登録の抹消）

第17条　都道府県知事は、第13条第1項若しくは前条第2項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第19条第1項の規定により登録を取り消したときは、当該動物取扱業者の登録を抹消しなければならない。

（標識の掲示）

第18条　動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の環境省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

（登録の取消し等）

第19条　都道府県知事は、動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　不正の手段により動物取扱業者の登録を受けたとき。

二　その者が行う業務の内容及び実施の方法が第12条第1項に規定する動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

三　飼養施設を設置している場合において、その者の飼養施設の構造、規模及び管理の方法が第12条第1項に規定する飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合しなくなつたとき。

四　第12条第1項第1号、第4号又は第6号のいずれかに該当することとなつたとき。

五　この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

2　第12条第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

（環境省令への委任）

第20条　第10条から前条までに定めるもののほか、動物取扱業者の登録に関し必要な事項については、環境省令で定める。

（基準遵守義務）

第21条　動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

2　都道府県又は指定都市は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その自然的、社会的条件から判断して必要があると認めるときは、条例で、前項の基準に代えて動物取扱業者が遵守すべき基準を定めることができる。

（動物取扱責任者）

第22条　動物取扱業者は、事業所ごとに、環境省令で定めるところにより、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、動物取扱責任者を選任しなければならない。

2　動物取扱責任者は、第12条第1項第1号から第5号までに該当する者以外の者でなければならない。

3　動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、動物取扱責任者に動物取扱責任者研修（都道府県知事が行う動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修をいう。）を受けさせなければならない。

（勧告及び命令）

第23条　都道府県知事は、動物取扱業者が第21条第１項又は第２項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。

2　都道府県知事は、動物取扱業者が前条第３項の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3　都道府県知事は、前２項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（報告及び検査）

第24条　都道府県知事は、第10条から第19条まで及び前３条の規定の施行に必要な限度において、動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第３節　周辺の生活環境の保全に係る措置

第25条　都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管に起因して周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2　都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3　都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市の長を除く。）に対し、前２項の規定による勧告又は命令に関し、必要な協力を求めることができる。

第４節　動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置

（特定動物の飼養又は保管の許可）

第26条　人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（以下「特定動物」という。）の飼養又は保管を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設（以下この節において「特定飼養施設」という。）の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、診療施設（獣医療法（平成４年法律第46号）第２条第２項 に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物を飼養又は保管する場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

2　前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
二　特定動物の種類及び数
三　飼養又は保管の目的
四　特定飼養施設の所在地
五　特定飼養施設の構造及び規模
六　特定動物の飼養又は保管の方法
七　その他環境省令で定める事項

（許可の基準）

第27条　都道府県知事は、前条第１項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一　その申請に係る前条第２項第５号及び第６号に掲げる事項が、特定動物の性質に応じて環境省令で定める特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法に関する基準に適合するものであること。

二　申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ　この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から２年を経過しない者

ロ　第29条第１項の規定により許可を取り消され、その処分のあつた日から２年を経過しない者

ハ　法人であつて、その役員のうちにイ又はロのいずれかに該当する者があるもの

２　都道府県知事は、前条第１項の許可をする場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

（変更の許可等）

第28条　第26条第１項の許可（この項の規定による許可を含む。）を受けた者（以下「特定動物飼養者」という。）は、同条第２項第２号又は第４号から第６号までに掲げる事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

２　前条の規定は、前項の許可について準用する。

３　特定動物飼養者は、第１項ただし書の環境省令で定める軽微な変更があつたとき、又は第26条第２項第１号若しくは第３号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があつたときは、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（許可の取消し）

第29条　都道府県知事は、特定動物飼養者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

一　不正の手段により特定動物飼養者の許可を受けたとき。

二　その者の特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法が第２７条第１項第１号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

三　第27条第１項第２号ハに該当することとなつたとき。

四　この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

（環境省令への委任）

第30条　第26条から前条までに定めるもののほか、特定動物の飼養又は保管の許可に関し必要な事項については、環境省令で定める。

（飼養又は保管の方法）

第31条　特定動物飼養者は、その許可に係る飼養又は保管をするには、当該特定動物に係る特定飼養施設の点検を定期的に行うこと、当該特定動物についてその許可を受けていることを明らかにすることその他の環境省令で定める方法によらなければならない。

（特定動物飼養者に対する措置命令等）

第32条　都道府県知事は、特定動物飼養者が前条の規定に違反し、又は第27条第2項（第28条第2項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反した場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、当該特定動物に係る飼養又は保管の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（報告及び検査）

第33条　都道府県知事は、第26条から第29条まで及び前2条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状況、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2　第24条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第5節　動物愛護担当職員

第34条　地方公共団体は、条例で定めるところにより、第24条第1項又は前条第1項の規定による立入検査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員等の職名を有する職員（次項において「動物愛護担当職員」という。）を置くことができる。

2　動物愛護担当職員は、当該地方公共団体の職員であつて獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有するものをもつて充てる。

第4章　都道府県等の措置等

（犬及びねこの引取り）

第35条　都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）その他政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、犬又はねこの引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。この場合において、都道府県知事等（都道府県等の長をいう。以下同じ。）は、その犬又はねこを引き取るべき場所を指定することができる。

2　前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又はねこの引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。

3　都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市、中核市及び第1項の政令で定める市の長を除く。）に対し、第1項（前項において準用する場合を含む。第5項及び第6項において同じ。）の規定による犬又はねこの引取りに関し、必要な協力を求めることができる。

4　都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする団体その他の者に犬及びねこの引取りを委託することができる。

5　環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第１項の規定により引取りを求められた場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。

6　国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第１項の引取りに関し、費用の一部を補助することができる。

（負傷動物等の発見者の通報措置）

第36条　道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、ねこ、等の動物又は犬、ねこ等の動物の死体を発見した者は、すみやかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。

2　都道府県等は、前項の規定による通報があつたときは、その動物又はその動物の死体を収容しなければならない。

3　前条第５項の規定は、前項の規定により動物を収容する場合に準用する。

（犬及びねこの繁殖制限）

第37条　犬又はねこの所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

2　都道府県等は、第35条第１項の規定による犬又はねこの引取り等に際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

（動物愛護推進員）

第38条　都道府県知事等は、地域における犬、ねこ等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

2　動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

一　犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。

二　住民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。

三　犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。

四　犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。

（協議会）

第39条　都道府県等、動物の愛護を目的とする一般社団法人又は一般財団法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行つている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

第５章　雑則

（動物を殺す場合の方法）

第40条　動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

2　環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、前項の方法に関し必要な事項を定めることができる。

（動物を科学上の利用に供する場合の方法、事後措置等）

第41条　動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合には、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮するものとする。

2　動物を科学上の利用に供する場合には、その利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

3　動物が科学上の利用に供された後において回復の見込みのない状態に陥つている場合には、その科学上の利用に供した者は、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によつてその動物を処分しなければならない。

4　環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第2項の方法及び前項の措置に関しよるべき基準を定めることができる。

（経過措置）

第42条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（審議会の意見の聴取）

第43条　環境大臣は、基本指針の策定、第7条第4項、第12条第1項、第21条第1項、第27条第1項第1号若しくは第41条第4項の基準の設定、第25条第1項の事態の設定又は第35条第5項（第36条第3項において準用する場合を含む。）若しくは第40条第2項の定めをしようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。これらの基本指針、基準、事態又は定めを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第6章　罰則

第44条　愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2　愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行つた者は、50万円以下の罰金に処する。

3　愛護動物を遺棄した者は、50万円以下の罰金に処する。

4　前3項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一　牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる

二　前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

第45条　次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一　第26条第1項の規定に違反して許可を受けないで特定動物を飼養し、又は保管した者

二　不正の手段によつて第26条第1項の許可を受けた者

三　第28条第1項の規定に違反して第26条第2項第2号又は第4号から第6号までに掲げる事項を変更した者

第46条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一　第10条第1項の規定に違反して登録を受けないで動物取扱業を営んだ者

二　不正の手段によつて第10条第1項の登録（第13条第1項の登録の更新を含む。）を受けた者

三　第19条第1項の規定による業務の停止の命令に違反した者

四　第23条第3項又は第32条の規定による命令に違反した者

第47条　次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

一　第14条第1項若しくは第2項又は第28条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第24条第1項又は第33条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三　第25条第2項の規定による命令に違反した者

第48条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第44条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第49条　第16条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の過料に処する。

第50条　第18条の規定による標識を掲げない者は、10万円以下の過料に処する。

附　則　（平成17年6月22日法律第68号）（抄）

（施行期日）

第1条　この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日〔平成18年6月1日〕から施行する。ただし、次条及び附則第3条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第4条　この法律の施行の際現に新法第10条第1項に規定する動物取扱業（以下単に「動物取扱業」という。）を営んでいる者（次項に規定する者及びこの法律による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律（以下「旧法」という。）第8条第1項の規定に違反して同項の規定による届出をしていない者（旧法第14条の規定に基づく条例の規定に違反して同項の規定による届出に代わる措置をとっていない者を含む。）を除く。）は、施行日から1年間（当該期間内に新法第12条第1項の規定による登録を拒否する処分があったときは、当該処分のあった日までの間）は、新法第10条第1項の登録を受けないでも、引き続き当該業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2　前項の規定は、この法律の施行の際現に動物の飼養又は保管のための施設を設置することなく動物取扱業を営んでいる者について準用する。この場合において、同項中「引き続き当該業」とあるのは、「引き続き動物の飼養又は保管のための施設を設置することなく当該業」と読み替えるものとする。

3　第1項（前項において準用する場合を含む。）の規定により引き続き動物取扱業を営むことができる場合においては、その者を当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、その長とする。次条第3項において同じ。）の登録を受けた動物取扱業者とみなして、新法第19条第1項（登録の取消しに係る部分を除く。）及び第2項、第21条、第23条第1項及び第3項並びに第24条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

第５条　この法律の施行の際現に旧法第16条の規定に基づく条例の規定による許可を受けて新法第26条第１項に規定する特定動物（以下単に「特定動物」という。）の飼養又は保管を行っている者は、施行日から１年間（当該期間内に同項の許可に係る申請について不許可の処分があったときは、当該処分のあった日までの間）は、同項の許可を受けないでも、引き続き当該特定動物の飼養又は保管を行うことができる。その者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

２　前項の規定は、同項の規定により引き続き特定動物の飼養又は保管を行うことができる者が当該特定動物の飼養又は保管のための施設の構造又は規模の変更（環境省令で定める軽微なものを除く。）をする場合その他環境省令で定める場合には、適用しない。

３　第１項の規定により引き続き特定動物の飼養又は保管を行うことができる場合においては、その者を当該特定動物の飼養又は保管のための施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けた者とみなして、新法第31条、第32条（第31条の規定に係る部分に限る。）及び第33条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第６条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第７条　前３条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

（条例との関係）

第８条　地方公共団体の条例の規定で、新法第３章第２節及び第４節で規制する行為で新法第６章で罰則が定められているものを処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。

２　前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（検討）

第９条　政府は、この法律の施行後５年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

参考資料２

動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和50年政令第107号）

最終改正：平成24年1月20日政令第8号

（特定動物）

第１条　動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第26条第１項の政令で定める動物は、別表に掲げる種（亜種を含む。）であつて、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成17年政令第169号）別表第１の下欄に掲げる種（亜種を含む。）以外のものとする。

（国庫補助）

第２条　法第35条第６項の規定による国の補助は、収容施設、殺処分施設又は焼却施設の設置に要する費用の額のうち、環境大臣が定める基準に基づいて算定した額の２分の１以内の額について行うものとする。

別表（第１条関係）：略

参考資料３

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第１号）

最終改正：平成24年１月20日環境省令第１号

（用語）

第１条　この省令において使用する用語は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（登録の申請等）

第２条　法第10条第２項の動物取扱業の登録の申請は、様式第１による申請書を提出して行うものとする。

２　法第10条第２項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

二　申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）が法第12条第１項第１号から第５号までに該当しないことを示す書類

三　事業所ごとに置かれる動物取扱責任者が法第12条第１項第１号から第５号までに該当しないことを示す書類

四　次に掲げる設備等の配置を明らかにした飼養施設の平面図及び飼養施設の付近の見取図（飼養施設を設置し、又は設置しようとする者に限る。）

イ　ケージ等（動物の飼養又は保管のために使用するおり、かご、水槽等の設備をいう。以下同じ。）

ロ　照明設備（営業時間が日中のみである等当該設備の必要のない飼養施設を除く。）

ハ　給水設備

ニ　排水設備

ホ　洗浄設備（飼養施設、設備、動物等を洗浄するための洗浄槽等をいう。以下同じ。）

ヘ　消毒設備（飼養施設、設備等を消毒するための消毒薬噴霧装置等をいう。以下同じ。）

ト　汚物、残さ等の廃棄物の集積設備

チ　動物の死体の一時保管場所

リ　餌の保管設備

ヌ　清掃設備

ル　空調設備（屋外施設を除く。）

ヲ　遮光のため又は風雨を遮るための設備（ケージ等がすべて屋内にある等当該設備の必要のない場合を除く。）

ワ　訓練場（飼養施設において訓練を行う訓練業（動物の訓練を業として行うことをいう。）を営もうとする者に限る。）

３　都道府県知事は、申請者に対し、前項に規定するもののほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

４　法第10条第２項第７号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　営業の開始年月日

二　法人にあっては、役員の氏名及び住所

三　事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有する事実

四　事業所以外の場所において、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員の氏名

5　都道府県知事は、法第10条第1項 の登録をしたときは、申請者に対し様式第2による登録証を交付しなければならない。

6　動物取扱業者は、登録証を亡失し、若しくはその登録証が滅失したとき又は法第14条第2項 の規定に基づく届出をしたときは、登録を受けた都道府県知事に申請をして、登録証の再交付を受けることができる。

7　前項の規定による登録証の再交付の申請は、様式第3による申請書を提出して行うものとする。

8　登録証の交付を受けた者は、その登録証を亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第6項の申請をした場合は、この限りでない。

9　登録証を有している者（第2号に掲げる場合にあっては、相続人、消滅した法人を代表する役員であった者又は破産管財人若しくは清算人）は、次に掲げる場合は、その日（登録を受けた者が死亡した場合にあっては、その事実を知った日）から起算して30日を経過する日までの間に、登録証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

一　登録を取り消されたとき。

二　法第16条第1項 各号のいずれかに該当するに至ったとき。

三　第6項の規定により登録証の再交付を受けた後において、亡失した登録証を発見し、又は回復したとき。

（登録の基準）

第3条　法第12条第1項 の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　事業所及び飼養施設の建物並びにこれらに係る土地について、事業の実施に必要な権原を有していること。

二　販売業（動物の販売を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者及び貸出業（動物の貸出しを業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者にあっては、様式第1別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、第8条第1号から第7号までに定める内容に適合していること。

三　事業所ごとに、1名以上の常勤の職員が当該事業所に専属の動物取扱責任者として配置されていること。

四　事業所ごとに、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員として、次に掲げる要件のいずれかに該当する者が配置されていること。

イ　営もうとする動物取扱業の種別ごとに別表下欄に定める種別に係る半年間以上の実務経験があること。

ロ　営もうとする動物取扱業の種別に係る知識及び技術について1年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること。

ハ　公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、営もうとする動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ていること。

五　事業所以外の場所において、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員は、前号イからハまでに掲げる要件のいずれかに該当する者であること。

六　事業の内容及び実施の方法にかんがみ事業に供する動物の適正な取扱いのために必要な飼養施設を有し、又は営業の開始までにこれを設置する見込みがあること。

2　法第12条第１項 の環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準は、次に掲げるものとする。

一　飼養施設は、前条第２項第４号イからワまでに掲げる設備等を備えていること。

二　ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあっては、その侵入を防止できる構造であること。

三　床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造であること。

四　飼養又は保管をする動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、その逸走を防止することができる構造及び強度であること。

五　飼養施設及びこれに備える設備等は、事業の実施に必要な規模であること。

六　飼養施設は、動物の飼養又は保管に係る作業の実施に必要な空間を確保していること。

七　飼養施設に備えるケージ等は、次に掲げるとおりであること。

イ　耐水性がないため洗浄が容易でない等衛生管理上支障がある材質を用いていないこと。

ロ　底面は、ふん尿等が漏えいしない構造であること。

ハ　側面又は天井は、常時、通気が確保され、かつ、ケージ等の内部を外部から見通すことのできる構造であること。ただし、当該飼養又は保管に係る動物が傷病動物である等特別の事情がある場合には、この限りでない。

ニ　飼養施設の床等に確実に固定する等、衝撃による転倒を防止するための措置が講じられていること。

ホ　動物によって容易に損壊されない構造及び強度であること。

八　構造及び規模が取り扱う動物の種類及び数にかんがみ著しく不適切なものでないこと。

（登録の更新）

第４条　法第13条第１項 の規定による登録の更新の申請は、当該登録の有効期間が満了する日の２月前から有効期間が満了する日までの間（以下この条において「更新期間」という。）に、様式第４による申請書を提出して行うものとする。

2　２以上の動物取扱業の登録を受けている者であって、当該２以上の登録のうち前項の規定により登録の更新を申請することができるもの（次項において「更新期間内登録」という。）の登録の更新を申請するものは、前項の規定にかかわらず、他の動物取扱業の登録に係る更新期間前の更新の申請を同時にすることができる。

3　都道府県知事は、前項の規定により更新期間前の登録の更新の申請があった場合には、当該登録の更新をすることができる。この場合において、更新期間前に登録の更新がされた動物取扱業の登録の有効期間は、更新期間内登録が更新された場合における当該更新期間内登録の有効期間の起算日から起算するものとする。

4　第２条第５項から第９項までの規定は、法第13条第２項 の登録の更新について準用する。

（変更の届出）

第５条　法第14条第１項 の届出は、法第10条第２項第４号 に掲げる事項を変更しようとする場合にあっては様式第５による届出書を、飼養施設を設置しようとする場合にあっては様式第６による届出書を提出して行うものとする。

2　法第14条第１項 の環境省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

一　販売業者（登録を受けて販売業を営む者をいう。以下同じ。）又は貸出業者（登録を受けて貸出業を営む者をいう。以下同じ。）が法第10条第２項第４号 に掲げる事項を変更しようとする場合　様式第１別記により業務の実施の方法を明らかにした書類

二　飼養施設を設置しようとする場合　第２条第２項第４号に規定する書類

3　法第14条第２項 の規定による届出は、様式第７による届出書を提出して行うものとする。

4　法第14条第２項 の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　飼養施設の規模の増大であって、その増大に係る部分の床面積が、法第10条第１項の登録を受けたとき（法第14条第１項 又は第２項 の規定による届出をしたときにあっては、その届出をしたとき。この号及び次号において同じ。）から通算して、法第10条第１項の登録を受けたときの延べ床面積の30パーセント未満であるもの

二　ケージ等、洗浄設備、消毒設備、汚物、残さ等の廃棄物の集積設備、動物の死体の一時保管場所、餌の保管設備、清掃設備、空調設備及び訓練場に係る変更であって、次に掲げる事項に係る部分の床面積が、法第10条第１項の登録を受けたときから通算して、当該設備等を備える飼養施設の延べ床面積の30パーセント未満であるもの

イ　設備等の増設

ロ　設備等の配置の変更

三　照明設備又は遮光のため若しくは風雨を遮るための設備の増設及び配置の変更

四　第２条第２項第４号に掲げる設備等に係る変更であって、現在の設備等と同等以上の機能を有する設備等への改設であるもの

五　飼養施設の管理の方法の変更

5　法第14条第２項 の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　法人である場合であって、名称、住所又は代表者の氏名に変更があった場合　第２条第２項第１号に規定する書類

二　法第10条第２項第３号 に掲げる事項に変更があった場合　第２条第２項第３号 に規定する書類

三　法第10条第２項第６号 イ又はロに掲げる事項に変更があった場合　第２条第２項第４号 に規定する書類

四　法人である場合であって、役員に変更があった場合　第２条第２項第２号に規定する書類

6　都道府県知事は、法第14条第１項 及び第２項 に基づく変更の届出をした者に対し、前項の書類のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

（廃業等の届出）

第６条　法第16条第１項 の届出は、様式第８による届出書を提出して行うものとする。この場合において、有効期間内にある登録に係る登録証を有している場合は、これを添付しなければならない。

（標識の掲示）

第７条　法第18条の標識の掲示は、様式第９により、次に掲げる事項を記載した標識を、事業所における顧客の出入口から見やすい位置に掲示する方法により行うものとする。ただし、事業所以外の場所で営業をする場合にあっては、併せて、様式第10により第１号から第５号までに掲げる事項を記載した識別章を、顧客と接するすべての職員について、その胸部等顧客から見やすい位置に掲示する方法により行うものとする。

一　動物取扱業者の氏名（法人にあっては名称）

二　事業所の名称及び所在地
三　登録に係る動物取扱業の種別
四　登録番号
五　登録の年月日及び有効期間の末日
六　動物取扱責任者の氏名

(遵守基準)

第８条　法第21条第１項 の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　販売業者にあっては、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物（哺乳類に属する動物に限る。）を販売に供すること。

二　販売業者及び貸出業者にあっては、飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を販売又は貸出しに供すること。

三　販売業者及び貸出業者にあっては、２日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかった動物を販売又は貸出しに供すること。

四　販売業者にあっては、販売をしようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、次に掲げる当該動物の特性及び状態に関する情報を顧客に対して文書（電磁的記録を含む。）を交付して説明するとともに、当該文書を受領したことについて顧客に署名等による確認を行わせること。ただし、動物取扱業者を相手方として販売をする場合にあっては、ロからヌまでに掲げる情報については、必要に応じて説明すれば足りるものとする。

イ　品種等の名称
ロ　性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報
ハ　平均寿命その他の飼養期間に係る情報
ニ　飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
ホ　適切な給餌及び給水の方法
ヘ　適切な運動及び休養の方法
ト　主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
チ　不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）
リ　チに掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置（不妊若しくは去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）
ヌ　遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
ル　性別の判定結果
ヲ　生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等）
ワ　不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
カ　生産地等
ヨ　所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）
タ　当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等
レ　当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。）

ソ　イからレまでに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

五　販売業者にあっては、契約に当たって、飼養又は保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行った動物について、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書を顧客に交付すること。また、当該動物の仕入先から受け取った疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書がある場合には、これも併せて交付すること。

六　貸出業者にあっては、貸出しをしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、次に掲げるその動物の特性及び状態に関する情報を提供すること。

イ　品種等の名称

ロ　飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模

ハ　適切な給餌及び給水の方法

ニ　適切な運動及び休養の方法

ホ　主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法

ヘ　遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容

ト　性別の判定結果

チ　不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）

リ　当該動物のワクチンの接種状況

ヌ　イからリまでに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

七　第四号に掲げる販売に係る契約時の説明及び顧客による確認並びに第六号に掲げる貸出しに係る契約時の情報提供の実施状況について、様式第11により記録した台帳を調製し、これを５年間保管すること。

八　前各号に掲げるもののほか、動物の管理の方法等に関し環境大臣が定める細目を遵守すること。

（動物取扱責任者の選任）

第９条　法第22条第１項 の動物取扱責任者は、次の要件を満たす職員のうちから選任するものとする。

一　第３条第１項第４号イからハまでに掲げる要件のいずれかに該当すること。

二　事業所の動物取扱責任者以外のすべての職員に対し、動物取扱責任者研修において得た知識及び技術に関する指導を行う能力を有すること。

（動物取扱責任者研修）

第10条　都道府県知事は、動物取扱責任者研修を開催する場合には、あらかじめ、日時、場所等を登録している動物取扱業者に通知するものとする。

2　前項の規定による開催の通知を受けた動物取扱業者は、通知の内容を選任したすべての動物取扱責任者に対して遅滞なく連絡しなければならない。

3　動物取扱業者は、選任したすべての動物取扱責任者に、当該登録に係る都道府県知事の開催する動物取扱責任者研修を次に定めるところにより受けさせなければならない。ただし、都道府県知事が別に定める場合にあっては、当該都道府県知事が指定した他の都道府県知事が開催する動物取扱責任者研修を受けさせることをもってこれに代えることができる。

一　１年に１回以上受けさせること。

二　１回当たり３時間以上受けさせること。

三　次に掲げる項目について受けさせること。

イ　動物の愛護及び管理に関する法令（条例を含む。）

ロ　飼養施設の管理に関する方法

ハ　動物の管理に関する方法

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、動物取扱業の業務の実施に関すること。

(動物取扱業に係る立入検査の身分証明書)

第11条　法第24条第2項 の証明書の様式は、様式第12のとおりとする。

(周辺の生活環境が損なわれている事態)

第12条　法第25条第1項 の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当するものが周辺地域の住民（以下「周辺住民」という。）の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であって、かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの都道府県知事に対する苦情の申出等により、周辺住民の間で共通の認識となっていると認められる事態とする。

一　動物の飼養又は保管に伴い頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音

二　動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気

三　動物の飼養施設の敷地外に飛散する動物の毛又は羽毛

四　動物の飼養又は保管により発生する多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物

(飼養又は保管の許可を要しない場合)

第13条　法第26条第1項 の環境省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一　診療施設（獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項 に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物の飼養又は保管をする場合

二　非常災害に対する必要な応急措置としての行為に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合

三　警察法（昭和29年法律第162号）第2条第1項 に規定する警察の責務として特定動物の飼養又は保管をする場合

四　家畜防疫官が狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第7条、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第40条 若しくは第45条又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第55条に基づく動物検疫所の業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合

五　検疫所職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第56条の2 に基づく検疫所の業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合

六　税関職員が関税法（昭和29年法律第61号）第70条に基づく税関の業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合

七　地方公共団体の職員が法の規定に基づく業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合

八　国又は地方公共団体の職員が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）の規定に基づく業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合

九　国又は地方公共団体の職員が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定に基づく業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合

十　法第26条第1項 の許可を受けた者が、当該許可に係る都道府県知事が管轄する区域の外において、3日を超えない期間、当該許可に係る特定飼養施設により特定動物の飼養又は保管をする場合（当該飼養又は保管を行う場所を管轄する都道府県知事に、飼養又は保管を開始する3日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）前までに様式第13によりその旨を通知したものに限る。）

十一　法第26条第1項 の許可を受けた者が死亡し、又は解散に至った場合で、相続人又は破産管財人若しくは清算人が、死亡し、又は解散に至った日から60日を超えない範囲内で、当該許可に係る特定動物の飼養又は保管をする場合

十二　動物の愛護及び管理に関する法律 の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の際現に同法 による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律第16条の規定に基づく条例の規定により届出をして法第26条第1項 に規定する特定動物の飼養又は保管を行っている者が、改正法の施行の日から1年間（当該期間内に同項 の許可に係る申請について不許可の処分があったときは、当該処分のあった日までの間）引き続き当該特定動物の飼養又は保管をする場合（その者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も同様とする。）

（許可の有効期間）

第14条　法第26条第1項 の許可の有効期間は、特定動物の種類に応じ、5年を超えない範囲内で都道府県知事が定めるものとする。

（飼養又は保管の許可の申請）

第15条　法第26条第2項 の許可の申請は、特定飼養施設の所在地ごとに様式第14による申請書を提出して行うものとする。

2　法第26条第2項 の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　特定飼養施設の構造及び規模を示す図面、特定飼養施設の写真並びに特定飼養施設の付近の見取図

二　申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）が法第27条第1項第2号 のイからハまでに該当しないことを説明する書類

三　申請に係る特定動物に既に第20条第3号に定める措置が講じられている場合にあっては、当該措置の内容ごとに次に定める書類

イ　マイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格第11784号及び第11785号に適合するものに限る。以下同じ。）による場合　獣医師又は行政機関が発行した当該マイクロチップの識別番号に係る証明書

ロ　脚環による場合（鳥綱に属する動物に限る。）　当該脚環の識別番号に係る証明書及び装着状況を撮影した写真

3　都道府県知事は、申請者に対し、前項に規定するもののほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

4　法第26条第2項第7号 の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　申請に係る特定動物の飼養又は保管を既に行っている場合における当該特定動物の数及び当該特定動物に係る第20条第3号に規定する措置の内容に係る情報

二　法人にあっては、役員の氏名及び住所

三　特定動物の主な取扱者

5　都道府県知事は、法第26条第1項 の許可をしたときは、申請者に対し様式第15による許可証を交付しなければならない。

6　特定動物飼養者は、許可証を亡失し、若しくはその許可証が滅失したとき又は法第28条第3項 の規定に基づく届出をしたときは、当該許可に係る都道府県知事に申請をして、許可証の再交付を受けることができる。

7　前項の規定による許可証の再交付の申請は、様式第16による申請書を提出して行うものとする。

8　許可証の交付を受けた者は、その許可証を亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第6項の申請をした場合は、この限りでない。

9　許可証を有している者（第2号に掲げる事由が発生した場合にあっては、相続人、消滅した法人を代表する役員であった者又は破産管財人若しくは清算人）は、次に掲げる事由が発生した場合は、その事由が発生した日（許可を受けた者が死亡した場合にあっては、その事実を知った日）から起算して60日を経過する日までの間に、許可証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

一　許可を取り消されたとき。

二　許可を受けた者が死亡し、合併し、若しくは分割し（その許可を受けた者の地位が承継されなかった場合に限る。）、又は解散したとき。

三　第6項の規定により許可証の再交付を受けた後において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

（飼養又は保管の廃止の届出）

第16条　特定動物飼養者は、第14条の許可の有効期間が満了する前に特定動物の飼養又は保管をやめたときは、様式第17により、許可を受けた都道府県知事にその旨を届け出ることができる。この場合において、有効期間内にある許可に係る許可証を有している場合は、これを添付しなければならない。

2　前項の届出があった場合には、当該届出に係る許可は、都道府県知事が当該届出を受理した日に、その効力を失う。

（許可の基準）

第17条　法第27条第1項第1号 の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　特定飼養施設の構造及び規模が次のとおりであること。

イ　特定動物の種類に応じ、その逸走を防止できる構造及び強度であること。

ロ　申請に係る特定動物の取扱者以外の者が容易に当該特定動物に触れるおそれがない構造及び規模であること。ただし、動物の生態、生息環境等に関する情報の提供により、観覧者の動物に関する知識を深めることを目的として展示している特定動物であって、観覧者等の安全性が確保されているものとして都道府県知事が認めた場合にあってはこの限りでない。

ハ　イ及びロに定めるもののほか、特定動物の種類ごとに環境大臣が定める特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目を満たしていること。ただし、動物の生態、生息環境等に関する情報の提供により、観覧者の動物に関する知識を深めることを目的として展示している特定動物であって、観覧者等の安全性が確保されているものとして都道府県知事が認めた場合にあってはこの限りでない。

二　特定動物の飼養又は保管の方法が、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止する上で不適当と認められないこと。

（変更の許可）

第18条　法第28条第1項 の変更の許可の申請は、様式第18による申請書を都道府県知事に提出して行うものとする。

2　法第26条第2項第4号 又は第5号 に掲げる事項を変更しようとする場合にあっては、前項の申請書に、変更後の特定飼養施設の構造及び規模を示す図面、特定飼養施設の写真並びに特定飼養施設の付近の見取図を添付するものとする。

3　都道府県知事は、申請者に対し、前項に規定するもののほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

4　第15条第5項から第9項までの規定は、法第28条第1項 の変更の許可について準用する。

（変更の届出）

第19条　法第28条第3項 の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法人にあっては、役員の氏名及び住所

二　特定動物の主な取扱者

2　法第28条第3項 の届出は、様式第19による届出書を提出して行うものとする。

（飼養又は保管の方法）

第20条　法第31条 の環境省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　特定飼養施設の点検を定期的に行うこと。

二　特定動物の飼養又は保管の状況を定期的に確認すること。

三　特定動物の飼養又は保管を開始したときは、特定動物の種類ごとに、当該特定動物について、法第26条第1項の許可を受けていることを明らかにするためのマイクロチップ又は脚環の装着その他の環境大臣が定める措置を講じ、様式第20により当該措置内容を都道府県知事に届け出ること（既に当該措置が講じられている場合を除く。）。ただし、改正法附則第5条第1項の規定により引き続き特定動物の飼養又は保管を行うことができる場合においては、同条第3項の規定にかかわらず、この限りでない。

四　前各号に掲げるもののほか、環境大臣が定める飼養又は保管の方法によること。

（特定動物に係る立入検査の身分証明書）

第21条　法第33条第2項 において準用する法第24条第2項 の証明書の様式は、様式第21のとおりとする。

（申請書及び届出書の提出部数）

第22条　法及びこの省令の規定による申請又は届出は、申請書又は届出書の正本にその写し1通を添えてしなければならない。

別表（第3条第1項関係）：略

様式第1条から様式第21まで：略

参考資料４

直近の動物愛護管理法関係の政省令の改正内容

○動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令の閣議決定について（抄）

平成24年1月17日
環境省

1．政令の概要

（1）動物取扱業の登録を要する取扱いの追加

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第10条第1項に定める動物取扱業の登録を要する取扱いのうち「その他政令で定める取扱い」として、動物の売買をしようとする者のあっせんを会場を設けて競りの方法による行うこと（動物オークション市場を運営すること）及び動物を譲り受けてその飼養を行うこと（当該動物を譲り渡した者が、当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る。）を定める。

（2）経過措置

現に、新たに定められた動物取扱業の登録を要する取扱いを行っている者は、本施行令の施行後一年間は、法第10条第1項の登録を受けないでも、引き続き当該業を行うことができる。なお、その場合には、都道府県等の登録を受けた者とみなして法の規定（当該規定に係る罰則を含む。）が適用される。

2．施行期日　　平成24年6月1日

○動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布について（抄）

平成24年1月20日
環境省

1．動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）の一部を改正する省令の概要

（1）犬及びねこの夜間展示規制関係

[1]動物取扱業のうち販売業者、展示業者、貸出業者が犬及びねこの展示を行う場合には、午前８時から午後８時までの間に行うこと。

[2]販売業者、展示業者、貸出業者が午後８時から午前８時までの間（以下「夜間」と言う。）に営業する場合には、犬及びねこの飼養施設を他の場所と区分する等飼養施設内に顧客・見学者等が立ち入らないようにすること。

[3]動物取扱業者の登録時・更新時の申請事項に「営業時間」を追加する。

（2）動物取扱業者の追加関係

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令において追加された動物の取扱いを行う者のうち、動物の売買のあっせんを会場を設けて競りの方法により行う事業者（以下「競りあっせん業者」という。）に係る遵守基準等として以下の事項を定める。

[1]実施した競りにおいて売買が行われる際に、販売業者により施行規則第８条に定められた販売に係る説明（生年月日、病歴等）が行われていることを確認すること。

[2]実施した競りにおいて売買された動物について、施行規則第８条に定められた販売時の説明に係る文書の写しを販売業者から受け取り、これを５年間保存すること。

[3]動物取扱業の登録に当たり、配置が必要である動物を取り扱う職員の実務経験として所要の実務経験を定める。

2．動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（以下「取扱業者細目」という。）の一部を改正する件の概要

（1）犬及びねこの夜間展示規制関係

[1]販売業者、貸出業者及び展示業者が夜間に営業する場合には、飼養施設内に顧客等が立ち入ること等により犬又はねこの休息が妨げられないようにすること。

[2]販売業者、貸出業者及び展示業者は、夜間に犬又はねこを顧客と接触させ、又は譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。

[3]長時間連続して犬又はねこの展示を行う場合には、その途中において、展示を行わない時間を設けること。

[4]販売業者が夜間に、犬及びねこ以外の動物を展示する場合には、明るさの抑制等の飼養環境の管理に配慮すること。

（2）動物取扱業者の追加関係

競りあっせん業者に係る遵守基準として以下の事項を定める。

[1]競りの実施に当たって、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合には、顧客の動物を個々に保管するよう努めること。

[2]競りの実施に当たって、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合には、当該動物が健康であることを目視又は相手方からの聴取により確認し、それまでの間、必要に応じて他の動物に接触させないようにすること。

[3]競りあっせん業者は、実施する競りに参加する事業者が動物の取引に関する法令に違反していないこと等を聴取し、違反が確認された場合には、競りに参加させないこと。

[4]競りにおける動物の取引状況について記録した台帳を調整し、これを5年間保管すること。

3．改正施行規則及び改正取扱業者細目の施行期日　平成24年6月1日

○動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令等の公布について（抄）

平成24年5月21日
環境省

1．動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令等（概要）

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成24年環境省令第1号）及び動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件（平成24年1月環境省告示第4号）（以下「改正省令等」という。）の一部を改正し、以下の通り経過措置規定を設ける。

販売業者、貸出業者又は展示業者が、午後8時から午後10時までの間に、成猫（1歳以上のねこをいう。以下同じ。）を、休息ができる設備に自由に移動できる状態で展示する場合は、平成26年5月31日までの間は、当該成猫に関して、改正省令等のうち夜間展示規制に関する部分を適用しない。

2．動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令等の施行期日
平成24年5月21日

参考資料５

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）

最終改正：平成11年12月22日法律第160号

第１章　総則（第１条～第３条）
第２章　通常措置（第４条～第７条）
第３章　狂犬病発生時の措置（第８条～第19条）
第４章　補則（第20条～25条の３）
第５章　罰則（第26条～第28条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この法律は、狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この法律は、次に掲げる動物の狂犬病に限りこれを適用する。ただし、第２号に掲げる動物の狂犬病については、この法律の規定中第７条から第９条まで、第11条、第12条及び第14条の規定並びにこれらの規定に係る第４章及び第５章の規定に限りこれを適用する。

一　犬

二　猫その他の動物（牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏及びあひる（次項において「牛等」という。）を除く。）であつて、狂犬病を人に感染させるおそれが高いものとして政令で定めるもの

２　犬及び牛等以外の動物について狂犬病が発生して公衆衛生に重大な影響があると認められるときは、政令で、動物の種類、期間及び地域を指定してこの法律の一部（前項第２号に掲げる動物の狂犬病については、同項ただし書に規定する規定を除く。次項において同じ。）を準用することができる。この場合において、その期間は、１年を超えることができない。

３　都道府県知事は、当該都道府県内の地域について、前項の規定によりこの法律の一部を準用する必要があると認めるときは、厚生労働省令の定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

（狂犬病予防員）

第３条　都道府県知事は、当該都道府県の職員で獣医師であるもののうちから狂犬病予防員（以下「予防員」という。）を任命しなければならない。

２　予防員は、その事務に従事するときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人の求めにより、これを呈示しなければならない。

第２章　通常措置

（登録）

第４条　犬の所有者は、犬を取得した日（生後90日以内の犬を取得した場合にあつては、生後90日を経過した日）から30日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町

村長（特別区にあつては、区長。以下同じ。）に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。

2　市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。

3　犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に着けておかなければならない。

4　第１項及び第２項の規定により登録を受けた犬の所有者は、犬が死亡したとき又は犬の所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更したときは、30 日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地（犬の所在地を変更したときにあつては、その犬の新所在地）を管轄する市町村長に届け出なければならない。

5　第１項及び第２項の規定により登録を受けた犬について所有者の変更があつたときは、新所有者は、30 日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

6　前各項に定めるもののほか、犬の登録及び鑑札の交付に関して必要な事項は、政令で定める。

（予防注射）

第５条　犬の所有者（所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。）は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年１回受けさせなければならない。

2　市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。

3　犬の所有者は、前項の注射済票をその犬に着けておかなければならない。

（抑留）

第６条　予防員は、第４条に規定する登録を受けず、若しくは鑑札を着けず、又は第５条に規定する予防注射を受けず、若しくは注射済票を着けていない犬があると認めたときは、これを抑留しなければならない。

2　予防員は、前項の抑留を行うため、あらかじめ、都道府県知事が指定した捕獲人を使用して、その犬を捕獲することができる。

3　予防員は、捕獲しようとして追跡中の犬がその所有者又はその他の者の土地、建物又は船車内に入つた場合において、これを捕獲するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所（人の住居を除く。）に立ち入ることができる。但し、その場所の看守者又はこれに代るべき者が拒んだときはこの限りでない。

4　何人も、正当な理由がなく、前項の立入を拒んではならない。

5　第３項の規定は、当該追跡中の犬が人又は家畜をかんだ犬である場合を除き、都道府県知事が特に必要と認めて指定した期間及び区域に限り適用する。

6　第２項の捕獲人が犬の捕獲に従事するときは、第３条第２項の規定を準用する。

7　予防員は、第１項の規定により犬を抑留したときは、所有者の知れているものについてはその所有者にこれを引き取るべき旨を通知し、所有者の知れていないものについてはその犬を捕獲した場所を管轄する市町村長にその旨を通知しなければならない。

8　市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を２日間公示しなければならない。

9　第７項の通知を受け取つた後又は前項の公示期間満了の後１日以内に所有者がその犬を引き取らないときは、予防員は、政令の定めるところにより、これを処分することができる。但し、やむを得

ない事由によりこの期間内に引き取ることができない所有者が、その旨及び相当の期間内に引き取るべき旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分することができない。

10　前項の場合において、都道府県は、その処分によつて損害を受けた所有者に通常生ずべき損害を補償する。

（輸出入検疫）

第７条　何人も、検疫を受けた犬等（犬又は第２条第１項第２号に掲げる動物をいう。以下同じ。）でなければ輸出し、又は輸入してはならない。

２　前項の検疫に関する事務は、農林水産大臣の所管とし、その検疫に関する事項は、農林水産省令でこれを定める。

第３章　狂犬病発生時の措置

（届出義務）

第８条　狂犬病にかかつた犬等若しくは狂犬病にかかつた疑いのある犬等又はこれらの犬等にかまれた犬等については、これを診断し、又はその死体を検案した獣医師は、厚生労働省令の定めるところにより、直ちに、その犬等の所在地を管轄する保健所長にその旨を届け出なければならない。ただし、獣医師の診断又は検案を受けない場合においては、その犬等の所有者がこれをしなければならない。

２　保健所長は、前項の届出があつたときは、政令の定めるところにより、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

３　都道府県知事は、前項の報告を受けたときは、厚生労働大臣に報告し、且つ、隣接都道府県知事に通報しなければならない。

（隔離義務）

第９条　前条第１項の犬等を診断した獣医師又はその所有者は、直ちに、その犬等を隔離しなければならない。ただし、人命に危険があつて緊急やむを得ないときは、殺すことを妨げない。

２　予防員は、前項の隔離について必要な指示をすることができる。

（公示及びけい留命令等）

第10条　都道府県知事は、狂犬病（狂犬病の疑似症を含む。以下この章から第５章まで同じ。）が発生したと認めたときは、直ちに、その旨を公示し、区域及び期間を定めて、その区域内のすべての犬に口輪をかけ、又はこれをけい留することを命じなければならない。

（殺害禁止）

第11条　第９条第１項の規定により隔離された犬等は、予防員の許可を受けなければこれを殺してはならない。

（死体の引渡し）

第12条　第８条第１項に規定する犬等が死んだ場合には、その所有者は、その死体を検査又は解剖のため予防員に引き渡さなければならない。ただし、予防員が許可した場合又はその引取りを必要としない場合は、この限りでない。

（検診及び予防注射）

第13条　都道府県知事は、狂犬病が発生した場合において、そのまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、期間及び区域を定めて予防員をして犬の一せい検診をさせ、又は臨時の予防注射を行わせることができる。

（病性鑑定のための措置）

第14条　予防員は、政令の定めるところにより、病性鑑定のため必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、犬等の死体を解剖し、又は解剖のため狂犬病にかかつた犬等を殺すことができる。

2　前項の場合においては、第6条第10項の規定を準用する。

（移動の制限）

第15条　都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、期間及び区域を定めて、犬又はその死体の当該都道府県の区域内における移動、当該都道府県内への移入又は当該都道府県外への移出を禁止し、又は制限することができる。

（交通のしや断又は制限）

第16条　都道府県知事は、狂犬病が発生した場合において緊急の必要があると認めるときは、厚生労働省令の定めるところにより、期間を定めて、狂犬病にかかつた犬の所在の場所及びその附近の交通をしや断し、又は制限することができる。但し、その期間は、72時間をこえることができない。

（集合施設の禁止）

第17条　都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、犬の展覧会その他の集合施設の禁止を命ずることができる。

（けい留されていない犬の抑留）

第18条　都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、予防員をして第10条の規定によるけい留の命令が発せられているにかかわらずけい留されていない犬を抑留させることができる。

2　前項の場合には、第6条第2項から第10項までの規定を準用する。

（けい留されていない犬の薬殺）

第18条の2　都道府県知事は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため緊急の必要がある場合において、前条第1項の規定による抑留を行うについて著しく困難な事情があると認めるときは、区域及び期間を定めて、予防員をして第10条の規定によるけい留の命令が発せられているにかかわらずけい留されていない犬を薬殺させることができる。この場合において、都道府県知事は、人又は他の家畜に被害を及ぼさないように、当該区域内及びその近傍の住民に対して、けい留されていない犬を薬殺する旨を周知させなければならない。

2　前項の規定による薬殺及び住民に対する周知の方法は、政令で定める。

（厚生労働大臣の指示）

第19条　厚生労働大臣は、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため緊急の必要があると認めるときは、地域及び期間を限り、都道府県知事に第13条及び第15条から前条までの規定による措置の実施を指示することができる。

第4章　補則

（公務員等の協力）

第20条　公衆衛生又は治安維持の職務にたずさわる公務員及び獣医師は、狂犬病予防のため、予防員から協力を求められたときは、これを拒んではならない。

（抑留所の設置）

第21条　都道府県知事は、第6条及び第18条の規定により抑留した犬を収容するため、当該都道府県内に犬の抑留所を設け、予防員にこれを管理させなければならない。

第22条　削除

（費用負担区分）

第23条　この法律の規定の実施に要する費用は、次に掲げるものを除き、都道府県の負担とする。

第一　国の負担する費用

第７条の規定による輸出入検疫に要する費用（輸出入検疫中の犬等の飼養管理費を除く。）

第二　犬等の所有者の負担する費用

一　第４条の規定による登録の手続に要する費用

二　第５条及び第13条の規定による犬の予防注射の費用

三　第６条及び第18条の規定による犬の抑留中の飼養管理費及びその返還に要する費用

四　第７条の規定による輸出入検疫中の犬等の飼養管理費

五　第８条の規定による届出に要する費用

六　第９条の規定による隔離及び指示により行つた処置に要した費用

（処分等の行為の承継人に対する効力）

第24条　この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分及び手続その他の行為は、当該行為の目的である犬等について所有権その他の権利を有する者の承継人に対しても、またその効力を有する。

（政令で定める市又は特別区）

第25条　この法律中「都道府県」又は「都道府県知事」とあるのは、地域保健法（昭和22年法律第101号）第５条第１項の規定に基づく政令で定める市については、「市」若しくは「市長」又は「区」若しくは「区長」と読み替えるものとする。ただし、第８条第２項及び第３項並びに第２５条の３第１項の規定については、この限りでない。

（再審査請求）

第25条の２　前条の規定により地域保健法第５条第１項の規定に基づく政令で定める市又は特別区の長が行う処分（地方自治法（昭和22年法律第67号）第２条第９項第１号に規定する第１号法定受託事務（次条において「第１号法定受託事務」という。）に係るものに限る。）についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

（事務の区分）

第25条の３　第２条第３項、第８条、第９条第２項、第10条から第13条まで、第14条第１項、第15条から第17条まで、第18条第１項、同条第２項において準用する第６条第２項、第３項、第５項、第７項及び第９項並びに第18条の２第１項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、第１号法定受託事務とする。

２　第２条第３項、第８条第１項及び第２項、第９条第２項、第10条から第13条まで、第14条第１項、第15条から第17条まで、第18条第１項、同条第２項において準用する第６条第２項、第３項、第５項及び第７項から第９項まで並びに第18条の２第１項の規定により地域保健法第５条第１項の規定に基づく政令で定める市又は特別区が処理することとされている事務は、第１号法定受託事務とする。

３　第18条第２項において準用する第６条第７項及び第８項の規定により市町村（地域保健法第５条第１項の規定に基づく政令で定める市を除く。）が処理することとされている事務は、第１号法定受託事務とする。

第５章　罰則

第26条　次の各号の１に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一　第７条の規定に違反して検疫を受けない犬等（第２条第２項の規定により準用した場合における動物を含む。以下この条及び次条において同じ。）を輸出し、又は輸入した者

二　第８条第１項の規定に違反して犬等についての届出をしなかつた者

三　第９条第１項の規定に違反して犬等を隔離しなかつた者

第27条　次の各号の１に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

一　第４条の規定に違反して犬（第２条第２項の規定により準用した場合における動物を含む。以下この条において同じ。）の登録の申請をせず、鑑札を犬に着けず、又は届出をしなかつた者

二　第５条の規定に違反して犬に予防注射を受けさせず、又は注射済票を着けなかつた者

三　第９条第２項に規定する犬等の隔離についての指示に従わなかつた者

四　第10条に規定する犬に口輪をかけ、又はこれをけい留する命令に従わなかつた者

五　第11条の規定に違反して犬等を殺した者

六　第12条の規定に違反して犬等の死体を引き渡さなかつた者

七　第13条に規定する犬の検診又は予防注射を受けさせなかつた者

八　第15条に規定する犬又はその死体の移動、移入又は移出の禁止又は制限に従わなかつた者

九　第16条に規定する犬の狂犬病のための交通のしや断又は制限に従わなかつた者

十　第17条に規定する犬の集合施設の禁止の命令に従わなかつた者

第28条　第18条第２項において準用する第６条第４項の規定に違反した者は、拘留又は科料に処する。

参考資料６

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針

（平成18年10月31日
環境省告示第140号）

目次

第１　動物の愛護及び管理の基本的考え方

第２　今後の施策展開の方向
１　基本的視点
（１）国民的な動物の愛護及び管理に関する活動の盛り上げ
（２）長期的視点からの総合的・体系的アプローチ
（３）関係者間の協働関係の構築
（４）施策の実行を支える基盤の整備
２　施策別の取組
（１）普及啓発
（２）適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保
（３）動物による危害や迷惑問題の防止
（４）所有明示（個体識別）措置の推進
（５）動物取扱業の適正化
（６）実験動物の適正な取扱いの推進
（７）産業動物の適正な取扱いの推進
（８）災害時対策
（９）人材育成
（10）調査研究の推進

第３　動物愛護管理推進計画の策定に関する事項
１　計画策定の目的
２　計画期間
３　対象地域
４　計画の記載項目
５　策定及び実行
（１）多様な意見の集約及び合意形成の確保
（２）関係地方公共団体との協議
（３）計画の公表等
（４）実施計画の作成
（５）点検及び見直し

第４　動物愛護管理基本指針の点検及び見直し

第１　動物の愛護及び管理の基本的考え方

（動物の愛護）

動物の愛護の基本は、人においてその命が大切なように、動物の命についてもその尊厳を守るということにある。動物の愛護とは、動物をみだりに殺し、傷つけ又は苦しめることのないよう取り扱うことや、その習性を考慮して適正に取り扱うようにすることのみにとどまるものではない。人と動物とは生命的に連続した存在であるとする科学的な知見や生きとし生けるものを大切にする心を踏まえ、動物の命に対して感謝及び畏敬の念を抱くとともに、この気持ちを命あるものである動物の取扱いに反映させることが欠かせないものである。

人は、他の生物を利用し、その命を犠牲にしなければ生きていけない存在である。このため、動物の利用又は殺処分を疎んずるのではなく、自然の摂理や社会の条理として直視し、厳粛に受け止めることが現実には必要である。しかし、人を動物に対する圧倒的な優位者としてとらえて、動物の命を軽視したり、動物をみだりに利用したりすることは誤りである。命あるものである動物に対してやさしい眼差しを向けることができるような態度なくして、社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図ることは困難である。

（動物の管理）

人と動物とが共生する社会を形成するためには、動物の命を尊重する考え方及び態度を確立することと併せて、動物の鳴き声、糞尿等による迷惑の防止を含め、動物が人の生命、身体又は財産を侵害することのないよう適切に管理される必要がある。

このような動物による侵害を引き起こさないように適切に管理するためには、動物の係留、屋内での飼育、みだりな繁殖の防止等の措置を講じる等により、動物の行動等に一定程度の制約を課すことが必要となる場合がある。また、所有者がいない動物に対する恣意的な餌やり等の行為のように、その行為がもたらす結果についての管理が適切に行われない場合には、動物による害の増加やみだりな繁殖等、動物の愛護及び管理上好ましくない事態を引き起こす場合があることについても十分に留意する必要がある。

動物が人と一緒に生活する存在として万人に受け入れられるためには、動物と社会との関わりについても十分に考慮した上で、その飼養及び保管（以下「飼養等」という。）を適切に行うことが求められている。動物の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、自分が加害者になり得ることについての認識がややもすると希薄な傾向にあるが、すべての所有者等は加害者になり得るとととともに、すべての人が被害者になり得るものであるという認識の下に、所有者等は、動物を所有し、又は占有する者としての社会的責任を十分に自覚

して、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を引き起こさないように努めなければならない。

（合意形成）

国民が動物に対して抱く意識及び感情は、千差万別である。例えば、家庭動物等の不妊去勢措置、ねこの屋内飼養、動物実験、畜産等における動物の資源利用、様々な動物を食材として利用する食習慣、狩猟等の動物の捕獲行為、動物を利用した祭礼儀式、外来生物の駆除、動物の個体数の調整、安楽殺処分等については、これらの行為が正当な理由をもって適切に行われるものである限り、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。）やその精神に抵触するものではないが、現実には、これらの行為に対する賛否両論が国内外において見受けられる。

このように、個々人における動物の愛護及び管理の考え方は、いつの時代にあっても多様であり続けるものであり、また、多様であって然るべきものであろう。しかし、万人に共通して適用されるべき社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方は、国民全体の総意に基づき形成されるべき普遍性及び客観性の高いものでなければならない。また、動物愛護の精神を広く普及し、我々の身についた習いとして定着させるためには、我が国の風土や社会の実情を踏まえた動物の愛護及び管理の考え方を、国民的な合意の下に形成していくことが必要である。

第２　今後の施策展開の方向

１　基本的視点

(1)　国民的な動物の愛護及び管理に関する活動の盛り上げ

動物の適切な愛護及び管理は、国民の間における共通した理解の形成がなくては進み難いものである。動物の愛護及び管理に関する活動は、古い歴史を有し、多くの貢献をしてきたが、参加者層が限定的であったきらいがある。今後は、多くの国民の共感を呼び、幅広い層に対して自主的な参加を促すことができる施策を、学校、地域、家庭等において展開する必要がある。

(2)　長期的視点からの総合的・体系的アプローチ

動物の愛護及び管理に関する施策の対象となる動物は、家庭動物のみならず、展示動物、実験動物、産業動物等であり、人の占有に係る動物が幅広く対象とされている。その施策の分野も、普及啓発、飼養保管、感染症予防、流通、調査研究等、広範囲にわたっており、様々な実施主体によって、それぞれに関係法令等に基づく施策が進められている。また、動物の愛護及び管理に関する問題は、国民のライフスタイルや価値観等の在り方に深く関わるものであるという性質を有しており、原因と結果が複雑に絡み合っていることから、施策の効果や結果がすぐには現れないものが多い。このようなことから、動物の愛護及び管理に関する施策を着実に進めていくためには、長期的視点から総合的かつ体系的に各種施策が取り組まれるようにしていく必要がある。

(3)　関係者間の協働関係の構築

動物愛護管理法の施行に関する事務の多くは、都道府県、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）の所掌するところとなっているが、その事務を円滑かつ効果的に進めるためには、都道府県、指定都市及び中核市にとどまらないすべての地方公共団体の関与の下に、動物の愛護及び管理に関係している者の積極的な協力を幅広く得ながら、その施策の展開を図っていくことが肝要である。このためには、国、地方公共団体等の行政機関、獣医師会、業界団体、動物愛護団体、動物の所有者等の団体、学術研究団体、調査研究機関等の適切な役割分担の下に、動物の愛護及び管理に関する関係者のネットワークが国及び地域のレベルにおいて重層的に作られていくようにする必要がある。また、関係者間相互の共通認識の形成がしやすくなるように、施策の目標

及びその目標達成のための手段等については、できる限り定量的かつ客観的な内容を備えたものとすることが重要である。

(4) 施策の実行を支える基盤の整備

動物の愛護及び管理に関する施策の推進を図るためには、これを支える基盤の整備が重要である。このため、国及び地方公共団体においては、地域の実情を踏まえ、動物愛護推進員等の委嘱の推進、動物愛護団体、業界団体等の育成支援及び基幹的な拠点としての動物愛護管理施設等の拡充並びに調査研究の推進等による動物の愛護及び管理についての知見の拡充等を進めることにより、施策の実施体制のより一層の強化を図る必要がある。

2 施策別の取組

施策別の取組は次のとおりである。関係機関等は、これらの施策について、平成29年度までにその実施が図られるように努めるものとする。

(1) 普及啓発

①現状と課題

動物の愛護及び管理を推進するためには、広く国民が、動物の虐待の防止と動物の適正な取扱いに関して正しい知識及び理解を持つことが重要である。このため、国、地方公共団体等によって、動物の愛護及び管理の普及啓発事業が行われてきているが、動物の愛護及び管理の意義等に関する国民の理解は十分とはいえない状況にある。また、生命尊重、友愛等の情操の涵養の観点から、特に子どもが心豊かに育つ上で、近年、動物との触れ合いや家庭動物等の適正な飼養の経験が重要であることが指摘されてきている。このような現状において、国及び地方公共団体、獣医師会、業界団体、動物愛護団体、動物の所有者等の団体、学術研究団体、調査研究機関等を始めとした関係者の連携協力の下に、様々な機会をとらえて教育活動や広報活動等に取り組むことが求められている。

②講ずべき施策

国及び地方公共団体は、関係団体等と連携しつつ、学校、地域、家庭等において、動物愛護週間行事や適正飼養講習会等の実施、各種普及啓発資料の作成、配布等により、動物の愛護及び管理に関する教育活動や広報活動等を実施すること。

(2) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保

①現状と課題

国民の約３分の１が動物を飼養しており（平成 15 年現在）、また、近年の少子高齢化等を背景とし、家庭動物等の飼養に対する志向が高まっている。このような状況において、国、地方公共団体等によって適正飼養を推進するための様々な取組が行われてきているが、依然として遺棄、虐待等の問題の発生が一部において見られている。

また、都道府県、指定都市及び中核市における犬及びねこの引取り数は、従前に比べて大幅に減少したが、その絶対数は年間約 42 万匹（平成 16 年度）であり、そのうち約 94%が殺処分されていることから、更なる改善が必要とされている。

②講ずべき施策

ア　みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の推進、安易な飼養の抑制等による終生飼養の徹底等により、都道府県、指定都市及び中核市における犬及びねこの引取り数を半減するとともに、元の所有者等への返還又は飼養を希望する者への譲渡等を進めることによりその殺処分率の減少を図ること。

イ　動物が命あるものであることを踏まえた適正な飼養方法、禁止行為の周知徹底等を行うことにより、遺棄及び虐待の防止を図ること。

(3) 動物による危害や迷惑問題の防止

①現状と課題

動物の不適切な飼養に起因して、動物による危害及び多数の動物の飼養等に起因し周辺の生活環境が損なわれる事態等の迷惑問題が発生しており、地方公共団体等に寄せられる苦情等も依然として多い状況にある。動物による危害及び迷惑問題は、所有者等とその近隣住民等との間で感情的対立を誘発しやすいなどの性格を有していることもあるため、行政主導による合意形成を踏まえたルール作り又はルール作りに対する支援等が期待されている。

また、平成 17 年６月に動物愛護管理法の改正が行われ、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれが高い特定動物については、地方公共団体の必要に応じた条例による飼養許可制から法による全国一律の飼養許可制とされたところである。

②講ずべき施策

ア　地域における環境の特性の相違を踏まえながら、集合住宅での家庭動物の飼養、都市部等での犬やねこの管理の方法、所有者のいないねこの適正管理の在り方等を検討し、動物の愛護と管理の両立を目指すことのできるガイドラインを作成すること。

イ　国は、動物による人の生命等への危害の発生防止のより一層の徹底を図るために、有識者等の意見を聴きながら特定動物の選定基準の在り方を検討すること。

(4)　所有明示（個体識別）措置の推進

①現状と課題

犬又はねこに関する所有者の明示（個体識別）（以下「所有明示」という。）の実施率は、平成15年度現在、約25%にとどまっている。動物の所有者が、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずることは、動物の盗難及び迷子の発生の防止に資するとともに、迷子になった動物の所有者の発見を容易にし、所有者責任の所在の明確化による所有者の意識の向上等を通じて、動物の遺棄及び逸走の未然の防止に寄与するものである。このような所有明示措置の意義及び役割等についての国民の理解を深めるとともに、各種識別器具の普及環境の整備等を推進すること等により、所有明示の実施率の向上を図る必要がある。

②講ずべき施策

ア　所有明示措置の必要性に関する意識啓発を行うなどにより、犬又はねこに関する所有明示の実施率の倍増を図ること。

イ　関係省庁及び団体の協力の下に、公的機関によるデータの一元的管理体制の整備、個体識別技術の普及、マイクロチップリーダーの配備等、個体識別手段の普及のための基盤整備を図ること。

(5)　動物取扱業の適正化

①現状と課題

従前の動物取扱業に係る届出制の下では、不適切な動物の取扱い等に対して、勧告又は命令等を行っても改善が見られないなどの悪質な事例が存在しており、また、このような事例以外においても、動物取扱業全般について施設や管理の水準の向上が必要な状況にあった。このため、平成17年6月に動物愛護管理法の改正が行われ、動物取扱業については、それまでの届出制から登録制とされたところである。本改正の趣旨を踏

まえて、動物取扱業のより一層の適正化を図るため、動物取扱業の登録制度の着実な運用を図る必要がある。

②講ずべき施策

ア　動物を飼養等しようとする者等に対し、動物取扱業者に対し標識等の掲示、販売時における動物の特性及び状態等に関する事前説明の実施等が義務付けられたことについての周知徹底を図ること。

イ　優良な動物取扱業者の育成策を検討し、業界全体の資質の向上を図ること。

ウ　国は、動物の健康及び安全の確保のより一層の推進を図るために、有識者等の意見を聴きながら幼齢な犬及びねこの販売制限の在り方を検討すること。

(6)　実験動物の適正な取扱いの推進

①現状と課題

実験動物の飼養等については、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年4月環境省告示第88号。以下「実験動物の飼養保管等基準」という。）に基づき、自主管理を基本としてその適正化を図る仕組みとなっているが、本基準の遵守指導等を円滑に行うための体制整備が十分にされていない施設が一部にある。動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものであるが、その飼養及び科学上の利用に当たっては、動物が命あるものであることにかんがみ、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、国際的にも普及し、定着している実験動物の取扱いの基本的考え方である「３Ｒの原則」（代替法の活用：Replacement、使用数の削減：Reduction、苦痛の軽減：Refinement）を踏まえた適切な措置を講じること等が必要とされている。

②講ずべき施策

ア　関係省庁、団体等と連携しつつ、「３Ｒの原則」や実験動物の飼養保管等基準の周知が、効果的かつ効率的に行われるようにすること。

イ　国は、実験動物の飼養保管等基準の遵守状況について定期的な実態把握を行うこと。

(7)　産業動物の適正な取扱いの推進

①現状と課題

動物の愛護及び管理の観点からする産業動物の適正な取扱いについては、国際的な動き、関係法令等との整合性、我が国の実情等を踏まえた上で飼養等の在り方を検討し、その普及啓発を進めていく必要がある。

②講ずべき施策

ア　国は、動物の愛護及び管理に配慮した産業動物の飼養等の在り方を検討し、産業動物の飼養及び保管に関する基準に反映すること。

イ　産業動物の性格に応じた動物の愛護及び管理の必要性に関する普及啓発を推進すること。

(8)　災害時対策

①現状と課題

地震等の緊急災害時においては、動物を所有又は占有する被災者等の心の安らぎの確保、被災動物の救護及び動物による人への危害防止等の観点から、被災地に残された動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置が、地域住民、国や地方公共団体、獣医師会、動物愛護団体等によって行われてきている。今後とも引き続きこれらの措置が、関係機関等の連携協力の下に迅速に行われるようにするための体制を平素から確保しておく必要がある。

②講ずべき施策

ア　地域防災計画等における動物の取扱い等に関する位置付けの明確化等を通じて、動物の救護等が適切に行うことができるような体制の整備を図ること。

イ　動物の救護等が円滑に進むように、逸走防止や所有明示等の所有者の責任の徹底に関する措置の実施を推進すること。

(9)　人材育成

①現状と課題

動物の愛護及び管理に関する施策の対象は、広範かつ多岐にわたっており、施策の実施に当たっては相当の知識や技術が必要であることから、地方公共団体は、獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する動物愛護担当職員を置くことができることとされている。

また、動物の愛護及び管理に関する施策の中には民間の有識者等による対応を求めることによって、行政の限界を超えて地域に根付いた形で

動物の愛護及び管理が広がっていくことが期待される課題もある。しかし、例えば都道府県知事、指定都市及び中核市の長により委嘱された動物愛護推進員等の人数は、平成15年度末現在、98地方公共団体中21地方公共団体、約1400人にとどまっているなど、民間の有識者等に対して協力を求めることができるような体制の整備は十分とはいえない状況にある。このため、動物愛護推進員等の人材の育成等を積極的に推進していく必要がある。

②講ずべき施策

ア　動物愛護管理行政の担当者の専門的な知識や技術の習得に対する支援を行うこと。

イ　関係地方公共団体等における協議会の設置及び動物愛護推進員等の委嘱を推進すること。

ウ　国及び関係地方公共団体等における官民の連携事業を推進すること。

(10)　調査研究の推進

①現状と課題

動物の愛護及び管理に関する調査研究は、関係する分野が多岐にわたり、かつ応用的であるといった特徴を有していることから関係学会等は広範にわたっており、その知見等が体系的に整理されているとはいえない状況にある。多くの国民の共感を呼び、自主的な参加を幅広く促すことができる動物の愛護及び管理に関する施策を進めるためには、科学的な知見等に基づいた施策の展開も重要であることから、動物の愛護及び管理に関する調査研究を推進する必要がある。

②講ずべき施策

ア　全国及び地域の各レベルにおいて連絡協議会を設置すること等により、行政機関と関係学会等の学術研究団体及び調査研究機関との連携体制の整備を図ること。

イ　関係機関が協力して、調査研究成果等に係る目録の作成を行うこと。

第３　動物愛護管理推進計画の策定に関する事項

１　計画策定の目的

動物愛護管理推進計画（以下「計画」という。）は、基本指針に即して、地域の実情を踏まえ、動物の愛護及び管理に関する行政の基本的方向性及び中長期的な目標を明確化するとともに、当該目標達成のための手段及び実施主体の設定等を行うことにより、計画的かつ統一的に施策を遂行すること等を目的として策定するものとする。

２　計画期間

基本指針との体系的な整合性を確保するため、計画期間は、原則として平成 20 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 10 年間とする。

３　対象地域

対象地域は、当該都道府県の区域とする。

４　計画の記載項目

計画の記載項目については、動物愛護管理法第６条第２項に、動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針、動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項、動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項、動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備（国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。）に関する事項及びその他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項と規定されているところであるが、これらを踏まえ、地域の事情に応じ、記載事項の追加及びそれらの構成の在り方等について、必要に応じて検討するものとする。

５　策定及び実行

(1)　多様な意見の集約及び合意形成の確保

計画の策定に当たっては、多様な意見、情報及び専門的知識を把握するとともに、それらを必要に応じて計画に反映させるために、学識経験者、関係行政機関、獣医師会、関係業界団体、動物愛護団体、動物の所有者等の団体、地域住民、研究機関等からなる検討会を設置するなどして、計画の策定及び点検等を行うよう努めるものとする。また、計画の策定過程等の透明性の向上及び計画内容についての合意形成等を図るために、必要に応じてパブリック・コメント等を行うものとする。

(2) 関係地方公共団体との協議

動物愛護管理行政の推進には、都道府県が主要な役割を果たしているが、指定都市においては動物取扱業の登録及び特定動物の飼養許可に関する事務等、中核市においては犬又はねこの引取りの事務等を実施している。また、動物の愛護及び管理の普及啓発、地域住民に対する直接的な指導等では、すべての市区町村においてその役割が期待される場合もある。このため、より計画の実効性を高めるために、計画を策定し又は変更しようとするときは、あらかじめ関係市区町村の意見を聴くものとする。なお、一の都道府県の区域を越えて発生している問題等があり、広域的な視点からの対応が必要と考えられる場合は、必要に応じ、国は技術的助言を行うこと等により、関係都道府県等との連絡調整等を円滑に行うことができるよう努めるものとする。

(3) 計画の公表等

計画が策定された後は、速やかに公報等により公表するとともに、環境大臣に連絡するものとする。

(4) 実施計画の作成

必要に応じて、動物の愛護及び管理に関する施策に係る年間実施計画等を策定し、多様な主体の参加を広く得ながら、計画の推進を図るよう努めるものとする。

(5) 点検及び見直し

動物の愛護及び管理に関する行政の着実な推進を図るため、毎年、計画の達成状況を点検し、施策に反映させるものとする。また、基本指針の改定等に合わせて、必要な見直しを行うものとする。

第４　動物愛護管理基本指針の点検及び見直し

動物の愛護及び管理に関する行政の着実な推進を図るため、毎年度、基本指針の達成状況を点検し、その結果を施策に反映させることとする。なお、点検結果については、その概要を公表するものとする。

また、状況の変化に適時的確に対応するため、策定後概ね５年目に当たる平成24年度を目途として、その見直しを行うこととする。

参考資料７

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準

（平成14年5月28日
環境省告示第 37号）

改正　平成18年1月20日環境省告示第24号
同19年11月12日環境省告示第104号

第１　一般原則

１　家庭動物等の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、命あるものである家庭動物等の適正な飼養及び保管に責任を負う者として、動物の生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって家庭動物等を取り扱うとともに、その所有者は、家庭動物等を終生飼養するように努めること。

２　所有者等は、人と動物との共生に配慮しつつ、人の生命、身体又は財産を侵害し、及び生活環境を害することがないよう責任をもって飼養及び保管に努めること。

３　家庭動物等を飼養しようとする者は、飼養に先立って、当該家庭動物等の生態、習性及び生理に関する知識の習得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境及び家族構成の変化も考慮に入れ、慎重に判断するなど、終生飼養の責務を果たす上で支障が生じないよう努めること。

４　特に、家畜化されていない野生動物等については、一般にその飼養及び保管のためには当該野生動物等の生態、習性及び生理に即した特別の飼養及び保管のための諸条件を整備し、及び維持する必要があること、譲渡しが難しく飼養の中止が容易でないこと、人に危害を加えるおそれのある種が含まれていること等を、その飼養に先立ち慎重に検討すること。さらに、これらの動物は、ひとたび逸走等により自然生態系に移入した場合には、生物多様性の保全上の問題が生じるおそれが大きいことから、飼養者の責任は重大であり、この点を十分自覚すること。

第２　定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 動物　哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。

(2) 家庭動物等　愛がん動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養及び保管されている動物並びに情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物をいう。

(3) 管理者　情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物並びにその飼養及び保管のための施設を管理する者をいう。

第３　共通基準

１　健康及び安全の保持

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等の種類、生態、習性及び生理に応じた必要な運動、休息及び睡眠を確保し、並びにその健全な成長及び本来の習性の発現を図るように努めること。

(1) 家庭動物等の種類、発育状況等に応じて適正に餌及び水を給与すること。

(2) 疾病及びけがの予防等の家庭動物等の日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した家庭動物等については、原則として獣医師により

速やかに適切な措置が講じられるようにすること。傷病のみだりな放置は、動物の虐待となるおそれがあることについて十分認識すること。また、家庭動物等の訓練、しつけ等は、その種類、生態、習性及び生理を考慮した適切な方法で行うこととし、みだりに殴打、酷使する等の虐待となるおそれがある過酷なものとならないようにすること。

(3) 所有者等は、適正な飼養及び保管に必要なときは、家庭動物等の種類、生態、習性及び生理を考慮した飼養及び保管のための施設（以下「飼養施設」という。）を設けること。飼養施設の設置に当たっては、適切な日照、通風等の確保を図り、施設内における適切な温度や湿度の維持等適切な飼養環境を確保するとともに、適切な衛生状態の維持に配慮すること。

2　生活環境の保全

(1) 所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等が公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を損壊し、又はふん尿その他の汚物、毛、羽毛等で汚すことのないように努めること。

(2) 所有者等は、家庭動物等のふん尿その他の汚物、毛、羽毛等の適正な処理を行うとともに、飼養施設を常に清潔にして悪臭、衛生動物の発生の防止を図り、周辺の生活環境の保全に努めること。

3　適正な飼養数

所有者等は、その飼養及び保管する家庭動物等の数を、適切な飼養環境の確保、終生飼養の確保及び周辺の生活環境の保全に支障を生じさせないよう適切な管理が可能となる範囲内とするよう努めること。

4　繁殖制限

所有者は、その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること。

5　動物の輸送

所有者等は、家庭動物等の輸送に当たっては、次の事項に留意し、動物の健康及び安全の確保並びに動物による事故の防止に努めること。

(1) 家庭動物等の疲労及び苦痛をできるだけ小さくするため、なるべく短い時間による輸送方法を選択するとともに、輸送時においては必要に応じ適切な休憩時間を確保すること。

(2) 家庭動物等の種類、性別、性質等を考慮して、適切に区分して輸送する方法をとるとともに、輸送に用いる容器等は、動物の安全の確保及び動物の逸走を防止するために必要な規模及び構造のものを選定すること。

(3) 輸送中の家庭動物等に適切な間隔で給餌及び給水するとともに、適切な温度、湿度等の管理、適切な換気の実施等に留意すること。

6　人と動物の共通感染症に係る知識の習得等

(1) 所有者等は、その所有し、又は占有する家庭動物等と人に共通する感染性の疾病について、動物販売業者が提供する情報その他の情報をもとに、獣医師等十分な知識を有する者の指導を得ることなどにより、正しい知識を持ち、その飼養及び保管に当たっては、感染の可能性に留意し、適度な接触にとどめるなどの予防のために必要な注意を払うことにより、自らの感染のみならず、他の者への感染の防止にも努めること。

(2) 家庭動物等に接触し、又は家庭動物等の排せつ物等を処理したときは、手指等の洗浄を十分行い、必要に応じ消毒を行うこと。

7　逸走防止等

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等の逸走の防止のための措置を講ずるとともに、逸走した場合には、自らの責任において速やかに捜索し捕獲すること。

(1) 飼養施設は、家庭動物等の逸走の防止に配慮した構造とすること。

(2) 飼養施設の点検等、逸走の防止のための管理に努めること。

8　危害防止

所有者等は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第26条第1項に規定する特定動物その他の大きさ、闘争本能等にかんがみ人に危害を加えるおそれのある動物（以下「人に危害を加えるおそれのある家庭動物等」という。）を飼養及び保管する場合には、次の事項に留意し、逸走の防止等、人身事故の防止に万全を期すこと。

(1) 飼養施設は、動物が逸走できない構造とすること。

(2) 飼養施設は、飼養に当たる者が、危険を伴うことなく作業ができる構造とすること。

(3) 所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等の逸走時の措置についてあらかじめ対策を講じ、逸走時の事故の防止に努めること。

(4) 所有者等は、飼養施設を常時点検し、必要な補修を行うとともに、施錠の確認をするなど逸走の防止のための管理に万全を期すこと。

(5) 捕獲等のための機材を常備し、当該機材については常に使用可能な状態で整備しておくこと。

(6) 所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等が飼養施設から逸走した場合には、速やかに関係機関への通報を行うとともに、近隣の住民に周知し、逸走した動物の捕獲等を行い、家庭動物等による事故の防止のため必要な措置を講じること。

9　緊急時対策

所有者等は、関係行政機関の指導、地域防災計画等を踏まえて、地震、火災等の非常災害に際してとるべき緊急措置を定めるとともに、移動用の容器、非常食の準備等、避難に必要な準備を行うよう努めること。非常災害が発生したときは、速やかに家庭動物等を保護し、及び家庭動物等による事故の防止に努めるとともに、避難する場合には、できるだけその家庭動物等の適切な避難場所の確保に努めること。

第4　犬の飼養及び保管に関する基準

1　犬の所有者等は、さく等で囲まれた自己の所有地、屋内その他の人の生命、身体及び財産に危害を加え、並びに人に迷惑を及ぼすことのない場所において飼養及び保管する場合を除き、犬の放し飼いを行わないこと。ただし、次の場合であって、適正なしつけ及び訓練がなされており、人の生命、身体及び財産に危害を加え、人に迷惑を及ぼし、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない場合は、この限りではない。

(1) 警察犬、狩猟犬等を、その目的のために使役する場合

(2) 人、家畜、農作物等に対する野生鳥獣による被害を防ぐための追い払いに使役する場合

2　犬の所有者等は、犬をけい留する場合には、けい留されている犬の行動範囲が道路又は通路に接しないように留意すること。

3　犬の所有者等は、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。

4　犬の所有者等は、適当な時期に、飼養目的等に応じ、人の生命、身体及び財産に危害を加え、並びに人に迷惑を及ぼすことのないよう、適正な方法でしつけを行うとともに、特に所有者等の制止に従うよう訓練に努めること。

5　犬の所有者等は、犬を道路等屋外で運動させる場合には、次の事項を遵守するよう努めること。

(1) 犬を制御できる者が原則として引き運動により行うこと。

(2) 犬の突発的な行動に対応できるよう引綱の点検及び調節等に配慮すること。

(3) 運動場所、時間帯等に十分配慮すること。

(4) 特に、大きさ及び闘争本能にかんがみ人に危害を加えるおそれが高い犬（以下「危険犬」という。）を運動させる場合には、人の多い場所及び時間帯を避けるよう努めること。

6　危険犬の所有者等は、当該犬の行動を抑制できなくなった場合に重大な事故を起こさないよう、道路等屋外で運動させる場合には、必要に応じて口輪の装着等に努めること。

7　犬の所有者は、やむを得ず犬を継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該犬を譲渡するように努め、新たな飼養者を見いだすことができない場合に限り、都道府県等（法第35条第1項に規定する都道府県等をいう。以下同じ。）に引取りを求めること。

8　犬の所有者は、子犬の譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないように努めるとともに、その社会化が十分に図られた後に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。

第5　ねこの飼養及び保管に関する基準

1　ねこの所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。

2　ねこの所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等ねこの健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該ねこの屋内飼養に努めること。屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、屋外での疾病の感染防止、不慮の事故防止等ねこの健康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。

3　ねこの所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあっては、原則として、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。

4　ねこの所有者は、やむを得ずねこを継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該ねこを譲渡するように努め、新たな飼養者を見いだすことができない場合に限り、都道府県等に引き取りを求めること。

5　ねこの所有者は、子ねこの譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないよう努めるとともに、その社会化が十分に図られた後に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努

めること。

第６　学校、福祉施設等における飼養及び保管

１　管理者は、学校、福祉施設等の利用者が動物の適切な飼養及び保管について正しい理解を得ることができるように努めること。

２　管理者は、動物の飼養及び保管の目的、学校、福祉施設等の立地及び施設の整備の状況並びに飼養又は保管に携わる者の飼養能力等の条件を考慮して、飼養及び保管する動物の種類を選定すること。

３　異種又は複数の動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、その組合せを考慮した収容を行うこと。

４　管理者は、動物の飼養及び保管が、獣医師等十分な知識と飼養経験を有する者の指導の下に行われるよう努め、本基準の各項に基づく適切な動物の飼養及び保管並びに動物による事故の防止に努めること。

５　管理者は、学校、福祉施設等の休日等においても、動物の飼養及び保管が適切に行われるよう配慮すること。

６　管理者は、飼養及び保管する動物に対して飼養に当たる者以外の者からみだりに食物等を与えられ、又は動物が傷つけられ、若しくは苦しめられることがないよう、その予防のための措置を講じるよう努めること。

第７　その他

所有者等は、動物の逸走、放し飼い等により、野生動物の捕食、在来種の圧迫等の自然環境保全上の問題が生じ、人と動物との共生に支障が生じることがないよう十分な配慮を行うこと。

第８　準用

家庭動物等に該当しない犬又はねこについては、当該動物の飼養及び保管の目的に反しない限り、本基準を準用する。

参考資料8

展示動物の飼養及び保管に関する基準

（平成16年4月30日
環境省告示第33号）
一部改正　平成18年1月20日

第1　一般原則

1　基本的な考え方

管理者及び飼養保管者は、動物が命あるものであることにかんがみ、展示動物の生態、習性及び生理並びに飼養及び保管の環境に配慮しつつ、愛情と責任をもって適正に飼養及び保管するとともに、展示動物にとって豊かな飼養及び保管の環境の構築に努めること。また、展示動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止及び周辺の生活環境の保全に努めるとともに、動物に関する正しい知識と動物愛護の精神の普及啓発に努めること。

2　動物の選定

管理者は、施設の立地及び整備の状況並びに飼養保管者の飼養能力等の条件を考慮して飼養及び保管する展示動物の種類を選定するように努めること。また、家畜化されていない野生動物等に係る選定については、希少な野生動物等の保護増殖を行う場合を除き、飼養及び保管が困難であること、譲渡しが難しく飼養及び保管の中止が容易でないこと、人に危害を加えるおそれのある種又は原産地において生息数が少なくなっている種が存在すること、逸走した場合は人への危害及び環境保全上の問題等が発生するおそれが大きいこと等を勘案しつつ、慎重に検討すべきであること。

3　計画的な繁殖等

管理者は、みだりに繁殖させることにより展示動物の適正な飼養及び保管等に支障が生じないよう、自己の管理する施設の収容力、展示動物の年齢、健康状態等を勘案し、計画的な繁殖を行うように努めること。また、必要に応じて、去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置又は施設への譲渡し若しくは貸出しの

措置を適切に講ずるように努めること。さらに、遺伝性疾患が生じるおそれのある動物を繁殖の用に供さないように努めるとともに、遺伝性疾患が生じるおそれが高いことから過度な近親交配を行わないように努めること。

4　終生飼養等

管理者は、希少な野生動物等の保護増殖を行う場合を除き、展示動物が終生飼養されるよう努めること。ただし、展示動物が感染性の疾病にかかり、人又は他の動物に著しい被害を及ぼすおそれのある場合、苦痛が甚だしく、かつ、治癒の見込みのない疾病にかかり、又は負傷をしている場合、甚だしく凶暴であり、かつ、飼養を続けることが著しく困難である場合等やむを得ない場合は、この限りではない。なお、展示動物を処分しなければならないときは、動物が命あるものであることにかんがみ、できるだけ生存の機会を与えるように努めること。また、やむを得ず殺処分しなければならないときであっても、できる限り、苦痛（恐怖及びストレスを含む。以下同じ。）を与えない適切な方法を採るとともに、獣医師等によって行われるように努めること。

第２　定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）動物　哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物をいう。

（２）展示　飼養及び保管している動物を、不特定の者に見せること又は触れ合いの機会を提供することをいう。

（３）販売　事業者が、動物を譲り渡すことをいう（無償で行うものを含む。）。

（４）展示動物　次に掲げる動物をいう。

ア　動物園、水族館、植物園、公園等における常設又は仮設の施設において飼養及び保管する動物（以下「動物園動物」という。）

イ　人との触れ合いの機会の提供、興行又は客よせを目的として飼養及び保管する動物（以下「触れ合い動物」という。）

ウ　販売又は販売を目的とした繁殖等を行うために飼養及び保管する動物（畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供するためのものを除く。以下「販売動物」という。）

エ　商業的な撮影に使用し、又は提供するために飼養及び保管する動物（以下「撮影動物」という。）

（５）施設　動物を飼養及び保管するための施設をいう。

（６）管理者　展示動物又は施設を管理する者（販売動物の販売を仲介する者を含む。）をいう。

（７）飼養保管者　展示動物の飼養及び保管の作業に従事する者をいう。

第３　共通基準

１　動物の健康及び安全の保持

（１）飼養及び保管の方法

管理者及び飼養保管者は、動物の飼養及び保管に当たっては、次に掲げる事項に留意しつつ、展示動物に必要な運動、休息及び睡眠を確保するとともに、健全に成長し、かつ、本来の習性が発現できるように努めること。

ア　展示動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じて適正に給餌及び給水を行うこと。また、展示動物の飼養及び保管の環境の向上を図るため、種類、習性等に応じ、給餌及び給水方法を工夫すること。

イ　動物の疾病及び負傷の予防等日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、若しくは負傷し、又は死亡した動物に対しては、その原因究明を含めて、獣医師による適切な措置が講じられるようにすること。また、傷病のみだりな放置は、動物の虐待となるおそれがあることについて十分に認識すること。

ウ　捕獲後間もない動物又は他の施設から譲り受け、若しくは借

り受けた動物を施設内に搬入するに当たっては、当該動物が健康であることを確認するまでの間、他の動物との接触、展示、販売又は貸出しをしないようにするとともに、飼養環境への順化順応を図るために必要な措置を講じること。

エ　群れ等を形成する動物については、その規模、年齢構成、性比等を考慮し、できるだけ複数で飼養及び保管すること。

オ　異種又は複数の展示動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、展示動物の組合せを考慮した収容を行うこと。

カ　幼齢時に社会化が必要な動物については、一定期間内、親子等を共に飼養すること。

キ　疾病にかかり、若しくは負傷した動物、妊娠中の若しくは幼齢の動物を育成中の動物又は高齢の動物については、隔離し、又は治療する等の必要な措置を講ずるとともに、適切な給餌及び給水を行い、並びに休息を与えること。

（2）施設の構造等

管理者は、展示動物の種類、生態、習性及び生理に適合するよう、次に掲げる要件を満たす施設の整備に努めること。特に動物園動物については、当該施設が動物本来の習性の発現を促すことができるものとなるように努めること。

ア　個々の動物が、自然な姿勢で立ち上がり、横たわり、羽ばたき、泳ぐ等日常的な動作を容易に行うための十分な広さと空間を備えること。また、展示動物の飼養及び保管の環境の向上を図るため、隠れ場、遊び場等の設備を備えた豊かな飼養及び保管の環境を構築すること。

イ　排せつ場、止まり木、水浴び場等の設備を備えること。

ウ　過度なストレスがかからないように、適切な温度、通風及び明るさ等が保たれる構造にすること、又はそのような状態に保つための設備を備えること。

エ　屋外又は屋外に面した場所にあっては、動物の種類、習性等に応じた日照、風雨等を遮る設備を備えること。

オ　床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理が容易な構造にするとともに、突起物、穴、くぼみ、斜面等により傷害等を受けるおそれがないような構造にすること。

（３）飼養保管者の教育訓練等

管理者は、展示動物の飼養及び保管並びに観覧者又は購入者等への対応が、その動物の生態、習性及び生理についての十分な知識並びに飼養及び保管の経験を有する飼養保管者により、又はその監督の下に行われるように努めること。また、飼養保管者に対して必要な教育訓練を行い、展示動物の保護、展示動物による事故の防止及び観覧者等に対する動物愛護の精神等の普及啓発に努めること。

２　生活環境の保全

管理者及び飼養保管者は、展示動物の排せつ物等の適正な処理を行うとともに、施設を常に清潔にして悪臭や害虫等の発生防止を図ることにより、動物のみならず人の生活環境の保全にも努めること。

３　危害等の防止

（１）施設の構造並びに飼養及び保管の方法

管理者及び飼養保管者は、展示動物の飼養及び保管に当たり、次に掲げる措置を講じることにより、展示動物による人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

ア　施設は、展示動物が逸走できない構造及び強度とすること。

イ　施設の構造並びに飼養及び保管の方法は、飼養保管者が危険を伴うことなく作業ができるものとすること。

ウ　施設について日常的な管理及び保守点検を行うとともに、定期的に巡回を行い、飼養及び保管する展示動物の数及び状態を確認すること。

（２）有毒動物の飼養及び保管

管理者は、毒蛇等の有毒動物を飼養及び保管する場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備えるとともに、医師による迅速な救

急処置が行える体制を整備し、展示動物による人への危害の発生の防止に努めること。

（3）逸走時対策

ア　管理者及び飼養保管者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第26条第1項に規定する特定動物その他の大きさ、闘争本能等にかんがみ人に危害を加えるおそれが高い動物（以下「人に危害を加える等のおそれのある展示動物」という。）が逸走した場合の措置についてあらかじめ定め、逸走時の人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

イ　管理者及び飼養保管者は、人に危害を加える等のおそれのある展示動物が逸走した場合には、速やかに観覧者等の避難誘導及び関係機関への通報を行うとともに、逸走した展示動物の捕獲等を行い、展示動物による人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

（4）緊急事態対策

管理者は、関係行政機関との連携の下、地域防災計画等との整合を図りつつ、地震、火災等の緊急事態に際して採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成するものとし、管理者及び飼養保管者は、緊急事態が発生したときは、速やかに、展示動物の保護並びに展示動物の逸走による人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

4　人と動物の共通感染症に係る知識の習得等

飼養保管者は、人と動物の共通感染症及びその予防に関する十分な知識及び情報を習得するように努めること。また、展示動物の飼養及び保管に当たっては、自らの感染のみならず、観覧者への感染を防止するため、感染の可能性に留意しつつ、不適切な方法による接触を防止し、排せつ物等を適切に処理するように努めること。さらに、展示動物に接触し、又は動物の排せつ物等を処理したときは、手指等の洗浄を十分に行い、必要に応じて消毒を行うように努

めること。

管理者は、人と動物の共通感染症及びその予防に関する十分な知識及び情報を習得するように努めること。また、感染性の疾病の発生時に、必要な対策が迅速に行えるよう公衆衛生機関等との連絡体制を整備するように努めること。

5　動物の記録管理の適正化

管理者は、展示動物の飼養及び保管の適正化並びに逸走した展示動物の発見率の向上を図るため、名札、脚環又はマイクロチップ等の装着等個体識別措置を技術的に可能な範囲内で講ずるとともに、特徴、飼育履歴、病歴等に関する記録台帳を整備し、動物の記録管理を適正に行うように努めること。

6　輸送時の取扱い

管理者及び飼養保管者は、展示動物の輸送に当たっては、次に掲げる事項に留意しつつ、展示動物の健康及び安全の確保並びに展示動物による人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

（1）展示動物の疲労及び苦痛を軽減するため、できるだけ短い時間により輸送できる方法を採るとともに、必要に応じ適切な休憩時間を確保すること。

（2）展示動物の種類、性別、性質等を考慮して、適切に区分して輸送する方法を採るとともに、輸送に用いる車両、容器等は、展示動物の安全の確保、衛生の管理及び逸走の防止を図るために必要な規模及び構造のものを選定すること。

（3）適切な間隔で給餌及び給水を行うとともに、適切な換気及び通風により適切な温度及び湿度を維持すること。

7　施設廃止時の取扱い

管理者は、施設の廃止に当たっては、展示動物が命あるものであることにかんがみ、できるだけ生存の機会を与えるように努め、飼養及び保管している展示動物を他の施設へ譲り渡すように努めること。

やむを得ず展示動物を殺処分しなければならない場合は、できる限

り、苦痛を与えない適切な方法を採るとともに、獣医師等によって行われるように努めること。

第４　個別基準

１　動物園等における展示

管理者及び飼養保管者は、動物園動物又は触れ合い動物を飼養及び保管する動物園等における展示については、次に掲げる事項に留意するように努めること。

（１）展示方法

動物園動物又は触れ合い動物の展示に当たっては、次に掲げる事項に留意しつつ、動物本来の形態、生態及び習性を観覧できるようにすること。

ア　障害を持つ動物又は治療中の動物を展示する場合は、観覧者に対して展示に至った経緯等に関する十分な説明を行うとともに、残酷な印象を与えないように配慮すること。

イ　動物園動物又は触れ合い動物の飼養及び保管を適切に行う上で必要と認められる場合を除き、本来の形態及び習性を損なうような施術、着色、拘束等をして展示しないこと。

ウ　動物に演芸をさせる場合には、演芸及びその訓練は、動物の生態、習性、生理等に配慮し、動物をみだりに殴打し、酷使する等の虐待となるおそれがある過酷なものとならないようにすること。

エ　生きている動物を餌として与える場合は、その必要性について観覧者に対して十分な説明を行うとともに、餌となる動物の苦痛を軽減すること。

オ　動物園動物又は触れ合い動物を展示施設において繁殖させる場合には、その繁殖が支障なく行われるように、適切な出産及び営巣の場所の確保等必要な条件を整えること。

カ　動物園等の役割が多様化している現状を踏まえ、動物の生態、習性及び生理並びに生息環境等に関する知見の集積及び情報の提供を行うことにより、観覧者の動物に関する知識及び動

物愛護の精神についての関心を深めること。

（２）観覧者に対する指導

動物園動物又は触れ合い動物の観覧に当たっては、観覧者に対して次に掲げる事項を遵守するように指導すること。

ア　動物園動物又は触れ合い動物にみだりに食物等を与えないこと。

イ　動物園動物又は触れ合い動物を傷つけ、苦しめ、又は驚かさないこと。

（３）観覧場所の構造等

ア　人に危害を加えるおそれ等のある動物園動物が観覧者に接触することができない構造にするとともに、動物園動物を観覧する場所と施設との仕切りは観覧者が容易に越えられない構造にすること。

イ　自動車を用いて人に危害を加えるおそれのある動物園動物を観覧させる場合は、自動車の扉及び窓が常時閉まる構造のものを使用するとともに、観覧者に対して、自動車の扉及び窓を常時閉めておくように指導すること。また、施設内の巡視その他観覧者の安全の確保に必要な措置を講ずること。

（４）展示場所の移動

短期間に移動を繰り返しながら仮設の施設等において動物園動物又は触れ合い動物を展示する場合は、一定の期間は移動及び展示を行わず、特定の場所に設置した常設の施設において十分に休養させ、健全に成長し、及び本来の習性が発現できるような飼養及び保管の環境の確保に努めること。また、移動先にあっても、第３の１の（２）に定める施設に適合する施設において飼養及び保管するとともに、その健康と安全の確保に細心の注意を払うこと。さらに、人に危害を加えるおそれ又は自然生態系に移入された場合に環境保全上の問題等を引き起こすおそれのある展示動物については、第３の３の定めに基づき、人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

（５）展示動物との接触

ア　観覧者と動物園動物又は触れ合い動物が接触できる場合においては、その接触が十分な知識を有する飼養保管者の監督の下に行われるようにするとともに、人への危害の発生及び感染性の疾病への感染の防止に必要な措置を講ずること。

イ　観覧者と動物園動物及び触れ合い動物との接触を行う場合には、観覧者に対しその動物に過度な苦痛を与えないように指導するとともに、その動物に適度な休息を与えること。

２　販売

管理者及び飼養保管者は、販売に当たっては、次に掲げる事項に留意するように努めること。

（１）展示方法

販売動物の展示に当たっては、第３の１の（２）に定める施設に適合する施設において飼養及び保管するとともに、販売動物に過度の苦痛を与えないように、展示の時間及び当該施設内の音、照明等を適切なものとすること。

（２）繁殖方法

遺伝性疾患が生じるおそれのある動物、幼齢の動物又は高齢の動物を繁殖の用に供さないこと。また、みだりに繁殖させることによる過度の負担を避け、その繁殖の回数を適切なものとすること。

（３）販売方法

ア　販売の方法は、幼齢の動物における社会化期の確保等、販売動物の種類に応じ、その生態、習性及び生理に配慮した適切なものとすること。

イ　販売に当たっては、動物が命あるものであることにかんがみ、販売先における終生飼養の実施の可能性を、確実な方法により確認すること。

ウ　販売動物の販売に当たっては、その生態、習性、生理、適正な飼養及び保管の方法、感染性の疾病等に関する情報を提供

し、購入者に対する説明責任を果たすこと。また、飼養及び保管が技術的に困難な販売動物については、終生飼養がされにくい傾向にあることから、このような販売動物に関する情報の提供は特に詳細に行うこと。

エ　野生動物等を家庭動物として販売するに当たっては、特に第１の２の定めに留意すること。また、特別な場合を除き、野生動物は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとる場合が少なくないこと等から、野生動物、特に外国産の野生動物等を販売動物として選定することについては慎重に行うこと。

オ　必要に応じて、ワクチンの接種後に販売するとともに、その健康管理並びに健全な育成及び社会化に関する情報を購入者に提供すること。また、ワクチン接種済みの動物を販売する場合には、獣医師が発行した証明書類を添付すること。

３　撮影

管理者及び飼養保管者は、撮影に当たっては、次に掲げる事項に留意するように努めること。

（１）撮影方法

動物本来の生態及び習性に関して誤解を与えるおそれのある形態による撮影が行われないようにすること。また、撮影の時間、環境等を適切なものとし、撮影動物に過度の苦痛を与えないようにすること。

（２）情報提供

撮影動物の貸出しに当たっては、撮影動物の健康及び安全の確保がなされるように、その取扱い方法等についての情報の提供を詳細に行うこと。

第５　準用

展示動物に該当しない動物取扱業が扱う動物の飼養及び保管については、当該動物の飼養及び保管の目的に反しない限り、本基準を準用する。

参考資料９

実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準

（平成 18 年 4 月 28 日
環境省告示第 88 号）

第１　一般原則

１　基本的な考え方

動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものであるが、その科学上の利用に当たっては、動物が命あるものであることにかんがみ、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限り利用に供される動物の数を少なくすること等により動物の適切な利用に配慮すること、並びに利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によって行うことを徹底するために、動物の生理、生態、習性等に配慮し、動物に対する感謝の念及び責任をもって適正な飼養及び保管並びに科学上の利用に努めること。また、実験動物の適正な飼養及び保管により人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止及び周辺の生活環境の保全に努めること。

２　動物の選定

管理者は、施設の立地及び整備の状況、飼養者の飼養能力等の条件を考慮して飼養又は保管をする実験動物の種類等が計画的に選定されるように努めること。

３　周知

実験動物の飼養及び保管並びに科学上の利用が、客観性及び必要に応じた透明性を確保しつつ、動物の愛護及び管理の観点から適切な方法で行われるように、管理者は、本基準の遵守に関する指導を行う委員会の設置又はそれと同等の機能の確保、本基準に即した指針の策定等の措置を講じる等により、施設内における本基準の適正な周知に努めること。

また、管理者は、関係団体、他の機関等と相互に連携を図る等により当該周知が効果的かつ効率的に行われる体制の整備に努めること。

第２　定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実験等　動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。

(2) 施設　実験動物の飼養若しくは保管又は実験等を行う施設をいう。

(3) 実験動物　実験等の利用に供するため、施設で飼養又は保管をしている哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
(4) 管理者　実験動物及び施設を管理する者（研究機関の長等の実験動物の飼養又は保管に関して責任を有する者を含む。）をいう。
(5) 実験動物管理者　管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者をいう。
(6) 実験実施者　実験等を行う者をいう。
(7) 飼養者　実験動物管理者又は実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
(8) 管理者等　管理者、実験動物管理者、実験実施者及び飼養者をいう。

第３　共通基準

１　動物の健康及び安全の保持

(1) 飼養及び保管の方法

実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、次の事項に留意し、実験動物の健康及び安全の保持に努めること。

ア　実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切に給餌及び給水を行うこと。

イ　実験動物が傷害（実験等の目的に係るものを除く。以下このイにおいて同じ。）を負い、又は実験等の目的に係る疾病以外の疾病（実験等の目的に係るものを除く。以下このイにおいて同じ。）にかかることを予防する等必要な健康管理を行うこと。また、実験動物が傷害を負い、又は疾病にかかった場合にあっては、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な治療等を行うこと。

ウ　実験動物管理者は、施設への実験動物の導入に当たっては、必要に応じて適切な検疫、隔離飼育等を行うことにより、実験実施者、飼養者及び他の実験動物の健康を損ねることのないようにするとともに、必要に応じて飼養環境への順化又は順応を図るための措置を講じること。

エ　異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、その組合せを考慮した収容を行うこと。

(2) 施設の構造等

管理者は、その管理する施設について、次に掲げる事項に留意し、実験動物の生理、生態、習性等に応じた適切な整備に努めること。

ア　実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、個々の実験動物が、自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく、泳ぐ等日常的な動作を容易に行うための広さ及び空間を備えること。

イ　実験動物に過度なストレスがかからないように、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な温度、湿度、換気、明るさ等を

保つことができる構造等とすること。

ウ　床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理が容易な構造とするとともに、実験動物が、突起物、穴、くぼみ、斜面等により傷害等を受けるおそれがない構造とすること。

(3) 教育訓練等

管理者は、実験動物に関する知識及び経験を有する者を実験動物管理者に充てるようにすること。また、実験動物管理者、実験実施者及び飼養者の別に応じて必要な教育訓練が確保されるよう努めること。

2　生活環境の保全

管理者等は、実験動物の汚物等の適切な処理を行うとともに、施設を常に清潔にして、微生物等による環境の汚染及び悪臭、害虫等の発生の防止を図ることによって、また、施設又は設備の整備等により騒音の防止を図ることによって、施設及び施設周辺の生活環境の保全に努めること。

3　危害等の防止

(1) 施設の構造並びに飼養及び保管の方法

管理者等は、実験動物の飼養又は保管に当たり、次に掲げる措置を講じることにより、実験動物による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

ア　管理者は、実験動物が逸走しない構造及び強度の施設を整備すること。

イ　管理者は、実験動物管理者、実験実施者及び飼養者が実験動物に由来する疾病にかかることを予防するため、必要な健康管理を行うこと。

ウ　管理者及び実験動物管理者は、実験実施者及び飼養者が危険を伴うことなく作業ができる施設の構造及び飼養又は保管の方法を確保すること。

エ　実験動物管理者は、施設の日常的な管理及び保守点検並びに定期的な巡回等により、飼養又は保管をする実験動物の数及び状態の確認が行われるようにすること。

オ　実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、次に掲げるところにより、相互に実験動物による危害の発生の防止に必要な情報の提供等を行うよう努めること。

(ⅰ)実験動物管理者は、実験実施者に対して実験動物の取扱方法についての情報を提供するとともに、飼養者に対してその飼養又は保管について必要な指導を行うこと。

(ⅱ)実験実施者は、実験動物管理者に対して実験等に利用している実験動物についての情報を提供するとともに、飼養者に対してその飼養又は保管について必要な指導を行うこと。

(ⅲ)飼養者は、実験動物管理者及び実験実施者に対して、実験動物の

状況を報告すること。

カ　管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに実験等に関係のない者が実験動物に接することのないよう必要な措置を講じること。

(2) 有毒動物の飼養及び保管

毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備えるとともに、事故発生時に医師による迅速な救急処置が行える体制を整備し、実験動物による人への危害の発生の防止に努めること。

(3) 逸走時の対応

管理者等は、実験動物が保管設備等から逸走しないよう必要な措置を講じること。また、管理者は、実験動物が逸走した場合の捕獲等の措置についてあらかじめ定め、逸走時の人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めるとともに、人に危害を加える等のおそれがある実験動物が施設外に逸走した場合には、速やかに関係機関への連絡を行うこと。

(4) 緊急時の対応

管理者は、関係行政機関との連携の下、地域防災計画等との整合を図りつつ、地震、火災等の緊急時に採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成するものとし、管理者等は、緊急事態が発生したときは、速やかに、実験動物の保護及び実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

4　人と動物の共通感染症に係る知識の習得等

実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めること。また、管理者、実験動物管理者及び実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めること。

5　実験動物の記録管理の適正化

管理者等は、実験動物の飼養及び保管の適正化を図るため、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録台帳を整備する等、実験動物の記録管理を適正に行うよう努めること。また、人に危害を加える等のおそれのある実験動物については、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別措置を技術的に可能な範囲で講じるよう努めること。

6　輸送時の取扱い

実験動物の輸送を行う場合には、次に掲げる事項に留意し、実験動物の健康及び安全の確保並びに実験動物による人への危害等の発生の防止に努めること。

ア　なるべく短時間に輸送できる方法を採ること等により、実験動物の疲労及び苦痛をできるだけ小さくすること。

イ　輸送中の実験動物には必要に応じて適切な給餌及び給水を行うとともに、輸送に用いる車両等を換気等により適切な温度に維持すること。

ウ　実験動物の生理、生態、習性等を考慮の上、適切に区分して輸送するとともに、輸送に用いる車両、容器等は、実験動物の健康及び安全を確保し、並びに実験動物の逸走を防止するために必要な規模、構造等のものを選定すること。

エ　実験動物が保有する微生物、実験動物の汚物等により環境が汚染されることを防止するために必要な措置を講じること。

7　施設廃止時の取扱い

管理者は、施設の廃止に当たっては、実験動物が命あるものであることにかんがみ、その有効利用を図るために、飼養又は保管をしている実験動物を他の施設へ譲り渡すよう努めること。やむを得ず実験動物を殺処分しなければならない場合にあっては、動物の処分方法に関する指針（平成7年7月総理府告示第40号。以下「指針」という。）に基づき行うよう努めること。

第4　個別基準

1　実験等を行う施設

(1) 実験等の実施上の配慮

実験実施者は、実験等の目的の達成に必要な範囲で実験動物を適切に利用するよう努めること。また、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、麻酔薬、鎮痛薬等を投与すること、実験等に供する期間をできるだけ短くする等実験終了の時期に配慮すること等により、できる限り実験動物に苦痛を与えないようにするとともに、保温等適切な処置を採ること。

(2) 事後措置

実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、実験等を終了し、若しくは中断した実験動物又は疾病等により回復の見込みのない障害を受けた実験動物を殺処分する場合にあっては、速やかに致死量以上の麻酔薬の投与、頸椎脱臼（けいついだきゅう）等の化学的又は物理的方法による等指針に基づき行うこと。また、実験動物の死体については、適切な処理を行い、人の健康及び生活環境を損なうことのないようにすること。

2　実験動物を生産する施設

幼齢又は高齢の動物を繁殖の用に供さないこと。また、みだりに繁殖の用に供することによる動物への過度の負担を避けるため、繁殖の回数を適切なものとすること。ただし、系統の維持の目的で繁殖の用に供する等特別な事情がある場合については、この限りでない。また、実験動物の譲渡しに当

たっては、その生理、生態、習性等、適正な飼養及び保管の方法、感染性の疾病等に関する情報を提供し、譲り受ける者に対する説明責任を果たすこと。

第５　準用及び適用除外

管理者等は、哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物以外の動物を実験等の利用に供する場合においてもこの基準の趣旨に沿って行うよう努めること。また、この基準は、畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を行うことを目的として実験動物の飼養又は保管をする管理者等及び生態の観察を行うことを目的として実験動物の飼養又は保管をする管理者等には適用しない。なお、生態の観察を行うことを目的とする動物の飼養及び保管については、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年５月環境省告示第37号）に準じて行うこと。

参考資料１０

産業動物の飼養及び保管に関する基準

（昭和62年10月9日
総理府告示第22号）

第１　一般原則

管理者及び飼養者は、産業動物の生理、生態、習性等を理解し、かつ、愛情をもって飼養するように努めるとともに、責任をもってこれを保管し、産業動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止するように努めること。

第２　定　義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 産業動物　産業等の利用に供するため、飼養し、又は保管しているほ乳類及び鳥類に属する動物をいう。

(2) 施設　産業動物の飼養又は保管を行うための施設をいう。

(3) 管理者　産業動物及び施設を管理する者をいう。

(4) 飼養者　産業動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

第３　産業動物の衛生管理及び安全の保持

１　管理者及び飼養者は、産業動物の適正な飼養又は保管を行うため、産業動物の衛生管理及び安全の保持に関する知識と技術を習得するように努めること。

２　管理者は、産業動物の飼養又は保管に当たっては、必要に応じて衛生管理及び安全の保持に必要な設備を設けるように努めること。

３　管理者及び飼養者は、産業動物の疾病の予防及び寄生虫の防除のため、日常の衛生管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した産業動物に対しては、速やかに適切な措置を講じ、産業動物の衛生管理及び安全の保持に努めること。

４　管理者及び飼養者は、産業動物の使役等の利用に当たっては、産業動物の安全の保持及び産業動物に対する虐待の防止に努めること。

第４　導入・輸送に当たっての配慮

１　管理者は、施設の立地、整備状況及び飼養能力を勘案し、産業動物を導入するように努めること。

２　管理者は、施設への産業動物の導入に当たっては、必要に応じて適切な衛生検査を行うように努めること。

３　産業動物の輸送に当たる者は、その輸送に当たっては、産業動物の衛生管理及び安全の保持に努めるとともに、産業動物による事故の防止に努めること。

第５　危害防止

１　管理者は、産業動物からの疾病にかかることを予防するため、管理者及び飼養者の健康について必要な健康管理を行うように努めること。

２　管理者及び飼養者は、産業動物が施設から脱出しないように配慮すること。

３　管理者は、地震、火災等の非常災害が発生したときは、速やかに産業動物を保護し、及び産業動物による事故の防止に努めること。

第６　生活環境の保全

管理者及び飼養者は、産業動物の排せつ物の適切な処理、産業動物による騒音の防止等生活環境の保全に努めること。

第７　補　則

管理者及び飼養者は、ほ乳類及び鳥類に属する動物以外の動物を産業等に利用する場合においても、この基準の趣旨に沿って措置するように努めること。

動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置

（平成 18 年 1 月 20 日
環境省告示第 23 号）

第１　所有明示の意義及び役割

動物の所有者が、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずることは、動物の盗難及び迷子の防止に資するとともに、迷子になった動物の所有者の発見を容易にし、責任の所在の明確化による所有者の意識の向上等を通じて、動物の遺棄及び逸走の未然の防止に寄与するものである。

第２　定義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 所有明示　動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講じることをいう。

(2) 家庭動物等　愛がん動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養又は保管をされている動物並びに情操のかん養及び生態観察のため飼養又は保管をされている動物であって、動物の愛護及び管理に関する法律第 26 条第 1 項に規定する特定動物（以下単に「特定動物」という。）以外のものをいう。

(3) 展示動物　動物園、水族館、植物園、公園等における常設又は仮設の施設において飼養又は保管をする動物、人との触れ合い、興行又は客寄せを目的として飼養又は保管をする動物、販売又は販売を目的とした繁殖等を行うために飼養又は保管をする動物（畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供するためのものを除く。）及び商業的な撮影に使用し、又は提供するために飼養又は保管をする動物であって、特定動物以外のものをいう。

(4) 識別器具等　首輪、名札、マイクロチップ、入れ墨、脚環等、所有明示をするために動物に装着し、又は施術するものをいう。

第３　適用対象動物

この告示は、家庭動物等、展示動物及び特定動物に適用する。

第４　識別器具等の装着又は施術の方法

飼養及び保管の開始後、速やかに識別器具等の装着又は施術を実施し、非常災害時等における動物の予期せぬ逸走等に備え、常時動物に装着するように努めること。ただし、幼齢な個体又は識別器具等の装着若しくは施術に耐えられる体力を有しない老齢の動物である、疾病にかかった動物である等の特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。また、発育段階に応じ、識別措置等をより適切と考えられる種類に転換し、又は複数の種類の識別器具等を併用することを、必要に応じて行うこと。

識別器具等の種類は次に掲げるものとする。

(1) 基本的な考え方

次の要件を満たすものの中から、動物の特性、飼養及び保管の目的等に応じて、適切と考えられる種類の識別器具等を選択すること。

イ　動物によって外されにくいものであること。

ロ　老朽化等により、容易に脱落し、又は消失するおそれの少ないものであること。

ハ　動物の所有者の特定が直接的又は間接的にできるように、所有者の氏名及び電話番号等の連絡先の情報が付されているものであること。また、その特定が、迅速に、かつ低廉な費用で行うことが可能なものであること。

ニ　記号により所有明示が行われている場合にあっては、その記号は、統一的であり、かつ一意性が確保されたものであること。また、関係行政機関等からの照会に対して、的確に所有者に係る情報（以下「所有情報」という。）を連絡できる体制が、公的な性格を有する団体等によって全国規模で整備されているものであること。

(2) 動物の区分ごとの識別器具等の種類

装着し、又は施術する識別器具等は、動物の区分により、次に掲げるところにより選択すること。

イ　家庭動物等及び展示動物

所有者の氏名及び電話番号等の連絡先を記した首輪、名札等又は所有情報を特定できる記号が付されたマイクロチップ、入れ墨、脚環等によること。なお、首輪、名札等経時的変化等により脱落し、又は消失するおそれの高い識別器具等を装着し、又は施術する場合にあっては、補完的な措置として、可能な限り、マイクロチップ、脚環等のより耐久性の高い識別器具等を併用して装着すること。

ロ　特定動物

人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれが高いことから、厳格な個体の管理が必要である特定動物については、原則としてマイクロチップ（鳥綱に属する動物にあってはマイクロチップ又は脚環）を装着することとし、その細目は特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成18年1月環境省告示第22号）に規定するところによること。ただし、マイクロチップを装着することが困難である場合にあっては、所有者の氏名及び電話番号等の連絡先を記した首輪、名札等又は所有情報を特定できる記号が付された入れ墨、脚環等によること。

第５　動物の健康及び安全の保持

識別器具等の装着又は施術に当たっては、動物に過度の負担がかからない方法で行うこと。特にマイクロチップ等のように、その装着又は施術に当たって外科的な措置が必要な識別器具等に関しては、可能な限り獣医師等の専門家によって装着され、又は施術されるようにすること。

また、識別器具等の装着状態について定期的に観察し、動物の健康及び安全の保持上支障が生じないようにすること。

第６　識別器具等及び所有情報の点検

動物の所有者は、識別器具等の破損等の状況に関して、定期的に点検を行うこと。また、住所等の所有情報に変更が生じ、又は動物が死亡した場合は、速やかにその更新又は管理者（識別器具等に記号によ

り付された所有情報を管理する者をいう。以下同じ。）への連絡を行うこと。

第７　関係行政機関等の責務

関係行政機関にあっては、所有明示に関する普及啓発を行うとともに、マイクロチップの情報の読取機（リーダー）を収容施設等に配備する等により、識別器具等に記号により付された所有情報を読み取るための体制の整備を図ること。

また、管理者は、所有情報の検索が全国規模で効率的かつ迅速に行われるように、管理者間で情報を共有する体制の整備等について、連携して協力を行うこと。

参考資料１２

犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置

（平成 18 年１月 20 日
環境省告示第 26 号）

動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第 35 条第１項及び第２項の規定による犬又はねこの引取り並びに法第 36 条第２項の規定による疾病にかかり、又は負傷した犬、ねこ等の動物及び動物の死体の収容に関する措置は、次によるものとする。

第１　犬及びねこの引取り

１　都道府県等（法第 35 条第１項に規定する都道府県等をいう。以下同じ。）の長（以下「都道府県知事等」という。）は、犬又はねこの引取りの場所等の指定に当たっては、住民の便宜を考慮するとともに、引取りの場所等について、住民への周知徹底に努めること。また、都道府県等は、この引取り措置は、緊急避難として位置付けられたものであり、今後の終生飼養、みだりな繁殖の防止等の所有者又は占有者の責任の徹底につれて減少していくべきものであるとの観点に立って、引取りを行うように努めること。

２　都道府県知事等は、所有者から犬又はねこの引取りを求められたときは、終生飼養、みだりな繁殖の防止等の所有者又は占有者の責任の徹底を図る観点から、引取りを求める事由、頻度及び頭数に応じて、飼養の継続及び生殖を不能にする不妊又は去勢その他の措置に関する必要な助言に努めること。

３　都道府県知事等は、法第 35 条第２項の規定による引取りを求められた犬又はねこが明らかに遺失物法（明治 32 年法律第 87 号）第 12 条に規定する逸走の家畜に当たると認められる場合には、拾得場所を管轄する警察署長に差し出すように当該犬又はねこの引取りを求めた者に教示すること。

４　都道府県知事等は、法第 35 条第１項又は第２項の規定により引き取った犬又はねこについて、引取り又は拾得の日時及び場所、引取り事由並びに特徴（種類、大きさ、毛色、毛の長短、性別、推定年

月齢、装着している首輪等の識別器具の種類及びそれに付されている情報等）を台帳に記入すること。この場合において、所有者が判明していないときは、都道府県知事等は、拾得場所を管轄する市町村の長に対し、当該台帳に記入した事項を通知するとともに、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第６条第８項の規定に準ずる措置を採るよう協力を求めること。ただし、他の法令に別段の定めがある場合を除き、明らかに所有者がいないと認められる場合等にあっては、この限りでない。

５　都道府県知事等は、法第35条第２項の規定により引き取った犬又はねこについて、マイクロチップ等の識別器具等の装着又は施術の状況について確認するように努めること。ただし、識別器具の装着ができないと考えられる幼齢の犬又はねこについては、この限りではない。

６　都道府県知事等は、法第35条第１項又は第２項の規定により引き取った犬又はねこについて、必要に応じて治療を行うこと。ただし、治療を加えても生存することができず、又は治療することがかえって苦痛を与え、若しくは長引かせる結果になる場合等、死期を早めることが適当であると獣医師又は都道府県知事等が判断した場合にあっては、この限りでない。

第2　負傷動物等の収容

１　法第36条第２項の規定による動物及び動物の死体の収容は、都道府県知事等が、施設の収容力及び構造並びに人員の配置状況、当該地域における疾病にかかり、若しくは負傷した動物（以下「負傷動物」という。）又は動物の死体（以下「負傷動物等」という。）の発生状況等を踏まえ、法第44条に規定する愛護動物のうちから適切に選定して行うように努めること。

２　都道府県知事等は、法第36条第２項の規定による通報があったときは、公共の場所を管理する者等関係者の協力を得て、負傷動物等を迅速に収容するよう努めること。

３　第１の３から６までの規定は、都道府県知事等が負傷動物等を収

容した場合について準用する。

第３　保管、返還及び譲渡し

１　都道府県知事等は、犬若しくはねこを引き取り、又は負傷動物を収容したときは、その健康及び安全の保持等を図る観点から、構造等が適正な施設及び方法によって保管すること。

２　都道府県知事等は、施設に保管する犬、ねこ等の動物（以下「保管動物」という。）のうち、所有者がいると推測されるものについては公報、インターネット等による情報の提供等により、また、標識番号等の明らかなものについては登録団体等への照会等により、当該保管動物の所有者の発見に努めること。

３　所有者がいないと推測される保管動物、所有者から引取りを求められた保管動物及び所有者の発見ができない保管動物について、家庭動物又は展示動物としての適性を評価し、適性があると認められるものについては、その飼養を希望する者を募集する等により、できるだけ生存の機会を与えるように努めること。

４　保管動物の飼養を希望する者の募集は、近隣の都道府県知事等との連携を図りつつ、できる限り広域的に行うように努めること。この際、保管動物に関する情報の提供については、インターネット等の活用により広域的かつ迅速に行われるように努めること。

５　保管動物の譲渡しに当たっては、飼養を希望する者に対して事前に飼養方法等に関する講習等を行うとともに、マイクロチップの装着及び不妊又は去勢の措置が確実に行われるようにするための措置を講じるように努めること。

６　施設における保管の期間は、できる限り、保管動物の所有者、飼養を希望する者等の便宜等を考慮して定めるように努めること。

７　保管動物の飼養を希望する者の募集、保管動物の譲渡し後の飼養の状況を確認するための調査等の業務については、必要に応じて動物愛護推進員、動物の愛護を目的とする団体等との連携を広く図りつつ行うように努めること。

８　保管動物の所有者及び飼養を希望する者の便宜を考慮して返還及

び譲渡しを行う場所等の指定を行うとともに、それらについて周知に努めること。

第４　処分

保管動物の処分は、所有者への返還、飼養を希望する者又は動物を教育、試験研究用若しくは生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する者への譲渡し及び殺処分とする。

第５　死体の処理

動物の死体は、専用の処理施設を設けている場合には当該施設において、専用の処理施設が設けられていない場合には廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の定めるところにより、処理すること。ただし、化製その他の経済的利用に供しようとする者へ払い下げる場合は、この限りでない。

第６　報告

都道府県知事等は、犬若しくはねこの引取り又は負傷動物の収容及び処分の状況を、別記様式により、環境省自然環境局長に報告すること。

別記様式

犬若しくはねこの引取り又は負傷動物の収容及び処分の状況の報告

1　犬及びねこの引取り

区分				第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計	備考
犬	引取り数		成熟個体	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	
			幼齢の個体						
	処分数	返還数							
		譲渡し数	一般						
			その他						
		殺処分数							
ねこ	引取り数		成熟個体						
			幼齢の個体						
	処分数	返還数							
		譲渡し数	一般						
			その他						
		殺処分数							

2　負傷動物の収容

区分				第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計	備考
犬	収容数								
	処分数	返還数							
		譲渡数	一般						
			その他						
		殺処分数							
ねこ	収容数								
	処分数	返還数							
		譲渡数	一般						
			その他						
		殺処分数							
その他		収容数							
		処分数	返還数						
			譲渡数	一般						
				その他						
			殺処分数						
		収容数							
		処分数	返還数						
			譲渡数	一般						
				その他						
			殺処分数						

記入上の注意事項

(1)本状況報告書は、毎年度末に提出すること。

(2)犬の引取り数の欄については、狂犬病予防法に基づく抑留犬を含めた数を記入すること（括弧内には抑留犬の数を記入すること）。

(3)引取り数の欄における幼齢の個体の数は、離乳していない個体を記入すること。

(4)返還数の欄には、引取り又は収容を行った後、所有者が発見され、所有者に返還した数を記入すること。

(5)譲渡し数の一般の欄には、引取り又は収容を行った後、飼養を希望する者へ譲り渡した数を記入すること。

(6)譲渡し数のその他の欄には、引取り又は収容を行った後、動物を教育・試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する者へ譲り渡した数を記入すること。

(7)犬、ねこ以外の動物を収容した場合には、動物の種類ごとに欄を追加して記入すること。

参考資料１３

動物の殺処分方法に関する指針

（平成７年７月４日
総理府告示第40号）

改正　平成12年12月　1日環境省告示第　59号
同 19年 11月 12日環境省告示第105号

第１　一般原則

管理者及び殺処分実施者は、動物を殺処分しなければならない場合にあっては、殺処分動物の生理、生態、習性等を理解し、生命の尊厳性を尊重することを理念として、その動物に苦痛を与えない方法によるよう努めるとともに、殺処分動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止するよう努めること。

第２　定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）対象動物　この指針の対象となる動物で、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第44条第４項各号に掲げる動物

（２）殺処分動物　対象動物で殺処分されるものをいう。

（３）殺処分　殺処分動物を致死させることをいう。

（４）苦痛　痛覚刺激による痛み並びに中枢の興奮等による苦悩、恐怖、不安及びうつの状態等の態様をいう。

（５）管理者　殺処分動物の保管及び殺処分を行う施設並びに殺処分動物を管理する者をいう。

（６）殺処分実施者　殺処分動物の殺処分に係る者をいう。

第３　殺処分動物の殺処分方法

殺処分動物の殺処分方法は、化学的又は物理的方法により、できる限り殺処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること。

第４　補則

１　殺処分動物の保管に当たっては、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」（平成 14 年環境省告示第 37 号）、「展示動物の飼養及び保管に関する基準」（平成 16 年環境省告示第 33 号）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成 18 年環境省告示第 88 号）及び「産業動物の飼養及び保管に関する基準」（昭和 62 年総理府告示第 22 号）の趣旨に沿って適切に措置するよう努めること。

２　対象動物以外の動物を殺処分する場合においても、殺処分に当たる者は、この指針の趣旨に沿って配慮するよう努めること。

参考資料１４

飼育改善指導が必要な例（虐待に該当する可能性、あるいは放置すれば虐待に該当する可能性があると考えられる例）について

（環自総発第100205002号
平成２２年２月５日）

環境省自然環境局総務課長から　各都道府県・指定都市・中核市動物愛護主管部（局）長あて

動物愛護管理行政の推進については、平素より格段の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、虐待の定義の明確化については、担当者会議等において貴県市より御意見をいただいているところです。虐待に該当するかどうかについては、行為の目的、手段、苦痛の程度等を総合し、社会通念により判断してきているところですが、より具体的にしていくためには判決事例を収集、把握していくことが重要であると考えています。そのため、平成19年度に判決事例を「動物の遺棄・虐待事例等調査業務報告書」として取りまとめました。

今般、この報告書をもとに、飼育改善指導が必要であり虐待に該当する可能性、あるいはそのままの状態で放置されれば虐待に該当する可能性があると考えられる事例を別紙のようにまとめましたので、業務の参考にしていただくようお願いいたします。

なお、より詳細な説明を環境省ホームページにも掲載していますので、御参照ください（http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h1903.html）。

虐待の判決事例については、今後も継続して収集していくこととしており、これを踏まえ、別紙の事例につきましても逐次見直していきたいと考えております。

また、以下の点にも御留意ください。

○　本通知は、可能な範囲で具体的な事例を示したものであり、個々の案件に係る判断は、動物及び動物の所有者又は占有者の置かれている状況等を考慮して個別に行われるべきものと考えます。

○　別紙の事例については、後日、増刷し、各自治体あて発送予定の「動物の遺棄・虐待事例等調査業務報告書」（平成19年度）とともに警察にも情報提供していただき、引き続き連携して対応していただきますようお願いいたします。

（別　紙）

Ⅰ　動物の虐待の考え方

積極的（意図的）虐待	ネグレクト
やってはいけない行為を行う･行わせる	やらなければならない行為をやらない
・殴る・蹴る・熱湯をかける・動物を闘わせる等、身体に外傷が生じる又は生じる恐れのある行為・暴力を加える ・心理的抑圧、恐怖を与える ・酷使 など	・健康管理をしないで放置 ・病気を放置 ・世話をしないで放置　など

※動物自身の心身の状態･置かれている環境の状態によって判断される。

Ⅱ　飼育改善指導が必要な例（虐待に該当する可能性、あるいは放置すれば虐待に該当する可能性があると考えられる例）について

１．一般家庭

・餌が十分でなく栄養不良で骨が浮き上がって見えるほど痩せている（病気の場合は獣医師の治療を受けているか。高齢の場合はそれなりの世話が出来ているか。）。
・餌を数日入れ替えず、餌が腐っていたり、固まっていたりして、食べることができる状態ではない。
・器が汚く、水入れには藻がついている。あるいは、水入れがなく、いつでも新鮮な水を飲むことができない（獣医療上制限されているときを除く）。
・長毛種の犬猫が手入れをされず、生活に支障が出るほど毛玉に覆われている。
・爪が異常に伸びたまま放置されている。
・（繋ぎっぱなしで散歩にも連れて行かず、）犬の糞が犬の周りに何日分もたまり、糞尿の悪臭がする。
・外飼いで鎖につながれるなど行動が制限され、かつ寒暑風雨雪等の厳しい天候から身を守る場所が確保できない様な状況で飼育されている。
・狭いケージに閉じ込めっぱなしである。
・飼育環境が不衛生。常時、糞尿、抜けた毛、食餌、缶詰の空やゴミがまわりにちらかっており、アンモニア臭などの悪臭がする。
・病気や怪我をしているにもかかわらず、獣医師の治療を受けさせていない。
・リードが短すぎて、身体を横たえることができない。
・首輪がきつすぎてノドが締めつけられている。
・しつけ、訓練と称するなどし、動物に対し殴る、蹴る等の暴力を与えたり、故意に動物に怪我をさせたりする。
・事故等ではなく、人為的に与えられたと思われる傷が絶えない。

２．動物取扱業者等

・ケージが狭く、動物の排泄物と食餌が混在した状態で放置されている。動物が排泄物の上に寝ている。
・常時水を置いていない。あるいは、水入れはあるが中に藻が付いていたりして不潔である。
・幼齢にもかかわらず、食餌を適切な回数与えず（例えば朝晩の２回のみ等）、また、それで問題ないと説明している。
・糞尿が堆積していたり、食餌の残渣が散らかっていたりして、清掃が行き届かず、建物内、ケージから悪臭がする。
・動物の体が著しく汚れている。
・病気や怪我をしているにもかかわらず、獣医師の治療を受けさせていない。
・飼育環境が飼育している動物に適していない（温度・湿度の調整も含む）。例えば、　西日が当たるなど建物内の温度が上昇した場合、あるいは、その逆で、冬季に低温　となった場合に対応しない。
・多頭飼育で、飼育環境が不衛生。常時、糞尿、抜けた毛、食餌、缶詰の空やゴミがまわりにちらかっており、悪臭がする。
・ケージ内で動物を過密に飼育している。
・店内の大音量の音楽、または過度の照明にさらされることにより動物が休息できな　い。
・しつけ、訓練と称するなどし、動物に対し殴る、蹴る等の暴力を与えたり、故意に動物に怪我をさせたりする。
・体調不良、不健康な動物をふれあいや散歩体験等に使用する。
・出産後、十分な期間（離乳し母体が回復するまでの間）を経ずに、また繁殖させる。

参考資料１５

「犬又はねこの引取り業務に当たっての参考事項」の送付について

（事　務　連　絡
平成２１年２月４日）

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長から
各都道府県・指定都市・中核市動物愛護管理主管課（室）長あて

平素、動物愛護管理行政の推進につきましては、格段の御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年10月1日法律第105号）では、動物の所有者又は占有者の責務等が規定されており、動物の所有者等はその所有する動物を終生飼養すべきでありますが、実態としては、動物の所有者等が、安易に又は何度も自治体の動物愛護センター等へその所有する犬又はねこの引取りを求める事例がみられます。

同法に基づく「基本指針」では、犬ねこの引取り数の半減を目標に掲げていますが、その達成のためにはこのようないわゆるリピーターの対策が、課題の一つとなっています。

これらについて、各自治体におかれては種々の取組・対策等を講じられていますが、今般これらの先進的取組等を踏まえ、「引取り業務に当たっての参考事項」を整理しましたので、各自治体の実態に応じて業務の参考にしていただくようお願いいたします。

別　添

引取り業務に当たっての参考事項

参　考　事　項	具体的な取組方法(例)
引取り申請者の本人確認の徹底等	引取り時に本人確認を実施していない、又は十分でない場合、偽名等を使用するなど他人になりすますなどにより、何度も引取りを依頼することになりかねない。このため、条例、内規等において、本人確認の方法を定める（「動物等の引取り申請書」等に本人確認を行うことを記入するとともに、本人確認のため、住民票、免許証、健康保険証などの提示を求めることを規定）などにより、本人確認を徹底する。 また、必要に応じ、引取り申請者に対して、引取り申請に関し家族の同意があるか、確認する。
引取り申請理由の確認	「動物等の引取り申請書」等に引取りの理由を記入させ、真に引取りをせざるを得ない逼迫した状況にあるかを確認する。 なお、必要に応じこのデータを基に、行政として、飼育放棄の原因分析及び対策を検討する。
狂犬病予防法に基づく登録及び注射の実施状況の確認	生後９１日以上の犬について、登録及び注射の実施状況を確認する。未登録又は注射未実施の場合は、厳重に指導する。
不妊・去勢の有無	不妊・去勢の実施状況を確認する。
業者からの引取り申請に対するより厳格な確認	業者に対し、引取りを申請する理由を確認するとともに、引取り申請までの間に、当該業者が行った譲渡などに関する取組が十分であったか、併せて確認する。
引取り申請者に対する譲渡に関する情報の提供	引取りを申請する前に所有者等として当然検討（実施）すべき譲渡について、円滑に実施できるための動物愛護推進員、動物愛護団体等の紹介・斡旋等必要な措置を講ずる。
所有者及び占有者等に対する終生適正飼養、繁殖制限の必要性（不妊去勢の徹底）などについての指導・啓発	上記項目が確認された場合、今回はやむなく引取るが、引取りは緊急避難措置であり、所有者及び占有者等に対し、終生適正飼養、繁殖制限の必要性（不妊去勢の徹底）などについて啓発（場合によっては引取りは、今回限りとする旨の念書等を徴収）する。
引取り申請者に対する引取り依頼犬の飼育状況の聞き取り	新たな飼い主が譲渡された犬を飼う際の参考とするために、引取り申請者から引取り依頼犬のこれまでの飼育状況を聞き取る。

（引取り申請書様式の参考例）

平成　　年　　月　　日

○○○知事（市長）　殿

申請者　郵便番号
住　　所
電話番号
フリガナ
氏　　名
（法人の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

犬ねこの引取り申請書

□□□□条例第××条第△項の規定により、下記のとおり犬ねこの引取りを申請します。

記

申請理由（該当する□にレを付けてください　以下、同様）	□計画外の繁殖　□転居 □飼育者の死去　□管理困難な攻撃的性格 □治療困難な疾病　□その他の飼育できない理由（　　） □飼育費用の負担		
申請者が申請以前に行った譲渡に関する内容（他人への斡旋など）			
これまでの引取申請回数（飼育放棄歴）	□今回が初めて □今回が（　　）回目		
名　前	（生まれた直後の幼体の場合　匹）	体長・体重	cm・　kg
		毛　色	
		不妊・去勢手術	□済　□未済　□不明
種　類	□犬□ねこ□（　　）	マイクロチップ装着	□済　□未済　□不明
性　別	□オス　□メス	登録番号(犬)	
年　齢	歳　　ヶ月・不明(推定　　歳)	注射済票番号(犬)	
現在の　入手経路	□飼犬・ねこから生まれた　□知人等からもらった □ペットショップ等で購入　□ブリーダーから購入 □迷っているのを保護した　□保健所等から譲渡された □その他（　　）		
現在の　性　格	□よく慣れている　□その他（　　） □他人にはなつかない □かみ癖がある		

飼育状況	飼育場所 ※複数選択可	□屋内（□室内□廊下□玄関□その他（　　）） □屋外（□犬小屋□物置□ベランダ□その他（　　））
	ワクチン接種歴	□有（時期とワクチンの種類：　　） □無
	主食の内容	□ペットフードのみ　　□その他（　　） □手作り □人間用食材
	散歩の頻度	□毎日　　□月に（　　）回 □週に（　　）回　　□行っていない
	病歴	□有（病名：　　□治療中□完治□未治療） （病名：　　□治療中□完治□未治療） □無
	他の飼育動物	□有（種類と頭数：　　） □無
意向確認	今後、動物を飼いたいと思いますか。	□はい　　理由：（　　） □いいえ
	今後は、可能な限り引取りを求めないように努めますか。	□はい □いいえ（理由：　　）

注）１　本人を確認できる書類（自動車運転免許証、住民票又は健康保険証等公的機関により本人が確認できる書類）を提示すること。
２　生後９１日以上の犬について、登録番号及び注射済票番号を記入すること。

参考資料１６

動物愛護管理に係る平成２０年度地方交付税措置の創設について

（事　務　連　絡
平成２０年１月２９日）

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室から
各都道府県・指定都市・中核市動物愛護管理主管課（室）あて

動物愛護管理行政の推進につきましては、日頃より格段の御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、本年１月２５日、都道府県、政令市及び中核市が動物愛護管理法に基づき犬及びねこを引き取ることによって生ずる下記の経費について、平成２０年度より「動物愛護管理推進費」を新規に創設し、地方交付税の積算基礎である単位費用に衛生費の「動物愛護管理推進費」を盛り込んだ地方交付税法改正法案が閣議決定されましたので、お知らせします。

地方交付税は使途を限定しない一般財源ですが、動物愛護管理担当部局におかれましては、財政当局と当該情報を共有の上、各々の自治体の事情を勘案し、収容された犬及びねこで適性があるものには、できるだけ生存の機会を与えるよう、改めてお願いします。

記

１．平成２０年度地方交付税措置額（普通交付税）
約３．５億円（標準団体あたり４．７百万円程度）

２．対象経費（積算基礎）
①　引取られた犬及びねこに係るエサ代３日分
②　新たな飼い主に譲渡される場合のワクチン代

参考資料１７

「狂犬病予防法に基づく抑留業務等について」に係る留意事項について

（事　務　連　絡
平成１９年５月１日）

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室から
各都道府県・指定都市・中核市動物愛護管理主管課（室）あて

動物愛護管理行政の推進につきましては、日頃より格段の御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

平成１９年２月２２日付けで「犬の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について」で事務連絡をしたところでありますが、今般、「狂犬病予防法に基づく抑留業務等について」が厚生労働省健康局結核感染症課長より別添のとおり通知されました。ついては、動物愛護管理担当部局におかれましても、別添とともに下記について改めて御留意願います。

記

１．狂犬病予防法第６条第８項に基づく市町村長による公示期間は、抑留した犬の所有権の確保を目的として定められたものであり、このような犬も、犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置（平成 18 年 1 月 20 日環境省告示第 26 号）以下（「犬ねこの引取り等措置」という。）第３の６を踏まえて定められる保管期間の対象となること。

２．狂犬病予防法第６条第９項に基づく処分の決定にあたっては、犬ねこの引取り等措置第３の３に基づき、できるだけ生存の機会を与えるよう努められたいこと。

なお、譲渡の実施にあたっては、「譲渡支援のためのガイドライン（平成１８年３月発行）」を参照されたいこと。

３．動物愛護管理担当部局においても、狂犬病予防部局が行う犬の所有者に対しての飼い犬の登録及び予防接種の遵守等について、人と動物の共通感染症を防止する観点から、必要な協力をするよう努められたいこと。

別添略

参考資料１８

犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について

（事　務　連　絡
平成19年2月22日）

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室から
各都道府県・指定都市・中核市動物愛護管理主管課（室）あて

標記については、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成18年環境省告示第140号）」（以下「基本指針」という。）においても、社会的関心の高い事項であること等から、今後、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画の策定にあたって、参考となるよう改めて下記のとおり整理しましたので、ご確認願います。

記

１．犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置（平成18年環境省告示　第26号。以下「犬ねこの引取り等措置」という。）第１の４について

本規定において、「狂犬病予防法第６条第８項の規定に準ずる措置」を採るよう市町村長に協力を求めているが；当該措置については、当該保管動物の所有者の発見に努める観点から、市町村長による公示について協力を求めることとしたものであること。

２．生後90日以内の犬の取扱いについて

生後90日以内の犬については、狂犬病予防法に定める捕獲・抑留の対象とはならないが、状況に応じて動物愛護管理法に基づく引取り又は収容の対象となること。

３．譲渡しについて

狂犬病予防法において処分される犬についても、処分の一方法として、犬ねこの引取り等措置の第３の３において、家庭動物又は展示動物としての適性を評価し、適性があると認められるものについては、できるだけ生存の機会を与えるように努めること。（別紙）

別紙略

参考資料１９

動物愛護管理のあり方検討報告書

平成２３年１２月
中央環境審議会動物愛護部会
動物愛護管理のあり方検討小委員会

１．検討の経緯

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。）は、議員立法で制定され、その後、平成11年、17年の２回にわたって、議員立法により改正されている。

平成17年改正法の附則第９条において、「政府は、この法律の施行後５年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされている。これに基づけば、平成18年６月の改正法施行５年後に当たる平成23年度を目途として施行状況の検討を行い、その結果、必要があれば平成24年の通常国会において法改正を行うこととなる。

課題として取り上げるべき事項が多岐にわたっていることから、中央環境審議会動物愛護部会の下に「動物愛護管理のあり方検討小委員会」を設置し、議論を進めることとした。

同小委員会においては、平成22年８月から計25回にわたり関係者からのヒアリングや各課題についての議論を行った。「動物取扱業の適正化」に係る議論については、平成23年７月までに一巡したことからこれを総括し、パブリックコメントを実施したところ、総計約12万件の意見が寄せられた。同年８月以降に議論されたその他の課題については、10月末に中間報告を取りまとめ、パブリックコメントを実施したところ、５万件を超える意見が寄せられた。本報告書は、これらの議論の結果を取りまとめたものである。

２．動物取扱業の適正化について

（１）深夜の生体展示規制

生体の深夜展示や長時間の連続展示については、動物が受けるストレス等に関する科学的知見はまだ少ないが、必ずしも科学的に解明されないと規制できないものではないと考える。

深夜展示については動物の生態・生理（昼行性等）へ配慮し、特に犬や猫の幼齢個体については深夜展示による休息時間の不足、不適切な生活サイクルの強要等による重大なストレスを考慮して、これを規制する必要がある。また、長時間の連続展示によっても同様のストレスを受けると考えられるこ

とから、一定時間を超えないなどの措置が必要である。これらの動物へのストレスを軽減するために、購入者の利便性を制約することは許容されるとの意見が強かった。

規制の対象となる動物については、取締り等の実効性を考慮すると、まずは犬や猫を優先すべきであるが、他の哺乳類、鳥類、爬虫類についても規制の対象とすべきとの意見があった。

規制については展示時間や時間帯等の具体的数値を掲げることが望ましいが、明確な根拠を持たずに情緒的に決めることへの疑念もある。しかしながら、社会通念や国民の動物に対する愛護感情への侵害を考慮すると 20 時以降の生体展示は禁止すべきである。なお、ここでの展示には、特定の顧客に対して現物確認をさせる場合を含む。

（２）移動販売

ペット販売業者が、動物取扱業の登録を受けた事業所以外の場所で動物を販売すること（以下、「移動販売」という。）については、動物の販売後におけるトレーサビリティの確保やアフターケアについて十分になされていないことによる問題事例が散見されている。また、販売される動物にとっても移動や騒音等がストレスとなりやすく、給餌・給水等の様々な日常のケアが困難であるといえ、また不十分な管理体制の下では、病気の治療がなされない、移動時や移動販売先の空調設備が不十分、移動販売先の地域における感染症蔓延の可能性がある等、場合によっては動物の健康と安全に支障をきたすおそれが高い販売方法といえ、何らかの規制が必要である。

規制の方法については、トレーサビリティ、アフターケア、感染症の問題等が担保できることが必要であり、告示やガイドライン等で動物の移送や保管の際に守るべき基準を具体的に示すことが考えられる。

（３）対面販売・対面説明・現物確認の義務化

インターネット等により、販売者と飼い主が対面せず現物確認をしないまま取引を行う販売方法は、飼い主に対する当該動物の特性、遺伝性疾患及び疾病の有無等の事前説明や確認が不十分であるという点で問題であり、動物販売時の対面説明や現物確認の義務化が必要である。また、インターネットオークションでの動物取引については、出品者が動物取扱業の登録を受けているかどうかの確認が困難な事例が多いことから、その確認ができる制度が必要である。また、これを遵守させるための監視方法についても検討する必要がある。

（４）犬猫オークション市場（せり市）

現在、販売されている犬や猫は、一定の割合でオークション市場での取引を経由していることから、これを動物取扱業の中に含めて基準の設定や監視する仕組みの構築が必要である。

具体的には、オークション市場に参加するペット関連業者が動物取扱業の登録業者であるかどうかの確認ができる仕組みや、市場の情報公開等により透明性を確保することが必要である。

また、遺伝性疾患は必ずしも幼齢時に確認できるものとは限らず、一定程度成長した後に発症する場合があることから、動物取扱業全体としてトレーサビリティの確保は重要であり、特にオークション市場ではこれの確保に対するより一層の取組が必要である。

（５）犬や猫の幼齢個体を親等から引き離す日齢

犬や猫において、一定の日齢に達していない幼齢個体を親や兄弟姉妹から引き離すと、適切な社会化がなされないとされている。特に犬では、早期に引き離した場合、成長後に、咬み癖や吠え癖等の問題行動を引き起こす可能性が高まるとされている。犬と人間が密接な社会的関係を構築するための親等から引き離す理想的な時期として、生後６週齢（42 日齢）から８週齢（56 日齢）までの間である等の報告があることに加え、イギリスやアメリカの一部の州では８週齢未満の犬の流通・販売等が禁止されている。

こうした科学的知見や海外における規制の現状を踏まえると、具体的数値に基づき、流通・販売させる幼齢個体を親等から引き離す日齢制限の取組強化が必要である。なお、日齢の設定については、店舗等での販売時ではなく、親等から引き離す時点を基準とすべきである。具体的日齢については、ペット事業者の団体が目指している 45 日齢、科学的根拠（ペンシルバニア大学のジェームズ・サーペル博士の行った実験結果）のある７週齢（49 日齢）、海外に規制事例のある８週齢（56 日齢）に意見が分かれている。

規制の手法については、強制力のあるものにすべきという意見が強かった一方で、まずは事業者による自主規制をもう少し充実させ、さらに次の法改正時での規制導入を目指すべきとの意見もあった。

（６）犬猫の繁殖制限措置

いわゆるパピーミルと呼ばれる、大量繁殖施設において高い頻度で繁殖させられていたと考えられる犬が遺棄された事例が確認されている。これらの繁殖犬については母体への負担や健康面への悪影響が確認されている。これまで様々な犬種を作り出してきた実績のあるイギリスやドイツにおいては、

最初の繁殖年齢の設定や、生涯における繁殖回数を５～６回までに制限するよう規定されており、これらの国々の取組を参考として、繁殖を業とする事業者に対して、繁殖回数及び繁殖間隔について規制を導入すべきである。なお、猫の繁殖制限についても、同様に検討すべきである。

一方で、犬と猫の違いや、品種の違いによっても適切な繁殖の時期や頻度が異なるため、一律の規制が困難であることから、事業者による自主規制に任せるべきであるとの意見もある。

（７）飼養施設の適正化

各種の飼養施設における適正飼養の観点から、動物種や品種に合わせた飼養施設や飼養ケージ、檻等の選択は重要であるが、現状では適正な施設のサイズや温湿度設定等の数値基準が示されていない。数値基準は可能な限り科学的根拠に基づく、現状より細かい規制の導入が必要であり、専門的な知見を持つ有識者で構成される委員会において議論をすべきとの認識が共有されたが、具体的には次のような意見があった。

- 法規制ではなく、ガイドライン等の策定により、自治体が改善指導できるような仕組みとすべき。
- 数値化に当たっては、対応が困難な高い目標設定ではなく、最低限許容する数値を設定すると同時に、推奨される数値も必要。
- 飼養ケージや檻のサイズについては、動物種や品種によって体の大きさや習性も大きく異なるので、一律の数値基準の設定は困難。一方、犬や猫にあっては、体長や体高の何倍といった基準の設定も検討しうる。
- 客観的な指標例としてアンモニア濃度が考えられ、これを象徴的指標として用いるべき。
- 騒音や温湿度等を含め、多角的に数値化した方がよい。
- 犬や猫のみならず、うさぎ等についても検討するべき。

（８）動物取扱業の業種追加の検討

下記の①～⑤について新たな追加業種の候補として考えられる。しかしながら、これらを追加した場合、現状の自治体による登録や監視体制等について実効性が低下する可能性もあり、検討に当たってはこれに十分配慮する必要がある。

また、業態によっては、実態把握を目的とした届出制の対象とするような業種区分の導入が必要との意見もあった。

① 動物の死体火葬・埋葬業者

動物愛護管理法第２条で「動物が命あるものであることにかんがみ」となっていることや動物の福祉の推進という観点から、専ら死亡した動物を取り扱う業を動物取扱業に含めることは、法律の目的にそぐわないと考える。また、現在でも、地域の実情に応じて条例によって生活環境の保全や土地利用の観点から指導監督を行っている自治体もあることから、新たに業種として追加する必要性は無いとの意見が強かった。

一方で、同法第１条で生命尊重等の情操の涵養に資することが目的とされていることから、動物の葬送についても業種に含むべきとの意見もあった。

② 両生類・魚類販売業者

両生類や魚類については、国民感情を考慮すると現時点ではまだ動物取扱業に含めるべきではないとの意見、両生類については爬虫類の取扱業者と重複していることが多いため行政負担の増加はあまり見込まれないこともあり含めるべきという意見があった。

また、魚類等の遺棄により生態系への影響が見られる事例があり、生物多様性保全の観点からも問題の温床となっていることから規制の対象とすべきとの意見、遺棄を防止するため販売時の説明責任だけでも課すべきとの意見があったが、生物多様性保全の概念は動物愛護管理法の目的の域を出て幅が広くなり過ぎることから含めるべきではないとの意見、行政の側に両生類及び魚類に関しての苦情やトラブルがほとんど無いことや飼えなくなった場合の放流等は動物取扱業側の問題ではなく飼い主の飼養責任が大きいと考えられることから動物取扱業に含めるのは時期尚早との意見が多かった。

③ 老犬・老猫ホーム

所有権を移して長期的に動物をケアすることにより対価を得る老犬・老猫ホームのような業種については、現状では動物取扱業のカテゴリーに含まれないため、業種登録等の規制が必要と考えられる。

④ 動物の愛護を目的とする団体

動物の愛護を目的とする団体（以下「動物愛護団体」という。）であって、動物を実際に取り扱うものについては団体数も多いことから、何らかの規制が必要であることについて概ね共有されたが、動物愛護管理法第 35 条第４項には、都道府県知事等は動物愛護団体に犬及びねこの引取りを委託することができるとされており、動物愛護行政における公益性等を考慮

して一般的な動物取扱業者とは異なる対応が求められる。

⑤ 教育・公益目的の団体

専門学校等の教育目的の飼養動物の取扱いについては、何らかの形で動物愛護管理法の枠組みに入れることを検討する必要がある。

（9）関連法令違反時の扱い（登録拒否等の再検討）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）等の動物の取扱いに関連する法令に違反した際、動物取扱業の登録拒否・取消しを行える条項を追加すべきである。現行の「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成18年環境省告示第20号）」第6条第5号でも、取引相手が関連法令に違反していないことを聴取する規定があることから、この部分を活用して欠格事由を更に厳格にすることが可能と考える。なお、関連法令については動物愛護管理の観点から選定するべきである。

（10）登録取消の運用の強化

現行法でも、違反すれば動物取扱業の取消しが可能な条文となっているが、違反業者の登録の取消しについて、より迅速に発動しやすくなるよう細目の書きぶりに具体性を持たせることや、虐待の判断について獣医師等の専門家に助言を求める体制確保など、運用面の工夫が必要である。

（11）業種の適用除外（動物園・水族館）

我が国の動物園・水族館と呼ばれる施設には、野生動物の展示を通じた普及教育機関の一翼を担っている施設、希少野生動物の飼育下繁殖による生息域外保全を担う施設、動物とのふれあいを目的とした施設等があり、また運営形態も公益性の高い公営施設から営利目的の民間施設まで様々である。また、社団法人日本動物園水族館協会の加盟園館のように、動物の展示や飼養に関する独自の倫理規定を持ち、これに基づく適正飼養及び管理等の自主規制を行っている施設がある一方で、「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」や「展示動物の飼養及び保管に関する基準（平成16年環境省告示第33号）」を遵守していない動物展示施設も散見される。これらを考慮すると、動物園・水族館と呼ばれる施設全体を対象として、一律に現在の動物取扱業の適用除外を行うのは困難である。

(12) 動物取扱責任者研修の緩和（回数や動物園水族館・動物病院の扱い検討）

動物取扱責任者研修を実質的に意義のあるものにするため、現在一律に実施されている研修内容について、ある程度は業種によって適正な細分化を図るなど、その実施方法について工夫が必要との認識が共有された。

(13) 販売時説明義務の緩和（犬猫以外の小動物等での説明義務項の緩和の検討）

生体販売市場で、安価なハムスター等が粗雑に扱われていたことや遺棄による在来種への影響の問題が各地で発生していることなどから、販売時の説明義務は重要であり、緩和をすることは適当ではない。

また、野生の鳥類等の場合における輸入元の原産国・国内繁殖の別など、更に厳格に明記させるべき項目も存在する一方で、文書交付のみで口頭説明の省略が可能な項目や、小鳥・小型哺乳類・爬虫類等については少ない説明でもよいとの意見などが出されたところであり、きめ細やかな説明項目の設定を検討すべきである。

(14) 許可制の検討（登録制から許可制に強化する必要性の検討）

現在の登録制は実質的には許可制として位置付けられるものと考えられることから、許可か登録かという名称にかかわらず、実質的な規制の内容について検討を深める必要がある。

（現在の動物愛護管理法における登録制については、既に登録の拒否及び取消しという概念があるなど、許可制と同等レベルの規制である。）

3．虐待の防止

動物の虐待防止については、動物愛護管理法第44条に罰則規定があるものの、必ずしも十分に活用されていないとの指摘がされており、また、より直接的に虐待を受けている動物の保護を図るためにどのように対応すべきか等について議論がなされた。何が虐待に当たるかが法律上不明確である、未然防止のための具体的手段が不十分である等の指摘がされている。

(1) 行政による保護等

虐待の未然防止のための手段については、虐待が生じる前に未然に相談できる体制を整えるとともに、虐待が疑われる場合に、対象となる動物を緊急的に保護することを可能とすべきではないかとの議論があった。これらについて、現実的な対応としては、優良な対処事例の集約と情報共有、問題事例の受付窓口の明確化、自治体における動物愛護管理担当部局と警察間の連携強化等の方法を推進していくべきである。一方、自治体が、緊急時に動物の一時保護を可能とする規定を設けることを検討すべきとの意見があった。ま

た、虐待を行った者に対して、飼育禁止命令をかけられるような仕組みを導入することを検討する必要があるとの意見もあった。それに対しては慎重な意見もあったが、周辺住民に迷惑がかかっている等の状態を前提条件とするならば、私有財産権の正当な行使の限界を超えていると考えることができ、その部分について規制することは問題ないとの意見もあった。

(2)取締りの強化及び罰則規定の見直し

虐待の処罰は抑止効果という観点から重要であり、その取締りの強化を図ることが重要である。具体的には、どのような行為が動物虐待に当たるかについて動物虐待罪の構成要件をより明確にする必要がある。また、自治体の動物愛護部局に司法警察権を有する職員を配置して取締りに当たらせることが有効であるとの意見があったが、前述のとおり、まずは警察との連携強化等により対応すべきである。

動物愛護管理法における罰則規定について、「虐待」という用語が第44条第2項に包括的に規定されているが、殺傷（同条第1項）や遺棄（同条第3項）の規定との関係を整理する必要がある。さらに、動物の酷使など、今まで明確に位置付けられていない行為を例示して明確に規定することにより、罰則規定をより具体的にして積極的な摘発を促すこと、動物虐待行為の処罰を確実に進めることが必要である。なお、罰則の強化については9．に言及する。

(3)闘犬及び闘牛

闘犬等の動物同士を闘わせる行為については禁止すべきであるという意見があったが、伝統行事として社会的に認容されている事例については一律に禁止することは適切ではない。また、闘犬目的で飼育されている犬を飼育許可制とすべきとの意見があった。行事開催者の動物取扱業の登録の徹底、獣医師による適切な監視、治療、アフターケア等に関する基準の策定など、動物への負担を可能な限り軽減し、情報集約や実施内容の透明性を確保する取組が必要である。

4．多頭飼育の適正化

多頭飼育は、適正飼養や周辺の生活環境に係る問題につながりやすいことが指摘されている。動物愛護管理法には、多頭飼育に起因して周辺の生活環境が損なわれている場合に勧告や措置命令を行える規定が既に存在している。この規定に関して、発動要件を明確化することにより勧告や措置命令を発動しやすくすべきである。さらに、不適正な取扱いや虐待を防止することを目的として勧告や措置命令をより発動させやすくなるよう検討すべきであるとの意見があった。

また、一部の飼い主に対しては、動物愛護管理法に基づく勧告や措置命令

に従わない場合があるため、行政や民間団体による支援によって動物の飼養状況や周辺の生活環境を改善する方策も同時に必要であるとの指摘があった。

多頭飼育による問題及びその対処は、地域によって体制や実情が様々であることから、飼養基準やガイドラインにより適正飼養を促すとともに、既に一部の自治体で先行的に実施されているように、自治体における条例等に任せるべきとの意見が多かった。一方で、多頭飼育に起因する問題は全国的に発生しており、これを未然に防止する観点から、動物愛護管理法に一定頭数以上の多頭飼育者の届出制を導入すべきであるとの意見もあった。具体的な頭数については、10頭や20頭が目安となるという意見があったが、いずれの数字も明確な根拠が無いとの意見もあった。

5．自治体等の収容施設

自治体は一般の飼い主や動物取扱業者への指導を行っている立場であることにかんがみ、自治体が運営する動物収容施設については、その施設や管理に係る具体的基準を、指針のような形で示すことにより、各種収容動物に対して適切な飼養管理を行うよう促すべきである。なお、指針の策定に当たっては、収容直後の一時的な留め置きから譲渡先等を探す間の長期的な収容まで、目的によって期間や収容状況が様々であることや、自治体における財政事情についても考慮する必要がある。

犬や猫の収容施設における設備や業務等の一般国民への公開の範囲や方法は、現在も各自治体のルールに基づいて行われているところであり、引き続き全国一律の基準ではなく、自治体毎の判断に基づいて的確に実施されるべきである。

施設内で実施される殺処分の方法については、殺処分される動物の肉体的・精神的苦痛を軽減する観点から、処分数の多寡や各個体の特性等に応じて、科学技術の進展も踏まえつつ適切な手法を使い分ける必要がある一方で、確保できる人員や財政等の事情や実施職員の精神的負担の低減や安全確保についても配慮する必要がある。適切な殺処分の具体的な手法に係る基準については、最新の科学的な知見を踏まえて社団法人日本獣医師会等の専門的機関において示されることが望ましい。

犬や猫の引取りについては、安易な引取りを防止するために、現在でも飼い主に対する説得がなされているところであり、条例等の状況にもかんがみ、制度上も終生飼養の責務に照らして引取りを求める特段の事情がないと認められる等の一定の場合には引き取らないことができるようにすべきであるとの意見があった。また、殺処分数の減少のためには引取りの後に自治体が行う返還や譲渡等も重要であり、特に所有者不明の犬や猫について所有者確認

を行った上で必要な措置を実施することが有効であることから、これらのプロセスについても検討すべきである。

なお、犬や猫の収容施設の改善や譲渡活動の推進については民間団体との連携を進めるべきとの意見があった。

6．特定動物

特定動物については、基本的に一般国民が安易に飼育すべきではないとの観点から一律の禁止は困難であるとしても、特定動物の生理、生態等に適した基準の導入等により的確に飼育を行える者だけが責任をもってその飼育を行えるようにすべきとの意見があった。例えば、特定動物の飼養者は、災害時でも適切な飼養管理を継続することができなければならないこととすべきとの意見があった。

特定動物は非常に広範囲の分類群にまたがる野生動物種で構成されており、また人間に対する各指定種が持つ危険性（毒性、殺傷力等）の判断については専門性の極めて高い分野であるため、特定動物の範囲については、別途に各分野の有識者で構成される委員会等での議論が必要である。

咬傷事故が多い特定の犬種を特定動物とすべきではないかとの議論があったが、特定動物の飼養規制で「犬種」レベルでの規制をしようとしても、これらはすべて同種の「イヌ」の範疇に入るため、犬種指定等による規制は困難である。また危険性についても、個体ごとの性質や飼い主の飼育方法によるところが大きいため、飼い主による適正飼養の義務を徹底させることが重要である。なお、犬による事故の抑制については、飼い主等の周辺情報を公表することが再発防止につながるのではないかという意見があった。

なお、特定動物の移送時に通過する都道府県等へ通知するという手続きの緩和については、これまでの逸走事例等から、問題が生じる可能性が低いと判断できるならば緩和することも考えられるが、移送中に長時間滞在する休憩地点等については通知することが必要である。

7．実験動物の取扱い

実験動物の管理者等は「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」に基づき、研究機関等による自主管理を基本として実験等の適正化を図っているところである。この自主管理体制においては、不適切な事例や問題点がほとんど見られないことに加え、第三者評価制度も運用され始めたところであることから、現在の仕組みの充実とある程度時間をかけた検証が重要であるとの意見があった。

一方で、実験動物施設については、必ずしもすべての施設において情報公

開が進んでおらず、実験動物の取扱いに係る問題が存在しても表面に出てきていないとの懸念がある。また、文部科学省、厚生労働省及び農林水産省が策定したガイドラインが適用されていない施設もある。こうした施設の把握に加え、事故時・災害時の実態を把握するためにも、関連団体の連携強化や届出制等を検討する必要があるとの意見があった。

届出制等に関しては、仮に導入した場合、対象施設の審査のための立入りに当たって、実験等の目的の達成に支障を及ぼす行為の範囲について自治体の職員では判断が困難であることが想定されることから、実効性の確保が困難ではないかとの意見があった。

実験動物は、実験を目的に生産される動物であり、産業動物と同様にいわゆるペットとは飼養管理方法が異なるとともに、業界団体によって生産業者や生産数等の実態が把握されているという状況を踏まえ、実験動物生産業者を動物取扱業の登録対象に含めるべきではないとの意見があった。

一方で、動物種によっては実験動物と家庭動物等の両方で扱われるが、これらはともに動物愛護管理法の基本原則に従って適切な取扱いが求められるため、動物取扱業の登録対象とすべきとの意見があった。

また、動物を科学上の利用に供する場合のいわゆる３Ｒのうち、代替法の活用と使用数の削減についても義務規定とすべきとの意見があった。

８．産業動物の取扱い

快適性に配慮した家畜の飼養管理を行うことによって、家畜のストレスや疾病、けが等を減らし、家畜が健康であることは、安全な畜産物の生産につながることのみならず、生産者にとっても家畜の能力を引き出し、治療費等のコスト低減につながることから、既に取組が行われている現場もある。また、動物福祉に配慮した取組を付加価値として販売促進につなげている事例もある。

産業動物の福祉を向上させるために具体的な数値基準に係る飼養基準を新たに設定することにより、飼養・管理に係るコストが増加し、それに伴って国民の経済負担が増加することにつながる可能性があることから、一般国民における動物福祉に関する認知度の向上を推進するための普及啓発が必要である。

なお、「五つの自由」の概念に関しては、産業動物に限定せずに動物全体に対する理念として動物愛護管理法に明記することが望ましい。

また、産業動物や実験動物については、各種の国際的なガイドラインの動向も勘案していくべきであるとの意見があった。

９．罰則の強化

罰則は、動物を虐待し、又は不適正な取扱いを行う者に対して、一定の抑止力を持つという観点からも重要であり、依然として虐待等が多く見られる状況であることから、罰則の強化を検討すべきである。具体的には、我が国における自然の生態系全体の破壊と動物の命をみだりに絶つということは、双方とも同様に重い罪であり、動物愛護管理法の罰則を特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）や器物損壊罪と同じレベルにまで引き上げるべきであるとの意見、法人重課（法人に科せられる罰金を重くすること）などの導入も検討すべきとの意見があった。一方で、殺傷罪に対する罰則については、現状でも先進的な外国法と比較しても遜色がないという意見もあった。その他、動物取扱業に関する各種の罰則についても、その強化を図るべきとの意見があった。

１０．その他

(1) 犬のマイクロチップの義務化

個体識別用のマイクロチップは、脱落・破損・摩耗等の可能性が低く、他の所有明示措置に比べても確実なトレーサビリティを確保できる等の利点がある。一方で、識別には専用機器によるデータの読み取りが必須で、チップ自体や挿入器のサイズの点で小型犬の飼い主に抵抗感があるなどの欠点もある。現時点では普及率が推定２％と低い状況にあり、こうした状況では、マイクロチップの義務化によって国民にもたらされるメリットが明確ではない。

このため、現時点では、データ読み取り器の更なる普及やマイクロチップ自体の小型化など、普及率を向上させる取組が重要である。

今後、犬のマイクロチップ装着を義務付けるためには、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）における犬の登録との整合性が必要である。また普及率向上のために獣医師以外の者にも施術の道を開くことが有意義との意見がある一方で、マイクロチップの装着は獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）第 17 条に規定する診療行為に該当するものであることや、獣医師以外の者による施術の危険性を指摘する意見もあった。

(2) 犬猫の不妊去勢の義務化

犬や猫に不妊去勢措置を実施することによって過剰な繁殖を防ぐことは、適正飼養の推進や殺処分数の減少のために重要である。しかし、不妊去勢の義務化により、繁殖に対する適切な理解を持ち、適正な飼養をしている飼い主の繁殖させる権利を奪うべきではない。したがって、犬や猫の不妊去勢については、動物愛護管理法による義務付けという手段ではなく、飼い主への

普及啓発、繁殖制限に係る説明を販売時に徹底させること、自治体が譲渡する犬や猫への処置等の取組によって推進すべきである。

(3) 飼い主のいない猫の繁殖制限

飼い主のいない猫の問題について、地域住民が合意の下に猫を管理する「地域猫活動」と呼ばれる活動によって成果を上げつつある事例が見られるが、依然として不適切な給餌や不妊去勢の未処置により猫が増える事例は全国的に見られ、その結果、猫の殺処分はあまり減少していない。この問題の解決には、地域住民や行政担当者等、関係者による地道な努力が重要であり、一律の規制ではなく、条例や自治体による指導等で地域の実情に合った対策を講ずべきである。

(4) 学校飼育動物および公園飼育動物の適正飼養

学校飼育動物は、不適切な管理により死亡した、または、虐待の対象とされた例もあることから、学校において適正な飼養管理や実態把握ができる仕組み作りが必要であり、必要に応じて関係機関に助言等を行う必要がある。

公園飼育動物については、動物取扱業の展示業に該当するものについては、料金徴収の有無に関わらず動物取扱業の登録対象であり、その徹底を図るべきである。

(5) 災害対応

現在、動物愛護管理法には災害対応に関する条文はないが、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成 18 年環境省告示第 140 号。以下「基本指針」という。）」には、地域防災計画等における動物の取扱い等に関する位置付けの明確化等を通じて動物の救護等が適切に行うことができるような体制の整備を図ること等が講ずべき施策とされており、およそ８割の自治体が地域防災計画等に災害時におけるペットの取扱いについて明記している。

自治体等が災害時に行うべき動物愛護に関する措置については、自治体の裁量によって地域の実情に応じ、また、ペット等それぞれの飼養動物の特性に応じて、動物愛護推進計画や地域防災計画上での動物救護や迷子動物対策等を推進するための根拠として動物愛護管理法に基本的な事項を規定すべきである。また、自治体間で協力して広域的に対応する体制についても検討する必要があるとの意見があった。

災害対応では行政と民間の協力が非常に重要である。動物愛護管理法には、動物愛護推進員の委嘱や動物愛護推進協議会の設置に関する規定が存在する

など、地域における民間団体等との協力体制を築く仕組みが既に存在するが、災害対応についてもこれらが活用できるような規定を設けるべきである。

また、動物取扱業者が販売時に説明すべき事項に災害時の避難や準備について加えるべきではないかとの意見もあった。

(6)実施体制への配慮

規制や施策の強化を実効あるものにするためには、自治体の業務の増加等について、財政措置や情報の提供等必要な支援措置の充実についても併せて検討すべきである。

参考資料２０

動物愛護管理法改正に係る請願・意見書・陳情
（第180回国会）（衆議院環境委員会付託・送付分）

平成24年8月1日現在

○請願

件　　名	件数	要　　旨
動物愛護管理法の改正に関する請願 （第 331 号, 岡本英子君（生活））	21件	動物の愛護及び管理に関する法律は、人が飼育する全ての動物について虐待の禁止と適正飼養を定めている。 ついては、予定されている法改正において法制度の充実と実効力が確保され、よりよい人と動物との共存社会が実現されるよう、次記事項を措置されたい。 一　動物取扱業者に対する規制を強化すること。動物の繁殖販売業者の社会的責任に見合う規制の強化及び基準の実効性の確保を図ること。他の動物関連法との連携を強化すること。 二　動物行政の充実と民間協力の制度を確立すること。行政の犬猫等の収容施設の改善及び殺処分から一時保護への施策転換をすること。犬猫等の譲渡・適正飼養等に関して市民・民間団体等との協力関係を構築すること。 三　実験動物の国際原則三Ｒ（苦痛の軽減・使用数の削減・代替法）の強化を図ること。動物実験施設の登録制等による実態把握及び透明性の確保を図ること。三Ｒの実効性確保のための制度を構築すること。 四　畜産動物の福祉を推進すること。畜産動物の国際指針「五つの自由」の明記及び飼養保管基準を改正すること。生産者・消費者等に対する家畜福祉についての啓発普及を促進すること。
動物虐待への対策強化に関する請願 （第 332 号, 岡本英子君（生活））	21件	私たちは、人と動物とのよりよい共生を目指し、動物虐待の防止策強化のために、「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正及び同法の実効性ある運用と施策の推進を求める。 ついては、次記事項を措置されたい。 一　動物虐待に対する有効な対策 １　動物虐待の定義、すなわち虐待、とりわけ飼育怠慢の定義について、科学的（獣医学・動物行動学等による客観的根拠に基づく）判定基準の策定を行うこと。また、「飼養及び保管に関する基準」の遵守を義務と定めること。 ２　動物愛護担当職員の設置の義務づけ、すなわち地方公共団体に動物愛護担当職員設置を義務づけること。その職務に、前記基準の遵守のために、次記のようなアニマルポリス（司法警察員職）の機能を持たせること。 （１）動物の一時保護 （２）立入調査・勧告・命令等に関する権限 （３）警察との協力 ３　動物虐待に対する通告義務、すなわち虐待を受けた動物の発見者は、速やかに担当部局に通報し、行政がこれに対処できるようにすること。 二　動物の多頭飼育及び動物取扱業に係る措置 １　多頭飼育の規制、すなわち個人、業者にかかわらず、収容許容範囲、飼育者の飼養責任、周辺環境への配慮等に関する基準及びその遵守義務を定めること。 ２　動物取扱業者の責任、すなわち動物の繁殖販売業者においては、トレーサビリティシステムを導入すること。また、廃業または営業停止時に残された動物を適正に譲渡等できるようにするため、保険制度や供託金制度などの整備と加入を義務づけるようにすること。 ３　動物取扱業者が取り扱う対象動物、すなわち動物取扱業の対象動物に両生類・魚類（観賞魚）を加えること。 三　動物行政の推進 １　動物の一時保護施設の設置、すなわち地方公共団体の動物収容施設について、殺処分よりも救命を主目的とした一時保護施設とすることを定めること。 ２　動物収容施設の基準、すなわち行政の動物収容施設及び民間の動物保護施設について、動物の健康と安全確保のため、施設基準及び飼養保管の基準を定めること。 ３　災害時の動物救護措置、すなわち感染症対策及び地域防災計画対策の一部として、緊急時に飼育動物の命と健康が守られるように取り扱いの基準を定めること。 ４　他の動物関連法との整合性

		（1）動物虐待罪を「器物損壊罪」と同等の罰則にすること（刑法）。 （2）虐待を受けている動物を保護できるようにすること（民法）。 （3）動物愛護の観点から、捕獲犬の抑留期間を最大限延長すること（狂犬病予防法）。 （4）逸走動物の一時保護期間は、遺失物と同様に最低三カ月とすること（遺失物法）。 5　同法の運用に係る人材の育成と配置をすること。 6　同法の普及啓発の促進をすること。 7　同法の施策推進のための予算確保措置をすること（ペット販売税など）。
動物の愛護及び管理に関する法律改正に関する請願 （第 2104 号, 玉木雄一郎君（民主））	1件	日本では狂犬病予防法に基づく犬の捕獲や動物の愛護及び管理に関する法律に基づく犬猫の引き取りが行われ、年間三十万匹近い犬猫が自治体によって殺処分されている。人類のパートナーとして長くともに生きている犬や猫を人間の都合で大量に殺している悲惨な現実は改めなければならない。海外では民間シェルターの活躍等で殺処分を行っていない国もあり、日本でも殺処分を激減させている自治体もある。 ついては、殺す行政から生かす行政への転換に向け、次記事項を動物の愛護及び管理に関する法律その他の関係法令に盛り込むよう措置されたい。 一　犬猫を生かすシェルター建設・運営のための予算措置を講ずること。 二　自治体の引き取り義務を撤廃し、やむを得ない場合に限り引き取ること。 三　やむを得ず引き取った場合、譲渡に努めること（原則、返還・譲渡とし殺処分を行わないこと）。 四　譲渡や施設の運営、動物の世話等を民間に委託できるようにするなど、市民参加を促進すること 五　収容動物の健康の確保等のための保管基準を定めること。
動物愛護管理法の改正を求めることに関する請願 （第 2412 号, 高木美智代君（公明））	1件	動物の愛護及び管理に関する法律を今後より一層効果的なものとし、我が国の動物たちの福祉を守る手段としての位置づけをさらに堅固なものとするため、同法の改正を求める。 ついては、次記事項を措置されたい。 一　五つの自由を明文化すること。国際的に動物全般の福祉基準として認められている五つの自由という概念を法律の中に明文化し、飼い主及び占有者の責務の基本とすること。 二　動物虐待をより具体的に定義づけること。必要な世話を怠るネグレクト、ストレス行動の放置、不快な環境に置く、過酷な輸送を行う、生理・生態・習性を無視した飼育を行う等々具体的な文言で明記すること。 三　動物を闘わせることを禁止すること（動物と人間、また動物同士（闘犬、闘鶏、闘牛、ハブとマングース他））。 四　劣悪な多頭飼育を規制すること。一定頭数以上の動物を飼育する場合は自治体に登録をすることを義務づけること。 五　動物取扱業のさらなる規制を行うこと。ネット販売や移動販売の禁止、幼齢動物（犬、猫は八週齢以下）の移動・販売・展示禁止、登録業種の拡大、生体販売の営業時間の規制等々を加えること。 六　法令違反者に対する罰則に飼育禁止を加えること。 七　実験動物の福祉を保障する手段を確保すること。 八　産業動物の福祉を保障する手段を確保すること。 九　災害時、飼育動物の同行避難を義務化すること。
動物の愛護及び管理に関する法律の改正を求めることに関する請願 （第 2413 号, 野田聖子君（自民））	1件	私たちは、人間と動物がともに安心して暮らせる社会の構築を目指し、動物の愛護及び管理に関する法律の改正とその実効性のある運用を求める。 ついては、次記事項を措置されたい。 一　ペットの生体販売に次の制限をすること。 1　インターネット等の通信・広告手段を用いてのペットの生体販売（ネットオークションを含む）を原則禁止とすること。 2　生後八週齢未満の犬猫の母親から隔離及び販売を原則禁止とすること。 3　販売動物の展示時間を一日八時間以内とし、その間に休息時間を設けること及び夜八時以降の展示販売を禁止とすること。 二　動物取扱業の登録取り消しの制度を強化すること。動物取扱業の遵守基準を厳密化し、基準に違反する業者に対しては登録取り消しを容易とすること。 三　犬猫の収容・処分施設の基準を設けること。行政及び民間における動物収容の施設について、動物の健康と福祉を確保するための施設及び飼育の基準並びに苦痛のない安楽殺処分の基準を設けること。 四　勧告及び命令に次の改正をすること。 1　動物虐待や悪質業者に対して、動物愛護担当職員に司法警察権を持たせる等

		の機能強化を図ること。 2　動物愛護推進員を市町村に置き、研修等による人材育成及び活動の強化を図ること。 五　動物虐待に関して次の改正をすること。 1　通報窓口の一本化や虐待内容を明記したガイドラインを制定し、取り締まりの基準を明確化し、強化を図ること。 2　殺処分施設へ二回以上の持ち込み、または不妊去勢を怠り、終生飼育を放棄する行為を虐待の範囲とすること。 3　違反する者に対し罰則金の下限及び上限を制定し、徴収金は収容動物保護への予算として運用すること。 六　情報公開に関しての改正。すなわち、動物収容施設の公開基準を制定し、全国の統一化を図ること。 七　実験動物に関しての改正。すなわち、各研究機関に対し実験動物の登録制度を導入し、「個体数・種類」、「実験内容」等の把握を容易にすること。

○意見書

件　　名	件数	提　出　議　会
ペット霊園に関する法令等の整備を求める意見書（第786号）	1件	神奈川県伊勢原市議会
飼い主のいない猫対策の推進に関する意見書（第2750号）	1件	愛知県名古屋市議会

参考資料２１

過去の委員会決議・附帯決議

【平成11年改正：衆議院における委員会決議】

○動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案の提出に伴う決議

（平成11年12月7日　衆議院内閣委員会）

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一　飼い主が所有権を放棄した犬及びねこ以外の愛護動物や虐待を受け保護が必要な動物については、第21条の「動物愛護推進員」の活動として新たな飼い主や引取り先の斡旋が行われることが想定されるところである。都道府県等は、第22条の「協議会」の構成員として、この動物愛護推進員の活動を支援していくことが法律上望まれているところであり、このような都道府県等の活動に対する国としての支援について検討し適切に措置すること。

二　学校や福祉施設などにおける動物の適正な飼養については、その近時における重要性の高まりを踏まえ、獣医師等による指導の実施などそのあり方について検討を行い、関係行政機関が適切に連携しつつ、第５条第４項の内閣総理大臣が定める基準の中に盛り込むなどの措置を行うこと。

三　飼い主責任の意識の高まりを踏まえつつ、公園等公共施設の利用のあり方についても検討を行うこと。

四　犬及びねこの引取りについては、飼い主の終生飼養の責務に反し、やむを得ない事態としての所有権の放棄に伴う緊急避難措置として位置付けられるものであり、今後の飼い主責任の徹底につれて減少していくべきものであるとの観点に立って、引取りのあり方等につき、更なる検討を行うこと。

五　日本の伝統芸能に係る三味線等の製造に支障をきたさないよう、伝統文化の保護の行政とも連携して、都道府県等に引き取られ殺処分に付されている犬及びねこの活用などにおいて適切な配慮がなされるよう措置すること。

六　ペットの放置・遺棄による在来種への圧迫をはじめとした外来種・移入種による地域の生態系への影響の防止の観点から、動物の飼養及び保管のあり方など外来種・移入種に関する対策を検討し適切に措置すること。

七　国、地方公共団体を通じて本法の適切な施行・運用のための体制の整備・充実を図ること。

八　附則第２条に基づき検討を行うに当たっては、次の事項について、適切に措置すること。

1　動物取扱業者の届出制については、その実施状況を調査し、問題の発生の有無等によりその有効性を評価するとともに、東京都の登録制の条例制定など先進的な取組を踏まえ、優良業者の育成、消費者保護等の観点も加味した登録制などの措置について、実施可能性も含め検討を行うこと。

2　規制対象となる取扱業の範囲についても、問題発生の状況や、東京都などにおける条例の見直しの状況などを踏まえ、検討を行うこと。

3　規制に営業（業務）停止に係る命令等の措置を加えることについては、問題発生の実態等を踏まえ、その必要性や有効性を含め検討を行うこと。

4　罰則の対象となる虐待の定義等については、本法に基づく摘発や立件等の状況を踏まえ、見直しの必要性も含め検討を行うこと。

5　愛護動物の範囲については、本法で爬虫類を追加したところであるが、熱帯魚などが観賞用として増加していることなども踏まえ、今後の問題の発生状況等必要に応じてその見直し等につき検討を行うこと。

6　今回の改正案に盛り込まれていない事項（動物の取扱や情報公開等）についても、地方公共団体等における各種の取組等を踏まえ、動物の適正な飼養の推進の観点から検討を行うこと。

右決議する。

【平成 11 年改正：参議院における附帯決議】

○動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

（平成 11 年 12 月 14 日　参議院国土・環境委員会）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、動物の愛護を推進するためには、規制の強化と合わせて、国民の動物愛護意識の向上、強化を図ることが肝要である。そのため、動物愛護週間を活用するなどにより、国民の動物愛護意識の一層の向上を図るとともに、市民、動物愛護団体等の創意工夫による動物愛護活動を取り入れた国民レベルの動物愛護運動の高揚を図ること。

二、高齢社会におけるペットの伴侶動物としての重要性が高まる一方、特に、年少者による動物虐待の事例が社会的な関心を呼んだことにかんがみ、動物が命あるものであることを踏まえ、野生動物の保護を含め人と動物の共生を前提とした適正な扱い方について、特に、幼児教育・学校教育等において適切な措置がとられるよう努めること。

三、飼い主が所有権を放棄した犬及びねこ以外の愛護動物や虐待を受け保護が必要な動物については、第 21 条の「動物愛護推進員」の活動として新たな飼い主や引取り先の斡旋が行われることが想定されるところである。都道府県等は、第 22 条の「協議会」の構成員として、この動物愛護推進員の活動を支援していくことが法律上望まれているところであり、このような都道府県等の活動に対する国としての支援について検討し適切に措置すること。

四、学校や福祉施設などにおける動物の適正な飼養については、その近時における重要性の高まりを踏まえ、獣医師等による指導の実施などそのあり方について検討を行い、関係行政機関が適切に連携しつつ、第５条第４項の内閣総理大臣が定める基準の中に盛り込むなどの措置を行うこと。

五、飼い主責任の意識の高まりを踏まえつつ、公園等公共施設の利用のあり方についても検討を行うこと。

六、犬及びねこの引取りについては、飼い主の終生飼養の責務に反し、やむを得ない事態としての所有権の放棄に伴う緊急避難措置として位置付けられるものであり、今後の飼い主責任の徹底につれて減少していくべきものであるとの観点に立って、引取りのあり方等につき、更なる検討を行うこと。

七、日本の伝統芸能に係る三味線等の製造に支障をきたさないよう、伝統文化の保護の行政とも連携して、都道府県等に引き取られ殺処分に付されている犬及びねこの活用などにおいて適切な配慮がなされるよう措置すること。

八、ペットの放置・遺棄による在来種への圧迫をはじめとした外来種・移入種による地域の生態系への影響や人への危険を防止する観点から、動物の飼養及び保管のあり方など外来種・移入種に関する対策を検討し適切に措置すること。

九、国、地方公共団体を通じて本法の適切な施行・運用のための体制の整備・充実を図ること。

十、附則第２条に基づき検討を行うに当たっては、次の事項について、適切に措置すること。

1　動物取扱業者の届出制については、その実施状況を調査し、問題の発生の有無等によりその有効性を評価するとともに、東京都の登録制の条例制定など先進的な取組を踏まえ、優良業者の育成、消費者保護等の観点も加味した登録制などの措置について、実施可能性も含め検討を行うこと。

2　規制対象となる取扱業の範囲についても、問題発生の状況や、東京都などにおける条例の見直しの状況などを踏まえ、検討を行うこと。

3　規制に営業（業務）停止に係る命令等の措置を加えることについては、問題発生の実態等を踏まえ、その必要性や有効性を含め検討を行うこと。

4　罰則の対象となる虐待の定義等については、本法に基づく摘発や立件等の状況を踏まえ、見直しの必要性も含め検討を行うこと。

5　愛護動物の範囲については、本法で爬虫類を追加したところであるが、熱帯魚などが観賞用として増加していることなども踏まえ、今後の問題の発生状況等必要に応じてその見直し等につき検討を行うこと。

6　今回の改正案に盛り込まれていない事項（動物の取扱や情報公開等）についても、地方公共団体等における各種の取組等を踏まえ、動物の適正な飼養の推進の観点から検討を行うこと。

右決議する。

参考資料２２

動物愛護管理関係予算（平成24年度）

○動物愛護管理制度の推進・見直しに係る予算措置　　（単位：百万円）

区　　分	具体的事業内容	平成24年度	前年度
（新）警戒区域内における被災ペット保護活動事業 ＜復旧・復興＞ （復興庁計上）	○警戒区域内からの被災ペット（犬及び猫）の救出 ○被災ペット一次収容施設（シェルター）の設置 ○シェルター管理運営費 ○被災ペットの内部被ばく量調査	１００	０
動物愛護管理推進費	【動物愛護管理法に基づく施策の推進】 ○関係省庁及び自治体等の担当者会議、犬猫等の譲渡支援広域データベース運用等 ○ポスター・パンフレット・ガイドライン作成やシンポジウム開催等の総合的な普及啓発、改正動物愛護管理法に基づく省令・告示改正に係る検討、改正法の普及啓発、被災ペット対策の記録・対応マニュアルの作成及び普及 ○政令市・中核市の動物収容・譲渡対策施設の新築・改築・改修等の支援 【ペットフード安全法の円滑な施行】 ○飼養動物の安全・健康保持推進のための情報収集及び調査	９４	１２８

この資料は、再生紙を使用しています。